

令和5年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月4日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和5年9月4日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第66号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第67号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第68号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第69号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第70号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第71号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第72号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第73号 令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第74号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 議第75号 人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第76号 人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第77号 人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第78号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第79号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第80号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第81号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第82号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第83号 人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第21 議第84号 土地の処分について
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
副市	長	迫田	浩二	君
教育	長	志波	典明	君
総務	部長	永田	勝巳	君
復興政策	部長	浦本	雄介	君
復興政策部	政策統括監	井福	浩二	君
市民	部長	松尾	和弘	君
健康福祉	部長	瀧上	麻美	君
経済	部長	溝口	尚也	君
復興建設	部長	瀬上	雅暁	君
復興建設	部長	若杉	久生	君
(復興担当)				
総務	部次長	立場	康宏	君
総務	課長	那須	裕史	君
秘書	課長	上村	英明	君

水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより令和5年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る8月28日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

令和5年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月4日開会、明日5日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、6日から11日まで休会、12日、13日一般質問、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日から18日まで休会、19日、20日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、21日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、22日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会といたしております。

次に、一般質問についてでございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月7日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は自席から行うことにしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） お諮りいたします。会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、牛塚孝浩議員、6番、宮崎保議員を指名いたします。

日程第3 議第66号から日程第21 議第84号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第66号から日程第21、議第84号までの19件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和5年9月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与您にいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

8月上旬に発生した台風6号は、太平洋高気圧の影響などもあり、予測が困難な動きで、沖縄地方、さらには鹿児島、熊本、長崎の3県を暴風域に巻き込みながら、非常にゆっくりとした速度で九州の西の海上を北上しました。球磨地方においても8月9日に線状降水帯の発生情報が発表されるなど、九州各県では数日間にわたり緊張が解けることのない対応を迫られました。特に今回の台風は、これまでの典型的な台風とは異なり、日本、そして世界各国の気象機関においても当初から予測ルートにばらつきを見せており、近年の台風対応の難しさを改めて感じたところです。

また、6月下旬から7月上旬にかけては、梅雨前線に暖かく湿った空気が流れ込み、2度の線状降水帯が発生、山都町や益城町など県央地域を中心に甚大な被害をもたらしております。被害に遭われた全ての皆様に、この場をお借りしまして心より御見舞い申し上げます。

映画の力で災害からの復興を後押しする「くまもと復興映画祭球磨川特別編2023」が、6月24日、カルチャーパレスで開催されました。昨年に引き続き2回目の開催となった今回は、本市出身でタレントの内村光良さんが監督・脚本を手がけ、被災した故郷、人吉球磨への熱い想いを込めた短編映画「夏空ダンス」など、5作品が上映されております。上映の合間に行われたトークショーで内村さんは、「災害を経て、人吉に残る人、やむなく人吉を離れた人それぞれだが、地元愛はみんな一緒。今も仮設住宅などで暮らし、大変な思いをしている方もいる。そんな人吉球磨から上映が始められたことが非常に嬉しく、全国の皆さんにも見てもらいたい」と、映画にかける意気込みを述べられました。映画を観た方々からも、「多くの皆さんに見てもらいたい映画。涙した。花火のシーンが素敵だった。関東での上映予定は」など、多くの御意見をいただいております。また、同映画祭ディレクターの行定勲監督

からは、「映画を通して夢を与えたり楽しむことで、水害やコロナで傷ついた人々が元気になれば」と、被災地への力強いエールをいただいております。

豪雨災害から3年が経過した現在も、我々は災害からの復興の途上にあります。平安、中世鎌倉、近世を経て受け継がれてきた本市の歴史は、幾多の戦乱や自然災害などを乗り越え、まさにこの地に住む人々が紡ぎあげてきた軌跡による文化であります。その中で、今現在、この地に生きる我々が、これまで先人たちが築き上げてきたように、まちを守り、まちを育て、次世代を生きる人々に確実に受け渡していくために、一步一步、着実にまちの復興を果たしていく、この使命と覚悟を本市に住む人々が共有し、実践していくことが今後のまちづくりにおいても重要であると考えます。まちのあり様やなりわい、そして、伝承や記憶、奥行きなどを大切にしながら、住民一人ひとりが当事者として、まちの未来に想いを馳せ、実践につなげることができれば、人吉の復興は必ず成し遂げられるものと思いますし、復興のさらに向こうにある、まちの新たな未来を形づくるためにも、市民の皆様と共に、一歩ずつ、着実に復興まちづくりを進めてまいりたいと存じます。

令和2年7月豪雨災害から約3年を迎えた7月2日、御遺族をお迎えの上、カルチャーパレスを会場に豪雨犠牲者追悼式を挙行し、犠牲者へ鎮魂の祈りを捧げました。式では、遺族代表の倉岡伸至様が、「あの日見た惨状、伯母を亡くした悲しみは忘れることはできない。あの日、伯母は何を思い亡くなっていったのか」と、無念の思いを込めて追悼の言葉を贈られました。また、多くの方々が被災し、住まいや財産、そして大切な命や思い出が失われたことへの御悔やみと御見舞い、今なお不自由な暮らしの中、再建に向け頑張っている方もおられることへの労い、一日も早く安全で安心して暮らせる日々がくることへの願いなどを切々と述べられました。結びとして、さきの教訓を活かした防災対策を行い、当事者としての経験を伝えていきたいとの言葉で締めくくられました。同時に私たち自身も、あの時の惨状、人々の無念、その後のまちの復興など、市民の皆様と共に重ねてきた経験をもとに、常に最悪の事態を想定しながら、今後も災害への備えを強化していかなければならないと、心に銘じた式典でございました。

その防災対策関係でございますが、これまで以上に避難に対する備えを確認し、いつ、いかなるときでも命を守る行動につなげていくための実践的な訓練の場として毎年実施している人吉市総合防災訓練を、今年は大畑小学校をメイン会場とし、10月15日に実施いたします。

今回は、人吉盆地南縁断層付近を震源とするマグニチュード7.1規模の地震発生を想定し、発生直後の身の安全を確保するための基本行動である「姿勢を低くする、しゃがむ」、「頭や体を守る」、「揺れがおさまるまで静かに待つ」といった3つの安全確保行動を行うシェイクアウト訓練を、全ての市民を対象に行います。また、災害対策本部の運営体制構築や、国、県、消防団、自主防災組織など関係機関との連携訓練、併せて災害時要支援者の避難誘導や避難所運営、自衛隊による給食訓練や車両の展示などを行う予定としております。また、

自衛隊、警察、消防等、各関係機関による家屋倒壊などを想定した救助訓練や、複数の医療機関と連携し、多数負傷者搬送訓練を実施する予定です。さらに、大畑校区の皆様にご協力いただき、避難行動訓練などを実施いたします。

今回の訓練が、自らの命を守る行動、そして、近所や町内などお住まいの地域での避難行動など、自助、互助、共助、公助に関連する行動を確認いただくための効果的な機会となりますよう、本市としましても万全の態勢で取り組んでまいりたいと存じます。

消防団関係でございますが、第7回熊本県女性消防操法大会が昨日、山鹿市で開催され、人吉市女性消防隊が出場いたしました。連日の猛暑の中、40回を超える訓練に隊員一丸となって取り組んだ結果、3位という素晴らしい成績を収めました。出場した選手をはじめ、練習、大会と選手をサポートいただきました消防団員、後援会、事業所、人吉下球磨消防組合の皆様、そして隊員の御家族の皆様、全ての関係の皆様、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

被災市街地復興推進地域である青井、中心市街地両地区の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、換地計画等について、公平かつ適正に権利者及び学識経験者から御意見をいただくことを目的とした土地区画整理審議会が、施行者である熊本県において開催されており、換地設計基準等の設定や、仮換地の指定に向けた協議が進められております。また、地域住民の皆様と共に、暮らしやすい「まち」の実現を図ることを目的とした座談会を随時開催し、整備を予定している道路、公園等のしつらえや使い方等について御意見をいただいております。

一方、中心市街地地区につきましても、土地区画整理事業区域内の詳細な測量や換地設計、建物調査等を進めるとともに、併せて、去る8月2日に同審議会を、施行者である本市において開催しており、今後、仮換地の指定等を進めていく予定です。また、土地区画整理事業区域外においても「交流・文化の場」の整備を含め、中心市街地全体の将来のまちづくりの検討を進めてまいります。今年度も引き続き、復興まちづくり推進委員会や山田川河川整備に伴う住民説明会の開催など、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

城見庭園の利活用関係でございますが、豪雨災害で被災した球磨川トレーニングセンターに代わる市内高等学校のカヌー一部共同艇庫等として、城見庭園東側に新たな施設の建設を予定しております。地元町内会や近隣住民の皆様との協議を重ね、このたび、建設に関する一定の御了承をいただきましたので、年度内の完成を目指し、事業主体である熊本県による建設工事が今月から始まる予定です。併せて、現在西側に設置している仮設部室につきましても、共同艇庫等の建設状況を踏まえながら、今後、撤去工事を行われる予定となっております。

また、城見庭園西側につきましては、今後、コミュニティ施設の建設を計画しておりますが、施設の機能や規模等について現在、庁内で検討を進めているところであり、方針案等が固まりましたら、地元町内会など関係の皆様との協議を進めてまいりたいと存じます。

被災者支援関係でございますが、7月31日現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯は2,888世帯であり、支援済みの割合が88.1%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要な世帯が389世帯ございますことから、本市としましては、引き続き、関係機関・団体との緊密な連携のもと、早期の生活再建に向け支援を継続してまいります。

また、豪雨災害により心身の健康に課題を抱えている被災者を支援するため、18歳以上の応急仮設住宅の入居者を対象に、「こころとからだの健康調査」を実施いたします。調査の結果、高度のメンタルヘルスリスクと判定された被災者等に対して、必要な支援が行き届いているかを訪問等により直接確認し、必要に応じて専門機関等へのつなぎやフォロー体制の調整を行うものであり、今後も被災者一人ひとりにしっかりと寄り添いながら、きめ細かな支援を行ってまいります。

被災者生活再建支援金の加算支援金につきましては、8月3日までとしていた申請期限を、来年の8月3日まで1年延長しております。これまでの申請件数は、7月31日現在、1,733件となっており、申請漏れがないよう、今後も周知を徹底してまいります。

建設型応急住宅の利活用関係でございますが、西間第二・第三仮設団地及び下原田第二仮設団地の用地取得が完了し、予定していた全ての用地を取得することができました。御協力いただきました地権者の皆様に、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。今後は、被災された皆様の一日も早い住まい再建のため、熊本県と連携し、住戸の改修事業等を進めてまいります。

東校区に整備予定の土地建物買取型災害公営住宅につきましては、去る8月28日に開催した第4回近隣住民説明会において、市としての最終の整備方針をお示しいたしました。今回の方針は、これまで近隣住民の皆様をはじめ、近隣町内にお住まいの皆様など、様々な関係の皆様のお意見等を賜りながら、本市の市長として決断したものでございます。この決断に至るまでには、建設に対する賛成、反対の声、さらには今後の本市のまちづくりに関する声など様々に頂戴し、私自身、熟慮を重ねてまいりました。古くから本市の中心であった中心市街地に再度、人を呼び込みたい、賑わいを創出したい、元々この地にお住まいだった人たちに帰ってきてもらいたい、このような思い、そして本市の将来等を鑑みたとき、住まいの再建先としてこの中心市街地に災害公営住宅を建設するという選択肢を除外することはできないとの結論に至ったものでございます。その上で、御意見等をいただきました建物のデザイン等につきましても、可能な限り近隣住民の皆様に配慮した建物となるよう、計画の一部について見直しをいたしております。今後も被災された皆様の一日も早い住まい再建のため、

早期の完成を目指し事業に取り組んでまいります。

豪雨災害で被災した公民館の再建関係でございますが、温泉町、大工町・二日町、上新町・下新町、宝来町の6町内4か所において、地域の新たな集会所となる「みんなの家」が、今年の3月から7月にかけて順次完成いたしました。この施設は、公益財団法人日本財団等の御支援のもと整備したものであり、建設に際し御尽力いただきました全ての皆様に感謝を申し上げますとともに、今後も地域の皆様に愛される施設となることを心から祈念いたします。

都市計画関係でございますが、人吉市都市計画マスタープラン及び人吉市立地適正化計画の策定に関しましては、去る7月7日の都市計画審議会において同審議会内に策定部会を設置し、詳細かつ専門的な検討を進めております。

一方、災害からの復興を迅速に進めつつも、未来に向けたまちづくりを進めていくためには、本市の将来を担う若い世代の想いや考えを計画に反映することも必要であると考えます。そのため、中学生を対象に意見交換会を開催し、未来の人吉に寄せる想いや自らが描く将来像を見据えた様々な御意見をいただいたところです。両計画はこれからの本市のまちづくりを支える重要な計画でございますので、今後も関係機関と協議を重ね、また世代を超えた多様な皆様の御意見も賜りながら、今年度中の策定を目指し鋭意事業を進めてまいります。

中川原公園関係でございますが、大雨等により増水した川の水を安全に流下させるため、昨年度から国による公園の地盤を下げる工事が実施され、今年3月下旬に完了しております。今後は、渇水期に入り球磨川の水位が低くなる10月頃から、市の施工による進入路の改修工事などを進める予定です。同公園は、憩いの場として市内外の皆様に親しまれてきた歴史ある公園でございますので、今後も末永く愛される場所となりますよう、市民や関係の皆様と共に、新しい公園像を創り上げてまいりたいと存じます。

子育て支援関係でございますが、子供等に無料または低額で食事を提供する子ども食堂の取組を支援するため、市内で運営する団体に、開催回数に応じた補助金を交付いたします。

また、物価高騰の影響を受けている保育所等に対しましても、光熱費や燃料費等の上昇分の一部を支援するため、利用定員に応じた給付金を支給いたします。今後も、子供たちの健やかな成長のため、国・県の支援メニュー等も積極的に活用しながら、本市の子供関連施策を推進してまいります。

商工関係でございますが、昨今の電力・ガス・食料品などの価格高騰により生活に影響を受けている市民の皆様への支援及び市内経済の活性化を目的として、1人当たり6,000円の「ひとよし地域応援クーポン券」を交付いたします。交付時期は10月下旬からを予定しており、現在、委託事業者等と共に交付の準備を進めております。

農業振興関係でございますが、有機栽培や特別栽培（減農薬栽培等）で生産された米を学校給食用等として供給することを主な目的とし、去る8月31日、大阪府泉大津市と農業連携

協定を締結いたしました。地理的特性上、農地がほとんどない泉大津市は、子供たちへの安全・安心な米の提供や災害時の備蓄米として全国の自治体と同様の協定を結んでおり、有機農業米等の生産拡大を図る本市の戦略にも合致した取組となります。この事業を1つのきっかけとし、昨今の健康志向に配慮した農産物のさらなる生産振興に努めるとともに、人吉球磨産の米の認知度向上及び販路拡大等に取り組んでまいります。

球磨栗のブランド化関係でございますが、昨年、3年振りに開催した「くまろんフェア」につきましては、今年も9月15日から10月15日までの1か月間、人吉球磨の各市町村で開催いたします。本地域の代表的な秋の味覚であり、参加店舗による創意工夫を凝らした独自スイーツの販売など、栗好きの方にはたまらない、郡市内外の皆様に愛されるイベントとなっておりますことから、今後もJAくま等との連携のもと、球磨栗の認知度向上とさらなる販路拡大に資する取組を鋭意展開してまいります。

企業誘致関係でございますが、去る8月23日、上益城郡山都町に本社を置くヒノキ専門の製材業、株式会社ランバーやまとと、人吉中核工業用地に関する土地売払いの仮契約を締結いたしました。同社とは昨年6月に当該用地への施設の新設に関する協定を締結しておりますが、近年の工業資材等の高騰の影響などもあり、操業開始時期等を定めた進出計画等を見直され、今回の仮契約に至っております。今後も同社との連携を強化し、本地域の林業の活性化並びに雇用の場の創出を図ってまいります。

また、去る7月4日、ネット動画の企画作成、旅行業、通訳・翻訳業務などを行っている株式会社アイアイアイと、事業所の進出に係る協定を締結いたしました。同社は、中華圏における情報発信のノウハウをお持ちであり、加えて日本国内の地方における観光産業にも精通している企業でございます。外国人観光客の誘致などインバウンド戦略のさらなる推進や、商工業など本市の産業全般への波及効果も期待できることから、関係の皆様と連携し、今後も同社の事業展開を支援してまいります。

去る8月15日、ふるさと歴史の広場をメイン会場として開催された第68回人吉花火大会でございますが、漆黒の夜空におよそ3,000発の大輪の花火が打ち上がり、球磨川の川面に色鮮やかに映し出されたその光景は、観覧された多くの皆様の胸に美しい思い出として刻まれたものと存じます。本市の夏の風物詩である花火大会が、関係の皆様のお尽力により無事開催することができましたことに、この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。

冒頭で申し上げました「夏空ダンス」でございますが、全国のイオンシネマでの公開に先立ち、今月16日、カルチャーパレスにて上映会を開催いたします。人吉球磨が舞台であり、高校生など多くの市民が出演している映画となっておりますので、この機会にぜひ御覧いただければと存じます。

人吉球磨地域の夜を楽しむ「まちあかり」の取組の1つとして、昨年の秋から夏目友人帳のキャラクター影絵が市内4か所で点灯されておりますが、去る8月10日、新たに人吉駅や

紺屋町通りなど5か所が追加され、全国の夏目ファンからの注目を集めております。細部まで忠実に再現されるなど、クオリティーの高い作品となっておりますので、御覧いただきながら夜の人吉のまち歩きを楽しんでいただければと存じます。

SL人吉関係でございますが、人吉での保存・展示につきましては、これまでも地元関係団体などから多くの御要望をいただいております。私自身もSL人吉の帰還に強い想いを抱き、その実現のため、あらゆる手段を尽くしながら検討を進めているところです。

このような中、全国でも先駆的な取組としてSL蒸気機関車を地域活性化や観光資源として積極的に活用されている鳥取県の若桜鉄道を視察する機会に恵まれ、去る7月27日、現地にて同鉄道の関係者から直接、SLの活用方法などについて学ばせていただきました。引退後のSL蒸気機関車を復活させ、駅構内の側線での運転体験や乗車体験を実施されている同鉄道の取組から、引退後のSL人吉の利活用に大きな可能性を見いだしたところです。展示場所や管理・運営など解決すべき課題は多々ございますが、今後も先進事例の調査、研究等を進めながら、SL人吉の故郷である本市への早期の里帰りが実現できるよう、関係の皆様と共に積極的に活動を展開してまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、来る10月16日、ここ市議会本会議場におきまして、市内の各学校から選出された中学3年生による子ども議会を開催いたします。「人吉市の未来を考える」をテーマに、災害からの復興や観光振興など様々な課題について調査、探究したことを、市議会の模擬体験を通して自らの言葉で質疑、提案を行うことで、市政や議会への関心と理解を深め、「ふるさと人吉」を誇りに思う心を育んでもらいたいと考えております。次世代を担う中学生ならではの視点に立った提案は、本市にとりましても新たな気づきとなるものと期待をするところであり、子供たちの真摯な意見、考えと向き合うことで、今後の市の施策にも可能な限り反映させてまいりたいと存じます。

教育の機会均等及び人材育成の観点から実施しております本市の奨学金制度につきましては、昭和34年に貸与型奨学金、令和3年に給付型奨学金制度を創設し、これまで企業や団体、個人の方々からの多額の御寄附を賜り、子供たちの可能性を支援する制度として運用してまいりました。能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学が困難な子供たちに学ぶ機会を提供する本制度は、重要な教育施策であるのと同時に、人吉の未来への投資であるものと考えておりますことから、さらなる制度の充実のため、このたび、他機関が実施する給付型奨学金との併給を可能とし、併せて給付額を増やすなどの制度改正を実施いたします。今後も、寄附者の意向に沿った利用しやすい制度となりますよう努めてまいります。

小学6年生と中学3年生を対象に実施された令和5年度全国学力・学習状況調査が去る4月18日に実施されましたので、この場をお借りしまして御報告申し上げます。

本調査は、児童・生徒の学力と学習状況を把握し、指導方法や学習状況の改善に役立てることを目的としており、「教科に関する調査」と学習意欲や学習環境などを調査する「質問

紙調査」があります。教科に関する調査結果では、小学校においては調査対象である国語、算数の2教科ともに全国平均を上回り、中学校においては、同じく調査対象の国語、数学、英語の3教科全てで全国平均を下回る結果となりました。なお、中学校では、熊本県全体で同様の傾向が見られます。

また、質問紙調査によると、家庭学習の時間が短いなどの結果が出ており、学習に対する意欲や家庭生活の見直しなど、家庭との連携をさらに強化する必要があります。今後、本市の小中学校では授業改善に向けた校内研修の充実を図るとともに、人吉市立教育研究所学力充実部会等を通じて、各校の成果と課題を洗い出し、先生方の指導力向上に取り組んでまいります。

また、今年度は、人吉東小学校、東間小学校、第一中学校の3校が、熊本県教育委員会から「熊本の学び」研究指定校事業の指定を受けております。義務教育9年間の学びを見据え、研究主題である「学びをたのしみ、自らを高め続ける児童生徒の育成」に基づく研究を深めてまいります。本研究の成果を本市の全ての小中学校で共有し、学校と家庭、地域、行政がそれぞれの役割を実践していくことで、さらなる学力向上に努めてまいります。

広報広聴関係でございますが、市民の皆様には市政情報や暮らしの情報をより分かりやすく提供するため、7月に市公式ホームページをリニューアルいたしました。市民の関心が高い出産・子育て、お悔やみといった情報や、緊急時の防災情報などをすぐに検索することができるようページを再構成するとともに、スマートフォン等からも閲覧しやすいデザインに変更しております。今後も、分かりやすくタイムリーな市政情報の発信に努めるとともに、市民の皆様が利用しやすいホームページの構築を目指してまいります。

総合計画関係でございますが、現在、令和6年度から9年度までの4か年を計画期間とする後期基本計画の策定に向け準備を進めております。

前期基本計画同様、まちづくりの政策を「産業・経済」、「教育・文化」、「自然環境・安全」、「健康・福祉」、「都市基盤・建設」、「地域・自治」の6つの戦略ごとに、庁内に設置した各部会において議論を重ねながら、デジタル田園都市構想総合戦略及び復興計画を統合、包含する形での素案作成に取り組んでおります。今後は、10月を目途に、人吉市総合計画策定審議会及び人吉市デジタル田園都市構想総合戦略審議会にそれぞれ諮問を行い、来年1月を目途に答申をいただく予定としております。

令和2年7月豪雨から3年が経過する中、これまで様々な分野において復旧・復興に向けた取組を進めてきたところですが、本市が目指す未来型復興に向けては未だ多くの課題がございます。このような課題を解決していくためには国のさらなる支援が不可欠であり、来年度予算要求時期に合わせ、去る8月1日と2日の両日、要望活動を行ってまいりました。

要望に際しましては、地元選出の国会議員をはじめ、国土交通省、総務省、内閣府、経済産業省など国の機関を訪問し、災害からの本格復興に向けたさらなる支援をお願いしたとこ

ろです。本市の復興事業はこれからも中長期的に続いてまいりますので、本市の復旧・復興に向けた歩みを着実に進めるため、今後も時機を捉えた要望活動を積極的に実施してまいります。

全国各地で災害が頻発する中、7月にはNHKの日曜討論に出演する機会をいただきました。当日は、谷防災担当大臣や大学教授など専門家の方々と、激甚化する災害への対応や、避難の在り方など複数のテーマについて議論を交わしてまいりました。全国津々浦々、地理的な要因や人口集積の具合などに応じて、災害への対応は各自治体それぞれかと思いますが、共通する事項も数多くあるものと改めて感じました。

さきの9月1日、いわゆる防災の日でございますが、近代日本における災害対策の出発点となったと言われる1923年発生の関東大震災から100年目という節目を迎えております。この関東大震災を巡り、物理学者で、防災学者であった寺田寅彦博士は「天災は忘れた頃にやってくる」という有名な言葉を残しましたが、今や、「天災は忘れる前にやってくる」と揶揄されるほど災害への備えが常態化し、重大なものとなっております。住民の生命と財産を守ることは我々地方自治体の最大の責務でございますので、さらに身を引き締めて、今後も最新の情報と最大の備えをもって有事の対応に当たってまいりたいと存じます。

この夏は本当に厳しい日々が続いてまいりましたが、青井地区や九日町の空き地に「ひまわりプロジェクト」と名付けられた向日葵の畑が登場しました。復興の現場を担当する県と市の職員たちが連携し、町なかに潤いを与え、明るく元気にしようということで、保育園等や市民の皆様の御協力を得て植栽したものです。私自身、復興を成し遂げるためには多くの困難や痛みが伴うことを日々受け止めながら、夏空に向かって咲く向日葵の姿に、本市の未来と明日への希望を見るようで、大変勇気をもらいました。本市が目指す復興は未来を描いたビジョンと顕在化した課題への挑戦であり、一方で、関係の皆様のとゆまぬ努力と日々の事業の積み重ねであるように、昨日よりも今日が、今日よりも明日が、市民にとって住み良い人吉であることを願い、また、信じて、引き続き市民の御理解を求めながら、市の総力を持って歩んでまいりたいと存じます。

引き続き、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、歳入では、国・県の補助事業の内示・申請などに伴う追加などを、歳出では、人事異動に伴う人件費のほか、単独事業や、今年6月の大雨に伴う災害復旧事業などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ3億5,249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ224億6,302万9,000円とするものです。

議第67号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、出産・育児一時金の精算などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億

6,723万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億6,586万8,000円とするものです。

議第68号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算、前年度繰入金の精算などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,452万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,785万8,000円とするものです。

議第69号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3億8,425万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,884万1,000円とするものです。

議第70号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を214万9,000円増額し、支出予算総額を4億9,931万8,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を31万6,000円増額し、支出予算総額を4億317万8,000円とするものです。

議第71号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございまして、収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を16万2,000円減額し、支出予算総額を11億2,430万7,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を54万3,000円増額し、支出予算総額を12億516万7,000円とするものです。

議第72号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第2号）は、人吉中核工業用地の土地の処分等に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億1,637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,155万9,000円とするものです。

議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定についての案件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものです。

議第75号人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案は、奨学金を受ける者の要件、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第76号人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例案は、奨学金の給付額等の拡充、その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

議第77号人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例案は、条例中に引用している

条例名の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第78号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第79号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第80号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例案は、補助金の交付要件を緩和するため、条例の一部を改正するものです。

議第81号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例案は、指定管理者制度を導入するに当たり、必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

議第82号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例案は、相良町に建設中の災害公営住宅を市営住宅として追加するため、条例の一部を改正するものです。

議第83号人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについての案件は、当該計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第84号土地の処分についての案件は、人吉中核工業用地内の土地を処分することについて、5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしました。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。私のほうから議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正につきましては、追加が4件でございます。

情報系パソコン等機器リース料、限度額1億6,250万9,000円は、情報系パソコンとプリンター機器につきまして、令和4年度にリース期間が終了した後も継続使用を行っておりますが、故障の頻度も増え、また、機器スペックが古く、バージョンアップも必要なことから、新たに機器リースを行うため債務負担行為を設定するものでございまして、賃借の期間及び

限度額を定めるものでございます。

内部事務システムリース料、限度額4,483万3,000円は、令和6年度でリース期間が満了します人事給与システムと、再リースし単体で運用しています財務会計システムを連携させ、併せて新たに庶務管理システムや文書管理システム、電子決裁システム等を導入し、システムの連携構築を行うことで業務の効率化を推進するため債務負担行為を設定するものでございまして、賃借の期間及び限度額を定めるものでございます。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、限度額276万1,000円は、第3期人吉市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、その業務委託につきまして債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料、限度額7,298万円は、まち・ひと・しごと総合交流館の温泉施設の再開に合わせ、令和6年度から同施設を指定管理による運営とするために債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、追加が2件、変更が6件でございます。

まず、追加でございます。現年発生補助災害復旧事業債は、本年6月の大雨により被災しました菟野地区ほか2地区の水路や農道等の農業用施設災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率90%の540万円を計上いたしております。現年発生単独災害復旧事業債も、本年6月の大雨により被災しました西間上地区ほか5地区の水路や農道等の農業用施設災害復旧工事と、林道大谷線ほか1線の林業施設災害復旧工事に対する起債でございまして、充当率65%の660万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。臨時財政対策債は、普通交付税の財源不足を補完する起債でございまして、本年度の起債上限額が示されたことに伴います限度額の減額変更でございます。緊急自然災害防止対策事業債から過年発生単独災害復旧事業債までの5件は、いずれも事業費の増減などに伴い限度額を変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、1項、1目地方特例交付金297万5,000円の増額補正と、その下の、11款、1項、1目地方交付税1億7,713万3,000円の増額補正は、いずれも交付額の決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,100万円の増額補正は、マイナンバーカード交付事務費補助金やICT等技術を活用し過疎地域の課題解決に取り組む事業を支援する過疎地域持続的発展支援交付金の増でございます。2目民生費国庫補助金1,874万7,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、小規模介護老人保健施設の防災・減災に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金などでございます。4目土木費国庫補助金975万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の交付申請に伴

う増でございまして、相良町に建設中の災害公営住宅の入居予定者に係る家賃低廉化に対する交付金でございます。5目教育費国庫補助金593万1,000円の増額補正は、史跡人吉城跡保存整備事業費補助金の変更申請に伴う増でございまして、御館跡西側石垣の発掘調査に係る経費や人吉城歴史館展示設備基本設計に対する補助金でございます。6目災害復旧費国庫補助金468万1,000円の増額補正は、過年災文教施設災害復旧費補助金の交付申請に伴う増でございまして、人吉城歴史館の災害復旧に係る建築設備工事設計に対する補助金でございます。

11ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金653万2,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、災害公営住宅等のコミュニティ形成支援に係る球磨川流域復興基金交付金や、被災者の心身の健康調査に係る被災地こころのケア事業費補助金の増、2節児童福祉費補助金で、物価高騰の影響を受けている保育所等に対する物価高騰対策事業費補助金や、子ども食堂支援のための子どもの貧困対策推進事業費補助金の増などがございます。9目災害復旧費県補助金1,161万円の増額補正は、2節農林水産施設災害復旧費補助金で、本年6月の大雨により被災しました農業用施設に係る現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金の増などがございます。

12ページをお願いいたします。18款、1項寄附金、5目教育費寄附金100万円の増額補正は、学校教育振興基金に対する教育総務費寄附金でございます。

13ページをお願いいたします。20款繰越金に前年度繰越金6,000万円を増額補正いたしております。

14ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明いたしましたので省略させていただきます。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。1款、1項、1目議会費793万8,000円の増額補正は、議会運営に係る利便性の向上とペーパーレス化を推進するため、議会タブレット端末導入に係る経費を各節に計上するほか、12節委託料で、動作が不安定となっています議会中継配信システムの更新に係る経費を計上いたしております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,716万8,000円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、上原田町菖蒲町内会ほか3町内会の公民館施設の改修等に対する地区公民館等整備費補助金や、くま川鉄道の令和4年度経常損失を補填するくま川鉄道経営安定化補助金、それから、被災しました町内会で管理をされています防犯灯などの電気料を支援する外灯設備電気料補助金の増などがございます。

19ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費772万1,000円の減額補正は、12節委託料で、令和2年7月豪雨により心身の健康に課題を抱えている18歳以上の応急仮設住宅入居者を対象に、個別に支援が必要な被災者を把握し必要な支

援へつなげていくところとからだの健康調査業務委託料の増や、27節繰出金で、人事異動等による人件費の増減などによる国民健康保険事業特別会計と介護保険特別会計の繰出金の減などの増減によるものでございます。3節老人福祉費1,581万円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、小規模介護老人保健施設の防災・減災に対する地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の増などでございます。

21ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童支援費195万円の増額補正は、県の補助金を活用し、無料または低額で食事を提供している子ども食堂を支援するため、運営する民間団体等に対し交付する子ども食堂運営支援補助金の増でございます。

22ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,051万8,000円の減額補正は、人件費の減額のほか、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保に向けた活動を実施する南九州中部地域医療連携協議会に対する負担金の増などの増減に伴うものでございます。3目保健センター費908万7,000円の増額補正は、次のページの、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、本年9月までの実施予定でございました出産及び産後の子育てを支援する給付金制度が延長されたことに伴う出産・子育て応援給付金の追加などでございます。

24ページをお願いいたします。下のほうになります。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費382万7,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、農業農村整備調査計画費負担金は、鬼木地区の農業用水既設パイプラインの改修に伴う基本設計業務や、北人吉地区の区画整理等の調査・検討に係る業務に対する負担金の増、田んぼダム普及・拡大モデル事業負担金は、緑の流域治水の取組の1つとして水田貯留機能を向上させるために実施します中神町城本地区における田んぼダムの推進に対する負担金の増などでございます。

26ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費2,320万8,000円の増額補正は、12節委託料で、過疎地域における中小企業事業者や小規模事業者、また企業創業予定者に対し、ICT等技術を活用した経営支援を行うためのシステム構築委託料や、14節工事請負費で、中小企業大学校へ温泉を送水している泉源槽の老朽化に伴う梢山工業団地温泉源施設改修工事の増などでございます。3目観光費804万4,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、青井阿蘇神社青井の杜国宝記念館の一部を活用し日本遺産に係る情報発信を進めるための展示場整備に対する日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金の増などでございます。5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費518万8,000円の増額補正は、17節備品購入費で、温泉施設の再開に向け、券売機などの備品を購入するための施設用備品の増などでございます。

28ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費1,275万9,000円の増額補正は、14節工事請負費で、大塚桑木津留線の石積み路床の空洞化を改善するための道路改良工事の増などでございます。

31ページをお願いいたします。中ほどになります。5項河川費、2目河川改良費1,100万円の増額補正は、12節委託料で、木地屋町の椿谷川河川改修工事に伴う橋梁設計委託料の増でございます。

33ページをお願いいたします。中ほどになります。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費697万1,000円の増額補正は、12節委託料で、東間小学校及び大畑小学校の老朽化した体育館屋根を改修するための設備改修設計委託料や、14節工事請負費で、大畑小学校体育館トイレを洋式化するための設備改修工事の増でございます。

34ページをお願いいたします。下のほうになります。4項社会教育費、5目文化財保護費2,232万6,000円の増額補正は、12節委託料で、次のページの上段の、石垣発掘調査支援業務委託料で、人吉城御館跡西側石垣の次期整備区間の発掘調査に係る委託料や、現地にて復旧を行います人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託料の増、また、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、九日町のえびす神社の移転を含めた保存修理事業に対する人吉市民まちづくり応援事業助成金と、被災文化財復旧支援事業補助金で、令和2年7月豪雨で被災しました市指定文化財の矢黒神社と国登録有形文化財の紺屋町の街蔵石倉・街蔵翹室の災害復旧に対する補助金の増などでございます。

37ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費2,349万3,000円の増額補正は、14節工事請負費で、本年6月の大雨により被災しました水路や農道等の災害復旧工事の増でございます。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費673万円の増額補正は、次のページになりまして、12節委託料で、令和2年7月豪雨で被災しました人吉城歴史館の原型復旧に伴う設備工事設計及び建築工事設計業務委託料の増などでございます。13款諸支出金、2項基金費、10目人吉市森林環境整備基金費916万5,000円の増額補正は、森林環境譲与税を財源として昨年度実施しました事業の精算に伴う不用額を基金へ積み立てるものでございます。12目人吉市学校教育振興基金費100万円の増額補正は、同基金に対する寄附金を基金へ積み立てるものでございます。

最後に、14款予備費を1,553万6,000円増額補正いたしております。

以上で、議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）につきまして補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○水道局長（山本繁美君）（登壇） 皆様、こんにちは。私からは、初めに、議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明いたします。

お手元の人吉市水道事業特別会計決算書の2ページと3ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益は、予算額5億7,230万1,000円に対しまして決算額は5億9,238万1,129円で、予算額に対し2,008万129円の増額となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額に対し決算額でございます、5億2,085万4,946円で、1,728万9,946円の増でございます。なお、補正予算の減額は、コロナ禍における原油価格物価高騰対策のため、水道料金の一部を減免したことによる減収を見込んだこと等によるものでございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額に対し決算額は7,152万4,887円で、279万1,887円の増でございます。補正予算の増額は、水道料金の一部減免を実施するために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの繰入れによるものでございます。第3項特別利益は、予算額に対し決算額は1,296円で、1,704円の減でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用は、予算額5億1,493万2,000円に対し決算額は4億8,760万928円で、不用額2,733万1,072円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額に対し決算額は4億6,573万6,898円で、不用額2,215万102円でございます。第2項営業外費用、予算額に対し決算額は2,178万9,673円で、不用額275万3,327円でございます。第3項特別損失、予算額に対し決算額は7万4,357円で、不用額42万7,643円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し決算額ゼロ円で、全額不用額となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額4,082万9,000円に対しまして決算額は1,682万6,189円で、2,400万2,811円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債は、予算額に対し決算額1,600万円で、2,400万円の減となっております。第2項工事負担金は、予算額1,000円に対し収入はありませんでした。第3項固定資産売却は、予算額1,000円に対し、これも収入はございませんでした。第4項繰入金は、予算額に対し決算額76万6,189円で、189円の増となっております。第5項国庫補助金は、予算額に対し決算額は6万円で、1,000円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定による繰越額財源としまして6万円を充当しております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額3億9,991万2,000円に対しまして決算額は3億3,580万9,497円、不用額は1,311万847円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額に対し決算額は2億6,290万9,948円で、不用額は1,110万9,396円でございます。なお、補正予算の120万円の増額は、スマート検針端末機、これは6台分でございます、その購入によるものでございます。地方公営企業法第26条の規

定による繰越額1,501万2,000円は、大畑麓町の麓橋配水管災害復旧工事、それと人吉市水道ビジョン及び水道施設更新計画策定業務委託によるものでございます。また、翌年度繰越額5,099万1,656円は、上漆田町送水管改良工事1工区・2工区や、願成寺町配水管改良工事など、計6事業を繰り越したものでございます。第2項企業債償還金は、予算額に対し決算額は7,281万3,094円で、不用額は906円でございます。第3項予備費は、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。第4項その他の資本的支出は、予算額に対し決算額は8万6,455円で、不用額は545円でございます。これは補正により対応しておりますが、令和2年7月豪雨により被災した水道施設等の復旧工事のため交付された国庫補助金につきまして、国の補助金交付要綱の規定により、事業費確定後に消費税に相当する額を返還し精算する制度となっているため、その国庫補助金返還金でございます。

下の欄を御覧ください。資本的収入額1,682万6,189円が資本的支出額3億3,580万9,497円に対し不足する額3億1,898万3,308円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,281万853円、過年度分損益勘定留保資金1,495万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,526万2,105円、繰越利益剰余金1億3,595万8,350円で補填をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和4年度における水道事業の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、4億7,598万8,026円に対しまして2の営業費用は4億4,981万9,647円で、営業利益は一番右の列で2,616万8,379円となります。3の営業外収益は6,914万8,337円に対し4の営業外費用は1,355万3,773円で、差し引き営業外利益は5,559万4,564円となります。この額に上の営業利益を加えた経常利益は8,176万2,943円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減したものの、下から4行目でございますが、当年度純利益は8,169万6,571円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2億6,356万5,815円、その他未処分利益剰余金変動額7,057万4,978円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億1,583万7,364円でございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。下段の表4の令和4年度人吉市水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。表の右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度末残高4億1,583万7,364円のうち、建設改良積立金として1億6,595万8,350円を積み立て、自己資本金へ7,057万4,978円を組み入れるものでございます。合計をいたしますと2億3,653万3,328円の処分を予定しておりまして、処分後残高繰越利益剰余金は1億7,930万4,036円となります。

以上で、議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要説明を終わります。

続きまして、議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定につきまして補足説明をいたします。

お手元の人吉市公共下水道事業特別会計決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款下水道事業収益は、予算額12億1,595万円に対しまして決算額は12億8,360万2,767円で、6,765万2,767円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額に対し決算額は5億8,597万6,615円で、628万8,385円の減でございます。なお、補正予算の減額は、コロナ禍における原油価格物価高騰の影響を支援するため減免措置を行ったことなどによるものでございます。第2項営業外収益、予算額に対し決算額5億5,199万8,677円で、6,163万1,677円の増でございます。補正予算の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによるものでございます。第3項特別利益、予算額に対し決算額4,196円で、1,196円の増となっております。第4項特別利益（災害）につきましては、令和2年7月豪雨災害によるものでございまして、予算額に対し決算額1億4,562万3,279円で、1,230万8,279円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用、予算額13億7,066万3,000円に対し決算額13億7,757万8,691円で、不用額マイナス691万5,691円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額に対し決算額9億7,924万7,001円で、不用額はマイナス2,650万9,001円でございます。なお、不用額がマイナスなのは、現金支出を伴わない減価償却費について、地方公営企業法施行令第18条第5項但し書きに基づき予算額を超えて支出したことによるものでございます。第2項営業外費用は、予算額に対し決算額7,392万8,632円で、不用額1,431万6,368円でございます。第3項特別損失は、予算額に対し決算額9万7,484円で、不用額90万4,516円でございます。第4項特別損失（災害）は、予算額に対し決算額3億2,430万5,574円で、不用額37万2,426円でございます。なお、補正予算の増額は、令和2年7月豪雨災害に伴う固定資産の臨時損失でございます。第5項予備費、予算額400万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入、予算額39億2,809万6,000円に対しまして決算額22億147万2,220円で、17億2,662万3,780円の減となっております。これは、資材高騰などの影響により入札の不調・不落が続き、令和3年度の災害復旧事業など繰り越すために減額となったものでございます。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額に対しまして決算額2億9,500万円で、2億9,910万円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額は4億4,750万円でございます。第2項負担金、予算額に対し決算額747万4,120円で、120円の増となっております。第3項補助金は、予算額に対し決算額18億9,899万8,100円で、14億2,752万2,900円の減でございます。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額は31億7,552万1,000円でございます。第4項固定資産売却は、予算額1,000円に対し決算額ゼロ円でございます。なお、補正

予算の増額は、青井宝来排水区整備実施設計業務委託によるものでございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出、予算額43億6,430万8,000円に対し決算額26億1,514万7,332円で、翌年度繰越額9億3,554万7,983円は、災害復旧工事及びストックマネジメントによる改築工事などを繰り越すものでございまして、不用額は8億1,361万2,685円でございます。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額に対し決算額22億5,841万7,452円で、不用額8億55万7,565円でございます。また、予算額における地方公営企業法による繰越額は36億5,630万8,000円でございます。これは、災害復旧事業の入札について不調・不落が続いたことなどから年度内の完了が困難であったため、繰り越しとなったものでございます。第2項企業債償還金、予算額に対し決算額3億5,672万9,880円で、不用額1,205万5,120円でございます。第3項予備費、予算額100万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、下の欄外を御覧ください。資本的収入額22億147万2,220円が資本的支出額26億1,514万7,332円に対し不足する額4億1,367万5,112円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,981万2,568円、当年度分損益勘定留保資金3億8,386万2,544円で補填をいたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和4年度における公共下水道事業の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。

1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億3,507万8,900円に對しまして2の営業費用は9億5,397万9,844円で、差し引きといたしまして一番右の列4億1,890万944円の不足でございます。3の営業外収益5億5,204万5,000円に對し4の営業外費用は7,816万5,223円で、差引額は4億7,387万9,777円でございます。この額と営業利益の損失を合わせた経常利益は5,497万8,833円となります。これに5の特別利益、6の特別損失、7の特別利益（災害）、8の特別損失（災害）を加減した当年度純損失は、下から4行目になりますが、1億2,378万8,492円でございます。この当年度純損失に、前年度繰越利益剰余金マイナス1億925万2,834円と、その他未処分利益剰余金変動額4億8,406万9,907円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億5,102万8,581円となります。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。令和4年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書でございます。表の右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度末残高2億5,102万8,581円については、令和4年度は処分を行わず、前年度と同額のまま2億5,102万8,581円でございます。なお、処分がなかった場合は、地方公営企業法第32条第2項に基づく議会の議決は必要ございませんが、処分を行わなかったことを示すため、剰余金処分計算書については7ページのとおりに記載するものでございます。

以上が、議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定の概要でございます。

す。

なお、先ほど御説明いたしました議第73号と共に、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員による決算審査意見書などを添付いたしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮原将志君） これで、議第66号から議第84号までの提案理由等の説明は終了いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

令和5年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月12日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和5年9月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第66号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第67号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第68号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第69号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第70号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第71号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第72号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第73号 令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第74号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議第75号 人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第76号 人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第77号 人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第78号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第79号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第80号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第81号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第82号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第83号 人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第19 議第84号 土地の処分について
- 日程第20 一般質問
1. 大塚 則 男 君
 2. 牛塚 孝 浩 君
 3. 徳川 禎 郁 君
 4. 池田 芳 隆 君
-

2. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第85号 財産の取得についての議決内容の一部変更について

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副市	長	迫田	浩二	君										
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君
市	民	部	長	松	尾	和	弘	君						
健	康	福	祉	部	長	淵	上	麻	美	君				
経	済	部	長	溝	口	尚	也	君						
復	興	建	設	部	長	瀬	上	雅	暁	君				

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、那須総務課長は欠席されるとの届出がっております。

議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に議第85号財産の取得についての議決内容の一部変更についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第85号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第85号

○議長（宮原将志君） 執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議第85号財産の取得についての議決内容の一部変更についての案件は、令和4年9月第5回人吉市議会定例会におきまして議決をいただきました財産の取得についての議決内容の一部を変更するものです。これは、相良町に建設中の災害公営住宅について、資材、労務単価等の急激な価格水準の変動に伴う単価の見直しや、遠隔地からの労働者の確保に伴う共通仮設費及び現場管理費の増額、地中埋設物撤去等の追加や内部床材仕上げ及び外構フェンスの仕様の変更に伴う増額によるもので、取得予定価格を24億7,392万7,298円から25億7,953万2,208円に変更するものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮原将志君） ただいま説明がありました議第85号に対する議案質疑は、明後日、14日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼

ぶ者あり)

7番、大塚則男議員。

○7番(大塚則男君) (登壇) 皆さん、おはようございます。7番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は、6月議会に引き続き、東校区地区災害公営住宅建設に関する疑問点について、再度、確認を含めて質問をさせていただきます。

松岡市長は、9月議会所信の中で、東校区整備予定の土地建物買取災害公営住宅については、8月28日、第4回目の近隣住民説明会において、松岡市長は最終判断として熟慮を重ねた結果、中心市街地に災害公営住宅を建設するという選択肢を除外することはできないとの判断のもと、可能な限り近隣住民の皆様へ配慮した建物となるよう、計画の一部見直しを提示されました。行政として一度示された事業内容を部分的とはいえ見直しを決断いただきましたことは、市民の皆様へ切実なる声に対応していただいたものとして、一定の評価として受け止めています。

しかしながら、建設反対に向け訴えてこられた市民の皆様、建設を疑問視されておられる方には、到底納得できない見直し案になってしまいました。これまでの説明会において、要望、見直しなど質疑があり、それに対して行政からは、庁舎内において検討する。可能なものについては見直しを検討する。また、新聞報道にもありましたように、見直しはゼロではない。白紙撤回もゼロではないなど、市民の皆様にとっては期待できる答弁として受け止めておられただけに、完全に期待を裏切られた結果になってしまいました。第4回の説明会では、「解決策になっていない。」、「浸水した地域に災害公営住宅を建て、被災者を入居させる計画は、どうしても納得いかない。」という意見が大勢を占め、「再び水位が上がって来る恐怖を味あわせるのか。」、「安心・安全より利便性重視か。」、「小手先の見直しだ。」など不安・不満は何ひとつ解消されていないと反対の声が上がり、行政が考える常識と住民の一般常識が一つになるべきなのに、結果として道理が通らず無理が通っていくことは、市民の常識が届かず、行政とかけ離れていることに改めて気づかされました。そもそも、なぜ被災された皆様へ1日でも早く安全・安心な住居として確保すべき東校区地区災害公営住宅建設が、このように市民を巻き込んだ反対運動にまで発展したのか。なぜ市民の皆様から不信感、疑問点などが起こり御理解いただけないのか、これまでの経緯と市長としてどのように受け止めておられるのかお尋ねいたします。

○市長(松岡隼人君) お答えします。

令和2年7月豪雨で甚大な被害を受け、被災した多くの方は、また同じ場所に住めるのか、商売ができるのか、本当に悩まれたと思います。私もまた再度、町を同じところにつくれるのか。浸水しない場所へ遷都しなければいけないのではないかと相当悩みました。目の前の復旧事業に忙殺され、復興方針を明確に示すことができない状況が続く中、蒲島知事が緑の流

域治水という方針を打ち出されました。この広大な流域全体に及ぶ治水対策の提示を受け、私はまたここに町をつくることができるんだとぽっと明るい光が差したことを覚えていますし、そのことを前提にまちづくりを進めています。現在、国、県、流域自治体と進めています緊急治水対策プロジェクトを完了した場合、人吉市の九日町地点で約2.5メートル水位を下げることができ、人吉市内では、令和2年7月と同規模の降雨でも越水しないと推定されています。本市の地理的特徴は御存じのことだと思いますが、歴史を振り返ってみますと、1,400年代後半から1,800年代中頃までの間に100回以上の洪水が発生しているようですし、昭和に入りましても20回の洪水が発生しているようです。ちなみに、西南戦争のときは、多くの建物が火事で焼け落ちたため、今のふるさと歴史の広場には、1,000人小屋、つまり仮設の住宅が整えられたようです。水害にあっても火災で町が焼け落ちても、先人たちはこの球磨川のほとりに何度も何度も町の再建を続け、生活、いや人生そのものを送って来られた歴史があります。災害後、よく人吉らしさという表現が用いられますが、このような歴史と豊かな自然に育まれた球磨川のほとりに町をつくり続けること、球磨川と共に生きることが人吉らしさという概念の一つの形ではないでしょうか。災害直後でさえ球磨川を悪く言う方は誰もおられませんでした。球磨川は人吉の象徴であり、ふるさとの原風景そのものです。そのほとりに住み続けてきたのが代々の我々人吉市民です。私たちの代で苦難に折れ、これまで先人たちが積み重ねてこられた人吉の歴史を終わらせるわけにはいきません。

思い返せば、日本の経済が発展し、人口がどんどん増加していた昔のよき時代、道路のぎりぎりまで店舗等が立ち並び、人吉の町なかも活気にあふれており、私も少しの間だけですが、そのよき時代の片鱗を垣間見ました。商店街で一生懸命に働き、稼ぎ、家族、子供たちを養ってこられたように、災害に遭った後も覚悟を持って借金を背負い、この町に人生をかけて事業を再開されたり、新たに投資をして商売を始めた方もたくさんおられます。

大塚議員が以前、この議場において商売の厳しさを涙ながらに語られたことは多くの心に届きました。私も心に深く刻み、事業の継続と発展のために市長として、行政としてできることは精いっぱいやっていこうと心に誓いました。時代は流れていますので、昔と同じ方法でとはいかないと思いますが、それでも中心市街地に人が住まい、人が集い、にぎわいが生まれる空間を再構築したいと思います。

建設予定地近くにお住まいの方におかれましては、日当たり、交通問題、セキュリティ、プライバシーなど御不安な点があることは承知していますが、できる限り丁寧な対応で不安の払拭に努めたいと思います。

球磨川との向き合い方、捉え方、付き合い方にも様々な意見をいただいております。球磨川は危ないのでそこから離れて暮らすという選択肢もちろんありますが、私は球磨川を愛し、近づき、恩恵にあずかれるよう、そのほとりに町を再興する。球磨川と共に生きるという選択をしました。災害公営住宅の件も、入居を待つ方々は一日も早く日常を取り戻したい

と願っておられますし、周辺の皆様は日常の変化を心配されております。生きていく場所、つまり人吉市での暮らしをおもんぱかっているという点は互いに共通しており、人吉市に生きる市民として理解を深め、共に生きてほしいと切に願うものです。そのためには、行政も相当の努力をしなければならないと思っております。

また、災害公営住宅を町なかに建設するだけでにぎわいが戻るとは考えていませんが、今各地域で検討を重ねているまちづくりを一つ一つ着実に進めることで、トータルとして人が住み、人が集う空間をつくり出すことができると考えます。そのことこそが災害前よりもいい町をつくるということですし、地域の持続発展につながると信じています。被災者であれ、そうでなくとも、地域の方も観光客も、多様な方を分け隔てなく温かく受け入れる、誰よりも大きく傷ついた我々だからこそそんなやさしい町を皆さんと一緒にあってつくっていきたいと思いますので、ぜひ御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、市長から長々と歴史を踏まえて説明をいただきました。でも、私が本当に尋ねたかったのは、この問題がどうしてこんなに市民あげて反対運動が起きたのか。市民の皆さんの不信感、疑問点、何で起きたんですかということを知りたいんです。私も紺屋町に23年いました。確かにおっしゃっていただいたように、もうよさは分かっています。昭和40年水害、私は入る前でしたけれどありました。あのときも復興は早かったです。すぐ復興できたんです。この歴史も知っています。でも今回、確かに必要な災害公営住宅なんだけどどうしてこんな反対運動が起きてしまったのですかと、そこが聞きたかったのです。市長には、やっぱり、皆さんそう思われているんです。本当に必要なものに対してどうして私どもはこういった反対運動を起こさなければいけないんだということなのです。そのところを僕は明確に答えてほしかったんですけど、それはもらえなかったものですから。

じゃあ市長、ここでもう1点だけお尋ねいたします。これまでに九日町・大工町建設予定地の災害公営住宅に対して見直しを含めた反対運動が起きました。2,840名の反対署名を受け取られていると思います。2,840名の反対署名。今日まで、今日もそうですけど、この反対署名に対しての市長の意見といいますか見解はまだ聞いてないものですから、出された方というのは、自分で文書を読んでしっかりと書かれているんです。これはおかしいということで書かれているんです。その数が2,840名なんです。ですから、この方たちにも当然説明するべきだと思います。4回の地域の方への説明会がありました。それも大事ですけど、この署名をいただいた方に、この署名の重みを感じたときに、市長御自身どのように受け止めていらっしゃるのか。この署名はどうなっているのか、もしよかったらお答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

もう本当にそういった反対をされた方が実際にいらっやあって、名前を書いてお出した

だいたということは重く受け止めているところでございます。説明に関しましても、これはもう初めから適切な皆さん方に分かりやすいような説明ができなかったというのは何度も申し上げ、私も反省をしたところでございますし、そういったことに基づいてこれまで説明会を重ねてきたところでございます。説明に関しましては、御理解いただけるかどうか分かりませんし、十分であったかどうか判断は分かれるのかもしれませんが、精いっぱい説明をこれまでもさせていただいてきて、8月末の第4回の説明会で本市の方向性はお示しさせていただいたと、そのように認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それはありがたいんですけど、やはり、さっき言いましたように2,840名の署名を集める、書いていただく人に大変な苦勞なのです。労力なのです。それをやっぱり皆さんお一人お一人書いていただいているのです。それは全てが人吉の方とは限りませんけれど、皆さん、あの地区に対してそれはまずいんじゃないのということで書いていただいているのです。そこを私はしっかり受け止めてほしいと思います。確かに8月28日に最終判断をされました。でも、先ほど言いましたように、じゃあ、それで皆さんが納得されているか。今、市長がおっしゃっていただいたように、なかなか難しいんですよ、まだ。だから、まだまだ納得いただけていません。ぜひそのところは今日でもしっかり受け止めていただきたいと思います。

6月議会で瀬上復興建設部長の答弁として、4月10日開催の全員協議会で本事業の審査結果の報告及び選定事業者、建設予定地、建物の構造、戸数、工程などの報告をしていただき、4月14日から選定事業者による戸別訪問を開始しました。選定事業者によって測量や支障物撤去工事实施の周知を図るため、必要な説明として対象範囲を建設予定地に隣接する住民として説明漏れがないよう、丁寧な説明ができるように戸別訪問という形で事業説明を行っていただきましたと述べておられます。

では、どのような取組として説明漏れがないように、また丁寧な説明が行われたのか具体的にお答えください。また、事業者からはどのような報告がなされたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 議員の皆さん、おはようございます。では、お答えをいたします。

本事業の事業者募集要領及び基本協定書において基本協定の締結後、速やかに選定事業者による近隣住民への事業説明をしなければならないとしております。これは土地売買に関して、敷地内にある支障物の撤去を地権者が事前に実施する必要があるため、本市による住民説明会の開催に先立ち、地権者による支障物撤去、また選定事業者による境界測量について周知を図るため実施するものでございます。

内容につきましては、建設予定地に隣接する住民の方々を戸別訪問し、配置図と鳥瞰図、

パースを御覧いただき、建物の概要とこれからの支障物撤去と境界測量が行われる旨を説明をしているというところでございます。また、事業者のほうからこのような説明をしたという報告も受けているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 丁寧な説明ですか、それから戸別訪問とかされたということなんですけれど、この範囲がどこまで分かりませんが、しっかりやっていただいたものと受け止めなくてはいけないのしょうけれど、こういったことはできていなかったらこういう問題もなってきたのは事実ではないかと私は思っております。やはり、これも一つは行政のほうの説明不足であったり、事業説明が行き届いてなかったという点は、私は反省していただきたいと思います。

令和4年6月7日全員協議会の報告として、東校区における土地建物提案型について民間業者へのサウンディング調査を実施したとありますが、サウンディング調査の対象となった民間業者は何社だったのか。事業者名、そして事業者選定を行ったのは誰なのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

調査に回答いただいた事業者数は6者でございまして、事業者名を申し上げますと、光進建設株式会社、「株式会社速永建設」、味岡建設株式会社、株式会社九電工、ユーミーコーポレーション株式会社、株式会社岩井工務店でございます。また、本調査業務を実施した業者は、パシフィックコンサルタンツ株式会社でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） サウンディング調査、市場調査、これをなさったと思うんですけど、実際、1月から始められたと思うんですよ、この調査をですね。私どもには6月になかなか厳しいという報告がっておりますと思うんです。これは前もって言うおきですけど、土地の売買というのは売り手、買い手がありますので、それはもうとやかく言うわけじゃないんですけど、やはり、今回の件でどうしても気になりますのが、今回、該当地区になっている大工町・九日町の土地が、結局は令和4年11月から動き出しているんです。所有権移転が始まっているんです。個人の自由だからということでしょうけど、ちょうどこの災害公営住宅をつくる時になってから動き出しているんです。11月、12月、1月、3月と集中しているんです、このときに。自由とは言えども、このときに移動があるのが私自身は疑問に思いますよね、何でなのかと。これは登記簿謄本を見られたら分かると思うんですけどなっているんです。それが私は疑問だったんです。

もう1点は、この前配っていただいた近隣説明会資料に、東校区に決定というのは分かる

んです。ところが、途中から中心市街地にまとまった土地3か所とか書いてあるんです。こう明記してありますと、私は、やはり中心市街地がメインになっているんだと受け止めたんです。次長に聞きましたら、いや、それはあくまでも書いてるだけでほかも探したんですよということなんですけれど、結果的には中心市街地と書いてあるものですから、やはり中心市街地だったんだなと思ってしまうわけなんですよ、これを見ると。それから、これも前回言いましたけれど、市のサウンディング調査結果として日数がかかるということを述べておられますが、その土地が実際は6月に報告をいただきながら9月の時点では上がってきているんですよ、大工町の土地が。日数というのがどれぐらいが判断していいかわかりませんが、私ども議員には6月には日数がかかるからあきらめたということなんですけれど、それが9月には復帰していると。言わせますと、それは業者の努力だとおっしゃるかもしれませんが、そんなものかなと私はちょっと疑問を持ったところです、これには。だから、土地の移動と再度上がってくる土地を見たときに、本当にやっぱり私も含め市民の方もそれはおかしいんじゃないと思われるんじゃないですか、これを見ると。私はそういう気がしております。

災害公営住宅建設立地場所については、これまでの説明会の中で幾度も疑問としてお尋ねがありました。私も市民の皆様のお考えをお聞きしてきました中で、どこにも建設場所がないならともかく、浸水地域である場所に多額の事業費までかけ行うことに疑問視されておられました。そこで、私自身も納得できない部分として、災害公営住宅建設立地場所が、なぜ浸水市域、浸水想定地域が候補に決定するのか。人吉市営住宅条例及び国が定める公営住宅法、国土交通省が示している公営住宅対策などについて整合性はどのように見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

特に人吉市営住宅等の整備基準を定める条例、その中の第7条において市営住宅等の敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ通勤・通学、日用品の購買、その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならないと記されておりますので、この災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地ということに該当するのではないかと御質問かと思えます。ここについては、ここに書いてあるとおり、できる限り避けということは書いてございまして、また第8条第1項において、敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地、その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等、安全上必要な措置が講じられていなければならないと記されているところでございます。

今回の敷地につきましては、浸水想定地域内というところではございますけれども、ピロティ等の浸水対策を講じているところでございます。また、日常生活の利便性に配慮された

立地で建設計画がなされているというところでございます。

また、第9条において住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照・通風・採光・開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならないと記されております。

現在の2つの敷地における配置計画につきましては、住棟については南北方向に配置し、周辺への日陰の面積を極力抑えるよう計画をされております。通風・採光など配慮事項につきましても、建物を境界ぎりぎりに配置することなく、適切な距離、空間を設けることで周辺の居住環境を考慮した配置計画としているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私もこの条例を読ませていただきましたけれど、今、部長がお読みになったとおりそれに書いてあります。ただ、それは場所がなかったらの話なんです。なかったらそこを使わないといけないと思うんです。人吉市はあってるじゃないですか、場所が。これは国土交通省ですけど、適地がない場合はと書いてあるんです。それはプロポーザルされましたからそこになったのかもしれませんが、ちゃんと浸水地を選択しなくても場所としてはあったんです。今おっしゃっていただいたことは、国の公営法に全く同じことを書いてありますのでそうなるのかもしれませんが。でも、全然場所がなかったら。例えば、後ほども述べますけれど、私は岡山県の真備町に行ってきました。あそこは大きな被害を被ったんです。あそこは3か所に分けてつくってあります。公営住宅。全部浸水地域なんです。私は聞きました。何でですかと。あそこは全くこれなんです。建てるところがないんです。ないからもうそこに建てたということなんです。市長、あそこは3階建てなんですよ、91世帯。何で3階建てですかと。5階にした場合は、高齢者の方は避難に時間がかかりますと。車いすの方、松葉杖の方、いろんな方がエレベーターといえども乗るのに時間がかかる。あと移動に時間がかかると。3階が精いっぱいなんですということで3階建てなんです。移動が大変なんです。確か駐車場の件も言われました。あそこは商業地というものがありませんから、空地とか市営住宅の跡を利用して建てていらっしゃるんですけど、もし不足する場合は、民間の賃貸住宅を確保するというようなことも市長御自身が言っておられます。これはビデオテープに出ていますけれど、そういったことを考えていらっしゃいます。付け加えて言わせてもらえば、あそこは私が行きました交番は3.9メートル上がっているんです、水が。警察の話では、もう逃げ場がなかったと。助かった理由は、あの地域はレジャーボートか何かをする人が結構いらっしゃって、その方たちがかなり頑張ってくれたから助かったということで、もう交番に貼ってありました。3.9メートル、高さまで。そういったところだったんです。川よりも低いんです。じゃあ、何で浸水地域にできるんですかと。これ

は後で述べたかったんですけど、あそこには高梁川と小田川とあるんです。人吉市で言いますと球磨川と山田川みたいなものです。この高梁川に小田川が行くんです。ところが水が大きいものですから、全部はけずバックウォーターです。小田川の支流があるんです。これが全部同じような現象を起こした。ここにある真備地区がやられたんです。この高梁川というのは人吉市の1.5倍ほどあります。鉄橋の橋脚は7本ぐらいありますから大きな川なんです。それに当たっている。だからバックウォーターです。じゃあどうしたかと。この小田川を完全にここから切り離れたんです。新たに川をつくったんです。2つの川になったんです。高梁川と小田川が。これが10年かかる計画が5年で、平成30年でしたから今年完成です。5年でやってしまえということで。これができますと、もうバックウォーターはありませんのでつくったと。こういった裏付けがあるからこそできたんです。だから私は人吉市の公営住宅も、市長、やっぱりもう一度見直すということで私はやってほしいと。御高齢の方を考慮するのでしたらば、やはり3階までという気持ちを私は、市長、もう1回考えてもらえたらありがたいと思いますので、ぜひそこは記憶に残しておいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、商業地域ということなんですが、商業地域は主として商業、その他の業務の利便を増進するため定める地域とすると、都市計画法第9条第10項にあります。今回、商業地域に災害公営住宅建設される根拠は何かお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えいたします。

今、議員質問がありましたとおり、都市計画法に定められているものがございます。また、国土交通省の解説によりますと、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域、住宅や小規模の工場等も建てられるという記載がされております。本市に限らず商業地域においては、商いをしていなくても住んでいる方は多くいらっしゃると思いますし、店舗以外にもアパートやマンション等も立地しているのが現状でございます。また、人吉市におきましても多くのマンション・アパート等は建っておるところでございます。この地で商いをする方々、この地で生活をする方々が多くいらっしゃるということで、町内活動といった町の機能の維持、地域内における消費の拡大や町のにぎわいの創出につながっていくものと考えているところでございます。

市といたしましては、中心市街地に再度人を呼び込み、にぎわいを創出したい。そして、もともとここにお住まいの方にも帰って来ていただきたいという考えのもと、この中心市街地で災害公営住宅の整備が必要であると考えたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私は商業地に住宅というのは、私の思いは、そこで今おっしゃったように商いをされる方が中心なんです。その方たちがもうそこに住を2階に構えるとか、3階

に住むとか、それが私は住宅だと思うんです、商業地の。そこに住宅をつくるんじゃないで、そこで商売をされる方が住むのが住宅。今までそうだと私は思っています。もちろん、今でも商いは町なかでしながら、住宅は離れたところにいらっしやいます。でも、私が知っている中では、そういった以外に営業をされて、夜は2階にお休みになるとか、そういった方がいらっしやいました。あえて、市営住宅や公営住宅を持って来ることが、私は違うんじゃないかなと思っています。この辺はちょっとここに書いてあるんですけど、商売をしている経営者が職住一体の暮らしをしたいときにも商業地域に住居を構えるメリットが得られますとなっているんです。だから、商売される方はメリットがあるんです。

それから、免許証返納とか買い物をしやすくなったとかおっしゃいました。それはここだけの問題じゃないんです。これは今、副市長が取り組んでいらっしやる公共交通の抜本的見直しなんです。郊外の市営住宅も含めそうでしょう。皆さん困っていらっしやるんです。免許証返納にしても。だったら、これはここだけが便利になるんじゃないんです。全部なんです。そのところは理解していただきたいと思います。こういったことをメリットに上げられたら、郊外に住んでいらっしやる方はどうするんですか。だから、今、一生懸命副市長が取り組んでもらっていますよね、公共交通対策に。それをやっぱりやっていただきたい。私はそう思いますよ、これは。そこら付近をしっかりとやらしてもらわないと、大事なところだと思います。

また、この商業地につくることは、近隣商業地域と違って縛りがないので、確かおっしゃっていただいたように、いろんなものがつくれます。逆に言いますと風俗店もつくれます。そういった中で、例えば、女性の1人暮らしとか、あるいは家族暮らしとかあったときにどうなんでしょうか。風俗店がいっぱいできる。いわば歓楽街になってしまうんです。規制が弱いんですから、これは。そういったときには本当にこの住宅はいいんですかということなんです。風俗店も一緒になってしまいますよと。これだけは市長、どう思われますか。商業地域につくった場合、今言ったように風俗店もいっぱい出てきますよ、可能性として。そういったときに、やはり女性だけの暮らしとかファミリーで暮らしているときに、環境問題、騒音問題が出てきます。そういったことが起きないとも限りません。そういったことについては市長どう思いますか。それは大丈夫だと思われますか。

○市長（松岡隼人君） 様々な商売の形態は、今、おっしゃいますように考えられるのかもしれませんが、今、本市で進めているまちづくりというのは、緑を多くつくって自然と歴史を生かして、ウォーカブルな町を町全体としてはつくっていかうと考えているところです。この建物のみならず、現在、商売をされている方、お住まいになっていらっしやる方、様々ないらっしやいますので、そのような方たちに関しましても、仮にそういう状況になったときは、同じような状況があるのかなと思っていますので、商売をされている方、現在も中心市街地の方々とはまちづくりについては議論を重ねておりますので、それを引き続き重ねて

いきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） やっぱりこういったふうに規制が緩くなってまいりますと色々な形でできてくるんですね、お店が。そうやってきたときに、果たしてどれだけできるのかなと心配です、これは。特に災害公営住宅です。年配の方が多いんです。騒音とか出てまいります。そういったところもしっかり考えていただきたいと思います。

例えば、先ほど部長は消費の拡大や町のにぎわいの創出とおっしゃいました。町のにぎわいの創出はどういったことなんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 町のにぎわいでございますから、町なかを人が歩いたり、町なかで買い物をされたり、町なかで食事をされたり、そういうことかと考えているところでございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私が思った町のにぎわいというのは、やはりそこに魅力があつてこそ人が集まると思うんです。買い物するとかではなくて、そこに何か引きつけるものがあるから集まるんじゃないですか。集まりがあつてにぎわいがあるわけでしょ。例えば、大分県の由布院はそうでしょう。あれだけ集まるんですよ、人が。魅力なんです。皆さん方行かれますよね、何回も。魅力があるんです。人吉市もだから歴史的なものを大事にしながら、文化的にも大事にしながら、例えば、石蔵を大事にするとか、やはり昔からのものを大切にしながらやっていく。あるいは、食の文化はしっかり残っていくとか、そういったのがよそにないものがあるから人は来てくれると思うんです。言い方は悪いですけど、災害公営住宅をつくったからそこがにぎわうということは、私はそう思いません。じゃあ、逆にうなぎ屋さんがあります。すごい列ができます。たくさん来られます。にぎわいです。じゃあ、地域の方がみんな行かれますかと。なかなか無理なんです。でも、やはり魅力があるんです。うなぎ屋さんにしてもラーメン屋さんにしてもにぎわいがあるんですよ、人吉市に。看板みたいなものなんです。だからこそ集まるわけでしょ。だから、魅力づくりをしなければだめなんです。私はそう思います。ですから、もう言葉だけでのにぎわい創出ではなくて、何かをするからにぎわい創出ができるんだということを私は考えていただきたい。すごくこの言葉がよく出てくるんです。にぎわいの創出というのが。実際、何をするんですかと。いや、広場をつくりますと。つくってもいいんです。それがずっと使えばいいです。年に一、二回だったら、もうただの空地なんです。だから、計画的に使う。そういったことをやっていくのが、やっぱり若い人の考えを持ってもらって、若い方に頑張ってもらう。つくるならですよ。そうしないと、作りましたであっても何も伸びないです。そういったことだと思しますので、だから、にぎわいイコール中心地活性化なんです。そうですね、市長。やはりにぎわいが

あってから商店街が活性化するんです。人が来ますから。そういったように私は受け止めておりますので、言葉だけではやめていただきたいと思います。

もう1回住宅に戻りますが、次に人吉市買取型災害公営住宅審査基準の評価項目及び審査結果についてをお尋ねします。

まず、この評価点集計は人吉市独自の基準表なのか。どの地区を参考にされたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

事業者審査基準の評価項目につきましては、先進事例を持つ益城町を参考にいたしまして、市独自に策定をいたしましたものでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 益城町を参考ということです。私も見ましたんですけど、球磨村、山江村、相良村、人吉市、全部一緒なんです。ほぼ審査項目が一緒なんです。益城町さんを参考にされたと思うんですけど。それはそれで、ほかにないかもしれませんけれど、一つ言いたいのは、益城町さんは地震なんです。人吉市は水害なんです。それが大きく違うんです。なおかつ、場所も違う、地形も違う、環境も違うんです。そういった中で同じ項目で評価でよかったのかなと私は思います。地震でやられたところと水害と全然違うんです。同じ災害でも度合いが。私はそう受け止めています。部長、どうですか。やっぱり同じ項目で問題がなかったとお考えですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

私としましては同じで問題はなかったと考えているところでございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 部長、そうおっしゃったらそれまでですけど、やっぱり、そもそも地震と水害は違うんですよ。評価項目が一緒ということはおかしいですよ。例えば、人吉市は人吉市独自とか何かあるはずですよ。そうしないと、どこも一緒だったら日本全国一緒じゃないですか。だから、やはり災害の何の災害だったのかということ考えた場合に、私は違ってくるべきだと思います。評価項目というのは。当然、採点の仕方も変わってくると思います。

今回、採択された事業者については1階をピロティ、集会所を3階とすることで安全性の確保とされ、浸水地域であることに対する評価は述べておられません。中心市街地に敷地を設定していることに大きな特徴があるとされ、災害公営住宅によって居住人口を確保できる意義は大きいとされています。

では、44世帯が入居されることで中心市街地にとってどのような効果が期待できるのか。

町のにぎわい創出と中心市街地活性化とどのような結びつきがあるかお考えなのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員も御承知のとおり、令和2年7月豪雨発災から幾度となく地区別懇談会を重ね、住民の皆様の思い・願いを人吉市復興まちづくり計画として取りまとめたところでございます。この計画は市民・地域・行政等が一丸となって、災害に強く、未来への希望につながる復興まちづくりを推進するために策定をしたところでございます。この計画においては、中心市街地地区について、本市の中心地としてにぎわい、活力を形成するため暮らしの再建やコミュニティの再生、避難対策と共に人吉らしさ、各町の特性を生かした復興まちづくりを進めることとしています。今回の審査報告書の中でも人口減などの課題を抱えつつ復興を目指している中心市街地においては、災害公営住宅によって居住人口を確保できることの意義は大きいと述べられていますが、このことは本市の目指すコンパクトシティ形成に向けた居住誘導を進め、にぎわいをつくり出すために様々に取り組んでいく施策と合致しているものと考えているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 先ほど言いましたにぎわいと中心市街地の活性化と言われましたけれど、でも、よくよく考えてください。1998年ですか、大型店の自由化、中心市街地衰退問題で制定されたんですけれど、まちづくり3法、大店立地法と中心市街地活性化法、都市計画法の改正があったんですけれど、このときは町なかの商店街が大きくなること。そして町なかに大型店を持って来ようということなんです。そして、都市計画法の改正というのは、乱立するのじゃなくて制限しようということでしたんです、このときは。ところが何が起きたかというのは、それを境に大型店は全部郊外に出たんです。町なかじゃなくて。みんな外に出る。だから郊外店になってしまったんです。だから、より中心商店街は衰退していったんです。これはいけないということで、2006年に再度変わったんです。大型店も1万平米以上はだめですよということになったんです。ところが1万平米ですから、これは弱い規制です。これがもうできてしまいましたので、町なかに帰って来ることは私はないと思います。帰るとするならば、採算が合わなくなったら引き上げるだけです。大型店というのは、例えば、災害が起きました。あのときは本当に大変でした。被災された方皆さんも。でも、買い物しようと思ったら何ら不自由しなかったんです。全部郊外にありますから、店は使えたんです。ですから、私がいるときは確かに中心商店街、私はうれしかったです、本当に。例えば、四国の丸亀商店街みたいにこんなになっていいなと思いました。あのときにもっと元気が出ていたらできたんですけれど、しかし、度重なる水害とかでどうしようもなくなったんです、現実。市長は、もう一度取り戻したいと、私も同じ気持ちです、商店街という

のは。でも、なかなかこれはハードルが高いと思います。ですから、そうじゃなくて違った意味でのまちづくりを今度はしていかないと私は無理かと思います。

先ほどコンパクトシティとおっしゃいました。住宅じゃなくて、やはり病院とか銀行とか、あるいは福祉施設とかこういったものを町なかに呼び込む。こちらが私はもっと人は集まると思います。1軒の災害公営住宅じゃなくて、やはりそういった施設を呼び込んでいくという、そういった考え、市長は多分そう思っていると思うんですけど、そういったほうが私はよりいいんじゃないかと思っております。

今回、問題の一つになっています圧迫感について、見直しとして配慮されましたが、審査経緯及び審査の結果の中で採用されなかった②の会社の提案に対して敷地幅に対する住棟の圧迫感を含め、災害時の安全性に対する懸念とされています。では、今回採用されました建設場所の大変狭い道路、一方通行、さらに地域住民の皆様への圧迫感、災害時の安全性を考えた場合、どのようにお考えなのか、その整合性についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

選定委員会の講評にある2、事業者の圧迫感というものは、敷地幅に対する住棟の圧迫感と記載されておりまして、敷地に対する建築物の配置計画による圧迫感を指すものと考えております。今回、変更いたしました九日町側の住宅の圧迫感と言いますのは、敷地北側の道路から感じる高さ方向の圧迫感でございまして、2階部分をテラスにすることで圧迫感の軽減を図っているというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私はこの②の会社のどういった建物か分かりませんので、その中で審査委員の先生方が書かれているのが今の圧迫感ということだったものですから、じゃあ、今回採用になったところの圧迫感と、これを書いてある圧迫感はどう違うんだと思って今質問したんですけど、今、答弁されましたけれど、じゃあ、私自身図面を見て分からないんです。どこがどうなのか。これだけ見て、やはりこれだけ見たら思いますよ、圧迫感とかわたら、何でこっちの圧迫感がだめでこっちの圧迫感はいいんですかとなるんです。私はこっちの図面を見せてもらえませんが分かりませんが、そういった疑問を持ったところです。

今回、提案書をつくってもらいましたけれど、今度は逆にあの地域の方のプライバシーも心配になりますよね。そういったことも考えてもらわないとどうかなと考えます。

今回、計画されています災害公営住宅は南向きではなく東向きになっています。建設されています人吉市営住宅を見ますと、ほぼ全てが南向きです。都会の民間マンションなら理解もしますが、副市長は6月議会、私の緊急質問の中で答弁として、審査された方は識見がある。あるいは、建築あるいは景観に通じられた方とございますと述べておられます。ならば、建設工学に詳しい方なら決して納得されない構造物になると思います。なぜ災害公営住宅が

東向きであることに審査委員の先生方は疑問視されなかったのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

選定委員のお考えは、この審査報告が出ておりますので、そこに記載されていることが全てでございます。選定委員の皆様それぞれが各自の知見から判断され審査いただいたものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 多分そういう答えだろうと思っておりましたけれど、審査委員の先生方が判断されたのですから、それは間違いはないということだと思っておりますが、でも普通、どんな考えてもやはり南向きと考えるんです。だから、そのところはもう少し、例えば、こういった理由でもうこれしかできなかつたとか、そういった何か答えというのは僕は出ないのかなと思うんです。結局、もう審査委員の判断ですからと言われたら、これは皆さんまた「何でや。」と疑問に思われます。そうじゃないですか。通常南向きだけど、ここはこういった理由でこれしかなかったとか何かそういった答えは出るべきじゃないかなと私は思っています。

次に、団地全体の配置計画などに関する配慮及び入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮項目については、この事業者募集要項、ここに持って来ておりますけれど、5ページ、7ページ、8ページ、9ページに幾度となく記載されています。ということは、コミュニティに関する配慮とは3社とも十分な対応策を講じて提出されたものと考えます。ただ、団地全体の配置計画に関する配慮、入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮についての配点には、あまりにも不自然であり、誰もが不信感を抱いてしまいます。これも開示請求したから出てきたんですけれど。また、景観や周辺環境との調和についても郊外地区より浸水地域でもある中心市街地の評価が高い。なぜ高いのか私は理解できません。熊本県災害公営住宅等整備基本理念の3つの視点の中で、「ふれあいのある住宅として多様な世帯の入居者や交流に配慮し、居住者間や——ここが大事なんです——地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅」と示されています。では、今回の災害公営住宅建設に対して、該当地区、そして市民の皆様から反対運動が起きている中、審査委員の先生方は地域の実情を聞き取るなども行わず、何をもとに判断されたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

熊本県災害公営住宅等整備基本理念の視点の一つ、「多様な世帯の入居者や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅」につきましては、事業者審査基準の評価項目、住まい、まちづくりへの提案を評価する際の視点として記載しており、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に基づき、適正に審査が行われていると捉えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 結果論で言っでは失礼かと思うんですけど、今、適正にされていますと言われていています。でも、この記事を実に見ていただいているのだったら、地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅、地域住民の方が理解されている。だったらこういった反対運動は起きてこないと思うんです。そうじゃないですか。そのときはまだ机上であったからということで、現地を見ていないということですから、それは私が言ったように結果論かもしれませんが、でも、熊本県のこういったのがあるわけですから、これを見られているのであれば、コミュニケーションを図るということは地域の方にもう少し先生方も行くべきだったんじゃないかとは思います。それができていなかったからこういったことになったんじゃないですか。なかなかそう言っても答えは出てこないでしょうから。

さっき言いましたように、豪雨災害が発生した真備町に行ってまいりました。これですね、さっき言いましたけれど、これに行ってきました。全部浸かったんです。これは平成30年12月末が8,780名の仮設住宅、8,780人、3,285世帯、ところが令和5年7月3日はもうゼロなんです。5年間でゼロなんです、被災された方が。これをいただきました。市役所からですね。DVDを作っていらっしゃるんです。「地域をつなぐ要配慮者マイ・タイムライン」、これが「岡谷さんのマイ・タイムライン」、これは地域の方が出演されているんです。「平成30年7月豪雨被災体験から学ぶ～後世へのメッセージ～」は1と2とあります。これをどうぞお持ち帰りくださいといただいたんですけど、これはぜひ参考にさせていただきたいと思います。さっき言いましたように、すごく復興が早かったということです。自治会長さんにも会ってきました。言われたのは、さっきのコミュニケーションです。なかなか取りづらい。例えば、1階と2階であっても厳しい。なかなか会えない。戸が閉まったらもう分かりません。御高齢の方がほとんどですということです。それと、もう1件は、こっちの棟とこっちの棟とあるんですけど、同じところで。上空それをつないであるんですけど、こちらの方は地域の方が多いものですから交わりがあるけれど、こちらは違うところから来られた方だから全然交わりがありませんと。コミュニケーションが取れないんです。そんな状況にあるんです。そういった中で、人吉市、あの地域に建てていただく。これだけ問題になっている中で、果たしてコミュニケーションは取れていくのですかということを私は心配しているんです。これについては、部長、どう思われます、今後進め方として。コミュニケーションのあり方として。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

災害公営住宅にお住まいの方も地域の一員として生活をしていかれることでございますので、地域住民の方、町内の方と十分にコミュニケーションを取りながら生活していただけるよう、私どももバックアップをできる限り心がけていきたいと考えているところでござい

す。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 一応、言っておきますけれど、決して行政だけではできません。地域の方、お住まいの方がそれだけしかやらないとなかなか取れないと思いますよ、これは大変なことです。それぐらい厳しいんです。おっしゃいました、住んでる方が、自治会長さんがなかなか難しいと。余談ですけど、ここは市長、さっき言いましたけれど、避難路整備とかかさ上げ、一切されていないんです。かさ上げについては、業者はタッチしておりません。だから個人でされるか集団でされるかはあったかもしれませんが、業者はタッチしておりませんということなんです。ですから、こういうところはやってないんです。ただやられたのは、川の切り替えとか、あとは支流の防災対策なんです。ですから5年でできたと思うんですけど、そういったことでした。

瀬上復興建設部長は、8月28日の説明会の中で、審査委員の先生は現地に個人的に行っておられると述べられました。6月議会の私の緊急質問の中では、実際、現場には行かれておりませんし、意見も聞いておられませんと述べておられます。個人で行かれているとしたら、業者選考時にどのように反映されたのかお尋ねします。併せて、なぜ私への答弁と違う新たな答弁をされたのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員御質問にありましたとおり、6月28日に行われた緊急質問において、大塚議員からの審査された3名の先生は建設予定地に出向かれたのか。地域住民の皆様の思いや建設に対する意見や賛成反対、それぞれの意見などお聞きになられたのかお尋ねにしますという御質問をいただきまして、その質問に対しまして、審査委員の先生方が実際に現場に行かれたのかということ、それから、住民の意見を聞かれたのかということにつきましては、それはございません。行かれておりませんし、意見も聞いておられませんと答弁をいたしております。

また、8月28日に開催いたしました住民説明会の質疑応答とかにおきましては、現場には行っていない、委員の皆様は当時の人吉市の地形等に精通していらっしゃるの、御自身で場所に行ききちんと話されたと思っていると発言をいたしました。答弁の意図といたしましては、審査会の場において、3名の委員さんが現地に赴いたことはないということを申し上げたところがございます。審査会として3名の委員が連れ立って現場に行ったということはないということを申し上げたかったということがございます。審査委員長におかれましては、市が委嘱、任命する各審査委員会に複数所属されており、人吉市内の地形、情勢等にも精通されております。熊本県土木部住宅局長におかれましては同様にございますし、迫田副市長につきましては説明も不要かと思っております。このことから、審査会においては建設予定地及び周辺環境等も十分に把握された上で審査は実施されたものと考えておりま

す。6月の緊急質問の際には、言葉足らずでありましたことを深く反省しまして、ここでおわびを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 先生方も現地に行かれたならばもう少し違った判断も出てくると思っているんですけど、出てないのが非常に残念です。

事業者募集要項の提案に当たっては、提案内容に沿った提案売買価格とし、事業費の削減に努めることとされています。さらに基本的な考え方として、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質な住宅等が提供されることを優先するとされています。このことについての今回の決定との整合性についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

議員お尋ねの事業者募集要項に記載がある低廉で良質な住宅等が提供されることを優先するものとするということ、この文言につきましては、基本協定、それから売買契約締結後、事業実施段階に生じるリスク解決に関する考え方の記載でございます。市の審査基準では、評価項目の住宅等の売買価格において、廉価で要求水準を備えた売買価格という視点から評価を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、おっしゃったのは多分総合的に評価するという事なんですけれども、やはり私どもはどうしても価格というのは見てしまうわけなんです。さらに、この3人の先生方の評価でひっくり返ってしまっているということに、間違いはないかと市長は言われましたよね、先生方の審査を尊重すると。そうされていると思うんですけど、やはり、私から見ると本当にそうなのかなと疑うことがいっぱいあるんです。先ほど言いましたように。この配点でいいんですかというのがあるんです。そういったことを思いますと、私はやはりこの低廉でと、一生懸命努力された業者の方に対してどうなのかなと私は受け止めています。

このように疑問だらけなんですけれども、松岡市長は、8月28日の説明会において、東校区地区での災害公営住宅建設については、立地や高さなどについて見直しは行わないとされ、事業継続については、選定委員の選定結果を尊重する趣旨の説明が行われました。現在、多くの市民の皆様が納得されていない状況であり、評価基準にも不信感を持たれている状況ですので、住民説明会でも質疑にありましたように、選定委員が市民の前で説明される必要があるのではないかと私は考えますが、どのように受け止められるのかお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

選定委員の皆様のお考えというものは審査報告に記載されていることが全てでございます。

そちらのほうはもうホームページ等で公開をしているところでございますので、改めて選定委員からの住民説明会を実施するという予定はないというところでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） このことは後で述べます。

では、土地建物提案型買取方式の第1回目については、令和4年12月13日に3社とも失格になっています。その後、令和5年3月16日に、第1段階審査を3社合格、その後、3月24日に選定委員会で審査、3月29日に、第2回に選定業者が決定しています。そこで、3社の1回目と2回目の相違点についてお尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

まずは、1回目の募集時における3社の失格の理由について申し述べますが、令和4年12月20日の全員協議会でも御説明をさせていただいておりますけれども、ここでも改めて御説明申し上げます。失格理由につきましては、1次審査において3社のうち2社が売買価格の適正審査において不適格のため失格、残り1社が基本的事項の適格審査にて不適格事項のため失格となっております。

また、事業者提案と1回目、2回目の内容の相違でございますけれども、これは1回目と2回目は、全く違うプロポーザルでの募集となっているところございまして、2回目の募集では1回目の必要戸数が55戸から45戸に戸数の変更と、1戸当たりの主体附帯工事費の限度額を増額して募集をしております。3社とも必要戸数の45戸の新たな建設計画の御提案をいただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） この1社の接道問題というのが最初から引っかかってきたのですけれども、私もこれを確認いたしました、接道問題。実は担当された3名の職員の方がお辞めになっていきますので真意は分からないのですが、私が聞き及んだ中では、担当者の方は、「ああ、地権者の了解が取れたらいいですよ。」ということで進めてこられたんです。ところが審査直前になって同意書がないとだめですと言われたということなんです。そうなりますと、印鑑がそろわないといけないから間に合わないんです、審査に。それで接道問題が起きてきたと私は聞いております。でも、大変失礼ですけど、3人の方がお辞めになっていきますのでどなたがどう言われたか分かりませんが、私にはそう伝わってまいりました。接道問題は、ですから真意が分かりませんが、お辞めになっている方にお聞きしたいのですけれども、なかなか会えませんので、情報としてそういったことが入ってきましたので、一応、ここで話をしておきます。

それで、次ですけど、見直しについて庁舎内協議をしていただいたと思うのですが、庁

舎内での検討会の議事録ですか、これを提示していただきたいと思うんですが。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

見直し検討の際には、協議用の資料等の作成はいたしておりますが、庁内協議ということもございまして、議事録の作成等は特にいたしておりません。協議内容につきましては、所管課であります住宅政策課において見直し案を作成し、その案につきまして市長等と協議決定をしたというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、お話のとおり、見直し検討会での会議録といいますか議事録はつくっていないということなんです。でも、これまで4回のうちに説明会、いろんな意見が出ているんです。それについて、じゃあどれだけの内容をそこで議論をされたのか。極端に言いますと、5階建てでいいのか3階建てでいいのか、場所を変えるのかそういったのまで議論をされたのか。でも市民としては知りたいわけなんです。期待していただけない。どこまで議論をしていただいたんですかということなんです。市民の皆さんそうでしょ。できたら白紙撤回してほしい。あるいは階数を減らしてほしい。もう1回やり直しをしてほしいとかいろんな要望が出たじゃないですか。そういったことも含めて検討をしてきましたよというのが、やっぱり出してほしいんです。そうしますと市民の皆さんもある程度納得されますよ。ああ、話をしてくれたんだと。結果的にこうなったのかとなるんだけど、何も残っていません。じゃあ、何を話されたのかとなってくるのです。私は非常に残念です、これは。だから、ここはもう正直に市民に出してほしいんです、こんな話しましたと。そうじゃないですか。そうしないとなかなか納得は得られませんよ、これ。

次に、土地建物提案型整備事業に参加された3社の建設費及び用地費の公開をお願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

参加事業者の建設費及び用地費につきましては、現在、大塚議員からも公文書開示請求をいただいているところでございますが、事業者からの提案内容となりますので、情報開示に当たりましては、事業者の意向に基づいて開示をするということとしております。建設の開示について了承が得られたのは、2社でございまして、そのうち1社の建設費の提案額は8億5,871万5,000円、選定された丸昭建設・セルアーキテクトONS・京成不動産連合体の提案額は9億9,647万5,000円でございます。8月の全員協議会において御説明いたしました建設費9億4,100万円につきましては、基本協定締結時の金額でございます。減額の理由といたしましては、地質調査の結果、地盤改良工事が不要になったことによるものでございます。用地費につきましては、個人情報に係る部分となりますので非公表とさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 建設費は2社提示いただきました。用地費については開示できないということなんですけれど、これが採用になった会社のほうは7,100万円を下回らないと私は伺っております。でも、その根拠がいまいち僕ははっきりしないんです。例えば、説明会の場では、近くの土地が11万円だったからとか、それに近い数字だったからとかという話だったと思います。でも、実際の国が示す公示価格はあの地域が幾らなのか。また、鑑定士を入れたとおっしゃいました。じゃあ、鑑定士はどことどこどの場所を選んで鑑定して金額を出されたのか。もう鑑定士が入ったということは、金額が分かっていると思うんです。それはここでは公開できないんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） まだ契約前の段階でございますので、現段階ではお示しすることはできないと考えております。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） でも鑑定士はもう分かっているわけだから、公表できないんですか、坪単価というのは。鑑定士が出されたのだから。出せないんですかね、やはり、出せない。出せないですか。私が聞き及んだところ、あの付近が公示価格が大体8万円ぐらいと聞いているんです。路線価格になるともう少し安くなると聞いているんです。これは聞いているところです。それが、この前の話では11万円ということで、やはり高いんじゃないかなという気がしております。どう示されるのか分かりませんが、私は公示価格を基準にするべきだと思いますので、そこは伝えておきます。

では、最後に、市長にお尋ねします。これまで4回の説明会を行っていただきました。結果として市民の皆様の御理解を得られていない状況です。さらに、審査委員の先生方の市民への説明を行わないとの答弁もあっています。そのような中において、人吉市は問題含みのまま災害公営住宅建設を強行されるお考えですか。市長は、被災者に寄り添い、誰一人取り残さないで復興に向け取り組んでいくとの姿勢は今も変わらないものと私は思います。私自身、災害公営住宅に入居予定の皆様も被災者であることは十分に理解しています。それと同じくして、大工町周辺の皆様も被災者であることは同じです。住宅建設に重きを置いておられますが、建設予定地周辺の皆様は、建設時の騒音や安心安全、事故や騒音、通学路対策、精神的苦痛など悩むこととなります。さらなる被害者になってしまいます。市長は、近隣住民の皆様には申し訳なく思っていると述べておられますが、それなら、問題含みのこの事業を一度白紙撤回し、地域の実情を踏まえた整備として、地域のなりわいに沿った整備と住民の意見を聞きながら住宅を提供するだけでなく、被災者が復興を実感できる安心安全な日常生活を送ることができる環境を考えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

150年前に「コモンセンス」という言葉が入ってきたとき、日本には常識という言葉はなく、普通感、普通感覚と略していたらしい。制限選挙に対し対義語である普通選挙という言葉は万民が教示できるという意を帯び、普通という言葉の尊さを語っている。そういう歴史を新聞を通して知りました。

本市におきましても、被災してすぐ普通を取り戻そうと再建した人、普通を求めたり、取り戻すのに時間がかかった人、これまでの普通ではなく特別を選択し、別の土地や場所で新たな普通を実現しようとしている人などがおられます。実態としては、多くの市民が球磨川と共に生きてきた我々の普通、日常を選び、あるいは今後も選ぼうとされています。災害公営住宅の話も、入居者は1日でも早く元の場所に近い場所で普通を取り戻したいと考えておられますし、立地に反対している皆さんは、自分たちが築かれた普通が脅かされることを心配されている、そう感じています。災害関連だけではなく、この数年は新型コロナウイルス感染症にも多大な影響を受け、苦しみました。ここで言われるニューノーマルも新しい普通、新たな日常づくりが大きなテーマになっています。この普通を求める人たちが集まり、社会のルールにのっとって共生するのが都市ですが、それぞれの求める普通の違いにより、時に対立や反目の構図を生み出すことがあります。「真の共生社会とは何か、改めて問う」という寄稿文で名里晴美さんの文章に触れました。横浜市栄区に重度障害者通所施設「朋」が昭和61年に開設したとき、高級住宅街に障害者施設はなじまないという一部住民から反対があり、当時の名里理事長は、障害者施設が地域の中でどういう存在となりうるのか突きつけられたと感じたと述べておられます。しかし、住民の中にどういう人が何を求めてここに来たいと言っているのかよく知らないで反対していいのかと考える人も存在したそうです。法人設立30周年を迎えた平成27年、障害のある人たちが大勢、楽しげに参加する夏祭りの光景に、自治会の役員たちは、これが我が町の祭りと言われました。ここで育ったかつての子供たちは、障害のある人の存在を普通のことだったと答えました。障害がある人にも好みがあり、好きなことを楽しんだり、ときには何かに一生涯懸命に頑張ったり、理屈ではなく自分と同じと感じ育つことがどれほど大きな意味を持つか計り知れないと述べられています。私も普通には努力と歳月が必要なのもかもしれない、そう感じた次第です。

3年ほど前、港区青山に児童相談所を含む複合福祉施設が計画発表されたときも、一等地にふさわしくない施設として一部住民の反対運動が話題になりました。反対には、自分たちの町のイメージダウンを嫌う人たちだけではなく、生活レベルの高い小学校へ通わなければならない家庭的には恵まれない子供たちを気遣う声もあったようです。最終時には8割が賛成、1割が反対、1割が提案や条件を提示した人たちであったということです。重い障害のある人、不遇な環境を抱えた子供や家族と地域の人たちが出合い、気持ちを通わせていく中から人の輪が広がっていく、その営みは間違いなく共に生きる社会の一つの姿であると言わ

れています。民主的な社会の一つのありよう、まちづくりの目標は多様性を認め、共生できる普通の社会をつくることだと考えています。民主社会は多数決により進むべき道は決めなければなりません、少数意見の取扱いと相互理解、許容と寛容、そして共生、共に生きることが最大のテーマであると信じています。今回の災害公営住宅の整備についても、対立ではなく共生を目標に、町なかにあってよかったと普通に思っただけのよう、8月28日の説明会でもお話したとおり、今後も様々に御意見を聞き、配慮を重ねながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） なかなか私としては反論がしようのないものを説明いただき、私自身迷っているんですけど、私は災害公営住宅を取り上げてきたんですけど、市長はいろいろ施設を今出されました。これには反論できません。それは分かるんです。市長はお若いから、今後しっかりと見届けていってもらいたいと思います。どうなるのか、あそこが今後。私は紺屋町・大工町等あの一带は飲食店を含む歓楽街と受け止めています。昔の商店街、九日町含めて戻ることはないんじゃないかなと私は思っています。最初に言いましたように、大型店が帰ってきますか。難しいんです。市長はお若いです。私は先に逝ってしまいますけれど、市長はしっかり見てください。つくったらどうなるのかということをごすね。地元の方がどれだけ悩まれるかということもしっかりと見届けていただきたいと思います。

市長も御存じですけど、近江商人の活動の理念として「三方よし」という考え方があります。これは買い手よし、売り手よし、世間よしです。今回の災害公営住宅建設に市長の大英断を引用させていただきますと、市長がものすごくすばらしい決断をしたとしたときに、松岡市長の信頼度は大幅アップ、事業費の縮小、地域住民の安心した暮らしの確保、入居予定者は静かで安心安全な地域での生活ができます。これこそ三方よし、四方よしなんです。こういうことになることは間違いないと私はこれをお伝えして一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時43分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 答弁の訂正をお願いいたします。先ほどの一般質問におきまして、大塚議員の東校区地区九日町・大工町土地建物買取型災害公営住宅建設関連についての項目の公募買取型に関する市場調査、サウンディング調査の対象となった業者名をお答えした中で、「株式会社速永建設」と申し上げましたけれども、正しくは「株式会社速永工務

店」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言の訂正につきましては、許可することといたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。5番議員、牛塚孝浩でございます。

初めに、福島県をはじめとして、国内各地で大雨による被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げておきたいと思っております。また、モロッコでも大地震が発生をしております。犠牲者の方々へはお悔やみを申し上げます。

今月1日は、100年前、日本でも関東大震災が発生した日でございます。死者、行方不明者はおよそ10万5,000人、その9割が火災によるものだったということでもあります。ここに謹んで哀悼の意を表します。

また、1日は防災の日でもありました。地震は防げなくても火災は軽減することができるとは、過日の新聞によるものですが、これから100年、200年と続く未来へのまちづくりには、過去の経験を教訓として最善を選択し続けなければなりません。また、1日には、国宝青井阿蘇神社において、青井の杜国宝記念館の竣工祭が挙行されました。また一つ、災害からの復興に合わせて世界中から人を呼び込める場所が、そして世界に誇れるランドマークができたと思っております。

少し前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回、1点目に、ふるさと納税について。2点目に、市営住宅について、今後の計画を。3点目に、集落の高齢化問題についてを伺います。

まず、1点目、平成20年に開始されましたこのふるさと納税制度であります。まずはこれまで本市に御支援いただいた全ての皆様に対して、改めて御礼を申し上げておきたいと思っております。この制度については、過去にも様々な視点から質問がっておりますが、世の中は近年人口減少が加速し、自然災害は激甚化、頻繁化し、世界情勢は緊迫化するなど、いろいろな要素が混ざり合い、そして、非常に速いスピードで変化をしています。そのような時代の中で、様々な地方行政の施策を行っていく上でも大変重要な取組の一つが、このふるさと納税であると思っております。昨年12月、現議長である宮原将志議員の一般質問の答弁の中で、令和4年度のふるさと納税額の見通しについて、令和5年3月末で約3億7,000万円ほどであろうと推測値をお答えいただいております。そこで、まず初めに、令和4年度の実績についてお尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

令和4年度の本市のふるさと納税の実績でございますが、個人版ふるさと納税は、寄附件数が1万8,260件で、寄附額が3億9,812万1,723円でございます。また、企業版ふるさと納税は、寄附件数が10件で、寄附額が390万円でございます。寄附額合計が4億202万1,723円

でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えをいただきました。1万8,000件以上の皆様から、企業版も合わせますと推定より3,200万円ほど多くいただいております。本当にありがたく、感謝を申し上げます。

当時は、総務省から出ている寄附金に要する経費5割以内の改善に向けて寄附単価の高い商品を抽出し、低価格で配送できるよう効率化に取り組むと答弁がっております。しかし、現状では燃料費が非常に高騰しておりますし、人件費も値上げをしないとイケません。重ねて、2024問題もあって、改善は非常に厳しいというのが実情ではないかと思っています。実際のところ、この経費5割以内への改善について、その後の取組はどうなっているのか伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

経費を5割以内に抑えるための取組でございますが、まず、返礼品の運賃がより安い運送会社への変更を行い、加えまして、返礼品の寄附金額の見直しを行っているところでございます。また、寄附はしたいが返礼品は不要という寄附者もいらっしゃいますことから、返礼品を希望しないということを選択できるようなメニューも準備をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 運送会社の変更をしたということでございます。その他の政策、対策についても現在進行中であるということを確認いたしました。

本市のふるさと納税では、その用途について選択が7つの事業区分に分かれております。各分野におけるこれまでの成果についての評価、これを伺いたいと思っております。また、この15年間で時代は変化をしておりますので、この時代に合わせて、この事業区分についての見直しなどは行ってこられたのか。また、今後についてもこの見直しはあり得るのか、この辺を伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

まず、事業区分についてでございますが、少々長くなりますが、簡単に説明をさせていただきますと、先ほど議員が言われましたとおり、寄附者が寄附をする際に選択をしていただく事業区分が現在7つございます。1つ目が、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業、2つ目が、将来の地域を担う子どもたちを応援する事業、3つ目が、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業、4つ目が、歴史や文化資源を保存・活用するための事業、5つ目が、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業、

6つ目が、その他目的達成のために市長が必要と認める事業、7つ目につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業でございます、1つ目から6つ目までが個人版ふるさと納税の事業区分、7つ目が企業版ふるさと納税の事業区分となっているところでございます。

これまでの成果に対する評価でございますが、事業開始の平成20年10月1日から令和5年3月31日までに寄附者が選ばれた事業区分で一番多うございますのが、6つ目のその他目的達成のために市長が必要と認める事業でございます。次に多いのが、1項目めのふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業、その次に多いのが、2項目めの将来の地域を担う子どもたちを応援する事業でございます、寄附者の多くが人吉市の自然を大切に残したい、あるいは、今後を担う子供たちを大切に见守っていききたいという思いで御寄附をいただいておりますので、本市としましては、その思いを確実に未来につなげる施策を行ってまいりたいと存じます。

次に、これまで見直しなど行われてきたのかという御質問でございますが、令和2年7月豪雨後に、寄附の使い道を豪雨災害の復旧・復興とする返礼品なしの寄附の枠を設けさせていただき、寄附を募らせていただいた経緯がございます。今後につきましても、災害の発生など社会経済情勢を見ながら、変更又は追加等をする可能性はあるということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 評価と実績についてもお答えをいただきました。人吉市の自然を守りたい、そして、子供たちのために使ってほしいという部分が多かったと分かりました。また、事業区分についてはこれまで見直しはないということも分かったところです。それから、災害後に復旧・復興に関して特別に実施をされたというところでもございました。このときも非常に全国から多くの御支援をいただいて、改めて御礼を申し上げたいと思います。

なぜこのような質問をしたかと申しますと、全国の自治体でも同様に、このふるさと納税というものは非常に重要な取組となっています。ですから、販売方法の視点を換え、様々に知恵を絞って寄附額を上げている。そういう自治体がかなり多くございます。このような観点から、これは返礼品として活用できないかなと思ったものがございましたので紹介をさせていただきたいと思います。

まず、その1つ目が、「おてつたび」——これは造語なんですけれども——というものでございます。聞かれた方もいらっしゃると思いますけれども、インターネットで検索すればすぐ出てきます。ざっくりと言えば農家とか宿泊業、旅館とかで仕事をしながら報酬をもらって、その地に泊まりながら旅をするという仕組みのようです。デメリットもあるのかもしれませんが、非常に人気があるということで、「おてつたび」の募集を開始すると、すぐに応募が殺到して、当選の確率も非常に厳しくなっているということでもございました。そん

な新しい旅の形を経験したい人は、全国にも非常に増えてきているということでもあります。さらには、旅の途中で経験をする田舎暮らしの体験を通し、将来、移住・定住につながる可能性もあるのかなと思います。実際に利用者もそのように思われている方が多いようです。また、移住・定住にはつながらないとしても、関係人口の創出にはなり得ると、非常に有効な取組だと思しますので、ぜひふるさと納税の品目の一つに、この「おてつたび」を企画検討いただき、加えていただけないかと思うわけですが、市の見解を伺いたいと思います。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

御提案をいただきました「おてつたび」でございますが、いわゆるマッチングのサービスでございます。この事業は依頼する地域側からすると安価で人手を確保することができ、来訪してお手伝いをする側からすると、知らない地域へ安価に行くことができる。あるいは、仕事をしながらいろいろな地域を旅したいなどの目的で利用されるものでございます。例えば、本市の人手不足で困っておられる旅館や農家が「おてつたび」の運営事務局に登録し、働き手を募集され、そのメニューに参加したいと申し込んだ方が本市でお手伝いしながら旅行を楽しみ、なおかつ報酬をいただけるというシステムでございます。つきましては、「おてつたび」に参加される方が負担される対価はなく、報酬を得ながら安価に旅をすることが目的でございますので、参加者が実際に商品やサービスを購入されるわけではございませんので、サービスそのものに対してふるさと納税制度を活用しての寄附に対する返礼品という品目には、残念ながらなり得ないところかと存じます。

しかしながら、ふるさと納税の返礼品としてではなく、ふるさと納税で人吉市に関心を持っていただいた方々などが本市を訪れていただくきっかけとなるなど、関係人口の創出には非常に有効な手段かと存じます。このサービスを利用し、他の自治体から本市に来ていただき、仕事を手伝えることで地元の方々ともつながり、本市の魅力を感じていただき、さらにファンになっていただくことで、さらにまたふるさと納税を通じて本市を応援していただくことにつながることも期待されるのではないかと存じます。実際に、同社のサイトや報道等によりますと、市内の旅館や農家民泊施設等で利用をされた実績があるようでございますし、本市の事業所や農家の多くが人手不足の悩みを抱えておられますので、このような取組は地元にとっても人手不足の解消、地元の魅力の再発見、繰り返しになりますが、関係人口増加が期待されるものと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** 分かりました。非常に面白い取組だと思ったものですから、紹介をさせていただきます。残念ながらふるさと納税の品目としては該当しないということですが、この仕組みを利用して、本市に来られる実績があるということも

確認できましたので、そういうところから何らかの形で持続性を持った関係性へとつながっていくように期待をしたいと思います。また、最近、アルバイトなどのマッチングサービスの動きも、以前に増して活発なようでございますので、答弁いただいたように、関係人口の創出につながるよう、仕組みづくりをお願いしておきたいと思っております。

ここ最近、特に新型コロナウイルス感染症の影響で外出や移動の制限ということに起因をしまして、非接触型で販売できるいろんな形の自動販売機というものが出回ってきました。どこかの県では、40年ほど前に設置をされた昔々の自販機コーナーが、ハンバーガーとかうどんなんかですけど、物珍しさからか集客の効果を上げて人気を博している、そういうところがあるようです。なぜ今、自動販売機に触れたかと言いますと、御存じの方もおられると思いますけれども、今、新たな取組として古賀サービスエリア、この上り線でこのふるさと納税品を自動販売機で売っているということでもあります。ほかの自治体にも既にふるさと納税自動販売機というものがあるそうですが、高速道路ではここが全国で初ということでございまして、その場でも返礼品が受け取れるという利便性が話題となっているようです。しかも返礼率は3割だということでもありますので、どのような仕組みなのか調査いただいた上で、有効であれば本市でも山江サービスエリアの上りか下りのどちらかで取り組めないかと思うわけでありまして、この辺について見解を伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えいたします。

ふるさと納税の寄附の方法はインターネットや郵送、自治体への直接振込などがございまして、本市の場合は、今、約98%がインターネットからの申込みとなっているところでございます。インターネットからの申込みの場合は、申込み後、約1か月程度で返礼品が送付されるというものでございます。これに対しまして、議員がおっしゃいましたように、現地での寄附及び返礼品の受取ができる自動販売機型ふるさと納税を実施する自治体が、近年じわじわと増えてきているということでございます。液晶タッチパネルの自動販売機に住所、氏名を登録をされ、クレジットカード決済が完了すると、その場ですぐに返礼品が受け取られるというものでございまして、主に観光施設、ゴルフ場、議員がおっしゃいましたように交通機関の関連施設等などに設置される事例が大変多くあるようでございます。自動販売機のメニューに載っている返礼品は、自動販売機の設置施設で利用可能なクーポン類、施設利用券であったり食券であったりサービス引換券であることが多いようでございますけれども、まれに地場産品をその場で渡す方式を取っているところもあるようでございます。

なお、自動販売機型ふるさと納税の導入費用につきまして、他の自治体をちょっと調べさせていただきまして、公表をしている内容としましては、自動販売機を購入の場合は500万円程度、リースの場合は月10万円程度かかるということでございまして、費用対効果の検証が必要であると記されていたところでございます。このほかにもクレジットカード決済に係る手数料、あるいは自動販売機の設置に係る費用も発生しますことから、今後設置されている自治

体等実績や費用対効果等をお尋ねすることも通じて、本市におきましても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えをいただきました。本市の場合は、インターネットでの販売が98%もあるということも確認をできました。これまでにはインターネットにばかりやっばり目が行っていたもので、身近な場所で自動販売機というやり方で販売することもできるということに気づかされたわけでございます。このことでインターネットを利用されない方たち、そういった方にもふるさと納税ができる仕組みがつくれるし、手段としては有効であると私は思うわけであります。確かに、機械は高額な投資となりますし、その他の経費も必要ですので、費用対効果の検証は必須であると思いますが、インターネットを介してもやはりサイトへの手数料とか送料とか、そういった経費があるわけですから、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうをお願いをしておきます。

本日、2パターン提案させていただきましたが、いずれも送料などの経費負担がかからないものですし、地元への還元効果が高いものだと思っております。本年10月より制度が厳格化されるということもございますけれども、そのほかに本市で検討、あるいは計画をされている新たな取組などございましたら御紹介をしていただきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

新たな取組案でございますが、旅行者又は近隣自治体の方をターゲットに、キャッシュレスサービスのポイントを返礼品にできないか関係各所と検討を行っているところでございます。また、その他の新たな返礼品の開拓にも随時取り組んでまいりたいと存じます。さらに、令和5年10月からふるさと納税の制度が変わりますことから、寄附額の設定金額の増額なども考えられますので、今後、寄附者が減少する恐れもあるところでございます。そのため、今後はこれまで以上に、本市の魅力発信や観光プロモーション等に力を注ぎ、交流人口の増加や関係人口の創出を通じた寄附の増額を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。最近、スマホ決済をしている方というのをよく見かけるようになりました。キャッシュレスのポイントは伸びる要素があると私も思っております。今年10月の制度変更に伴う寄附者の減少を懸念しているということもございますけれど、今日も朝からテレビニュースなんかでもこれをよくやっていた非常にこれは問題になってくる部分なのかなと思っておりますが、共に知恵を出し合って、寄附額が増えるように魅力あるコンテンツづくりに取り組んでいきたいので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）
5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 次に、くまりばの温泉施設の復旧においてもふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングによって多くのお力添えをいただいたと伺っております。そこで、階段利用が困難な高齢者の方から、復旧に際しては1階からも入場できるように改善してほしいという要望の声がございます。そのような声にぜひこのふるさと納税の財源を御活用いただけないかと思うところであります。そこで、くまりば温泉へのクラウドファンディングの実績と併せて、階段を使わずに温泉を利用したいという要望について、本市の見解を伺います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、くまりばの温泉施設への寄附実績でございますが、2つのサイトに1回ずつ、計2回ガバメントクラウドファンディングを行っております。1回目は、令和4年9月から令和4年12月にふるさとチョイスで行ってございまして、寄附件数は200件、寄附金額は328万1,423円、2回目につきましては、令和4年12月から令和5年1月にかけて、ふるなびで行ってございまして、寄附件数は367件、寄附金額が1,101万1,000円となっているところでございます。合計が寄附件数につきましては、567件、1,429万2,423円の御寄附をいただいたところでございます。この2回の寄附金額、大きな差がございますが、大きな理由としましては、業者のガバメントクラウドファンディングのホームページのシステム及びつくり方に違いがございまして、前者につきましては、ガバメントクラウドファンディングに興味がある方向けのサイトのつくり方となっており、その中から本市のプロジェクトに寄附されたものでございます。返礼品も限定されておりますことから、寄附希望者全体の母数としては若干少なくなるところでございます。後者につきましては、一般的なふるさと納税のサイトページからでもガバメントクラウドファンディングへの寄附ができる仕組みとなっており、返礼品の選択肢も多く、一般のふるさと納税として寄附目的を選ばれる際に、このガバメントクラウドファンディングを選択することが可能となっております。つきましては、閲覧される機会も多く、繰り返しになりますが、返礼品の選択肢も多いことから金額に差が出ているのではないかと推測をしているところでございます。

お尋ねの階段を昇降することが困難な方もくまりばの温泉施設を利用できるようにしてほしいという要望についてでございますが、これは水害前に営業しておりますときもそのような声があったところでございます。1階の部分の外から建物の中に入る出入口を整備するス

ペースを設けることは、建物の構造上及び管理上も困難でございまして、また、1階部分のここから入るのではないかと想定される入口付近に駐車場を整備することも困難な状況でございます。それ以外の方法としましては、1階と2階をつなぐ階段に階段昇降機をつける方法等がございますが、この場合、階段を安全かつ容易に昇降できる1人乗り用のリフト等となろうかと存じます。これにつきましても構造上の検討や利用者への配慮など、管理運営上の課題がございますので、今後の検討が必要になろうかと存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 2回実施をしたということでございました。また、その際の寄附額の差についても推測ではありましたが、分析をされた結果を詳しく答弁をいただきました。合計で1,430万円ほど寄附をいただいたということでもあります。

また、1階から入場できるようにできないかという要望については、難しいということでもありますし、階段への昇降機の取付についても、様々な課題があるということもございます。ですが、この先、利用者の多くというのはもう確実に高齢化をしてこられると思うんです。温泉町にありました老人福祉センターの温泉もなくなり、公共施設としての温泉は近隣住民の方たちにとってここしかない貴重な場所となります。その辺も考慮をいただいて、市民の皆様への期待にそえるよう、引き続き知恵を絞っていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

少し話が戻りますけれども、昨年、ふるさと納税の経費5割問題に対する答弁の中で、市長は寄附者の大半が大都市圏であり、配送料などの経費負担で、同じ課題を持つところも多数あると想定するので、県や全国市長会などを介して積極的に制度見直しに係る要望を行ってまいりたいと発言をされております。

最後に、昨年答弁された課題改善への進捗についてとふるさと納税制度の今後について、市長の考えを伺っておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市といたしましては、国が定める5割基準は、自治体の立地条件により不公平を生じさせる規程となっていると考えるため、国・県に対し、ふるさと納税制度における経費に占める送料経費について、自治体の立地条件を勘案した公平な制度とするよう見直しを求める旨の要望を行うことを今年3月、県下の財政課長会議にて提案いたしました。残念ながら他の自治体からの賛同を得られなかったため、今回の提案は見送られております。今後も引き続き、国・県に対し制度の見直しについて要望活動を行ってまいりたいと存じます。

また、議員から御提案いただきました自動販売機型ふるさと納税は、費用対効果をクリアできれば話題性があり、市のPRにもつながり、魅力ある取組だと認識しております。「おてつたび」については、ふるさと納税の返礼品としてではなく、ふるさと納税で人吉市に関

心を持っていただいた方々に本市を訪れていただくきっかけとなり、関係人口の創出には有効な手段かと存じます。いずれにいたしましても本市の物産品や特産品など、その魅力を全国の皆様にもっと知っていただけるよう、ふるさと納税制度を十分に活用しながら、本市経済の発展につながる取組を鋭意進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。このふるさと納税から始まる御縁が新しい形の産業とか商品を生み出して、地域の振興に大いに寄与することを期待して、この質問を終わりたいと思います。

2点目でございますが、市営住宅について伺ってまいります。人口減少が進む中、市営住宅の需要についても多様化、変化する可能性が高くなってきたように思います。住宅の施策については、将来の需要も見越し、空室を最小限に抑え、効率的な運用を計画する必要が求められます。特に本市は、令和2年7月豪雨からの復興まちづくり計画を進めていく過程で、以前から課題でありました住宅整備についても同時に進めていかななくてはなりません。これまでも過去に市営住宅施策については、多くの議員の方から質問がっておりますが、今回は災害公営住宅も整備されることから、その規模ゆえに将来一般住宅として運用される際には大きな影響を及ぼしてくると想像ができます。そのような観点から質問をさせていただきたいと思います。

平成24年当時、今から11年ほど前になりますけれども、このころは公営住宅長寿命化計画やシルバーハウジング事業などについて、当時の人吉市第5次総合計画との整合性などについてが問われておりました。当時は、高齢化による介護保険への費用負担増であるとか高齢者対策などが、公的住環境の課題として上がっていたころであります。それから時を経て、平成31年、4年前の3月には、大塚議員が一般質問をされており、市営団地の空き部屋数の増加や老朽化、入居要件などについて団地ごとに細かくたゞしておられました。そして現在、あれから4年の間には、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害など様々な災害が発生をし、社会事情は大きく変化をしたと思います。

そこで、まず、この4年間の間にこの入居状況がどのように変化したのかを伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

令和5年9月8日現在、市が管理しております市営住宅は25団地、121棟で1,127戸ございます。このうち募集停止している東間米山団地及び三日原団地の空き部屋43戸と緊急避難用として準備しております1戸を除きますと、空き部屋は140戸でございます。現在入居中の戸数は943戸でございます。答弁いたしました4年前からの入居状況の変化でございますが、全体の入居戸数は変わらないというところでございますが、コンパクトなまちづくりを

目指してきたことから、4年前に郊外の空き部屋が54戸であったところ、現在の空き部屋は62戸に増えているところでございます。その反面、中心市街地に近い市営住宅につきましても、4年前は91戸であったところ、現在は78戸と空き部屋が減少して入居者が増えているところでございます。それぞれの空き部屋率といたしましては、郊外は4年前が13.2%だったのに対しまして、現在は15.1%になっておりまして、中心市街地に近い市営住宅の空き部屋率は、4年前が14.1%だったのに対しまして、現在は12.1%になっております。郊外の市営住宅の入居者は減り、中心市街地に近い市営住宅の入居者が増えているという状況でございます。また、募集停止しております東間米山団地と三日原団地につきましては、先日、入居者の方々に対しまして、用途廃止に向けた説明会を行っております。転居をいただく場合の御支援内容につきまして御説明をいたしましたところでございまして、今後も市営住宅の集約等につきましては、適宜進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えいただきました。4年前のやり取りでも町なかに近い団地ほどある程度埋まっているが、郊外に行くほどかなり空き部屋が増えているという状況でございました。このことはその後の市営住宅施策の計画に対しても影響したと思われませんが、令和2年7月豪雨災害後には、特にこの変化というものが生じていると私は思っていたわけです。そのことによって今回の復興計画でもかなり影響するであろうと思っておりましたが、今回も4年前と同様に郊外の入居者が減少をして、市内中心部に近いほど多くなっているということが分かりました。このことはますますこれからの市営住宅の適正化計画の策定にも非常に重要な要素になってくるものではないかなと思われまます。

今、本市は豪雨災害からの復旧・復興が最優先事項ではありますが、併せて、より安全安心な生活ができるように、住環境の質の向上に向けた整備も必要であります。そこで、本年7月、宮城県の多賀城市を視察してまいりました。ここは平成23年、東日本大震災で津波による甚大な被害を受けた市であります。視察先で被災当時の状況が映像で放映されましたときに、本市のある一緒に行った同僚の議員からは、ちょうど議会中であつたと、テレビに映し出される被害の状況に絶句したという言葉が漏れました。当時の惨状は皆さんも御存じだと思います。復旧・復興についての説明では、様々な見地から多賀城市の場合は、最初から現地再建が基本であつたそうです。災害公営住宅建設については通告しておりませんので詳しく触れませんが、そして、現在、見事ににぎわいを取り戻しておられます。本市で今回建設される災害公営住宅についても、将来いずれは一般の市営住宅として機能することになります。また、水害というピンチをチャンスに捉え、創造的復興を目指し、未来を見据えて計画された新たなまちづくりでもあると信じています。そのためには、初めて経験する人口減少化社会に対し、どう対応をしていくのか。復旧から復興のフェーズに入ってきた今、加速

しなければならぬ今こそ、市営住宅施策の全体像についてしっかりと方向性と計画を示していただく必要があると思います。

そこで、そのほか全ての市営住宅の今後について、廃止や統廃合などの整備計画をどう進めていくのか伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

本市の公営住宅の今後の管理につきましては、人吉市公営住宅等長寿命化2期計画を策定いたしておきまして、今後も人口、世帯数の減少が進んでいくと見込んでおきまして、公営住宅の需要、市の財政状況等を鑑みながら、公営住宅等の適正ストック数を設定して適切に管理していくこととしております。現在、募集を停止しております東間米山団地、三日原団地と令和2年7月豪雨で被災した相良団地につきましては、全ての入居者の方々が転居された後に、用途廃止をすることとしております。また、入居者の少ない団地や小規模な団地等は、棟ごとに集約化を図りながら用途廃止を進めていくこととしております。その中で6団地について棟の集約化を図ることとしておきまして、それぞれ1棟を用途廃止することを計画しております。今後も活用していく団地につきましては、屋上防水改修や外壁改修等によって建物の長寿命化を図ることで建物の安全性や居住性を確保していくこととしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 廃止先と6団地の集約予定について答弁をいただきました。今回、新たに災害公営住宅が建設をされますが、整備が完了して一般の市営住宅として運用が開始された後、将来は新たな建設、更新が発生すると思います。その時期について計画を確認しておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

今後、災害公営住宅以外に公営住宅を建設する可能性がございますが、現在の人吉市公営住宅等長寿命化2期計画が終了する令和13年度までには、新たな公営住宅を建設する計画はございません。しかし、今後、各公営住宅の耐用年限が過ぎていくということがございますので、10年後の第3期計画においては、建て替えを検討していくことになると存じますので、その時点でのストック数の推計を行い、適正管理戸数を把握した上で棟数の集約、建替えについて検討することとなると存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今年は令和5年ですので、今から8年間は更新の計画はないと確認をしました。長寿命化計画は大体10年ごとということで把握してよろしいですか。人吉市公営住宅等長寿命化2期計画というものが令和13年度までということですが、先ほど答弁いただいたように、入居数についてもたった4年ですけれども結構変化をしております。この計画

そのものについても適宜見直しをして対応していくことが求められるのではないかなと思います。これからの公営住宅には、高齢者や若者、そして子育て世代など様々な世代のニーズに応えることも必要だと思っています。多様な世代を受け入れる環境をつくって、異なる世代でも快適に暮らせる住環境が必要となります。そのような住民生活の質の向上に向けては、安全安心な住環境のほかにも公共スペースの活用であるとか、住民コミュニティの形成支援などを通して、地域の活性化への貢献も行政として必要ではないかなと思います。しかもスピード感を持ってしなければいけないと思います。

生活の質の向上について考えてみますと、相良町に建設をされる新しい市営住宅は、3棟ともに全てエレベーター付きでユニットバスも付いています。大工町・九日町に計画されているところも、完成をすれば同じと認識をしています。しかし、これまでに建設されている団地は階段でありますし、風呂やガスコンロ、エアコンなど全て個人で購入をしなければなりません。これらのことはこれまでは当たり前でありました。しかし、被災者のために整備いただいた建設型の仮設住宅や今回整備される災害公営住宅では、この環境に差が生まれています。今後、公的な住環境の提供にはその辺の不公平感をなくしていかなければなりません。長寿命化計画によって新たに改装や更新を含めて整備する計画が公営としてどのレベルまで質を上げられるのかということになるかと思っています。現存する市営住宅は建設された時代や場所、当時の仕様などによって様々に条件が違うので、これからの整備は随分大変な事業になることと思いますが、この環境のばらつきについての改善はいつどんな内容で実施をされるのか。また、階段しかない高層階への入居促進については、どう対応をしていかれるのか考えを伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在、既存の市営住宅につきまして、風呂釜、ガスコンロ、エアコンなどはほとんどの市営住宅が全て入居者の方に準備いただく必要があるというところがございます。建築年が新しい中原団地、それから東間団地につきましては、ユニットバスが完備してございます。また、令和2年7月豪雨災害の際、被災者の方々のために市営住宅から単独住宅として浴槽、ボイラー、エアコン、ガスコンロ、台所換気扇、照明器具を整備した160戸の住宅につきましては、入居されていた被災者の方が転居された後もそのまま活用して一般の入居希望者に入居いただいているところでございます。

議員がおっしゃられますように、様々な世代のニーズに応えるため、浴槽、エアコン、ガスコンロ等の備品を備え付けた公営住宅の整備につきましては、人吉市公営住宅等長寿命化第3期の計画の中で建て替えを検討していく際に設置する備品の仕様等を検討させていただきたいと存じます。

また、高層階の入居促進対策につきましては、一部の市営住宅の低層階について高齢世帯を対象とした階層と位置づけておりまして、今後対象となる市営住宅を増やしてまいります。

また、現役世代の世帯には、高層階を含めた部屋に入居していただけるよう対策を検討してまいりたいと思います。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 比較的新しい市営住宅においては、ユニットバスまでは完備をされているということでした。また、その他の住宅については随分先になりそうですが、人吉市公営住宅等長寿命化3期計画の中で検討していくということでありました。将来的には、やはりSDGsの観点からも環境への配慮、省エネや再生エネルギーなどの活用、それから廃棄物削減や緑地の確保など、持続可能な取組も重要だと思います。団地という定義や公営住宅という位置づけは、この先変わらなければいけないと私は思っています。

そこで、今後、民間やPPP、PFIによって管理運営するという選択もあり得るのか、1点伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

人吉市公営住宅等長寿命化2期計画の10年間の期間におきましては、まず棟数の集約、用途廃止を図っていくことを急務としております。今期の計画では、既存の市営住宅について棟数、戸数のスリムな運営管理ができるように目指してまいります。その後、各公営住宅の耐用年限が過ぎていくことで建て替え等を検討する際に、施設の複合化の検討やPPP、PFIなど民間活力の活用も検討することとしたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 建て替えなどを検討する際に活用を検討していくということでした。先ほど紹介した多賀城市では、復興に合わせて災害公営住宅と市営住宅を一括して公営住宅法に基づき地方住宅供給公社に委託をしているということでありましたので、参考までにお伝えしておきたいと思います。

次の質問になりますが、厚生労働省が8月30日に発表した2021年度の介護給付費は、報道によりますと、前年度比2%増の10兆円超えで過去最高であったということですのでございます。このことを踏まえて、研究結果を基にした公式なものではございませんが、健康寿命を延ばす要素の一つにペットを飼っている方と飼っていない方とでは、医療費の割合がペットを飼っている方のほうが少ないと言われています。

そこで、これはあくまで可能性としてなんですけれども、医療費の削減、介護費用削減、健康寿命の延伸への効果を見込んで、将来的に市営住宅でもペットを飼えるようにはならないのかなと思うところがございます。もちろん、前提としまして周囲住民の影響を考慮して、適切な飼育環境と管理のためにペット専用のエリアの創設をすとか、ルールを策定するという必要も必要だと思います。また、飼育が可能なペットの種類、これを制限するなども必

要になると思います。また、獣医師の診療所の設置であるとか、ペットの散歩エリアの整備とか住民が快適に暮らせるインフラ整備も必要になると思います。さらには、災害時にペット同伴避難所として機能する。そういう役割を担う場所になるかもしれません。ペットは家族の一員であるという考えのもとで住環境の充実度を高める一環として、将来的に検討をお願いしたいのですが、見解を伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

ペットの飼育につきましては、議員おっしゃられましたように、運動に伴う身体的効果に加え心の安定、それから、社会とのつながりを評価する効果が知られておりまして、規則正しく張り合いのある生活が生まれ、介護サービスの利用頻度の低下等につながる効果があるとの調査結果が上がっているということにつきましては承知をしているところでございます。

しかし、市営住宅におきましては、原則ペットを飼うことを禁止しておるところでございます。理由といたしましては、市営住宅を退去する際、可能な限り室内の現状復旧をしていただく必要がございますので、ペットによる傷、汚れ、匂いなどは修繕が全て入居者の方が対応することとなり、その修繕費用はかなりの高額になると考えております。

また、建設型応急住宅につきましては、棟数の制限をしてペットを飼うことを今現在は認めているというところでございます。今後整備予定の建設型利活用住宅につきましても、人吉市の単独住宅としてペットを飼うことを認めることとしているところでございます。

しかしながら、これから入居予定となる災害公営住宅につきましては、現時点ではペットを飼うことは認めることは考えていないというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 新たに整備するところでは認めないということは、これはもう理解できます。また、建設型の利活用住宅では飼うことができるということでございますけれども、これはもう本当、大変ありがたいなと思っておりますし、そもそもが被災者支援ということで始まっているので、そうなったということは理解できていますけれども、公営の住宅でペットが飼えるというのは、非常に先駆的なことであると評価をしているところでございます。

今回、将来的にそのような市営住宅も一部でできないかというお願いでございますので、どういう条件下であれば可能になるのかを前提にして検討をお願いしておきたいと思います。

次ですが、災害公営住宅の家賃について、今後、一般住宅への移行であるとか、入居後に何年後からどうなっていくのかという部分については、昨年、豊永議員の質問で答弁をいただいておりますので、ここでは伺いませんが、1点だけ、入居を予定されている皆さんは、家賃がいつどのように変わるのかというところについて理解をされ、そして納得をされているのか。ここだけちょっと1点だけ確認をしておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

災害公営住宅の家賃につきましては、他の市営住宅と同様、政令月収の区分が5を超える世帯に関しましては、条例に従い所得区分が5以上となったときから3年経過後に収入超過者と認定されまして、家賃が高くなってまいります。入居予定の方々には、これまでの災害公営住宅説明会におきまして、目安となる家賃の説明を行ってきたところをごさいます、御理解をいただいているものと考えております。

また、今月の21日と22日に入居者説明会を予定しており、契約手続や家賃についても詳しい説明をさせていただくこととしております。今後も入居される方々の理解が深まるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今月中旬に説明会を実施いただくということでございましたので、しっかりと御理解をいただけますように、そして、納得していただけますように説明をお願いしておきたいと思っております。

市営住宅について様々伺ってまいりましたが、将来を見越して柔軟な運用や再生戦略の検討も必要だと思っております。そのためには、法的な制度の問題であるとか課題解決も当然出てくると思っております。例えば、好きなように間取りが変更できたり、複合施設が導入できる仕組みであったりと、新たな用途への転用も視野に入れた変化に適用できるような柔軟性を持たせることも将来は求められるようになるのではないかなど考えるところでございます。これまでの行政の当たり前というものを取り払う必要があると感じています。

そこで、最後に市長に伺いたいと思っておりますが、今や気候変動リスクは顕在化しています。3年前、それまではほとんど聞きもしなかった線状降水帯という言葉が常用化しました。あるコラムニストは、災害が起きそうな地域には住まないという選択が果たして解決策なのかと発言をされています。しかし、それは現実的ではないと思っております。地球で暮らす以上、世界規模で起こる想像を絶するような災害に対して、人の力は弱いのです。しかし、無力ではないはずです。地震や火山の噴火、熱波、寒波、山火事、大火、ウイルスによる感染症など、上げれば本当にきりがありません。しかし、これからの時代、公に求められる住環境の整備は、施策についても前例にとらわれず、考えられる全てのことをやる、そのような決意が必要ではないかと思っております。いろいろなことが大きく、そして速いスピードで変化している時代、その渦中で市政を預かっている市長としての思いと考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

急速な人口減少、高齢化が進んでいく中、都市部、地方を問わず持続的に成長し、市民の生活の質を上げていくことが求められております。そのような中、本市は中心市街地を核としてコンパクトにまとまった市街地の形成、歩行を主体としたコンパクトな生活圏の形成を

まちづくりの方向性として様々な施策を進めているところでございます。

また、このことは全国の地方都市でも同様の考えでまちづくりを進めているところが多くあるのではないかと存じます。本市の公営住宅施策につきましても、さらなる進行が危惧されている人口減少や少子高齢化、そのことを踏まえた今後の町のありようなど、様々な問題・課題を鑑み、郊外から中心市街地に近い既設の公営住宅に集約することを目標としているところでございます。現在、本市は復旧から復興へとフェーズが移りつつありますが、これからの数年間は、本市が災害からの発展的な復興を果たすための特に重要な期間であると考えております。公営住宅の施策だけではなく、本市が目指す未来型復興のためにあらゆる方策を見いだしながら、できることは全てやるという覚悟を持って、今後も本市の復興まちづくりに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。「世間虚仮」という言葉があります。「唯仏是真」と続くのでございますけれども、このさきの4文字の「世間虚仮」という部分だけを取りますと、文字としては「世間」は世の間と書いて、「虚仮」は虚実の「虚」に「仮」は仮の姿とかという「仮」という字を書きますけれども、仏教の教えであって、聖徳太子が残した言葉だとも言われております。解釈としては、この社会に正解はないという意味らしいです。そういうこともここに秘めて、将来に対して今に最善を尽くすこと、そして、最善を継続し続けることこそが我々に求められていることだと思っておりますので、このことをお伝えしてこの質問を終わります。

最後に、集落の高齢化問題についてでございますが、このことについては、これまでも何度か質問をしてまいりました。令和2年3月に総務省から出ている過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査最終報告の概要版を見れば、一目瞭然でございますが、そして、このことは都市部では気づきにくい部分ですけれども、少子化と同様に確実に進んでいる日本全体の問題でもあります。地方の自治体に迫るステルス戦闘機のようなのだと私は認識をしています。これまでに除草作業などの奉仕作業、それから小規模の河川や農業用水路の管理、市道に隣接し、放置された雑木や竹林の管理不全など、何度か質問をさせていただきましたが、改善策は見つかっておりません。

そこで、今回、再度伺いたいと思います。人口減少化社会におけるコンパクトシティへの取組は理解をしていますが、一方で、急速に進む高齢化に伴い低下する集落機能の現況には悲鳴が上がり始めています。まずは、このことに対する市の認識について伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

議員からもお話がありましたとおり、少子高齢化に伴う人口減少により、特に地方部にお

きましては、市街地あるいは市中心部から離れた集落になるにつれ、生活活動や機能の低下、今までその地域で行ってきた活動が縮小していく等、集落機能の低下につきましては、非常に危惧をしているところでございます。

御質問は、多方面に及ぶものと存じますが、主に農村集落の維持に関連し、以前から除草作業や農業施設管理関連の御質問をいただいておりますので、経済部から答弁させていただきます。

さて、本市としましては高齢化に伴う農業就業者の減少により、農村集落の保全、維持管理が困難になってきている状況は認識をしております。農業の高齢化は今後一層見込まれると考えておるところでございまして、新規参入の掘り起こしや雇用就農などに対するきめ細やかな就農支援に取組み、本市農業を維持していく必要があると考えております。併せまして、農地の大区画化の基盤整備を今後推進することで、労力の軽減を図り、効率的な農業生産の向上及び次世代につなぐ担い手の育成を行い、集落での営農活動を維持する必要があると考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 主に農地や農道、それから農業用水路を管理する農家に絞った答弁であったと思いますが、県や市、組合組織や個人など複雑に絡み合っていると思っています。そのような中で、集落機能維持のために交付されている、または交付をされてきた補助金や助成金はどういうものがあるか、その財源と効果について伺いたいと思います。

また、それらの補助制度でこれまでと同等の維持管理があと何年ぐらい持続可能なのかという部分について見解を伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農地、農業用施設等の維持管理につきましては、国の日本型直接支払制度の中で、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度等を活用させていただいております。

令和4年度の実績でございますが、中山間地域等直接支払制度については、中山間地域5集落で取り組まれており、交付金額は総額966万5,070円でございます。中山間地域等直接支払制度につきましては、1期が5年間の事業でございます。現在第5期対策、これは令和2年度から令和6年度となっておりますが、第5期対策として取り組んでいただいているところでございます。

同様に、多面的機能支払交付金については、平成19年度から事業を開始しており、令和4年度におきましては、3組織が活動に取り組まれておりまして、交付金額は総額4,349万3,638円でございます。

こうした制度を活用され、実施集落におきましては、中山間農地や平地の農地及び農道等農業用施設の草刈りや泥上げ、路面の維持、有害鳥獣被害対策等に取り組まれ、農地の維持

保全や被害防止対策及び農村地域の景観の維持に取り組まれておりまして、それらに効果が発揮されているというところでございます。

また、市道関係につきましては、こちらは市の一般財源によりまして人吉市道路草刈り作業報奨金の制度により町内会等に市道のり面の草刈りを行っていただいているところでございまして、市道の安全な通行、維持管理に効果を発揮していただいているところでございます。

次に、非常に難しい御質問かと思いますが、これまで同等の維持管理があとどのくらい現状維持できるかとの御質問でございますが、農業分野におきましては、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度につきまして国の事業となりますことから、国の事業が継続するかどうか今後の課題になろうかと存じます。

市道関係につきましては、これまで町内会の皆様に御協力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げますとともに、市としましては、現段階では、今後できる限り市道の安全な通行、維持管理に御協力をお願いしてまいりたいと、そのようなことを考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 農業関係については、国の事業継続が関係してくるということでございました。市道沿いの維持管理については、これまでと同様にお願いをしていくということではありますが、ネックとなっているのは、この補助金・助成金制度があっても、やはり作業に従事する人がいないということが最大の問題であります。この人に対する対策については、どのように検討されているのか伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） 御質問にお答えをいたします。

耕作者の高齢化による作業従事者等が減少していることにつきましては、大きな課題として本市も捉えているところでございますが、人材の確保、これは一番難しゅうございますけれども、人材確保につきましては、やはり持続的な活動を可能にすべく、民間が実施されております農作業の支援制度の活用も人材確保手法の一つでございますし、市としましてもこれまで行っております新規就農者の掘り起こしと育成、確保、意欲ある農業者の認定農業者への誘導、農業法人の設立算入の推進、地域営農組織の育成などに加え、令和6年度末を目途として策定してまいります地域計画と目標地図を基礎としまして、関係機関が一体となりまして地域農業の課題解決と農地の維持保全に努めてまいりたいと、引き続き努力させていただきたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 目標地図と地域計画というものをお示しいただきましたけれど、ざっ

くりで結構ですけれど、どういったものかちょっと教えてください。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

これまで行ってまいりました人・農地プランというものがございまして、農家の担い手を地域で選んでいただきまして、その方々に農地を集約していくというものを、今年度から地図にきちんと落とし込んで、地域計画をより緻密に策定をしていくという事業が始まりましたことから、担い手の掘り起こしと農地の集約ということを継続していくことによりまして、農業自体が食べられる産業にしていくことによって農村集落を維持していくというものでございます。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 5番、牛塚孝浩議員。

○**5番（牛塚孝浩君）** ありがとうございます。令和6年度末策定予定の地域計画、それから目標地図を基礎に関係機関が一体的に取り組むということでもございました。目を向けておられるのが、先ほどの人という部分についての質問に対する答弁なんですけれども、農業従事者、それから農業関係者だけのように感じるんです。確かに農業関係者が主な活動母体であるということは事実でありますし、今後もその構図はほとんど変わらないであろうと思いますが、限りがあると思っております。作業に従事されてこられた皆様には、これまでの活動に感謝の意を表して、貢献に対する評価するそういった仕組みも検討する必要があるのかなと思っておりますし、若年世代の参加を促す仕組みづくりや、教育機関など地域の団体との連携、それからボランティアへの参加意識を高めるプログラムの導入、それからボランティア活動を通して地域への愛着を持つようなイベントやプロジェクトの企画など、何らかのつなぐ仕組みづくりというものが必要ではないかなと思っております。

以前、提案させていただいたデジタル技術を活用して、高齢者とボランティアをつなぐサポートする仕組みの開発もその要素の一つになると考えております。その辺について検討されているのかということと、市としての見解を伺っておきたいと思っております。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

これまで議員にも他自治体や民間での先進的な取組に関し御紹介をいただき、また、本市での取組なども答弁させていただいているところでございます。地域を応援していただく何らかのつなぐ仕組みづくりの必要性につきましては、農林業部門のみならず商工観光、建設、福祉分野の多岐にわたっており、非常に有効な手段であると認識しているところでございます。

また、本市が目指しておりますスマートシティの観点からもデジタル技術を活用したつなぐ仕組みにつきましては、今後とも取り組んでいく必要があると認識しておりまして、農業ばかりではないということでもございますが、農業関係で申しますと、農業に関心を持っていただくというまずはきっかけづくりとしてインターンシップや研修生の受入れ等の農業体験

が可能な農家の調査や先進事例の調査、研究を行いたいと考えているところでございます。その上で、今後も各部署において情報収集、関連する団体との連携を図りまして、議員がおっしゃられたようなデジタル技術を活用したつなぐ仕組み等につなげてまいる調査検討を重ねてまいりたいと存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁をいただきましたように、引き続き実効性のある施策を実施できるように検討いただきたいと思います。

これまで市道敷の除草などについては、適宜対応をいただいていたと存じておりますが、今後、荒廃した里道や危険な民地への対応も発生してくるだろうと予測されます。しかし、これまで民間への行政介入というものはできませんでした。将来的に行政での対応はこの辺について可能になるのか伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

里道についてでございますが、里道につきましては、現在、通常の維持管理は地元にお住まいの皆様にご負担いただいているところでございますが、住民の方々で対応が困難な補修等につきましては、市の里道・水路維持補修業務委託等により対応しておりますことから、今後も行政で対応してまいりたいと存じます。

続きまして、非常に難しい問題でございますが、危険な民有地につきましては、これは農地も含めまして、現在のところ所有者による対応しか方法はないところでございますが、全国的に管理されていない放棄地等が問題となっていることにつきましては、認識をしておりますので、今後の国の法改正との動向を見守りつつも、本市行政としまして、現時点でできることについて検討を重ねてまいる必要があると存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 国の動向を見守りつつということでございますが、本市独自の一般財源でもできる仕組みというものをぜひ調査研究いただきたいと思いますと思っております。

要は、その財源をどうやって生み出すかということ、その仕組みも考えていただきたいと思いますし、我々も学びながら引き続き提案させていただきたいと思っております。

例えば、具体的な話を持ち出しますと、本市には田野高原の野焼きというものがございますが、じわじわと押し寄せているのが高齢化と人手不足という話であります。また、野焼きに関する様々な経費についても資金の捻出が厳しいという話を聞いております。そこで、安全講習であるとか各所での対策を行った上で、体験型野焼きの観光化というものがないかという話がございます。まずはその点について見解を伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

田野高原の野焼きでは、ボランティア及び地域の消防団員の方々に御参加いただくなど、田野地区の皆様様の様々な工夫で野焼きを続けておられるものの、お尋ねしましたところ、近年は野焼きの面積を縮小されるなど、人手不足の影響は大きいと伺っているところでございます。

現在、市において田野高原の野焼き作業と観光を絡めた施策は、実際のところ実施をしていないところでございますが、一例としましては、議員がおっしゃいました観光客向けの野焼き体験イベントとしまして、新型コロナ禍以前ではございますが、阿蘇で一度開催をされており、報道などもされていたようでございます。それによりますと、観光客を受け入れるためには、事前の安全講習や指導、体験中のサポートや見守りなど、まずは受入れ側の体制の整備が必須となるようでございます。田野高原の野焼きでは、地域の方の高齢化と共にボランティアの方の高齢化も課題となっており、今後、ボランティアの後継者を探し、育てる必要があると伺っているところでございます。このような状況から観光客向けには、まず野焼きの見学をしてもらうなど野焼きに興味を持っていただくようなボランティア参加への入り口となるような施策と併せまして、やはり観光客がお金を落とす仕組みづくりを行い、野焼きに必要な経費を賄うことができるような施策が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁をいただきました。野焼きという特殊な行事は、山火事や事故、そしてけがの原因を誘発する可能性がゼロではございません。大変難しいことなのかもしれませんが、地域の方も一緒によい方向性を探っていければと思いますので、今後も地域の財産として、人吉市の財産として前向きに検討いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

このような観点から、ほかの集落にも伝承をされている村祭りや風祭りなど、極めて小規模な風習にもスポットを当てて、体験型の観光として商品化すると。そういったことで人手不足を解消していく施策の一つとして検討ができないかなと思っております。作業や人手などの問題そのものが観光事業化できる要素を持ったものはないのか。以前、テレビ番組で放送されておりました「ウルルン滞在記」というものがございましたけれども、あのよう感動をつくれる可能性を持ったものがないのか。そこを探ることも課題解決の糸口になるのではないのかなと思っておりますが、そのことについてどう思われるか見解を伺っておきたいと思っております。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

地域で守られてきた祭りや行事は将来に承継されないことは大きな損失でございまして、伝統を未来につなぐことは喫緊の課題であると認識をしているところでございます。一方で、

地域の中に観光客を呼び入れるためには、まずは地域の皆様の御理解と御協力が必須でございます。

また、地域のキャパシティ以上の観光客が押し寄せることで起こる交通渋滞、騒音やごみの問題などに起因する、いわゆる観光客と地域住民の間のトラブルなど、いわゆるオーバーツーリズムとならないように配慮する必要もあろうかと存じます。

観光におきましては、近年、体験型のツアーや地域の方と交流ができるツアーが大変注目をされておりまして、人吉市の着地型旅行商品として地域の風習を体験するツアーを造成することで多くの観光客の方に興味を持っていただけるものと存じます。しかしながら、先ほど申しましたように、ツアーの造成及び送客は、そこで生活をされている地域の皆様の御要望や受入意向及び準備があつてこそそのものと考えているところでございます。地域の祭りや行事などの承継に観光客など外部の力を取り入れることをその地域の皆様が希望されましたならば、具体の対策や取組について御協議をしながらどのように観光化していくのかを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） そうですね、まずは地域のそこで暮らしていらっしゃる皆さんがそう希望されないことには前には進みません。ただ、人を呼び込める魅力ある要素を持つものやことというものがまだまだあるのではないかなと思っております。高齢化問題から少しわき道にずれてしまいましたが、いろんな窓口をつくって、そこから関係人口を増やす仕組みづくりこそが集落機能の改善にもつながると、そう信じております。

また、他の地域間での連携はできないのか。あるいは、ボランティア団体や民間企業のボランティア事業と連動させたりできないか。さらには、報酬を出したり活動に参加することでモチベーションがアップするような仕組みを構築できないかなど、認識の向上を図る必要性もあると思います。高齢化に伴う集落機能の低下は、本当に喫緊の課題であります。今後しっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時27分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。3番議員の徳川禎郁です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は、2項目です。1項目めは防災について、2項目めは、人吉市子ども・子育て支援事業計画の中から、産後ケアと子育て援助活動支援

事業についてです。

今月の23日は、手話言語の国際デーです。世界ろう連盟の「手話言語にブルーライトを当てよう」イベントに合わせ、全日本ろうあ連盟では、「世界そして日本を青色に！いのちの輝き手話言語に光を」チャレンジプロジェクトとして、熊本城天守閣をブルーにライトアップされるということです。去年もされております。熊本市に次いで県では2番目に制定されました人吉市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例が制定されましたその人吉市として、ぜひ水の手橋も9月23日にはブルーライトアップをしていただけたらと思います。

それでは、1項目めの防災の中から避難所運営に関して、設営に関して質問いたします。避難所運営・設営については、これまでも複数回一般質問をさせていただいています。聴覚に障害をお持ちの方々にとって、可視化できる看板が設置されているということは、何よりも安心感があります。高齢者の難聴の方も同じです。これは全ての方に言えることだと思います。私が令和4年6月に一般質問をいたしました避難所の看板設置の案内板等の表示、誘導の表示等について、その後どのような状況でしょうか。現状、どのような準備がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。では、御質問にお答えいたします。

避難所の受付における聴覚障害者の方々への対応といたしまして、案内表示や筆談用のコンパクトなボードなどの設置を各避難所で統一して設置をして対応を行っているところでございます。また、屋外における案内表示につきましては、悪天候の場合には用をなさないこともありますので、そのときどきの状況に応じた運用を行いたいと考えているところでございます。

また、今後、新たな案内表示を充実する際には、統一した文言や多くの人が直感的に理解できるシンプルなマーク、ピクトグラムを用いた案内表示を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ピクトグラムでの表示というのはすごくいいと思います。年齢、国籍を問いません。誰にでも分かりやすいです。掲示物などについてはデータを共有されているということですが、避難所の開設のとき、スポーツパレスにおいては手話のできる職員さんを配置していただいたり、筆談の用意がされていたり、確かに案内等の可視化の工夫がされておりました。避難者の方の安心へつながり、ひいては職員の業務軽減につながると思います。データ上で共有がされているのですが、なかなかほかの避難所では、実際にその共有がなされていないように感じます。特に防災訓練の際にはそれを強く感じます。確かに、防災訓練はその都度目的が違うのかもしれませんが。私は熊本地震を経験された熊本県民交流

館パレアの藤井館長の御講演を数回受講していますが、藤井館長は必ず平時にできないことは非常時にはできないと強く言われます。案内の紙を貼ることぐらいすぐできると思っておられるかもしれませんが、令和2年から3年たっても改善がされていない現状があります。地元の方なら小学校のどの辺りに受付があるとか、体育館の入り口等御存じのことと思います。しかしながら、転勤で来られている方、移住をされた方、また、外国から来られた方、障害をお持ちの方、その方々の目線で考えてみてください。配慮が足りていませんよね。避難訓練で市民の参加の機会を促すことは大切です。でも、それならば本番さながらに避難所の運営もしておくべきではないでしょうか。平時にできないことは非常時にはできないのですから。改めて、令和2年7月豪雨災害の際の避難所運営は、思い返しても想像を絶するものだったと思います。その後も幾度も避難所は開設されています。また、防災訓練についても、やはり令和2年以前よりは行政側にとっても、市民にとっても力の入り方が違っているようにも思います。

それで、令和2年7月豪雨災害の際の避難所が閉所された後、また、その後の避難所開設のたびに、さらに防災訓練の後、反省点や改善点、課題などについての会議は行われているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

災害対応後の検証会議につきましては、災害の程度により開催を判断するというようにしております。災害対策本部会議と同じメンバーで構成をしております。会議では、それぞれ本部、支部、避難所運営に係る課題や問題点、円滑に対応できた状況等も報告し合い、次回の災害対応に向けた課題共有等を行っているところでございます。

また、定例的には、本部、支部、避難所閉鎖後には、各支部から意見を含めた報告書を提出してもらい、各部署などと情報共有を行っているところでございます。

次に、各種訓練につきましては、訓練終了後、参加をいただきました各関係機関にお集まりをいただき、それぞれの立場から反省や気づきを含めた意見を出し合う場を設けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 各支部から意見を集めた報告書を出してもらっているということなんですけれども、それでは、その会議に女性職員の方の参加状況は何割ほどあるのでしょうか。また、その会議に参加されない方が、避難所など災害対応に従事された職員の方の意見を吸い上げる機会、今の報告書がそれに代わるのかなとも思いますが、もっと若い世代の職員の方々の意見だったり、またそのような場はあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） すみません、質問の確認をお願いしてよろしいですか。

○議長（宮原将志君） ただいまの反問の要求についてはこれを認めます。

○総務部長（永田勝巳君） 女性の参加状況を教えてとおっしゃいましたが、具体的に
はどの部分の女性の参加をということでしょうか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 役所の中の防災本部、支部会議の防災会議の中での女性の参加率です。
全体の消防の会議ではなくて、役所の中の職員ということをお願いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

まず、会議に参加します女性の参加率についてでございます。災害対策本部会議につきましては、本市の職員及び警察、消防、自衛隊、消防団、こういったところが参画をしております。また、本部長を含む27名中2名が女性でございまして、参加率は7.4%でございます。そのほか、総合防災訓練を行う際にも会議等を開きますけれども、こういったときにはそのときどきですけれども、今回は参加をされた団体21名出席をされまして、女性はうち6名ということで、参加率は28.6%となっております。

また、災害対策本部に配置をしております女性の人数及び割合につきましては、総数が159名でございまして、女性がうち54名、33.96%となっております。さらに災害対策支部につきましては、総数160名でございまして、うち女性が76名、47.5%となっております。

次に、会議に参加しない避難所などに従事する職員の意見についてということでございますけれども、先ほど答弁をいたしましたように、災害対策本部会議や支部の報告書に意見を集約する形で報告をしていただいているところでございます。

また、今年度から本部と支部を設置した場合には、ウェブ会議システムにより本部と支部、これは避難所も含みますけれども、24時間リアルタイムでつながっておりますので、緊急な場合にも迅速な対応ができる体制確保に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） さきの9月2日の山鹿市にて行われました熊本県女性消防操法大会においては、人吉市は3位というすばらしい成績を収められました。とても誇らしく思います。女性消防団の加入率は年々増加しており、2020年4月現在のデータですが、全国で2万7,200人、前年よりも527人も増加していて、女性消防団がいる消防団の割合は75%にも達しているそうです。多様性が求められる現時代、本当に頼もしく思っています。人吉市男女共同参画推進条例第16条第2項に、市は附属機関の設置に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るように努めるものとするとなっております。避難所等、現場には確かに女性の職員さんが多くおられると実際感じております。しかし、やはり会議への参加率はまだまだ一桁です。多様な視点、目線を取り入れることはとても大切だと思います。今後、女性の職員の登用促進が図られるよう強く望みます。

それでは、次の質問に入ります。避難所受付システム、通称ポケコムですが、ポケコムに

についてお尋ねしてまいります。現在、導入されたポケコムの導入時の予算、ランニングコスト、現在の登録状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

デジタル避難所管理システム、これをポケコムと呼びますがけれども、こちらにつきましては、令和3年度にポケコムの実証実験事業への参加の紹介がありましたことから、本市としてもこのシステムで課題解決ができるのか検証をしてみたいとの思いにより、実証実験に参加をいたしました。そのような背景から、このシステム構築に係る導入費用は発生しておりません。ランニングコストにつきましては、システム使用料が保守料を含みまして、令和4年度から年額55万円となっております。

次に、ポケコムの登録者数でございますけれども、本年8月31日末現在で、1,644人の登録となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 現在1,644人の登録がなされているということです。その中に私も1人入っているんですが、まだ一度も避難所でそれを活用できた、利用できたということが実はないんです。避難所訓練の際にもなかなか登録や利用ができていない様子が見受けられます。前回の避難訓練のときは、全てが手書きの受付になっておりました。今年の6月30日の大雨のときの避難所開設のときも、台風6号のときも受付は全て手書きで、職員さんが入力をされているという姿がありました。この件については以前も一般質問をしておりますが、通信環境も含め問題は解決したのか現状をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

ポケコムの通信の不具合についてでございますが、昨年5月の自主避難訓練におきましてこのポケコムシステムの運用を開始した際に、通信の不具合が発生しましたことから、その原因等を精査し、同時アクセスの対応可能なサーバーへの変更を行っております。そのほか、通信環境としまして場所を移動して受付ができるように、ポケットWi-Fiの整備を行い、現場の状況に応じ柔軟に対応できるよう対策を講じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 通信環境が整っているということは、もうこの現代社会においては最低限必要な環境という状況です。通信環境こそ平時に確認しておくことが必要だと思います。ポケコムのホームページを拝見しますと、サービスの特徴としてこう書かれています。受付職員の負担軽減を図れます。避難状況を避難者へ即座に配信できます。これはもう人吉市も取り組んでいただいています。混雑状況に合わせ分散避難への的確に誘導できます。避難者情報を相互管理できます。物資不足の迅速な解消を図れます。また、避難所受付の迅速化に

よって従来の受付カードの手書きと比較して、最大8割の時間短縮を図ることができましたと書いてありました。毎年55万円の予算がランニングコストとして発生しています。導入したはいいけど、一番の目的である受付の混雑、接触を防ぐための活用ができていない。職員の負担は変わらないとなれば問題です。通信環境が改善されたのであれば、まずは登録者数を増やすことだと思います。

そこで、今後の周知方法や活用方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

ポケコムの今後の活用と登録の周知方法でございますけれども、その前に改めて機能を簡単に申し上げますと、ポケコムは避難者の世帯状況を事前に登録し、それぞれ個人にQRコードを発行しておくことで、避難の際の避難所受付をスムーズに行うシステムでございます。受付されますと、避難所ごとに避難者数としてカウントされまして、これは本市で作成しました防災ポータルサイトとポケコムが連携しておりますことから、避難所の定数に対して、今どれくらいの方が避難され、混雑状況がどの程度かが分かる機能となっております。

登録の周知でございますけれども、現在、ホームページにおいて事前登録のお願いを掲載しております。広報ひとよし、これは6月の防災特集になりますけれども、こういったところでも事前登録のお願いを掲載しているところでございます。

また、自主避難訓練や総合防災訓練の際にも登録の周知を行っております。例えば、スマホやパソコンの操作が苦手な方には、別に暮らすお子様やお孫様がアカウントIDとパスワードを作成し、メールやLINEで受付時に使用するQRコードの写真を送っていただく方法等を紹介しているところでございます。今後も様々な機会を捉えまして、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 二次元コード、俗にいうQRコードですね、このコードの写真を保存しておくだけでよいということなら簡単に受付が済みそうです。スマホ教室の開催もされていると聞いています。ぜひ、やっぱりそこで本当に写真を撮って避難所ですすだけいいんだったら、これに越したことはないので、ぜひ今度の防災訓練辺りでそういう周知を図っていただきたいなと思います。私もぜひ避難所ですすたいと思います。

OCRの機器の設備などが必要になりますけれども、マイナンバーカードでのポケコムのシステムも利用できるということなので、今後の費用はまたかかってくると思いますが、検討の余地はあるのかと思います。活用してこそそのシステムです。今後の展開に期待しています。

それでは、次の質問に移ります。現在、相良町に建設中の災害公営住宅の消防計画についてお尋ねいたします。外側のネットが外され、全貌が見えてまいりました。入居予定の方々から「内覧会はあるとね。いつね。」、「家電製品はなにをそろえたらいいのでしょうか

か。」、「早く購入しないと一齐に125戸が購入するのなら人吉市になくなるかもしれん。」とか、そういう入居を心待ちにされているお声が届いています。私は令和5年3月に、災害公営住宅（相良地区）への入居後の自治会運営等について一般質問をしました。その際に、災害公営住宅（相良地区）の入居前の取組として、まずは入居者による団地内の自治組織の発足の準備を進めておりますと答弁をいただいています。そろそろその自治組織の発足に向けての準備が整う頃かと思いますが、そこで、消防法により市営住宅は消防計画を立てなければいけないとありますが、誰が何に基づいて作成するものなののでしょうか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

公営住宅の消防計画につきましては、人吉市が消防法第8条と同法施行規則第3条の規定に基づいて策定しております。市内の各市営住宅はこの計画に基づいて火災予防等の防災に取り組んでいただいているところでございまして、年に1回、自衛消防隊編成届を市に提出していただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） ということは、市営住宅に入居をされている方々が自衛消防隊編成届というのを出されるということなんですね。

では、その消防計画とはどのような内容になっているのでしょうか。また、自衛消防隊編成届とはどういうものなのでしょうか、内容、項目についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

消防計画は、市営住宅における防火管理の徹底を期すことにより、火災その他の災害による人的・物的被害を軽減することを目的としておりまして、各市営住宅の管理人が担われる防災責任者の任務内容、防災予防上の自主検査、自衛消防隊の編成、防災に関する教育訓練、消防機関との連絡等について定めているものでございます。

また、自衛消防隊編成届でございますが、各市営住宅の自衛消防に係る代表者、通報連絡係、避難誘導係、消火係を棟ごとに決めていただき、各市営住宅における自衛消防の体制を構築していただいているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） たくさんの項目がありますが、入居者の皆さんで策定されるということは、やっぱり集まってそこで協議をされるということが、それがひいてはコミュニケーションの形成にも役立つというか、それがコミュニケーションが成り立っていくのかなと思います。入居者の皆さんで策定されるということで、しかも棟ごとにそれができている。避難誘導係についても御自身たちで考えられるということは、例えば、この階には御高齢の方が

お一人いらっしゃるの、私がこの人は担当しましょうという話もきっとできているのかなと想像いたします。本当そういう会議ができています。しかも、毎年それが更新されるということにとっても安心感を持ちます。ぜひ、市営住宅において、自衛消防隊がきちんと機能するように、消防訓練の実施も併せてお願いしたいと思います。市営住宅に限ってのことではありませんが、自分たちの安全は自分たちで守ることがやっぱり一番重要だと考えます。何度も申しますが、平時にできないことは非常時にはできませんので、コミュニケーションを平時から取っておくということが大切になってくることと思います。

それでは、相良町に建設中の災害公営住宅においても、ほかの市営住宅と同じように消防計画を適用し、自衛消防隊編成届を提出していただくのでしょうか。また、災害時の避難についての本市の考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

現在、建設中の相良地区の災害公営住宅につきましても、同消防計画に基づいて入居後に立ち上げられる予定の同団地の自治会において自衛消防の体制を構築していただくということとしておりまして、体制が整い次第、他の市営住宅と同様に自衛消防隊編成届を市に提出していただくこととしております。

また、災害時の避難場所につきましては、水害が発生した際、当災害公営住宅は6階建て、鉄筋コンクリートづくりの堅牢な建物であることから、指定避難所に避難するのではなく、1、2階に住んでおられる方については、最大浸水深より高い場所にある3階の集会所に垂直避難し、3階以上の部屋に住んでおられる方については、避難所等に移動せず、居住する部屋にとどまるなど、災害の際の避難方法につきまして、自治会発足後に決定していただくこととしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） やはり自分にとっての安全は何かということをお常々考えておかなければならないということだと思います。さきの一般質問の際にも申し上げましたが、相良町の町内会長さんとお話をさせていただいた中で、相良町に125世帯も増えるということについてお尋ねしましたところ、町民が増えることは大変喜ばしいとおっしゃっていました。しかし、反面、町民が増えることによる町内会の業務には不安がある。しかし、市と本当に密に連絡を取り合いながら、相談しながら進めていますと。入居が始まる前から、市には寄り添っていただいていると本当に力強くお話しくささいました。何か前向きな町内会長のお話、本当に私のほうが勇気もらったという感じです。既存の市営住宅と同様に、新たに自治会発足となる相良町の災害公営住宅においても、入居を予定されている方々、地域の住民の皆さん方の不安がないよう、引き続き、しっかりと連携を取っていただくことを重ねて強く要望をします。

それでは、次の質問に移ります。本市では令和3年度からスタートしました産後ケア事業について、まずは、産後ケア事業の内容と利用状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） 皆様、こんにちは。お答えをさせていただきます。

本市の子育て支援としまして、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまでの疑問や不安にできる限り丁寧に対応し、必要な情報提供や適切な助言により不安解消に寄り添うなど、きめ細やかな切れ目のない支援を実施しております。

それらの事業の中の一つに、産後ケア事業がございます。この事業は、産婦の身体的、心理的ケア、授乳、育児の具体的な方法や生活相談などの支援及び乳児の健康維持・増進を行うことで、安心して育児ができるよう支援することを目的としています。この事業の対象者は、本市に住所のある産後1年未満の産婦のうち、家族等からの家事育児等の支援が受けられず、特に支援が必要な方としております。産後ケア事業には、その利用形態から短期入所型ケア、通所型ケア、居宅訪問型ケアの3種類がございます。短期入所型ケアは、病院、助産所等の空きベッドの活用等により宿泊による休養等の機会を提供するものでございます。通所型ケアは、個別や集団で支援を行うことのできる施設に、日中、産婦が通いケアを受けるものです。居宅訪問型ケアは、産婦の自宅に専門職が訪問し、ケアを行うものでございます。利用状況でございますが、令和4年度の利用実績は、短期入所型ケアは、実人員1人延べ2回の利用、通所型ケアは実人員6人延べ14回の利用、居宅訪問型ケアの利用はございませんでした。令和5年度は、7月31日現在の実績で、通所型ケアの利用が実人員4人延べ4回でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（**徳川禎郁君**） 出生数が減ってきているとはいっても、令和3年度には170人、令和4年度には172人の赤ちゃんが誕生しているわけです。令和4年度の利用は6人ということで、リピーターになっていらっしゃる方はいらっしゃいますが、この事業を必要とされている方はほかにもおられるのではないかなと推察されます。

では、産後ケアの利用基準と申し込みの方法についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

利用基準としまして、御相談いただいた方の育児や健康状況などをチェックシートにより点数化し、支援の必要性が高いと判断された方に御利用いただいております。本圏域におきましては、利用を希望される全ての産婦を受け入れるだけの受け皿となる施設が十分でない状況でございます。申し込み方法につきましては、原則事前申請をお願いしておりまして、直接保健センター窓口での申し込みや御本人からの電話相談による申し込みを受け付けております。現状としまして、産前の段階で母子健康手帳交付時にこの事業の紹介を行っており

ます。産後は出産された医療機関からの情報提供や家庭訪問、電話問い合わせの際の体調の状況等により、産後ケア事業の申し込みを受け付けております。産後ケア事業の継続性を確保し、利用を希望される全ての産婦へ適切なケアが提供できるよう、社会資源の確保に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） やはり事前申請が原則ということになります。人吉市産後ケア事業の御案内というこのチラシを拝見いたしますと、出産後、自宅に戻っても家族の手伝いがなくて不安、体調がすぐれない、母乳が足りているか心配、授乳がうまくいかない等、こんな悩みはありませんかというとてもやさしいチラシができています。これを見ますと、このような悩みは子育て中のお母さんたちはほぼほぼ全員が抱えている悩みではないかと思えます。特に外国の方や障害をお持ちの方の不安はいかばかりかと思えます。

そこで、外国人や障害をお持ちの方への利用の現状と対応と本市の考え方についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

産後ケア事業の利用に関わらず、母子保健事業の全般において必要な情報提供を行う際には、外国人の方には翻訳機能のあるタブレットを活用して対応しております。また、障害をお持ちの方には、その方が安心して利用できるよう丁寧な対応に努め、疑問点の解消や不安の軽減を図ってまいります。さらに、実際に産後ケア事業等を利用される際には、関係機関と十分に情報交換を行うなど、安心して事業が利用できるよう対応することが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 実際もう今も翻訳機能付きのタブレットを活用されているということで、言葉の壁がないということは、本当に安心につながると思います。病院との連携はもちろんのこと、多様な時代に即した情報発信と引き続きの一人一人寄り添った対応をお願いいたします。

申請があったときに、やはりチェックシートを市のほうで点数化して、支援の必要が高いと判断された方に御利用いただいていますと先ほど御答弁いただきましたが、全ての産婦、全ての人たちに支援をするという考え方から、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足されました。さらに、こども未来戦略方針が令和5年6月13日に閣議決定されています。その中の3つの基本理念の中に、若い世代の所得を増やす。社会全体の構造・意識を変える。全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとうたっております。また、今後3年間の集中的な取組みとして加速化プランが策定され、1項目めに、妊娠期からの切れ目のない支援の

拡充として、産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進が上げられています。これを見ると、やっぱり市のほうで申請が出されたときに、今の段階ではチェックして、あなたは産後ケアが必要な方ですよというのは今の状態ではそうなのかなと思いますが、こども家庭庁成育局母子保健課より、令和5年6月30日付で産後ケア事業のさらなる推進についての事務連絡も出ております。これらの国の施策、また事務連絡通知に対応するために、関係部署において協議がなされていますか。具体的な利用基準や減免措置を含めた利用料金の見直しについても協議されているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**渚上麻美君**） お答えいたします。

令和5年6月30日付、こども家庭庁成育局長の通知を受けまして、本市におきましても今年度中に利用基準や減免措置の対象者、利用料金等について協議を実施し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（**徳川禎郁君**） 今年度中に協議検討を進められるということです。減免措置の対象者と言われましても、国の令和5年度の当初予算に所得制限のない利用料減免の導入など、産後ケア事業等の推進拡充として予算が付いています。具体的に所得の如何に関わらず利用料の減免、1日2,500円、平均利用料の半額、最大5日を導入すると書いてあります。国と県と連携をよく取られ、早く子育て世帯の方々に還元できるように早急に協議をお願いいたします。

本市においては、子育て支援アプリ、電子母子健康手帳の導入がされ、もうそろそろ稼働開始になるということで、子育て世代の方が大変喜んでおられます。産後ケアについても申請書の提出に首がすわるかすわらないかの赤ちゃんを連れて外出するのは本当に大変です。ましてや、産後ケアを受けようかなと思っている人は、多分、精神状態がなかなか不安定だったり平常じゃないからこういうケアが必要だなという方だと思うんです。そういう方が、よし今日は外出しようとなかなかなるかなと、私自身子育てをした経験から思います。病院との連携や戸別訪問においても産後ケアの申請もできると伺っております。先ほどから述べておりますこども家庭庁のこども未来戦略方針にも伴走型相談支援の制度化に向けた検討、手続き等、デジタル化も念頭に制度を設計とあります。産科の医療機関不足が問題であるということはもちろん認識しています。今後は医療機関だけに頼るのではなく、民間団体とも連携が取れるような取組が必要ではないかと思えます。また、里帰り出産で産後ケア事業が利用できない状況にならないよう、県や各自治体とも連携を取り、全ての産婦が利用できるよう、利用しやすい事業となるように早急な協議を要望いたします。

では、最後の質問に移ります。子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）について質問してまいります。核家族や共働き世帯またはひとり親世帯が多くなっている昨

今において、どうしても保育園に迎えに行くことができない、下の子供さんの通院、上の子供さんを預かってくれる方がいないなど、子育てをして行く上でサポートが必要な家庭が多くなっています。そのような中で、このファミリーサポートセンター、通称ファミサポと言いますが、この事業の存在は本当にありがたいことだと思います。私も子育て中にこのような支援があったらよかったなと本当に思いました。

では、まずファミサポの事業内容、また登録状況及び利用状況、さらに事業の周知方法についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**瀧上麻美君**） お答えします。

まず、ファミリーサポートセンターの事業内容でございますが、地域において育児の手助けを必要とされる方である依頼会員と手助けをしたい方である協力会員を組織化し、会員相互で援助活動を行う事業でございます。地域で安心して子供を産み、育てることができる環境を整備し、子育て中の保護者の福祉増進と児童の福祉向上を図ることを目的としております。援助活動の内容は、児童の預かり援助が主でございます。具体的には、保育施設までの送迎や保育開始前や終了後の子供の預かり。2、学校の放課後や学童保育終了後の子供の預かり。3、冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の子供の預かり。4、買い物や外出の際の子供の預かりなどございまして、本市では、人吉市社会福祉協議会に事業を委託し、実施しております。

次に、会員登録状況についてでございますが、令和5年7月末現在でお答えいたします。依頼会員が74名、協力会員が32名、依頼と協力の両方を行う両方会員が3名となっております。

次に、利用状況でございますが、令和4年度の延べ利用実績が197件で、月平均としましては約16件でございます。令和5年度につきましては、4月から7月までの期間の延べ利用実績が76件で、月平均としましては19件となっております。

次に、事業の周知方法でございますが、利用が多く見込まれる就学前児童がいらっしゃる家庭に周知できるように、毎年度4月の入園時期に合わせてファミリーサポートセンターのチラシを保育所、認定こども園、幼稚園を通じて配付し、周知しております。また、チラシを産婦人科、小児科等の医療機関に設置するほか、社協だより、市広報、市ホームページ等に掲載し、広く周知を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（**徳川禎郁君**） 依頼会員が74名に対し、協力会員が約半分の32名ということで、両方会員の方も3名いらっしゃるということは本当にありがたいことですが、やはり協力会員不足が伺えます。

また、利用実績も件数は預かりと送迎を一度に依頼すると2件とカウントしますので、純

粹な利用数ではないのかもとも思いますが、リピーターがたくさんいらっしゃるのじゃないかなと思います。その中で、なかなか新規の利用は少ないのではないかと伺えます。リピーターの方が多いということは、一度利用するととても助かるということの表れだと思えます。

先般、小学生の子育て中の保護者の方々にお話を聞く機会がありました。そこでファミサポのお話をしましたが、8人中1人しか御存じありませんでした。小学生2人と2歳児を育てておられるお母さんは、そういう事業があるなら利用したいと。何でも自分でしなくてはいけないと思っていたと話されました。せっかくの制度があるのに情報が届かなくて利用できないのはもったいないと思います。小学生のお母さん方にそこで、どうしたら知る機会が増えると思いますかと尋ねましたら、やはりもう入園式では既に配付されておりますが、入園式や入学式にチラシを入れてほしい。それが一番いいというお答えでした。私は若いお母さんだったので、若いお母さんたちを目の前にしてSNSとかホームページとかに載せてほしいと言われるのかなと思っていたので、紙なのねと思って、意外だなと思いました。やはり、そうなのかという納得もいたしました。ぜひ新年度にはチラシの配付もお願いいたします。これからいろいろなアプリも開発されていかれると思うので、その両方を活用してそういうことができたかなと思います。

では、次に、協力会員となる要件、また援助利用方法についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

会員の要件でございますが、協力会員には、1つ目に、市内に居住している成人であること。2つ目に、心身共に健康であること。3つ目に、センターが実施する基礎講座を受講していることが要件となっております。

次に、依頼会員につきましては、1つ目に、市内に居住又は勤務していること。2つ目に、原則として生後6か月から小学6年生までの児童を有することが要件となっております。援助の利用方法につきましては、まず依頼会員がファミリーサポートセンターに常駐しますアドバイザーに申し込みを行います。アドバイザーは依頼会員が希望される援助内容、日程等について協力会員と調整を行います。

次に、援助活動開始前にアドバイザー、依頼会員及び協力会員の3者が顔を合わせて、打ち合わせを行った後に援助活動を実施することとしております。実施後は、協力会員が活動内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けた後、ファミリーサポートセンターへ提出することとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（**徳川禎郁君**） 今答弁を伺っただけでもなかなかの申請手続、報告などが煩雑に感じますが、続いて、援助活動について病院預かりとか、家事の援助があるとありがたいという

お声もあります。援助活動の内容の見直しまたは追加などの検討はできないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

現在の児童の預かり援助は、原則、協力会員の自宅で実施しております。これは家族が御不在の依頼会員の自宅で実施しますと、依頼会員の自宅における物品等の紛失トラブルなどが発生する可能性があるためです。家事援助を実施する場合は、必然的に御不在の依頼会員の自宅で実施する必要があるため、トラブルをどのように回避するのかが実施する上での課題と認識しております。そのため、家事援助の追加は現時点では実施は難しいと判断しております。しかしながら、家事援助を実施している自治体もございますので、今後、本市におけるニーズや家事援助を協力できる会員の掘り起こしが可能であるのかなどを見極めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（**徳川禎郁君**） 県内では山鹿市、宇城市でも病児保育をされています。ほかの自治体とも比較研究していただき、検討をお願いしたいと思います。この養育支援訪問事業という中には、もちろん家事援助もありますので、何でこれが家事援助ができてファミサポになっただけでできないのかなというの少し疑問に思うところなんですけれど、今から制度をいろいろ協議していただける中で、協議をお願いしたいなと思います。

現在、利用料が1時間600円、時間外だと700円です。2人目は半額としても月に何度も利用しなければならない方にとっては、何のために働いているのか分からない。だから、利用を最小限にし、仕事を休んだり早退したりしたというお話もありました。

そこで、利用料金の見直しや減免の考えがないかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

利用料の値下げについてでございますが、本事業の基本的な考え方が会員相互で援助活動を行うことを目的としておりますので、民間が実施する場合のサービスに比べますと、現時点でも安価な設定となっております。また、依頼会員の利用料金がそのまま協力会員の報酬となるため、利用料金を下げますと協力会員の報酬減につながりますので、現時点で利用料金値下げの実施予定はございません。

また、ひとり親家庭等への支援につきましては、ファミリーサポートセンターよりも安価で子育て支援、家事支援を含む生活援助の利用が可能となります、人吉市ひとり親家庭等日常生活支援事業がございますので、今のところひとり親家庭への利用料金減免の実施予定はございません。非課税世帯の減免につきましては、必要性や財源、実施方法等について調査・研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 利用料金については、県内では南関町、これは町になりますけれども、和水町でも300円だそうです。実際、4か月のお子さんがある議員さんがいらっしゃいますけれど、南関町に。ファミサポを利用して議員活動をされています。そこではファミサポを利用して議会傍聴に来られる方もいらっしゃるということを聞いています。もちろん、協力会員さんへの報酬が減ってしまってもいいと思っっているわけではありません。その差額を市が負担いただけませんかという話です。

それでは、次に、協力会員さんへの活動報酬の基準についてお尋ねいたします。協力会員さんにおかれては、大切なお子様を預かる責任ある事業です。しかも車での送迎の利用が一番多いのです。緊張もされることでしょう。せめて熊本県の最低賃金の報酬があってもよいのではないかと思います。もちろん、協力会員さんが報酬目的で活動をされていないということは重々承知しておりますが、責任の大きな業務への正当な対価だと考えます。また、交通費については、1キロメートル当たり20円です。平成22年からスタートしたこの事業、報酬の改定はなされていないのではないのでしょうか。県や市の職員さんとか旅費規程を見ますと、1キロメートル当たり37円です。ガソリン代が高騰している現在、再度検討の必要があると思います。いま一度御協議をお願いいたします。

ファミサポの質問の最初でも触れましたが、利用の申込み、報告書の煩雑さも事業開始から変わっていないものと思います。3枚複写で毎回提出。協力会員さんの報告書もちろん3枚複写です。料金の授受があるとは理解しますが、両者の押印です。毎回です。しかも、利用の3日前に申請が必要です。お仕事や子育てが忙しいから依頼したいのに、この煩雑さは利用者、協力者共に増えるとは思いがたいなと感じました。

そこで、利用申し込み及び協力会員の報告書の簡素化、オンライン化についての本市のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

利用申し込みのオンライン化、協力会員の報告書のオンライン化につきましては、依頼会員、協力会員の利便性の向上とファミリーサポートセンターのアドバイザーの事務効率化が期待できるものと捉えております。その実現に向けては、利用者のニーズを踏まえた上で、オンライン化に伴うシステム構築費や維持費などの費用対効果を検証し、その可能性について調査研究してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） さきの部長の答弁の中にもありましたように、アドバイザーの方の事務量も大変なものではないかと思います。実際、お一人しかいらっしゃらないので、その方が休みのときも連絡用の携帯電話を持っているというような状況です。そして、誰が利用す

るための、誰の事業なのか。誰を真ん中に考えるのかということです。デジタル化が進むことにより、より一層子育てがしやすい人吉市となるよう、そのためのデジタル田園都市国家構想総合戦略だと考えます。その施策の中にも結婚、出産、子育ての希望をかなえると記載されています。早急な御協議をお願いいたします。

こども基本法が令和5年4月1日に施行されました。その中の基本理念には6項目ありますが、最後の項目が、少子化対策に係る項目で、そこにはこう記されています。「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」とあります。異次元の少子化対策に安心して子育てができることが重要であり、子育てがしやすい町、市長がいつもおっしゃっているように、選ばれる人吉市になるためには、産後ケアやファミサポのような事業を大切にしなければならないと考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。こども家庭庁が発足したことを受け、少子化対策としての子育て事業についての市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

全国における出生数は、2016年に100万人を割り込み、2019年に90万人、2022年には70万人後半と過去最少を記録し、1人の女性が生涯に平均何人の子供を産むかを表しました合計特殊出生率は1.30を割ると言われております。出生数のピークであった1949年が約270万人、合計特殊出生率4.32でございますので、現在と比較しますと3分の1以下の水準となっております。本市におきましても2016年の出生数は262人でしたが、5年後の2021年には168人と94人減少し、合計特殊出生率におきましても、平成28年は1.98、令和3年が1.55となり、少子化が加速している状況でございます。こうした少子化に歯止めをかけなければ、経済、社会システムを維持することにも大きな影響があると危惧されています。そこで、国では少子化の根本的な原因である経済的な不安、社会的な孤立、子育ての負担を解消することを目的として、先ほどおっしゃいましたこども未来戦略方針の中で具体的な施策が示され、保育料の無料化や減免の拡充、子供の医療費無料化、子供の預かりサービスの拡充、共働き家庭への支援、子育てしやすい社会環境の整備など、異次元の規模と内容が示されております。

また、私自身の3期目のマニフェストでは、給食費の全額補助、子育てにやさしい地域づくり、子供の食事支援、子供の医療費無料化、子供と家庭への支援体制の充実、一体的な子育て支援体制の確立など、多くの子育て支援策を掲げております。この実現に向けまして、国の戦略等と歩調を合わせながら、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援していただくための施策を積極的に展開してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番、徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 私も市長の今おっしゃられたことは、本当に子育てをする上でという

よりも、私たちがこの日本で暮らす上でとても大切なことだなどと思います。切れ目ない支援、やっぱり生まれる前から、そして高齢になって命がなくなるまで、全てずっと切れ目ないそれぞれのフェーズに合わせた支援というのが大切だなど考えます。

こども家庭庁関連の予算に地域実情の課題に応じた少子化対策として、地域少子化対策重点推進交付金100億円が計上されていますが、これは令和5年度の当初予算です。これは地域の創意工夫が求められる予算とこども家庭庁から伺っております。ということは、地域がこんな施策をしたいですと早く手を挙げて、その事例がとても特色のある事例だったとするならば、採用がかなうということだと思えます。妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援策としては1,905億円という国家予算なので、ちょっと私たちがびっくりするような予算なのですが、その予算をどうやって取ってきていただくかというところが行政に課せられた役目かなと考えます。その中には全ての産婦への産後ケア事業も利用料の減免導入も含まれています。

9月10日の朝日新聞に、大阪母子医療センター光田信明院長のコラムが掲載されておりました。子育ては誰がやっても難しい。格差の広がりや世代間連鎖も深刻だ。介護保険のように社会で支える仕組みが重要だと書かれています。私も常々そう思っていました。介護保険のように子育て世代にも手厚い支援ができれば、本当に子育てがしやすい人吉市になるのじゃないかなともう本当に考えます。

第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度までとなっておりますが、今市長がおっしゃいましたように、国の動向にアンテナを張っていただき、令和6年を待たずしても新たな取組への検討をしていただき、今後、国・県との連携をし、予算獲得をしていただき、人吉市の子育て事業が子供たちを、市民を真ん中に置いた施策となるように切に要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時48分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで会議時間を延長いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、池田芳隆です。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、職員の勤務体制について、台湾からの学生との交流について、人吉球磨能力開発センターの講座について、以上、3項目について質問を行います。

まずは、職員の勤務体制について確認を行いたいと思います。松岡市長は、選挙中に配布されたマニフェスト等で、「頑張る職員が報われる仕組みづくりを行います。」とされてい

るようです。この意味が私としてはちょっとよく分かりませんので、この意味の確認をしたいと思います。

また、この言葉から、今の職員は頑張っているにもかかわらず報われていないという松岡市長は認識をされているのか確認でございます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

私がマニフェストに掲げております「頑張る職員が報われる仕組みづくり」と申しますのは、人事評価制度の活用を念頭に置いたものでございます。現在行っている人事評価制度につきましては、職員の昇給や昇任、人事異動等の参考としておりまして、それぞれの職員の職務遂行に応じた運用としていただいておりますが、現在の状況をさらに進化させた形で職員の働きと人事給与制度全般が融合した運用ができないかと考えております。職員も職務経験を積みますと、新しいことにチャレンジをしたいという向上心が生まれ、また、スキル向上として研修等により知識、資格の取得を望んだり、マネジメントを行う立場で能力を発揮したいという仕事に対する意欲というものがあると思っておりますので、それらに添っていただければさらに職員の力を発揮していただけるのではないかと思います、そのような表現をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） ちょっと最初から確認なんですけれども、今、人事評価制度は昇給、昇任には使わないという話だったと私は今までの中で思っていたんですけれども、今、市長は昇給、昇任に使っているとおっしゃいましたよね。これは確認です。これはやらないと、あくまでも本人のモチベーションアップまたは振り返りのために使うというのが評価シートの活用と僕は今まで確認してきたところなんですけれども、今、そこは間違いございませんか。確認です。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時13分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 大変お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。お答えをいたします。

現在行っている人事評価制度につきましては、職員の昇給や昇任、人事異動等の参考としていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 次の質問になるんですけども、松岡市長が描く「頑張っている職員」という言葉、頑張っている職員が報われる、この「頑張っている」というのはどういう捉え方を市長はされているのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御質問に対し一言で簡潔にお応えするのは非常に難しいところでございます。私たちは3年前に未曾有の大災害を経験いたしました。被災をされた方々はもとより全ての市民の方々が人吉市は本当に元の町に戻ることができるのかとの不安を抱えながらも、元の町をとり戻す。いや、それ以上の新しい町をつくるんだとの強い思いから、それぞれが今懸命に生活再建や事業再生、コミュニティーの再構築に取り組んでおられます。そして、これらの課題に対し、私はもちろんのこと市職員も一緒になって人吉市の復興に邁進していくことが今の本市の最大の使命であると思っています。

一方で、市役所の業務も幅が広く、直接復興業務に関わらない部署もございます。これらの部署は、主に住民の福祉の向上等を担当するところになりますが、あの豪雨災害を受けて言いようのない不安や疲労感を持った市民の方々に対し、相談等に耳を傾け、寄り添った対応を行うことで不安解消に努めるといった極めて重要な役割を担っている職員もいます。今、私が思い描く職員像は、目の前に起きていることを常に自分事と捉え、その中で自身の強みを活用しながら解決方法を見だし、人吉市の未来のために目標を持って行動する職員でございまして、職員同士が切磋琢磨し、私の公約の言葉を使いますならば、頑張ることややりがいも高めてほしいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 正直、職員みんな頑張っているんです。どこのポジションではなくて。もし言っていたら、全ての職員が日頃の業務に対して報われるという言い方ですよ。おっしゃったとおり、災害に遭った人は3分の1の方です。災害に遭っていない方が3分の2、エリア的なものとして、地域的なものとして。でも、その3分の2の人たちに対しても常に平常業務として職員というのは対応していかなければならない。もちろん、被災に遭った人たちも現状復旧まで支えあうというのも職員としての努力、根気だと思えます。皆さん職員が頑張っているんで、こういう頑張っているという枠くくりをつくってしまうと、本当にみんな頑張っているのに、じゃあ、自分は頑張っていないのと評価になってしまう部分が、職員として受け取り方として自分は頑張っているのにな。じゃあ、市長からすれば頑張っていないように見えるのかなと逆の意味でモチベーションが下がるのかなと思うので、この表現については私としては納得がいかない。今後、市長としては全ての職員が報われるようにそういう仕組みづくりをつくりたいということをおっしゃっていると、今の答弁では受け取りたいと思っておりますので、そうしていただければと思います。

あと、今、半年ほど過ぎましたけれども、この仕組みづくりとかこれというのはもう実際始まっているのか。担当部署がどこになるか企画、総務であったりとかになると思うんですけれども、実際、誰が作成して、進捗状況というのはどのようにしているか回答をお願いいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

ただいま市長がお答えしました人事評価制度に対する思いにつきましては、これからどのような方法での対応が可能か検討を行っていきたいと考えております。検討に当たりましては、職員組合からも御意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、先ほど市長も研修のことを触れられましたけれども、研修につきましては、職員自主研究グループ補助金が既に制度化されておまして、最近の利用はございませんけれども、それぞれが課題やテーマを持った調査研究を行う際には活用できるかと思っておりますので、こういったところも活用しながら、職員の研修もできればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今からというところであるんでしょうけれど、評価シートの扱いについてはちょっと重要に大切に扱っていただければなと思います。

これは評価を間違えてしまうと大変なことになるのかなと思うのが、職員アンケートが取られているんですけれども、定年まで仕事をやりますかというアンケートです。組合員ですので20代、30代、40代の方へのアンケートになるかと思うんですけれども、定年まで市役所で続けたいと思いますか。思わない。パーセンテージ60%なんです。50%を超えているんです。続けたくない。評価を間違えて頑張っている職員が報われる仕組みというのを間違えてしまうならば、ここにいらっしゃる方はほぼほぼあと片手の年数ぐらいで上がられる方なんですけれども、職員、20代、30代、40代の6割、60歳までいないよと。今の人たちはもう65歳までですよ、勤務体制が変わりますので。こういう意見が出ているというのは、やっぱり皆さん頭の隅に入れていただいて、若い人たちがどう頑張っているかと。先ほど頑張っているかという言い方はまた繰り返しになってしまいますけれども、ちょっとあれですけれども、ここは御理解しておいて、この仕組みづくりについては十分やっていただきたいな思っているところでございます。

今、アンケートの話もしましたけれども、以前から職員から出ている言葉というのが、やはり部署部署で職員の数が少ない。職員は増員していただけないかというのは、ここ複数年、災害後、特に言われているかと思えます。今、各自治体から御支援いただいている方もまだまだいらっしゃいますけれども、この方たちもいずれ自分の自治体のほうにお帰りになられるかと思うんですけれども、以前から上がっているこの要望について、人員の確保について

というものに関しましては、どのようにお考えになっているか答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨以降、災害からの復旧・復興事業に係る業務の増加に伴い、他の自治体からの中長期派遣職員の受入れや任期付職員の採用などを行いながら、業務量に資した職員数を確保するなど、適正な業務体制の確保に努めてきたところでございます。このような現状も踏まえつつ、職員の退職に伴う補充は市全体の事業の継続性を図る上で、正規職員の新規採用として計画的に進めているところでございますものの、技術系職員の確保につきましては、特に応募者が少ないなどの現状で大変苦慮しているところでございます。

今後の職員採用の見通しとしましては、定年の段階的引き上げにより定年退職者がいない年度がございますけれども、毎年職員採用を行う予定としておりまして、令和6年度職員採用につきましては、今年度末の定年退職者はおりませんが、14人の職員採用募集を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今、14人採用をするということをお願いしたので、ありがたいという職員も多分ほっとはするところなのでしょうけれども、これは職員のほうからこれだけは絶対言ってほしいという話が、今、職員が10ある仕事を本来は10人でしなければいけないところを8人でやっていますと。仕事はばんばん状態で頑張っているんです。頑張っていますけれど、頑張っているからこそどうにか回したいので、システム等の導入をして差分を埋めたいと。埋めました。やっとこれでミスなく行っていくという話になるのですが、実を言うと、その後、システムを入れたのでちょっと人間要りませんよねということで2人減らされたとかされることによって、もともとのまた10の仕事も8の状態で行っているという。どんなに頑張ってもそうになってしまうと、やっぱり仕事は人がやらなければいけないところとして大変なのだから、やっぱりそこは少なくともそのシステムがもうちょっと起動して10になれるような環境づくりまでは人員はあまり減らしてほしくないというのが現場の意見です。今回、14人ということで、どれだけ埋めていただけるか分かりませんが、いかんせん、新人の方ですので、また研修等々があってその差分を埋めていただくようにやってほしいのかなと思います。

この言ってますと、これというのは、あくまでも来年の4月からの話で、実際稼働するのはもうちょっと先の話になるのかなと思うんですが、時間外の話です。職員、僕たち別に時間外ほしくないんです。でもやらなければいけないから時間外の仕事をします。どちらかというと休みたいんですという職員の声なんです。それでも時間外をやらないと市民サービスというものが低下をするということで言われますので、少なくとも来年の3月までの間とい

うのを時間外の確保というか、そこはどうにかならないものかなということでお尋ねでございます。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

今年度の業務の進行についての御質問かと思って聞いております。年度当初に各部におきまして、年間の業務について必要な時間外というところは一定の予算確保はしているところではございますけれども、年度途中の状況の変化でということでありましたならば、また、そういった需要が予算の要求という形で出てまいりましたら、柔軟にそのところについては検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 結局、時間外勤務となってくると、実を言うと、今、総務の対応はしていただきましたけれども、各部のマネジメントなんです。時間外をどこまでやるかやらないか。マネジメントがどこまでできるかという話になると、ここにいらっしゃる部長さんたちの手腕ですよ。職員の話を見ると、ある部長は頑張っているらしいです。少しでも職員が時間外をしないように仕事配分をきれいに決めてやっています。だから、なるべく時間外というのを使わなくて済みますよという方も直接話を聞きました。逆に、アンケートの中では、時間外命令簿すら出しづらいという人もいらっしゃるんです。だから、その付近の今度は経営管理、これはやっぱり市長というよりも一番現場を分かっているらしい副市長がきちんと経営管理の中で、行政経営会議などがあるわけですから、市長トップの中でこの部長さん皆さんでどういう業務運営をしていくかというのは考えていただければなと思うところでございます。

質問の中に、以前言われたのが、時間外勤務手当はちゃんと支給すべきでないのかという話をしましたら、時間外勤務、人件費削減を議会から言われて人件費を削減するために時間外を払っていませんに近いニュアンスである方から言われたことがあるんです。労働力の搾取というか、やはりそこは議会が言ったのではなくて、時間外と人件費の抑制というのは、まるっきり別問題として考えていただかないと、そこはきちんとやっていただきたいなと思うところでございます。

本当、民間企業なら労基問題に近い部分があると思うんですけれども、公務員は三六協定を結ばなくても時間外、休日出勤、どうぞやってくださいとやれることができていますけれども、これは時間外勤務手当を支払わなくてもよいという話ではなくて、時間外はさせていいですよ。でも時間外手当は払わなくてもいいですよという話ではないわけなんです。ですから、やはり、さっき言ったマネジメントではないですけども、業務の見直しです。やっぱり事業整理というのはやっていく必要があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

事業の見直し、事業の整理についてということかと思えます。令和2年7月豪雨災害の発災直後には、一部の事業を停止し、職員の配置換え等を行い、被災者の救助から生活再建、公共施設の災害復旧を第一として業務を進めてまいりました。それから、災害対応につきましては、被災者の生活再建も進み、被害を受けた地域の復興が次の課題になるなど業務にも変化が見られ、また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、行事やイベントが再開され、喜ばしく受け止める反面、一部の部署におきまして業務の増加が生じているところがございます。

事業の見直しや事業整理につきましては、当然、必要と思っております、復興の道筋が見え始めた今後につきましては、復興事業を予算と組織の両面から進めることができるように、今後、計画的に実施をしてみたいと考えております。

また、既存の事業につきましては、時代的にその事業の必要性や役割などを検証する中で、整理の方向性を見いだしていければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、今の大変な時期でのスクラップアンドビルドというのは大変難しいかとは思いますが、ここはやっていただければなと思っているところです。事業整理、事業の見直しというのは、これは行政をやっていく上での課題かと思えます。

その次の人事異動についてということで、次の質問のほうに移らせていただきたいと思えます。人事に関しましては、管理運営事項としているのは理解はしているところです。ただ、最近の人事異動の中で、職員のほうもちょっと疑問を持っているのが1年たったら元に戻ってきたりとか。いろいろ何か釈然としない異動があっているというのを聞いております。もちろん、過去人事異動を担当した人から聞きますと、100点の人事異動というのは常になんていっていいかわかりませんが、誰かが上がったらぼこっとする人もいるわけだから、それはもう理解するところなんですけれども、若干、混乱が出ている人事異動というのが見受けられているので、また異動によって事業進捗が問題が出ているとも聞いておりますけれども、まずは、事業の継続性と今後の職員の育成、人事異動に伴ってそういうものはどう計画されているのか教えてください。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

事業の継続性につきましては、やはり担当職員及び関係する職員の交代のタイミングでの対応が重要であると考えておまして、そういった人事異動の際の職員間の事務引継ぎを徹底することで、行政サービスの質の低下、さらには、市民の方々の生活に悪影響が出ないように努めることが大事であると思っております。

また、育成面につきましては、日常の業務の中で上司や同僚から様々な指導もあっている

ところでございまして、また、年度終盤には人事評価シートを用いて管理職による育成面談等を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 一応、管理シートを用いて育成面談を実施しているというところで、育成ということになるんでしょうけれども、ほかにきちんと、以前は、コロナ前という言い方が正しいのかそれより前になるのかは分かりませんが、職員育成としての研修というのが行われているのかなというのが正直なところだと思います。多分、難しかったのかなと思うんですけども、実施状況が確認できるならば実施状況について報告をお願いしたいと思えます。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

職員研修につきましては、職員に新たな気づき、課題を認識するほか、スキル向上に大きく寄与するものと考えておりますけれども、これまで本市が被災した実情や新型コロナウイルス感染拡大により、思うように実施ができていない状況が続いておりました。市としても研修の再開は急務と考えておまして、今年度に入りまして熊本県市町村職員研修協議会で実施されております入庁5年目程度及び入庁10年目程度の職員を対象とした研修受講を再開し、また、市町村職員中央研修所で実施されております専門研修へも職員派遣を行い始めたところでございます。

また、全職員を対象とした研修や職階層別の研修につきましても、年度内の実施に向けて準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今、職員の話で育成研修はやり始めましたということになるんですが、もう一つ重要なのが管理職のマネジメントの研修です。さっき人事評価シートを見てやるという話になっているわけじゃないですか。今度はする側、結局、管理職の皆さんがきちんと研修を受けていないと、どこのポイントをもって面談をやったりとかする必要はあると思うんです。管理職、今度はここにいらっしゃる部長級の皆さん等々、課長以上でしょうか、管理職と言われるんですから。その人たちの研修です。今現在どのような状況になっているのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

管理監督職に対する研修につきましては、新たに昇任した職員に熊本県市町村職員研修協議会で実施されます新任者研修を受講させております。また、庁内におきましても令和2年度以降に課長級となった職員を対象に、今年度管理職としての心構え、服務等の研修を実施したところでございます。

近年、思うように研修が実施できず、職員のスキル向上の機会がなくなったことや、復旧・復興事業に係る業務が増大している現状を踏まえ、管理職によるリーダーシップやマネジメント、さらには接遇、ハードクレーム対応など、管理職自身が不安に感じるところもあるものと認識をしております。そういったものを解消し、職務が遂行できるよう研修への参加の機会の確保と内部研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今、ずっと管理職云々、研修云々ということで、総務部長のほうでお話していただいていますけれど、実を言うと、総務部長よりも先に管理職になられた方というのはいっぱいいらっしゃるんです。課長、次長、部長。やっぱり皆さんでチームとして、やはりわざわざ外に出て行かなくても中々で、さっき言った行政経営会議じゃないですけども、職員間のどうやっていったらいいのかというのは必要なのかなと思うんです。外に出て行く前に、自分たちで情報共有をして、今からちょっとメンタルダウンの話もしますけれども、そういうのを情報共有していかないと、結果、一番役所がやってはいけない縦割り行政というのにつながってくるのかなと思うんです。総務部長がいくら頑張っても、総務部長が今回質問の中で100%やってくれるのは、市長に相談して14人の職員を採るということ。これはもう総務部長としての御努力だと僕は思います。でも、それから先、人員配置であったりとか運営マネジメントというのは、ほかの部長の皆さんがやっていただかないと、これは何も変わらないという言い方は極端かもしれませんが、そこは部長の御努力をお願いしたいなと思います。その他のですね。あくまでも部のマネジメントですから。そこは努力していただいて見ていただければなと思います。

管理状況の話の中で、少しでも職員を楽にさせていただければなというところで、ちょっと最近気になったニュースというのが2点なんですけれども、1点は、つくば市が今度の10月から勤務時間を変えると。8時半から、これを8時45分から4時半までに変えるというのをつくば市が行うとインターネットで出ておりました。実を言うと、もうこれは滋賀県の大津市ではやっている事案なんです。市民課の窓口ですね、特に入口のところというところになるのでしょうかけれども。なぜかと言うと、要は、いろいろ他部署につないだりとか、国とかいろんなところにつなぐために5時15分に来られてもつなげないんです。そのために、5時15分に来られてということは、そこで働く職員はもう最初から残業が前提になるわけなんです。このつくば市長さんのコメントなんですけれども、まず受け付けてから業務が終わるまで約1時間かかることがあると。現状は残業を前提にした労働形態になっているので、法的にもよくない。忙しすぎて考える時間やミスを振り返る時間もないということで、これは時間短縮により、よりよいアイデアがあっても職員同士が話す時間もないし、現状が改善され中長期によって市民サービスの向上につながるというのが五十嵐市長の御発言なんです。こ

これは実言うと、人吉市の窓口、市民課の窓口はやっていたんです。ただ、これは5時15分以降にやっていたんです。確認をやりながらやっているんですけども、これは完璧に時間外なしです。労働法から言うならばアウトな話です。でもそれを職員の皆さんは一生懸命やっていたというのを過去の事例があります。ですので、これが本当に枠内で始まるというのであれば、職員の皆さんもいろんなアイデアが出て、市民サービスの向上が出るのかなと思います。今、朝礼をされているんですか。総務部長はうんとされていますけれども、もともと朝礼も勤務時間内にしてほしいという話だったんですよね、組合の要求としては、当時。朝礼も職員管理の一環だからしてほしいと言っていたんですけども、でも、8時30分に市民の方が来られるので、来られた市民にきちんとサービスを提供するためには、8時30分には机についておかなければいけない。対応しなければいけないということで、8時半前に朝礼をやって、職員管理をやっていくというのが朝礼を始めたときのいきさつなんですけれども、これを覚えていらっしゃる方というのはあまりいらっしゃらないのかなと思います。ですから、今言ったように8時45分からすることによって、そこの15分で朝礼が終わってできるというところもありますので、これはあくまでも今後のこういうことをやっている自治体があるというのであるのが、これが市民サービスが低下するわけではなくて、さらなる市民サービスの向上につながるというのであるならば、検討の余地があるのかなと思っています。

もう1点が、さっき徳川議員が災害支部の職員の配置のどうのと言われたんですけども、玉名市の市役所、退職者会の方が協定を結んで、幾つかの業務のバックアップをするというのが出ておりました。これも二、三か月前のニュースだったと思うんですけども、要は、災害時に避難所の運営の協力であったりとか、会計年度職員などで人数が足りないところの救急なバックアップ、もうOBですので、いちいち仕事を教えなくてもこれですよということで動きやすい環境ができる。そういうふうにして少しでも現職の職員の環境をよくするという方法もこれも載っておりました。これは職員のOBの方がどう受け取るかというところもあるんですけども、元に戻って仕事なんてやりたくないよ、もう退職してまでという方が多いのかもしれない。これは何とも言えない話なんですけれど、それこそ職員の時間外を少しでも減らすため、少しでも勤務状態をよくするためということで、ほかの自治体では動かれているんです。ですから、こういうことをやはり考えていただければなと思うところでございます。

すみません、長くなります。次に行きます。職員の勤務体制についての今度はメンタルヘルスの方の状況についての確認なんですけれども、もうメンタルダウンをしている職員のフォローというのが、現在、どのようになっているのでしょうか。普通、対応が難しい方に関しては主治医面談をやったりとか、どういう形で行政としてというか当局側としてはそういう方に対して対応しているのかなというところでございます。臨床心理士とか公認心理師と

いいですか、そういう専門家というのがいらっしゃるみたいなんですけれど、そういう方を使っての面談とかというのはやられているのでしょうか。お尋ねでございます。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

心身の不調により休職等により療養をしている職員に対しましては、その職員が不調に至った経緯や症状、休職中の状況、過ごし方などの確認を行っているところでございます。その確認は、主に職員本人と連絡を取り合っているところでございまして、療養の状況に応じ、その後の必要な手続や復職に向けての相談などを進める場合などにおきましては、職員の同意を得た上で、担当看護師や配偶者と連絡を取り面談等を行っているところでございます。

また、復帰等が近まってまいりましたら、産業医等にも受診をいただきまして、復帰に向けた御意見等をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 復職に向けていろいろと御努力をいただいているというところなんですけれども、復職支援プログラムというんですかね、メンタルダウンを起こしていきなりぼんと戻ってくるわけには難しいでしょうから、こういうプログラムに関してももう複数年なっているかと思うのですけれども、内容についての何か最近こういうことをやったほうがいいのかなとか、復職支援プログラムを受けた方のこういうのがあるのではないかという課題というのは見えてきたのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

復職プログラムにつきましては、令和4年から運用を開始しておりまして、職員本人、所属の課長、係長、総務課等でその間のアプローチの役割を定め、復職に向けた支援体制を整えているところでございます。

運用から1年が過ぎたところでございますが、それぞれ職員が置かれた状況、健康状態に配慮した形で取り組むこととしておりまして、作業の負荷や周囲の環境からの負荷がかかり過ぎていないか。また、1日を通した勤務のリズムづくりに至るまでに無理なく進んでいるかなど、慎重に時間をかけて取り組んでいるところでございます。

復職支援のプログラムの課題はとの御質問でございますけれども、運用期間がまだ短いことから、課題整理に至っていないところでございますが、復職支援を進めるに当たっては、その職員が関係する部署の管理監督職や同僚職員の理解は欠かせないものと思っております。

いずれにしましても、復職を目指す職員の支援に係る取組でございますので、復職プログラムの見直しや職員や職場の認識をより深めるための対応につきましても、今後、専門家の意見を参考にしながら適宜改定を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本来はメンタルダウンになる前に支援をしていただいて、1日でも早いとか、これは難しいんですよね、メンタルダウンを起こした方というのは復帰するのは。ですので、これは本当御努力してくださいと。支援をみんな、今、働いている皆さんでバックアップしてください。こういう人が1人でも復帰してくれることで仕事が進むことによって住民サービスがどんどん進んでいくわけですから、だからこそ職員が戻ってきてくれて、職員みんなが健康であることが市民サービスを低下させない重要な案件だと思います。アンケートの中に、今回、メンタルヘルスについてのちょっとアンケートがありまして、今、既につらい、ややつらい、不調をきたしそうというのがアンケートで身体的にも約半分、50%程度しんどい、不調をきたしそうだ。メンタル的にも不調をきたしそうだ。これもやっぱり50%程度の数字が出ています。職員の中で。人によって耐性があるって、まだまだ大丈夫という人もいらっしゃるでしょうし、本当もうぎりぎりだという方も多くいらっしゃるのかなど。本当、個人のメンタルにしても体力にしても耐性があるわけですから、そこについては何とも言えないところなんですけれど、でも、やはり半分近くがううんと思っていられる。先ほど言ったとおり定年まで働かないよというのが3割いらっしゃる。この数字の表れなのかなと思います。これに関しましては、やはり僕は以前より副市長がきちんとパイプ役になってくださいと。これは以前から僕は言っていますよね。外部から来られた副市長ではなくて、現場をずっと経験された副市長なので、そこは一番パイプ役となって目くばせで市長の事業がしやすいように。職員が健康状態だったら市長も事業がやりやすいわけなんです。推進していくわけなんです。みんなが動けるから。ところが1人でも倒れていくと事業というのが進まなくなってしまう。ですので、ここはもう副市長が一番頑張ってくださいと思います。これはもう答弁等々はもちろん要りませんので、今からの努力と言いながらも、もう時間がどんどんどんどん過ぎ去っています。災害からも3年たっています。どうかここは1日でも早く御努力いただければなと思います。これについての質問は終わりたいと思います。

続きまして、台湾からの学生との交流についてということで御質問をさせていただこうと思います。これは7月30日にウェルカムパーティがあります。願成寺町の旧電源開発の寮のところでやられているところなんですけれども、これは御存じのとおり民間ベースで始まった事業なんですけど、市長はあのときオープニングセレモニーに参加いただきました。まず、この情報を知ったときに、市長としてはどのように感じられましたか。ものすごく曖昧な質問で答弁が難しいかもしれませんが、市長はこの情報を知ったときにどのように思われましたか。御感想です。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今、様々な例えば観光関係とかでも台湾の団体、組織との連携とか交流というのが様々な活発に行われてきております。どんどんどんどん増えてきていると実感をしておりまして、

こういった今回の交流につきましても、大変、喜ばしいことだと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、ありがたい話で、民間ベースで行政が動かなくても動いていたのだと、大変ありがたい話。この台湾の学生さんというのは、台湾の文部省から奨学金を受けて派遣されてお出でになっているんです。向こうは国が動いてくれているんです。それをこちらが民間で対応しているという状態です。今、熊本県は一生懸命県北ばかり見て、県南は見てくれていませんよね、残念ながら。僕はそう感じているんですけれども。せつかくの機会ということで、一応、インターンシップということで会話の勉強に来られています。日本に、人吉球磨にですね。支援策とか交流というのは、どこのポジションになるか分かりませんが、一応、国際交流ということになるので教育部のほうになるのかもしれませんが、支援策とか交流についてというのは何か検討をされているのでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

現時点におきましては、海外からのインターンシップ生に対する支援策であるとか、交流の計画はないところでございます。本市における国際交流事業につきましては、人吉市国際交流協会と連携をした取組を行っておりまして、現在、取り組んでいる事業の主なものとして、多文化共生事業及び国際理解教育の推進といたしまして、英会話教室や外国文化にちなんだ親子ものづくりスクール、在住外国人とのスポーツ交流イベント、料理を通して諸外国への関心を深める料理講座、そういったものがございます。

インターンシップ生との交流につきましては、現在、事業計画の中には組み込まれておりませんが、まずはインターンシップの現場の様子を伺うなど、状況把握に努めることから始めたいと考えております。その上で、人吉市国際交流協会と連携を図りつつ、人吉市の魅力を体験できるような交流活動等につきまして検討できればと現時点では考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） この事業を大学生が今7人来られています。また、年明けぐらいから徐々にということで、3年間の事業ということで、今、動いていらっしゃるんですけれども、この事業展開として、ここの民間ベースのところなんですけれども、高校生の留学生受入れというのも考えていらっしゃるみたいなんです。ただ、それこそ今から種まきです。高校生に来ていただいて種をまいて、先々に学校を卒業して、「ああ、人吉っていいよね、日本って東京だけじゃないんだ。人吉というところもいいんだ。」という感じで、そういう種まきを今やろうということをやられています。これについてなんですけれども、これについて今後そういうことがあって、その団体が協力支援とかあった場合に、関わりを持っていかうか

なという考えというのがありますか。

○**教育部長（小澤洋之君）** お答えいたします。

現在、本市の国際交流に関する事業につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、その対象者は、主に市民及び技能実習生等の在留の外国人であることから、今後インターンシップ生や留学生なども視野に入れまして、その滞在期間やニーズ等を踏まえ、交流活動等の事業計画検討が必要であると考えております。

また、議員おっしゃいます高校生留学ということであれば、グローバルな人材の育成という観点からも同世代である郡市内の高校生にとって大変有用であるばかりか、お互いにいい刺激を得られると思われまますので、同世代の交流活動等の実現に向けた関係機関等との調整も必要となってくると考えられます。

しかしながら、行政だけでは限界もございますので、各種関係団体、企業、地域の皆様方等の協力が得られますように、協議検討を重ねる必要があると存じます。決してよそ行きではなく、人吉市らしさを前面に出しながらの交流のあり方を考え、在留外国人、訪日外国人、そして、市民の誰もが笑顔になれるようなそういった交流活動等を通して笑顔あふれる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 4番、池田芳隆議員。

○**4番（池田芳隆君）** これは実言うと後の質問につながる話なんです。今、大学生が来ているのは、介護職員の初任者研修講座で勉強に来て、今、人吉球磨の幾つかの福祉施設で実習をしながら勉強をしている最中です。この介護講座の話は後ほどするとして、結局、外国から来られる方を先々の定住まで目指したところでこの事業を民間の方は動いていらっしゃるんですけども、やはり、これはこれで民間だけのベースとして限界がある。やはり、ここは幾ばくか行政からの何らかの支援が必要だという話が出ております。まずは大学生のインターンシップ、今3年なんです。予定と言われているのが、この3年間、きちんと受け入れ態勢ができなかったならば、今の状態だったならば、正直県北に僕は流れるのではないかと。実際、実施団体の方も県北が今そういう方がどんどん台湾からの人が集まってきているわけですから、そういう事業もわざわざ離れたところとするよりも知り合いがいっぱいいたほうでしたほうがいいのかという危惧をされています。実際どうなるか分かりません。ただ、この3年間で人吉市がきちんと受け入れ態勢が整えられて、よし、福祉の勉強、ソフト事業をやっていくのであるならば、人吉市に行ったほうがいいのかという環境づくりになると思いますので、これはちょっと関わりを持っていただければなと思っているところでございます。

次の質問にまいります。人吉球磨能力開発センターの講座についてということで、これは去年の3月で廃校を決めて、今年の6月で廃校になったんですかね。これはもう終わったと

思うんですけど、その中で幾つか事業が続けてほしいなというお声を聞きましたので、現在のもし続けていく今後の講座の支援策というのがあればちょっと御教示いただければなと思うところでございます。お願いいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** まず、お答えをいたします前に、少々長くなりますけれども、人吉球磨能力開発センターの閉校、解散に至る経緯、あるいは、そこで行われていた研修等が種々ございますが、御通告時にはフォークリフト講習、玉掛講習、パソコン講習と伺っておりますので、そういう講座がどのように行われていたかということも含めましてちょっと御回答をさせていただければと思っております。

同センターは、平成10年に職業訓練法人として開校しております。雇われる側の方々である被用者、あるいは求職者の方の認定職業訓練を行うことを目的とし、熊本県や人吉球磨10市町村の補助金などで運営しておりましたが、時代の変化と共にその初期の目的を達成したことから、令和4年度事業の終了をもって解散をし、令和5年度現在におきましては、残務整理と清算手続などが行われているところでございます。今月いっぱい残務整理が終わると聞いているところでございます。

また、同センターの存続、廃止につきましては、実は、令和2年7月豪雨災害以前から、訓練生及び受講生徒の減少に伴いまして、理事会、総会等でも議論をされてきたところでありますが、もともと土地建物が人吉市の財産でありましたことから、今般、災害公営住宅の建設地として活用することとなり、これを契機として閉校、解散に至ったものでございます。

さて、議員から通告っております、同センターが実施していた講座等についてでございますが、まずフォークリフト講習やいわゆる機械講習ですね、玉掛講習等につきましては、職業訓練法人が行う普通職業訓練の過程ではなく、同センターが講座を実施される重機等の会社に敷地と、——敷地が1ヘクタールぐらいありましたので、それと教室を貸し出しまして、その施設使用料を法人の収入としていた自主事業でございまして、同センターでなくても会場さえ用意できれば実施できるものでございます。

次に、パソコン講習でございますが、令和3年度まで普通職業課程、短期課程の情報処理科として、熊本県の補助金等を活用して開校していたものでございます。以前は就職に有利になるようにパソコンを活用した基礎的なOA講座も一定の需要はございましたが、現在では、パソコンの家庭での普及や学校教育においてもパソコンに触れる機会がありますことから、受講者も減少傾向にあったところでございます。

また、民間事業者においても国の補助等を活用できる職業訓練や講座も開設されていることから、あえて職業訓練法人が行う講座として開設する必要性がゼロではございませんけれども、減少してきているところではございました。つきましては、同センターが閉校しましても、代替えとなる学びの場が確保されているものと認識をしております。

なお、フォークリフト運転技能講習や玉掛技能講習につきましては、県内及び人吉球磨管

内でも複数の企業様が資格取得に向けた講習会を開催しておられるようでございます。

また、パソコン等の講座も本市でも複数の民間業者が開催していただいているようございますし、ハローワークでは、公的職業訓練コースが準備されており、例えば、3か月コースのICT事務実践科ではパソコン全般、ネットワーク知識などを学びながら、これから就こうとしている職業に必要な知識や技能を習得できるコースが準備されており、そのように国の支援もあるところでございます。つきましては、現時点では同センターが従来行っていた訓練に係る支援につきましては、市町村の段階では必要性が少ないものと認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） ほかに事業があるということで答弁いただいたところでございます。

以前、商工振興課のほうにこういう事業はありませんかという市民の方から、こういう勉強をするところはないですかといったときに御案内して、商工のほうから大変受講された方が勉強になりましたと。ここではなかったんですけども、勉強になりましたということで御案内されて、大変その方は感謝されていまして、今、今度こちらに進出してこられた事業所に就職されて、大変助かったという話があるんです。実際はこの能力開発センターではなかったんですけども、勉強する機会を少しでも行政としても少なくとも御案内できたりとか、そういう環境づくりというのはしていただければいいのかなと思うところでございます。本当、職員の方が懇切丁寧に説明されてありがたかったということをおっしゃっていただきましたので、一応、そこはお伝えしたところで勉強の場はどうか続けていただければなというところでございます。

次の質問というか、最後になるんですけども、ここで行われた介護職員初任者研修講座というのが、多分ここで行われていたと思うんです。これが今なくなって、不足する介護職員を養成する重要な講座と考えるんですけども、これに関しては、さっきの分は商工の部門なんですけれども、この分は福祉の部門になるんですが、こういう講座の再開というのは御検討はされているでしょうか。

○健康福祉部長（瀧上麻美君） お答えいたします。

介護職員初任者研修は、在宅、施設を問わず介護に携わる職員が介護業務を行う上で必要とされる最低限の知識や技術を習得し、実践する際の考え方のプロセスを身に付けることを目的としたものであり、熊本県知事が指定する事業所で受講することになっています。特に、訪問介護事業所等で働くホームヘルパーになるためには、この介護職員初任者研修の終了が必須であり、重要な研修であると認識しているところでございます。

先ほど、溝口経済部長の答弁にもありましたように、求職中の方が技能を身に付ける目的として行う能力開発センターでの研修受講につきましては、一定の役目を終えたものと考え

ております。しかしながら、令和5年3月議会におきまして、池田議員の一般質問に答弁をさせていただきましたように、ホームヘルパーをはじめとする介護人材の不足や高齢化の問題は全国で叫ばれており、本市におきましても喫緊の課題であると考えています。本市としましては、この介護人材の確保という課題を解決するための対策の一つとして、同研修等を受講しやすい環境の整備に取り組む必要性を感じているところでございます。今後、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護サービスの根幹となる人材を確保するため、人吉市内での介護職員研修のあり方につきまして、熊本県をはじめとする関係機関、関係事業所等と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本当、介護職員が減ったことで、実際、事業所自体が休止に追い込まれているというのを情報として聞いております。結局、それというのは一番人吉市が今後していかなければならない高齢者社会において、サービスを受ける人はどんどん増えているのだけでも、サービスを与える側というかそういうところがなくなってくると。国が在宅介護を推薦して長いですね。在宅のほうでということ言っている段階で、まだまだ施設も行けない、どこにも行けない、でも在宅に来てくれるホームヘルパーさんもない。これはもう大変な喫緊な課題だと思うんです。そういう資格がないとまた職に就けないという部分もあるわけですから、これに関しましては、国・県と一緒に何かやっていただきたいと思っておりますし、一番は今福祉のサービスが重要視されている、また重要な時期だと思っております。ですので、これにつきましては、早急な取組をやっていただいて、ホームヘルパーしかり、介護職員しかり、多くの福祉事業者をやっていただけるような環境づくり、職場についてのこれは御努力をいただきたいと思っております。

高齢化が進んで、今から私自身も高齢化の中に生きていく人間になるわけなんです、10年後に笑っていけるためには、今ちゃんと準備をしておかないと大変なのかなと思うところでございます。一緒にできることは私も協力していきたいと思っておりますので、ここは頑張っていければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時17分 散会

令和5年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和5年9月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第66号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第67号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第68号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第69号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第70号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第71号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第72号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第73号 令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第74号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議第75号 人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第76号 人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第77号 人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第78号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第79号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第80号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第81号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第82号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第83号 人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第19 議第84号 土地の処分について
- 日程第20 一般質問
1. 福屋法晴君
 2. 川上紗智子君
 3. 本村令斗君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副市	長	迫田	浩二	君										
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君
市	民	部	長	松	尾	和	弘	君						
健	康	福	祉	部	長	淵	上	麻	美	君				
経	済	部	長	溝	口	尚	也	君						
復	興	建	設	部	長	瀬	上	雅	暁	君				
復	興	建	設	部	長	若	杉	久	生	君				
(復興担当)														
総	務	部	次	長	立	場	康	宏	君					

秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、那須総務課長は欠席されるとの届けがっております。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。15番議員の福屋法晴です。

今回の通告は、1点目に学校教育から学習用タブレットの取扱いについて、2点目に、学校技術員の現況について、3点目に鳥獣対策から現況と狩猟免許についてであります。

それでは、学校教育、1点目の学習用タブレットの取扱いについて、お尋ねをしてみたいです。

8月28日の新聞に文部科学省はGIGAスクール構想で、全ての小中学校に一人1台配備したタブレットやパソコンなど、学習端末の更新費用を全て国が負担する方針を固めたと新聞にて報道をされておりましたが、人吉市においても議会に対し、これまで小中学校でのタブレット使用について、丁寧な説明をいただいておりますが、当時の説明ではいろんな補助があり導入に至ったと私は思っておりますが、これまでの経過について、またバッテリーの充電機器や保管庫については、現在どのようになっているのか。また、人吉市小中学校教育において、学習用タブレットの取扱いについて、どのように運用されておられるのか。私も実物を見させていただきましたが、私はタブレットではなく、ノートパソコンではないかと思うのですが、このことについて、まずお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。

それでは、私のほうからお答えをいたします。

学習用タブレットにつきましては、国のGIGAスクール構想を受けまして、本市におきましても小学校3年生以上に一人1台のタブレットを配備しております。タブレットの運用につきましては、授業はもちろん、家庭学習においても活用を行っております。

なお、学校でタブレットを使用しない場合には、各学校に備え付けている充電保管庫で管理を行っております。

ノートパソコンとの違いについてでございますが、私もそれほど詳しいほうではござい

せんが、本市が導入いたしました機器はノート型ではありますが、パソコンの画面に触れて操作ができるタッチ機能があります。そして、持ち運びが安易で、写真や動画を簡単に撮れる製品であるため、タブレットと称しておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） タブレットのほうもいろんな考え方があるのかなということで、簡単に私は、キーボードがあるかないかだけで判断をするのかなということで、私も詳しいほうではありませんので、違うんじゃないかな、自分の持ってるタブレットはキーボードがないし、画面でキーボード使うしなと思ってこういう質問をさせていただきました。

それでは、次にですね、人吉市のそれぞれの学校において、文部科学省によるICT機器の整備・促進に伴い、児童一人1台タブレットを活用した事業が進められているようですが、どのような授業なのか、教科書との併用での授業なのか、タブレット導入前と導入後において、小中学校の授業での理解度はどう変化をしてきたのか、調査をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

授業におきましては、学年や教科、授業の内容などによって変わってはまいります、タブレットを使った調べ学習や資料の作成、タブレットと電子黒板をつないで、個々の考えをみんなで共有して考えを深める場面などで活用しております。

また、タブレット導入の前後において、タブレットに限定した理解度の比較は、なかなか難しいところでございますが、授業や家庭学習において、タブレットをはじめとするICT機器を活用することにより、児童・生徒の学習に対する意欲を高めるとともに、考える力や表現する力、情報を活用する力などを高め、主体的に学ぶ力を育てることにつながっていると考えております。

本年4月に実施いたしました全国学力学習状況調査の本市の結果におきましては、授業においてタブレットなどのICT機器を週3回以上使っていると回答した割合が、全国平均を上回っております。ICT機器を活用した学習は今後もますます求められるものと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） タブレットを使用するというので、いろんな考え方を深めていただいているということで、少し安心をしております。

次に、児童・生徒に対し、一人1台のタブレットを貸与され、活用されておられるようですが、家庭での活用についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

家庭での活用につきましては、家庭学習に活用するため、昨年度の第2学期から順次開始をしたところでございます。各学校におきましては、週末や長期休業期間などの前にタブレットを積極的に活用した家庭学習が計画的に進められております。

なお、インターネット環境がなくても使用でき、個々の状況に合わせた内容を選択して学習することができる学習支援ソフトを導入し、タブレットを活用した家庭学習の充実にも努めておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいまの答弁です、インターネットがなくても使用できるというのを聞きまして安心をしたところです。これを導入するときのような問題が大変出ましたので、現在どういうものかなというのを、子供もいませんので内容がよく分からなかったものでお尋ねをしたんですけど、学習支援ソフトを使っておられるということで、今後も十分活用していただきたいと思います。

それでは、次に、タブレット機器の持ち帰りに対し、どのようなルールが決められているのか、また、全ての学校において共通事項のルールであるのか、保護者に対しての説明はどのように説明をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

家庭での運用につきましては、タブレット導入後、各学校の情報教育担当で構成しております人吉市立教育研究所情報教育部会におきまして、持ち帰りに対する児童・生徒用と保護者用のルール案が作成され、その案を基に各学校の実情に合わせて部分修正が行われ、児童・生徒への指導と保護者への周知をいただいているところでございます。

そのルールには、タブレットを持ち帰る目的や家庭での使い方、健康面への配慮、不具合や故障時などの注意事項などが記載しており、持ち帰るときにはケースに入れ、ランドセルの中に入れることも明示してございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） そのことについてですね、多くの保護者の意見としてお聞きしましたが、タブレットをかばんに詰め込めば壊れるのではないかと、低学年では重さによると考えられる体への負担が心配である、ケースには肩ひもが付いているのになぜかばんに入れる必要があるのか、肩にかけて持ち運びではいけないのか。また、タブレットは人吉市からの貸与品ですが、タブレットを入れる専用ケースは支給品だそうですが、肩ひもが取り外して支給されておられる学校もあると聞いておりますが、このことについてお尋ねをしておきます。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員が言われたとおり、タブレットは市からの貸与品、ケースは支給品として取り扱って

おります。一部の学校でケースの肩ひもを取り外して支給をしていたようでございます。理由といたしましては、持ち帰りを始めるために作成いたしました当初のルールでは、紛失や破損を防止するために、タブレットをランドセルの中に入れることを前提としており、そのため肩ひもは必要ないとの判断のもと、取り除いた状態で児童へ配付されていたようでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 支給品と貸与品というところの違いかなというので、支給品というのは全てですね、それに関連するものは相手に与えるべきであって、それを外して与えるのは支給品にならないんじゃないかなと考えるんですよね。それが共通していないというのに、ちょっと疑心暗鬼になるんですよね。その辺りはしっかりと今後取り扱ってほしいなということをおし上げておきます。

タブレットの端末機器の持ち帰りについて、少しお尋ねしますが、タブレット端末機器の持ち帰りルールにおいて、持ち帰るとき・持ってくるときには、専用のケースに入れ、ランドセルまたはかばんの中に入れて持ってくるなどとなっておりますが、なぜかばんに入れる必要があるのか、タブレット専用のケースに入れ、手提げかばんではいけないのか、また、私も現物を見てまいりましたが、肩ひもが付いておりますので、肩から掛けて使用してもよいと考えます。肩ひもは何のためにケースに付いているのでしょうか。教育長は学校教育の頂点におられるのですから、実際に学校から配備されたものを見ておられると思いますが、ケースに入れ、かばんに入れた状況を見ておられると思いますが、果たしてその他の教材、教科書、ノート、筆箱など入る余地は、私は実際にはないと見ました。毎日学校から連絡プリントや宿題プリントなどがあると思いますが、ここでお尋ねします。また、学校から配備されたケースには持ち手付き、ショルダーベルト付き、強撥水生地を使用、水や汚れ・衝撃から守ると学校から配付された商品の特徴はこのようになっておりました。かばんに入れなくても十分使用できるのではないのでしょうか。そのためのショルダーベルト付きだと思いますが、お尋ねをしておきます。

その他に多くの保護者の意見で、先ほども申しましたが、詰め込めば壊れるのではないかと、低学年では重さによると考えられる体への負担、肩ひもがあるのになぜいけないのか、またタブレットは教育委員会からの貸与品ですが、専用ケースは支給品で肩ひもが外して支給されてあると先ほども聞きましたが、このようなことがあっていいのでしょうか。支給品としてどのような現状なのか、なぜ外して支給されているのか、お尋ねをします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

教育委員会といたしましても、持ち帰りのルールについて一部の見直しは必要であると認識していたところでございます。改めて各学校の持ち帰りのルールや運用状況を確認いたし

まして、ルールの一つである、タブレットを必ずランドセルやかばんの中に入れるという文言につきましては見直しを行っていただくよう、市内校長会を通じて各学校にお願いをしたところでございます。

現在は、各学校においてランドセルの中に入れることを限定せず、肩に掛ける、手で持ち運ぶ、手提げかばんに入れるなど、児童・生徒が持ち運びがしやすい方法を選択していただくように改善をしております。

また、議員御指摘のとおり、タブレットをランドセルの中に入れると、ランドセル内の容量を大きく使用することは私も確認をしております。各学校におきましても、その状況は把握しているため、ルールを見直し、児童・生徒の持ち運びに負担が生じないよう配慮しているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 早速ですね、持ち帰りルールの見直しについて検討していただいているようですが、ルールをつくったときには何事も、それから何か月か何年かたったらルールの改正が必要になってくると思うんですよね。見直しが必要となってくると思います。ぜひ、そのことは強くお願いをしておきます。

なぜ、このような話をするかというのは、小学校3年生からタブレットを持ち帰りになっておりますが、今後小学校1年生あたりからそういう傾向になってくると思うんですが、私はスポーツ関係でよく言うのが、ゴールデンエイジという話をするんですけど、小学校3年生ぐらいから体のつくりに対しての影響とか、頭の構造の影響というのが一番幼少時から子供へ成長していく段階で大切な時期というのがありますから、そこはですね、あのかばん自体は1キログラムあるかないかと思うんですけど、タブレットを入れてノートを入れたら3キログラムぐらいになります。それにまた詰め込んだら5キログラムぐらいになるんですよね。それだったら、私、鎖骨をけがしたんですけど、鎖骨から肩からですね、背筋が猫背になってくると、体躯的なものですけどそういうのもありますので、ぜひ、検討を常に行っていたらなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、お聞きしたところ、現在中学校においては、教科書は学校に置いて帰ると聞きましたが、勉強について、また、いつから教科書を持ち帰らなくなったのか、その理由について、持ち帰らなくなったことでのメリット・デメリットについてお尋ねをしておきます。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

教科書は家庭に置いておき、必要なものを学校に持ってくるのが基本でございます。ただ、一律に教科書を学校に置いておくというルールはございませんが、持ち帰る教科書等の重さや量について、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮し、各学校による指導または児童・生徒が持ち帰るものを選択し、判断しているところでござい

す。

メリットといたしましては、荷物が少なくなることによる身体的な負担軽減や、通学時の安全性が確保できることなどが考えられます。一方、デメリットといたしましては、学校に教科書等を置いて帰ることによる家庭学習の習慣化や意識の低下につながることも考えられますので、これについては学校において適宜指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 持ち帰らないということですね、学校で授業を受けた後の帰ってからの予習・復習というのが本当にできるのかなとちょっと心配してるところなんですけど、今後もですね、家庭に帰ってからの学習の習慣化をするためにも、そのあたりの指導も今後していただきたいなと思っております。

今後、教科書は使用しなくなるのか、また家庭での予習・復習、宿題についても、タブレットでの宿題となるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

教科書を使用しなくなるということではないと存じます。ただ、情報化社会の進展によりまして、デジタル教科書を活用した授業などは今後も普及していくものと考えております。

家庭学習におきましては、全員同一課題で取り組む学習や、一人一人が自分で計画的に取り組む自主的な学習などがございます。内容的な面では、授業内容の定着を図る復習的な内容や、次時の授業内容に関連した予習的な内容、授業の発展やまとめなどの内容など、多岐にわたっております。家庭学習のタブレット活用につきましては、ノートやプリントなどと併せて活用し、家庭学習の内容や児童・生徒の実態に応じて、より効果的な方法を選択して行うことが重要であると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 次にですね、学校教育の現場からは、現在部活動もなくなっております。これからは授業もリモートで行うようになるのかもしれませんが、何か新しいことを実行していただくときには、必ず児童・生徒、保護者、議会に対してもしっかりと説明をいただきたいと思いますが、今後について、どのように考えておられるのか、お尋ねをしておきます。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

今後新たな取組に関わらず、関係者との共通認識を図ることが必要であると判断した場合には、的確な情報提供に努め、丁寧な説明を心掛けてまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） それではここで、このことについては最後に松岡市長にお尋ねしたいと思いますが、今後の学校教育についてのあり方について、どのような考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

急激に変化していくと考えられる社会、そして世相を展望しつつ、学校教育についても絶えずその在り方を見直し、今後も一層の進展が予測される国際化や情報化などの社会変化に、的確かつ迅速に対応していくことは、人口減少や少子化の流れの中で、子供たちの未来を明るくするために、極めて重要な課題ではないかと考えております。

近年は比較的簡単に知識や情報にアクセスが可能であり、各々が入手した知識・情報をどう活かしていくか、それを使ってさらに価値あるものを生み出す創造性をどう育てていくか、情報化が進展する中でそのようなことが強く求められております。

これからの子供たちにとっては、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を伸ばし、また、自らを律しつつ他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことも必要です。

一方、言うまでもなく、教育というものは単に学校だけで行われるものではないと考えます。やはり家庭をはじめ、町内やクラブ活動など、地域社会との関わりの中で、子供たちも社会の一員として地域全体で育まれていくのが理想であり、その中で学校という限られた空間ではありますが、同じようなスタンスに立って子供たちの成長を促す役割をしっかりと果たしていく、このことが学校教育の目指す一つの姿、形ではないかと思っております。

成長の過程にある子供たちに、組織的・計画的に教育を行うという学校の基本構造は、これからも変わらないと考えられますが、これからの学校教育は全ての子供たちが、自らの個性を存分に発揮しながら自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる生きる力を育成するという役割を一層果たしていかなければならないのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま市長のほうからですね、急激に変化している時代にあっても、子供たちが豊かな人間性を育てていくということで、市長がその方向に進んでいただくことを強く希望しますが、教育長の先ほどの答弁で、デジタル教育を活用した授業などは今後ますます普及をしていくというお話がありました。そこで、私、一つだけ提案なんです、デジタル化になる前に私たちもスマートフォンを使って字を書かなくなっております。そろばんも使わなくなっていて電卓になっております。どうしても学校教育の中で一番日本人としてほしいというのは、字を書くことですね。まだ学校では、書写とか書道と言いますかね、

そういう授業があると思うんですけど、ぜひですね、これらを将来的になくさない、日本語を書く練習をするということは必須だと私は思います。私、何十年前かの中学校の国語の授業では、毎月100問の漢字テストというのがあっておりました。これはクラスごとに優劣をつけられて、何クラスが一番だとか。それで非常にクラスでまとまって、漢字の勉強をした覚えがあります。それで今も、少しは覚えているんですけど、なかなか今、パソコンとか携帯を使って、そういうのをですね、記録も残しますので、いざ書こうと思ったら書けなくなるんですよね。ぜひその辺に力を入れた教育を、人吉市ではしてほしい。タブレットが悪いとは言いません。パソコンが悪いとも言いません。でも、それを使う時間に値するような時間を書写と言いますかね。そちらのほうにも力を尽くしていただきたいなということを、ぜひ市長と教育長に、人吉市の子供たちの将来のためにも進めていただければなということを要望しておきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、学校技術員の現状についてお尋ねをしていきますが、私が当時学生であった時代には、小中学校で学校生活をする上で、学校のあらゆるサポートをしていただいた、当時は学校用務員という方がおられました。各小学校に配置をされておりましたが、当時の学校には各学校に現在で言う技術員というのがおりましたが、当時は朝の挨拶から午後の帰宅時においては、「気をつけて帰るように」など、会うたびに声を掛けていただいたように思っております。また、学校内において児童・生徒が安心して過ごせる場所の確保のために、いろいろな作業に従事をしていただいたように記憶しております。これまで私は、学校用務員として接してきましたが、現在は学校用務員から学校技術員と名称が変更になったとのことですが、現在も学校内のいろんな仕事をしていただいていると思いますが、今回、質問通告時には、学校用務員から学校技術員と変わったと聞き、この名称がどうして変更になったのか、現況について、名称変更について、お尋ねをしておきます。また、現在の人員について、作業内容についてもお尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

学校技術員につきましては、人吉市立小中学校用務員の業務に関する規定を一部改正をいたしまして、令和5年度から「用務員」という名称を「学校技術員」へと改めると同時に、業務の平準化、それから効率化を図ることを目的にいたしまして、人数を9人から6人体制と見直しまして、それまで各学校へ配置していたものを、第一中学校を拠点とした、そういった業務体制へと変更したところでございます。

主な作業内容でございますけれども、学校の施設及び設備の点検、それから営繕に関することであるとか、文書及び物品の送受等に関する連絡事務でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） それでは次に、除草作業をはじめとし、いろんな作業を現在はしていただき、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう御尽力していただいていることに対しては感謝申し上げます。作業をしていただくための使用道具について、いろいろな品物が必要ではないかと思います。校舎周りやグラウンド、学校周辺施設など、例えば除草作業などがあると思いますが、このような作業についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、除草作業や樹木の剪定作業など、学校の環境整備のためには様々な機械や道具が必要でございます。

今年度から新体制をスタートすることに伴いまして、学校の環境整備に必要な機械や道具類を各学校から学校技術員の事務所へ集約したところでございます。

しかしながら、学校技術員との面談や意見交換の中で、現状におきましては、作業に必要な機械や道具類が不足しておったり、新たに必要なものがあると判明をしたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 今、答弁です、いろんな道具が必要なんだということは分かりました。それで、令和5年からこの名前が変わって、こういう体制になっていくということですが、私、この質問をする前にですね、いろいろ話を聞きに行ったんですが、第一中学校のほうに事務所を集約しておられるということで、あちらのほうに行かせていただきましたが、そこでいろいろ聞きました。そこで調査をさせていただきましたが、聞くところによれば、草払い機などの作業道具については、自分で購入をされているということでした。また、燃料については、どこの学校にも、そのようなものはないという話をされておりました。それからまた、作業用の掃除のためのほうき、これはあるそうなんです、学生用のほうきであって、作業するときにはそれが使用できないという話も聞きましたが、このようなことについてお尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、作業に必要な機械や道具類が不足しておりましたり、使い慣れた機械のほうの方が作業効率がいいなどの理由から、個人が所有する機械を使用しているということが学校技術員との面談であるとか意見交換の中で判明してきたというところでございます。そういった課題が分かってまいりましたので、学校の環境整備のための機械や道具類は何が必要なのか、また、必要な数量につきまして学校技術員全員と協議検討を行ったところでございます。

今後、必要な機械や道具類につきましては、配備をいたしまして、教職員や子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校の環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 今、部長の答弁で、今後は話し合いをしながら学校技術員の方と道具についても協議していただくということですが、関連なんですけど、使用される機械、現在はですね、令和5年度までは使用していただいている機械器具の修理についても自分で修理をされておられたということが話の中に出てきましたので、この辺りもですね、協議をされるのだったらしっかり話をさせていただきたいと思います。なぜこのような話をするかというのは、学校備品であれば、それによつての障害になったときの補償関係は学校の備品ですから学校関係から出ると思うんですが、自分のものを持って行って作業してけがをした場合は、「あなたが勝手に持ってきて作業したんでしょ。」という屁理屈みたいな話にもなるんじゃないかなと考えるんですね。だから全て、学校でその辺りは揃えるべきじゃないかなということをお願いしたいんですよ。これまでは本人が払ってたということなんです。それと、傾斜地などの作業においては、大変な作業だと考えます。安全靴については、現在は自分で用意しなければいけないとのことでしたが、このような備品に関してですね、どのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

学校の環境整備に必要な経費につきましては、その全額を市が負担することとしております。学校技術員との協議検討の場におきまして、学校の環境整備に必要な機械器具の部品や燃料、消耗品等の経費につきましては、市が負担することを改めて全員に周知したところでございます。今後も必要経費につきましては、自己負担することがないように、周知徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 部長のほうから、今後必要なものは全て市のほうで負担をしていただくということで、はっきり申し上げていただきましたので、ぜひそのような取り扱いをしていただきたいと思います。

そこで、現在働いておられる学校技術員の方々も、私たちもそうですが、今後高齢者となってまいります。今後について、所管である学校教育課としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、学校技術員だけではなく、様々な職種において高齢化の諸問題を抱えているということが考えられております。学校の環境整備等に従事する方につきましては、これまで培ってきた経験や知識、技能を活かす場面が数多くあると考えております。また、年齢制限を設けた場合には、人材不足に陥る可能性もありまして、安全で落ち着いた学校環

境の整備が滞り、教職員の業務負担増にもつながることが懸念をされます。そのようなことを総合的に勘案いたしまして、業務の効率化とチームによるフォロー体制を構築するため、今年度から業務体制の見直しを行ったところでございます。

本市といたしましては、学校技術員に関しましては、今後も年齢制限を設けることなく、募集を継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） どうぞよろしく願いしときます。

それでは次に、学校の安全確認はこれまでいろんな質問の中で、先生が目視にて安全確認をしていただいているということもありますが、学校技術員の方々も時間に余裕があればできると考えますが、先ほどの答弁で、現在学校技術員は9名から6名で、人吉市の全ての小中学校を管理されておられるようです。果たして、現在の人数でそれができるのでしょうか。今後、学校用務員について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えをいたします。

各学校におきましては、日頃から組織的に安全点検に努めていただいているところでございますが、学校と教育委員会との適切な役割分担の下で協力し、学校施設の維持管理を行うことが必要であると考えております。

今年度から新体制がスタートいたしまして、第1学期を終えた段階で、学校技術員の方々と個人面談、それから意見交換を行い、その後学校技術員全員と協議検討会を開催したところでございます。

その中で、これまで一人で1校の担当をしてきたときよりも、一斉作業をチームとして行うことで業務が効率的になり、大幅な時間短縮につながっている。ほかの人をフォローしながら作業ができ、事故防止につながっている等のメリットが出てきた半面、業務内容によっては、訪問する学校に偏りが出てきている等の課題も見えてまいりましたので、全員で課題等を整理いたしまして、現在の人数でより効果的な体制を考え、第2学期から新たな業務体制をスタートさせることを決定し、各学校へも周知したところでございます。

具体的には、担当する学校を決めまして、作業が必要であると判断した場合には、他の技術員と対応を検討し、技術員同士による相互応援を行いまして、学校の環境整備を迅速に行うと、そういった体制へ見直したものでございます。

一日の大半を過ごす学校で、子供たちや教職員が安全に学校生活を送るために、今後も学校技術員との協議検討の場を継続して設けてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 担当の学校を決めていただくということで、作業内容は十分に把握で

きるんじゃないかなということ、そのときにも各学校の偏りがないように、学校技術員の方とも2か月に1回か3か月に1回ぐらいの話し合い、協議会をしていただいて、問題解決をしていただければとお願いをしておきます。

学校においては、傾斜地などの作業もあると考えますが、傾斜地の作業においては十分に注意しなければいけないと思います。傾斜地での作業においては、スパイク付きの作業靴を履かなければ大変危険と考えます。私もこれまで山林作業をするときに、通常の長靴を履いて作業をしておりましたが、一度足を取られたことがあります。大変危険と感じました。今後作業をされる方から、傾斜地の作業においてはスパイク付きの靴でないと危険だと考えておりますので、ぜひスパイク付きの靴を履いての作業を学校技術員の方々も注意していただき、その安全対策について、市のほうで、教育委員会としてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

先の答弁で申し上げましたとおり、第1学期を終えた段階で全員との協議検討会を開催し、安全対策についても検討を行ったところでございます。議員御指摘がございました、特に傾斜地での作業では、十分な安全対策が必要であるということから、そういった協議検討の場におきまして、学校技術員から要望がありました作業に必要なスパイク付きの靴、それからプロテクターにつきましては、すぐ購入をいたしまして、もう既に支給を終えたところでございます。また、チーム体制となったことで、ほかの人をフォローしながら作業ができ、事故防止につながっていると意見もあっております。

今後も、労働災害の発生を回避し、学校技術員の事故やけがを防止するため、しっかりとした取組を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 先ほど答弁がありましたように、学校技術員と話し合いをして、いろんな必要なものについても協議をしておられ、すぐに安全対策としてスパイク付きの靴やプロテクターを購入し、配付していただいたということで、迅速な対応に感謝します。今後ともこのように、話をしたら即対応できるような体制をつくってほしいと思います。学校というところは、非常に将来の人吉を担う子供たちを宝として育てる所ですので、その安全が保たれなければ人吉の安全は保たれないと、私は思いますので、ぜひそのようなことはすぐに対応していただくよう、今後ともお願いをしておきます。

最後に、松岡市長にお尋ねしますが、民間企業においてはある程度は企業が購入し支給するとなっております。学校技術員の方々は、安全対策について、十分安全確認された上で作業をしていただいておりますが、安全対策として必要な道具について、今後も確保していただければと思います。

また、安全を確保し、作業していただくためにも必要なものを確保が必要と考えます。学校技術員の方と意見交換をしていただき、安全作業に従事していただくことが子供たちにとって、保護者にとって一番安全な施設である場所と考えますが、安心して学校生活を送れる場所の確保のためにも、各学校に学校技術員の確保をしていただけないか、備品などについて今後の学校における安全対策について、松岡市長のお考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

教育部長も申し上げましたが、学校の環境整備に必要な経費につきましては、学校設置者としてその費用を負担することは当然のことであると理解しております。安全で教育に適した学校環境を保つには、壊れたものを放置せず、すぐに修理することが肝腎です。壊した子供と一緒に修理をする、子供の目の前で修理をする、あるいは樹木の剪定や花壇の整理と一緒に行うことができれば、物を大切にすることの大切さをより教えることにつながるのではないかと考えます。きれいな環境、きれいな校舎で教育を受けた子供たちは、社会に出ても、周りの環境をきれいにしようという気持ちを持つものではないかと思えます。また、このようなことも含めての学校教育ではないかとも思います。

学校技術員の業務内容は、独特で幅広くかつ教育現場であるということから、即応性が求められる業務です。学校と連携しながら環境整備を行う業務であり、経験を要する専門職であるとも言えます。さらには学校の環境整備の立場からも、学校の教育目標の実現を目指し、教育活動を行っている一員であります。学校技術員は、本年度から新たな業務体制でスタートしておりますが、今後も学校技術員との協議検討の場を重ね、新たな課題が出てきた場合にも適切に対応してまいります。

本市といたしましても、子供たちが充実した学校生活を送り、教職員が効果的な教育活動を行うことのできる環境づくりにつきましては、継続して取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 松岡市長から、力強いお言葉をいただきましたので、ぜひですね、学校という所は一番安全であるんだという意識を子供たちにも持っていただくような指導をしていただきたいと思います。

また、教育長と学校技術員だけではなくて、学校の校長、学校技術員、そして教育長、松岡市長、いろんな方が学校について、年に1回か2回ですね、そういう協議の場を作っていただいて、安全対策をぜひしていただきたいなということをお願いをして、この件は終わらせていただきます。

続きまして、鳥獣対策から、現況と狩猟免許について質問をしていきたいと思えます。

鳥獣被害対策について、これまで一般質問の中で、鳥獣対策について主にお尋ねをしてきましたが、今回は少子高齢化が進む中、私自身鳥獣被害対策について、何かできることはな

いかと考え、狩猟されていた方がやめられ、被害が民家にも及んできたとの相談を受けましたので、友人8人の方々と狩猟免許取得に挑戦をしてきましたが、挑戦した理由として、一番は先ほども言いましたが、何かできないかが始まりです。令和2年7月豪雨災害から、少しずつではありますが、我が家の周辺においても鳥獣被害が発生してきています。少子高齢化が進む中、農業被害をはじめ、林業被害、住宅地周辺において楽しみに栽培をされておられる家庭菜園にも多くの鳥獣による被害が発生しております。今後、鳥獣被害を少しでも少なくするためには、狩猟人口を確保することが大切ではないかと考え、まずは少しでも農作物の被害を軽減できればと考え、罠の免許・資格を取るために講習会に参加してきましたが、狩猟免許の中には、網猟、罠猟、第1種・第2種の銃猟など、銃による免許があるようですが、私たちは罠による捕獲を目的とする罠免許を受験することにしましたが、理由としては、銃猟は年齢的にも銃の購入金に加え、保管管理が大変だと考え、罠による狩猟免許を受けることにしました。

受験に来られた方々は、ほとんどが高齢者であり、中には若い方や女性の方も何人かお見受けしましたが、この方々と試験前の講習会で少し話をすることができました。会話の中で、近所にこれまで狩猟をされておられた方がおられたそうですが、高齢者になられ、やめられたとのことで、その後、農業被害が増え、収穫が見込めないほど深刻な状況であり、少しでも被害を少なくしたいとの思いで罠免許を取得に来られたとのことでした。私も何の知識もなく、狩猟免許も要らないのですが、残り少ない人生、いろいろなことにチャレンジをし、経験をしたいと考え、経験することで少しでも今後の周知活動のお手伝いできればと考え、狩猟免許の中でもあまりお金がかからないと思われる罠免許試験に挑戦をしました。その後、今後について狩猟をしておられる皆さんからいろいろな御意見を聴きましたが、一番の理由は、狩猟される方々の高齢化が進み、やめていかれるというのが最も多くの意見でした。

そこで質問ですが、昨年度の被害状況についてお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

有害鳥獣による農業の被害状況について、昨年度とおっしゃいましたが、令和3年度も合わせまして御説明させていただきたいと思っております。令和3年度と令和4年度の有害鳥獣被害状況調査の被害額で説明をさせていただきます。

令和3年度は、猿が47万円、イノシシが318万9,000円、鹿が637万5,000円、カラスが95万6,000円、その他の鳥獣が176万円であり、被害額の合計が1,275万円となっております。

続きまして、令和4年度でございますが、猿が1万3,000円、イノシシが396万6,000円、鹿が347万2,000円、その他の鳥獣が23万5,000円であり、被害額の合計が768万6,000円となっております。なお、当該調査につきましては、被害報告があったものを取りまとめたものでございまして、潜在的なものもあることを鑑みますと、被害実態としてはさらに多いので

はないかと認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） これは同僚議員もよく一般質問でされておりますが、毎年ですね、被害状況は増えているんじゃないかなと考えております。また、目に見えないような被害、家庭菜園などの被害、こういうのはこの結果に上がってこないんじゃないかなと思っております。

そこで、農林業被害を減少するためには、狩猟人口を増やし、農林業被害を減少することが今一番大切であり、早急に取り組む必要があると考えておりますが、狩猟をされておられる方々の現在の取組について、また今後どのような対策・取組を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まずは、農業被害を減少するための主たる取組としましては、防護柵の設置支援となるかと存じます。防護柵の設置等に関する支援としましては、市の単独事業としまして農業活性化対策事業としての防止施設等の設置に対しまして、資材購入に係る経費の一部助成として、上限50万円以内で2分の1の補助制度を設けております。また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した有害鳥獣被害対策協議会、これを通じました被害防止対策としましては、3戸以上で販売を目的とした作付けを行う場合、資材費のみが対象ではございますが、侵入防護柵の整備を実施しております。さらに、多面的機能支払事業に取り組まれている地域におきましては、多面的機能支払交付金を活用し、資源向上支払活動の一環として、防護柵の設置及び補修も支援メニューとして含まれているところでございます。

今後の対策につきましては、国の施策なども活用してはおりますものの、本市として現状の取組以外、農業被害の減少に関わる効果的な対策を見いだせていないというのが現状でございます。ときどきに応じまして駆除等のお願いを自治体をお願いしてるといったような現状でございます。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） ただいま部長から説明をいただきましたが、多面的機能支払事業とか交付金などがあるようですが、支払いで補助とか、そういうのはあるんですけど、実際それを設置する農家の方が高齢化でおられないというのが、今の現状です。私の周りも、最初の事業をしたときに、農家全員の方が出てきて、4、50人でされておられましたが、前回水害がありまして、その後にイノシシが非常に出て、電気牧柵のほうを改修したいということでまた補助事業をされておられましたが、そのときに出てこられたのは4人です。5年前に元気だった人がもう今は歩けなくなったとか、そういう状態になってるんですね。だから、

この補助の在り方というのも、いろんなところに出せるような、例えば企業あたりにその事業をしていただくような、使えるような事業ができてきたらいいのかなと思っておりまして、その辺りもですね、少し検討していただければと思います。

次に、鳥獣被害対策として被害を拡大させないためには、鳥獣被害をなくすことはできませんが、狩猟していただく狩猟人口を増やすことが今一番重要課題だと考えておりますが、取組状況についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

狩猟人口についてというお尋ねでございますけれども、人吉市鳥獣被害対策実施隊の状況につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

令和5年4月1日現在の隊員数が63名おられまして、平均年齢が68歳で、最高齢が89歳、最年少が39歳となっているところでございます。

次に、いわゆる有害鳥獣の捕獲頭数について、現状を御説明させていただければと思います。5年前の平成30年度と比較をしまして、イノシシが平成30年度は180頭に対し、令和4年度が357頭と、177頭増えておるところでございます。鹿につきましては、同じく平成30年度が1,307頭に対しまして、令和4年度が1,647頭で340頭の増加、猿が平成30年度14頭に対しまして、令和4年度が19頭と5頭の増となっているところでございます。

このように、現状の体制におきましては、捕獲頭数は年々増加しているというのが現状でございます。

お尋ねのように、狩猟人口を増やすことは必要ではないかとのことでございますけれども、現在、人吉市鳥獣被害対策実施隊の課題につきましては、隊員の高齢化でございまして、先ほど言いましたように、最高齢89歳の隊員がおられると申し上げたところでございますが、若手の隊員不足が課題になっているところでございます。

つきましては、これら課題解消のためにも、狩猟免許取得者を増やし、また人吉市鳥獣被害対策実施隊に入隊していただける方を増やすことが必要と認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 15番。福屋法晴議員。

○**15番（福屋法晴君）** 被害状況とか、獲得のあたりはですね、これはもう増えるのは当たり前ですね。高齢化になって、狩猟される方も少なくなって、令和2年7月豪雨災害から田んぼ、それから農林業の山、もう全ての所がですね、改修ができておりません。私の所もですね、今初めて国土交通省が入ってまいりました。もう約3年ですね。もうそういう状態で増えるのは、鳥獣だけだと思うんですよ。その辺りは仕方ないのかなと、でも、今後どうしたらいいのかなということを考えて免許取得に行ったんですけど、そこでですね、狩猟免許を取得するためには、大変お金がかかるということですが、どれぐらいかかるのか、以前免許

取得に対し、補助金を出していただくことを一般質問においてお願いし、免許を取得される方々に1万円の補助を出していただくようになりましたが、その後補助について何か検討されておられるのか、現在どのような補助というか助成になっているのか、お尋ねをしておきます。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

本市の補助金の現状についてでございますが、本市では人吉市有害鳥獣被害対策協議会の制度としまして、熊本県猟友会主催の初心者講習会を受講された方に対し、議員がおっしゃいましたように、上限1万円の受講料補助金を交付しておるところでございます。

これにつきましては、近年の実績としましては、令和3年度がゼロ件、令和4年度におきましては4件の実績がございます。その後、検討されたかということでございますけれども、現状ではこれが市の補助金ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 15番。福屋法晴議員。

○**15番（福屋法晴君）** 水害があった次の年はゼロということで、誰も取る暇もなかったんだろうということを考えますが、令和5年はですね、我々が8名行ってきましたので、プラス何名かおられたようですので、補助金が非常に上って、予算が厳しいということを絶対に言わないようにしていただきたいなということを申し上げておきますが、近隣の自治体に話を聞きましたが、近隣の自治体においても、補助金があるとのことですが、近隣自治体の状況についてお尋ねをいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

近隣、球磨郡町村の支援制度について、説明をさせていただきます。初心者講習会の受講料、ただいま答弁しました初心者講習会の受講料に対しましては、全額を支援している自治体は球磨村、あさぎり町、多良木町で、一部助成をしているのが、上限1万円でございますが、本市と錦町でございます。一方、免許取得時に関わる諸経費、例えば受講手数料や病院の診断書、狩猟免許申請手数料など、免許取得に必要な諸経費全般を対象とし、これにつきましては、全てを対象としている所、あるいは対象を限定している所、また補助率なども様々でございますが、五木村、山江村、相良村、湯前町、水上村などは狩猟免許取得に関わる経費を幅広く御支援をされているということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 15番。福屋法晴議員。

○**15番（福屋法晴君）** ただいま、いろいろ説明いただきまして、全額支援している所もあるということで、人吉市は本来ならばこれと同等に欲しいんですが、このことについては、本当は松岡市長に予算のことで聞きたいんですが、農作物の被害状況を考えれば狩猟人口を増やすことが重要であると考えますが、農作物の年間被害総額に対して、少しでも狩猟が役に

立てば、農作物の被害減少になると考えます。鳥獣被害対策として助成金の在り方を検討する必要が出てきているのではないかなと思います、このことについてお尋ねをしておきます。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

繰り返しになりますが、人吉市鳥獣被害対策実施隊が高齢化をしている中で、隊員の増強が必要との答弁をさせていただきましたが、狩猟免許取得者を増やし、特に若手の入隊を促進させるためにも、補助制度の充実は一定の効果が見込めると認識をしているところでございます。

つきましては、鳥獣被害対策協議会などの意見も踏まえながらも、他自治体の事例を参考にし、補助金のあり方等につきましても、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 15番。福屋法晴議員。

○**15番（福屋法晴君）** 事例を参考にして検討していきたいということで、今回の予算にも鳥獣被害対策として100万円ぐらい計上されていたと思うんですけども、例えば、箱罾という非常に高い、これを確保するためには高額でこれを購入することはなかなかできません。人吉市においては、箱罾など年間を通し、貸し出しができるようにされておるようですが、これをもう少し増やしていただくとかしていただきたいなということを考えております。特に、箱罾とかくくり罾などを購入するときに対し、近隣自治体と同等の補助を行うことなどを考えていただけないか、また鳥獣被害から今後農林業被害をなくすことはできないと思いますが、新規に狩猟免許を取得された方に対し、くくり罾など練習用として数セット補助することはできないものか。聞くところによれば、近隣自治体においては、罾免許を取られた方に数セット提供していただけると聞いております。人吉市においてもできないものでしょうか。お尋ねをいたします。

このことですね、私もちょっと実験ということである所に注文しまして、昨日1セットだけ送ってもらいました。これぐらいの箱に入ってくるんですけど、それが非常に高いですよ。1回使ったらもう二度と使えないというのが7,000円ぐらいするんですよ。これ大体一人30の免許の札がありますので、約20万円ぐらいかかるということで、非常に高い。後ほどその辺りの話をしたいと思いますが、できないものか、お尋ねをしておきます。

○**経済部長（溝口尚也君）** お答えをいたします。

まずは現行どのようなやり方をしてるかということで、お答えをさせていただければと思います。

まず、現状の制度としましては、人吉市鳥獣被害対策実施隊が9班ございますが、人吉市鳥獣被害対策協議会、もしくは市で罾を購入し、各班単位で箱罾、あるいはくくり罾を貸与している状況でございまして、班体制による狩猟活動を前提とした仕組みとなっているとこ

ろでございます。年間を通じて貸与するか、罾の購入経費等を個人にも補助するなどの制度について御要望でございますが、現状踏まえますと、各個人への罾の貸与という形態は現在はおとっておらないというところでございます。

一方、水上村等におかれましては、議員が言われましたように、狩猟免許を取得された個人に対しまして上限10万円、補助率2分の1以内で罾の購入経費を補助する制度を設けておられますが、本市におきましては、まずは人吉市鳥獣被害対策実施隊に入隊をしていただき、配属された班が所有される罾をお使いいただくということになろうかと存じます。

なお、各班に貸与する罾につきましては、先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、9月補正予算に箱罾購入の予算を計上させていただいているところでございまして、現在の実施隊の活動に支障がないよう、可能な限り充実をさせてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 今、部長からの答弁です、私も予算書を確認しましたが、9月の補正予算のほうに入っておりますので、この辺りは委員会のほうでしっかりと協議をしていただき、増やしていただくよう、予算の確保をしていただくよう、協議をしていただきますようお願いをしておきます。

人吉市は過疎指定地域ですので、今後ますます高齢化が進み、狩猟をやめていかれる方が増えていくと思われまします。今後は、若い世代の方々が農業を継続していくためにも、狩猟をされなくなれば鳥獣被害はますます増加・拡大し、農業被害が増え、農家人口も減少していくのではと考えましますが、人吉市の今後、10年先の農業について、少しお尋ねをしておきます。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

本市の今後10年先の農業について、どう考えているかという御質問でございますけれども、現在本市の農業が抱えている課題としまして、議員もおっしゃいました有害鳥獣被害等に加えまして、農業従事者の高齢化、担い手不足、また農地の集積や水利施設などの老朽化、遊休農地の増加、また近年長引く肥料・燃料等の物価高騰によりまして、経営の悪化などの課題が多ございます。

有害鳥獣被害につきましては、直接農家の皆様との会議等におきましても、被害の拡大等のお話は都度伺っておりまして、こうした様々な課題の中で、農家の皆様におかれましては、5年先10年先、農業について大変な不安を抱えておられるということにつきましては、市としても認識をしております。

また、将来の地域農業の維持発展には、この農家の不安解消、課題解決と併せまして、農業振興を図っていくことが重要だと考えているところでございます。

現在、市としましては、後継者の掘り起こしや市単独の農業活性化対策事業補助金、ある

いは繰り返しになりますけれども、国の中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等も活用しながら、有害鳥獣被害対策等も含めました地域農業の維持・保全・発展に努めておるところでございます。また、将来を見据えまして、今後に向け、農地及び農業施設の環境整備が必要と認識しておりますので、北人吉地区、球磨川の北岸のほうでございますが、北人吉地区、大畑麓地区、下田代地区においては、県営でございますので、県と市協力をしまして、農地整備事業に着手をし、事業を進めているところでございます。

さらに、本市において有害鳥獣対策等も含めた地域農業の現状と課題、5年後10年後の地域農業の在り方を地域との話し合いに基づきまとめた計画が人・農地プランでございます。これにつきましては、令和5年4月から農業経営基盤強化促進法の改正法施行により、人・農地プランを基礎とし、農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めるほか、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた地域計画と目標地図を、令和6年度末までに作成することとなっております。これにつきましては、農業委員会、農家振興組合認定農業者や認定新規就農者などの農業担い手の方々、さらに農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区などの関係機関と一体となりまして、作成作業を進め、計画策定後におきましては、この地域計画と目標地図を基本としまして、また必要に応じて、その内容の見直しを行いながら、5年後10年後を見据えた地域の農業振興を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 5年後10年後の計画として、人・農地プランということでいろんな団体の方と協議をしていただき、地域計画、目標地図ですね、こういうのをつくっていただくということですので、ぜひそういうのに早急に取り組んで、令和6年度末ではなくて、令和6年度の半ばぐらいまでには完成するようにしていただければなと考えております。

次に、私も今回狩猟免許の中の罨免許、くくり罨ですけど、挑戦をし、何とか免許を取得することができましたが、いざ免許取得から狩猟開始までには多くの課題があることにびっくりしております。狩猟免許を取得する前から実践に至るまでには、事前講習会参加費、これが約1万1,000円プラス送料などが要ります。それに、先ほど言われた診断書、これも自費です。これは病院に行ってくださいね、これも病院も診断書を書いてくれる所と書いていただけない所があります。そういうのも調べてしなければいけません。そのほかに、受験料が5,200円、免許取得後は登録するのに約2万2,000円。それから新規加入者はその地域に新規加入ということで5,000円ぐらい要ります。それに支部費、それと先ほどもちょっと触れましたが、狩猟にくくり罨、先ほど言いましたが、大体6,000円から7,000円、私今回は初心者ということで見本として半額で送っていただいたわけですが、するとなった以上はこれに狩猟免許をする札、名前を書いてくださいね。これもお金がかかる、これは一生じゃなくて毎年買

わなければいけないんですよね。だから毎年お金がかかってる。それに、こういう道具代だけでも大体15万円ぐらいかかる。それと、箱罾というのがありますね。イノシシとかアライグマとかアナグマとかキツネ、タヌキ。19種類ぐらいあるんですけど、それに合った箱罾を買うとなったら、約30万円ぐらいかかります。これは一人では持ち運びもできません。だから、非常に高い。で、私も今回、8名の方と一緒に何とかしようよということで免許を受けに行ったんですが、そのうちの一人は高すぎて、これは免許を返納しようかなという考えで今おられます。その人もこの間話をして、「いや、実際にしてみようよ、1年間は。」ということで、今チャレンジする方向でおりますが、非常に高いです。やはり農業被害とかそういうのをなくしていくためには、こういう補助というのを考えないと、実際に受けて初めて分かったことなんですよ。1万円の補助をもらったときは「よかった、これで取れる」でも、その後が大変ですね。で、先ほど言いましたが、罾も1回くくり罾を使用したら、そのくくり罾はもう使えません。先のほうの足にかかったくくり罾は、全てやり直さなければいけない。これが大体3,000円ぐらいかかる。で、もう皆さん自分で作るというようなことをされておられるそうです。

今後ですね、ますます高齢化が人吉市においても進んでまいります。自治体で被害対策のための担当課が必要になるのではないかと私は考えるんですが、今後の鳥獣被害対策として松岡市長にお尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

被害対策の部署が必要になるのではないかとのお尋ねでございますが、現状の体制で捕獲している鳥獣の捕獲頭数は年々増加している一方で、有害鳥獣の被害、居住地へ出没するケースなど、市に寄せられる有害鳥獣に関する通報の連絡は、増加傾向にあり、その対策について効果的な手立てを見いだせていないのが現状でございます。

鳥獣被害対策は喫緊の課題であり、部署の新設については今後の検討課題とさせていただきたいと存じますが、何らかの体制整備を行う必要性は十分に認識しておりますので、今後さらに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） これは非常に担当課が必要になると言っても、昨日、池田議員が質問しておりましたが、働き方改革の中でも職員の数が減ったりしておりますので、難しいのかなと考えておりますが、現在この農林整備課のほうもお尋ねすることも多いんですが、行ってみたらほとんどの方が庁舎外に出ておられて、一生懸命対応されているようです。やはり、こういう所に適材適所で人の配置をしていかないと、「人がいないからだめだよ。」じゃいけないんだと思うんですよね。人吉市民に対しても、こういうことをしたいから人員を増やしたいんだということで認めていただいて、人吉市の市民のために働ける場所をつくってい

かないと、人吉市は今後ますます、職員から、我々から、市民からみんなが切羽詰まっていくんじゃないかなと思います。もう少しですね、昨日の話を引用するわけではないですが、市役所を辞めたいというんじゃないくて、市役所に入りたいというような実情をつくっていくのがこういう対策にもつながっていくんじゃないかなと考えます。

そこで、新規免許取得者に対して、練習用として、数個くくり罟の提供はできないか、また、高額な捕獲用の箱罟の購入に対し、助成はできないものか、最後に、財政課にお尋ねしたいんですが、財政課でも市長でもですね、どこでもいいんですが、今後の被害拡大、農林業の被害額を考慮した上で、助成金の在り方について、最後に適切な答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

農林業の被害額を考慮した上で、御要望のございました狩猟活動に対する支援策につきましては、これまで答弁させていただきましたとおり、狩猟人口の確保という点から十分検討させていただきたい支援策かと存じますので、令和6年度から本格交付となる森林環境譲与税などの財源の活用等も念頭に入れながら、その詳細な内容、具体策につきましてはまだこれからでございますが、人吉市鳥獣被害対策協議会とも協議させていただきながら、前向きに検討させていただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 15番。福屋法晴議員。

○15番（福屋法晴君） 溝口部長にはですね、大変前向きな検討いただきまして、発言、答弁もいただきまして、ありがとうございます。

ぜひですね、令和6年度から本格交付となる森林環境譲与税、これを100%と言わずに120%でも人吉市で活用して、事業ができるようなメニューをぜひ私たちにも提示していただければなとお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）
1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） こんにちは。1番議員の川上紗智子でございます。質問通告に従い、早速質問してまいりたいと思います。

今回の質問項目は4つです。1つは、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの内容と、完了の見通しについて。2つ目は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの治水効果について。3つ目は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトのうち、人吉関係の事業についてです。以

上、3項目は治水対策関係になります。最後の4つ目は、子供を安心安全に生み育てることができるようにということで、お尋ねしたいと思います。

まず、1つ目の球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの内容と完了の見通しについてです。事業開始後、3年が経過しておりますが、ハード対策面での各事業の完了の見通しはどうなっているのか、お答えください。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトとして位置付けられている対策のうち、遊水地を含む河川の整備につきましては、令和11年度完了を目指し、鋭意事業を進めていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ただいま遊水地を含む河川の整備については令和11年度完了を目指して鋭意事業を進めていくということですが、その遊水地を含む河川整備というのは、川辺川の流水型ダム、市房ダムの再開発も含まれているのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

流水型ダム、市房ダム再開発関係に関しましては、流域治水プロジェクトロードマップで示されております第2工程で、令和11年度までというところもあるようでございますけれども、今後事業の進捗に応じて進められるということで、そこにつきましては、今申し上げた各対策の完了、令和11年度という形では含まれていないものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 2回目の質問に行きます。市房ダムの再開発事業の計画はできているのか、また計画は誰がつくるのか、お答えください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

市房ダムを管理しております熊本県によりますと、洪水調節機能の増強を目的に、調査検討を行っているとのことございまして、本市のほうには具体的な事業計画が示される段階におきまして、情報提供等がなされるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 誰がつくるのかに関しては、どうなってますか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

計画の策定主体、また再開発の実主体等含めまして、その内容につきましては、国と県で調整中と伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ということは、私は6月議会で同じことを質問いたしましたけれども、市房ダムの再開発については、まだ計画は出来ていないと。それで、計画をつくる主体もはっきりしていない、これからだということ。という認識でよろしいでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

ただいま答弁したとおりでございます。管理者の県によりまして、今現在、再開発の調査検討が行われているということでございまして、それを受けての計画策定、内容の検討になるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 2つ目の項目にまいります。

2つ目の項目は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの治水効果についてお伺いします。

私、6月議会でこのことを聞きましたが、河道掘削や遊水地をつくることなど、その事業ごとの、箇所ごとの効果についてお尋ねをいたしました。その際、算定していないと国が言っているというお答えでしたが、その後、市として国に説明を求められたでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

6月定例会で答弁いたしましたとおり、河道掘削以外の様々な取組を組み合わせる治水対策を進めており、河道掘削の個別箇所ごとの水位低減効果につきまして、算定していないと伺っておりますので、それ以上のことは求めていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それは、改めて6月議会の後、国に対して聞いた結果同じ回答が返ってきたのか、それとも聞いてもいないのか、どちらでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

6月定例会の答弁作成のため、国に確認しましたところ、算定していないということでの回答を得ておりますので、その後につきましても求めてはいないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 国は、算定できないとは言っていないんですね。算定できないということであれば、聞いても分からないかもしれませんが、算定していないと言っているわけで、そして私は議員として、河道掘削や遊水地などをつくったら、それぞれどれぐらいの治水効果があるのかお尋ねをしているわけです。市として、それを算定するようお願いすることもできないのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

個別箇所の効果につきましては算定していないとのことですので、プロジェクトに掲げる全ての対策を完了させることにより、本市区間においては越水による氾濫を防ぐということにもなりますことから、事業の着実な実施を求めているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） この球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの中で、最も効果があると国が言っているのが流水型ダムですよね。だけど、そのダムが完成するのは来年ではありません。再来年でもありません。10年以上かかります。その間に、どれぐらいの水害に耐えることができるのか、それを何一つ人吉市民は知らされないで、ただ逃げて逃げて逃げて、待てと言うんでしょうか。長い期間で見なきゃいけないことかもしれません。そのダムができるまでってことになったら。けれども、毎日毎日の生活、毎年毎年の生活がかかっていることなのに、なぜ算定できることをしないのか、「これやったらこれぐらいは大丈夫ですよ。」とか、「これぐらいは下がりますよ。」とか、せめてもう少し、この人吉市に住む私たち市民に情報提供をしてもらうことはできないんでしょうか。ましてや、それを市がどうして求めてくれないんでしょうか。ぜひ、そのことは、検討していただいて、求めていただきたいと私は思っています。

次に移ります。

次も6月議会でお尋ねしたことに关するものですが、第3回の流域治水協議会というのが行われております。その資料を基に私は質問をしたんですが、遊水地、中神地区、大柿地区、そして渡地区の遊水地も含めて、水位はどれだけ低下するかということをお聞きしたんですが、そのときに遊水地による水位低減効果は40センチメートルだと。渡地区の地点でということでした。けれども、私その流域治水協議会の資料の、どこにその40センチメートルというのがあるのかなと、思いながら何回も見てるんですが、どうも分かりません。

この流域治水協議会の資料によると、私の計算では20センチメートルじゃないかなと思うんですが、この40センチメートルは、どこをどうしてこういう数字としてお答えになったのか、どうして違うのか。お尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

前回の定例会で御答弁した40センチメートルという水位低下効果に関しましては、緊急治水対策プロジェクトに位置付けられている全ての対策を行った場合の水位低下、効果として、渡水位観測所地点で40センチメートルの低下が図られるということをお国に確認をいたしまして、御解答させていただいたところでございます。

議員御質問の資料に関しましては、その資料にも条件が示されておりますように、各対策の整備段階における水位低下効果であるということから、数字が異なっているというところ

でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ダムまでできてしまっただけからの水位低下の効果を私は聞いたつもりはなかったんですが、そういうことだったんですね。けれども、この国土交通省が出している資料を見ますと、これはダム関係なく書いてあるということだと思っておりますが、第1段階、そして第2段階が2つ、最後の第3段階ですね、が全て、緊急治水対策プロジェクトが完了した時点ということで書いてあるわけですが、まず第1段階完了時点、というのは、掘削及び輪中堤、宅地嵩上げまで完了した時点は10センチメートル下がると、渡地点です。で、2番目は、第2段階の途中時点と書いてあります。遊水地まで完了した時点、これは15センチメートル下がると言われています。単純に考えると、遊水地ができたことで5センチメートル下がったのかなと私は理解しました。そんな単純じゃないかもしれませんが。第2段階の完了時点、これは人吉地区の河道掘削、引堤まで完了した時点、それが30センチメートル下がることになっています。ということは、現況から30センチメートル、遊水地を造って以降20センチメートルということになります。

そうであるならば、例えば15センチメートル、球磨村の嵩上げをするということとはできないだろうかと思ってしまうような高さだと私は思っているんです。1メートルとか2メートルじゃなくて、15センチメートル、30センチメートルのことです。このために遊水地も造るということになってるわけですが、その遊水地は、大柿地区では8メートル、そして中神地区では3メートル掘り込んだ遊水地になると予定されています。8メートルも掘り込んで、これだけしか出ないのかっていう思いがすごく私にはあります。それだったら、この中神地区・大柿地区の遊水地、掘り込み型にする必要があるのかと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） 球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにつきましては、関係者があらゆる対策を講じて、流域の浸水被害を軽減するという決めで決まっておりますので、様々な御意見はあろうかと思っておりますけれども、これに従って早く地域の治水安全度を高めるために必要な事業、工法ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私も、一日も早く、安全に暮らせる条件をつくる必要だと思っています。でも、今やろうとしていることは、一日も早くではないですよ。ダムができてこそ効果があると言われてることしか私たちは聞いていません。遊水地、河道掘削、その他、どれだけ安全になるのか、何にも分かっていません。先ほど私は大げさに言いました。とにかく逃げるしかない、逃げて逃げて逃げまくって待つしかないって言いましたけれども、

本当にそれでいいんでしょうか。

先の6月議会でも言いました。国の事業であっても、市民が一番利益も害も受けるんだ。だから、市としてきちんと、一つ一つ検討して、言うべきことは言う、要求することは要求してほしいというふうに思っています。

市長、ぜひお考えください。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 引き続き、質問させていただきます。

次は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの人吉市関係の事業についてです。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの中で、人吉市関係の事業はどんなものがありますか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに位置付けられている対策のうち、人吉市における国の主な事業は、現在進められております河道掘削及び大柿地区・中神地区の遊水地、県の事業といたしまして、御溝川放水路整備があると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今、お聞きしました中身では本当に少ないと思います。河道掘削、これは6月議会でもお聞きしました。大柿地区・中神地区の遊水地については、直接的に人吉市街地の水位を下げるものではありません。ですから、球磨川本流の事業としては、もっとほかにやってもらったほうがいいことがあるのではないかと私は考えています。

それでお尋ねですが、堤防や宅地の嵩上げ、防水壁設置などで、治水の安全度を確保するような予算措置してもらえるように、人吉市のほうから国に要求をされたことはありますか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトは、令和2年7月洪水と同規模の洪水に対しまして、人吉区間においては越水による氾濫防止、中流部では浸水防止など、各流域の区間における浸水被害の軽減を図るために必要な対策が位置付けられているものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） この対策で、市街地の越水防止はできるんでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

このプロジェクトによりまして、本市区間においては越水による氾濫防止ということで取り組んでおられますので、そのようなものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次の質問に移ります。

人吉市の市街地の堤防を15センチメートル程度上げることは可能でしょうか。また、30センチメートル上げることは可能でしょうか。それぞれの費用、工期はどれくらいか、もしできないと言うなら、できない理由は何なのか、お答えください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

国に確認したところ、堤防の嵩上げを行った場合、計画高水位を引き上げることになるため、堤防が決壊した場合、浸水の広がりや深さが大きくなる可能性があるなど、災害ポテンシャルが増大することになるとのことでございます。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにおいても、球磨川の堤防を15センチメートル嵩上げする等の計画はなく、また、そうした検討も実施していないと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 15センチメートル程度嵩上げすることで、今おっしゃったような災害が大きくなるって言うことが言えるのでしょうか。15センチメートル上げてあふれないということであれば、そちらを選択するという道はないのでしょうか。と、今お話を聞きながら思いました。

そこで、さらに質問させていただきます。球磨川水系の河川整備基本方針では、人吉地点におけるピークの水量を8,200トンとしています。そのうち、4,200トンをダムなどの洪水調節施設で止めると、そしてその残り4,000トンを川に流すとなっていますが、川に流すほうがダムで貯めるより少ないんですね。ダムに貯めるほうが多いんです。こういうふうに、ダムに貯めるほうが多くて、川に流すほうが少ないという、そういう一級河川が、九州内ではあるのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

九州の国の直轄河川の基準地点で、洪水調節施設等による調節流量が河道への配分流量より大きい事例はないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 九州では一つもない、全国ではどうかということもぜひ知りたいものです。なぜならば、これだけダムに大きく貯めることをするというのはとても危険なこと

だと言われています。しかも、加えて私が申し上げたいのは、川に流せる量は4,000トンと、今私も言いましたけど、この4,000トンという河道への配分流量と言いますけれども、この4,000トンというこの水の量は、なんと1947年、昭和22年から変わっていないんです。球磨川では4,000トンしか流せない、4,000トンしかその当時から流せないんだったら、もっと流せるようにしておくべきだったのではないかと思うんですね。なぜならば、今いつ、どこでどれだけの雨が降るか分からないっていう時代に突入しています。もう毎年毎年が怖い年になっていると思います。川で流せる量が少なければ、全然大きくなってないっていうことは、それをどこかでやらなきゃいけない、それを今、川辺川ダムという大きなダムで4,200トンも貯めようとしている。たくさんの量を川で流すことができれば、少しぐらいの流量が増えでも、そんなに割合としては大きくなりません。でも、これだけダムでたくさん貯めて、そして、川では4,000トンしか流せない。これを一貫して70年以上やっているというところに、私は問題があるのではないかなと思うんです。で、ましてや今度、その4,000トンを基準にしてというか、4,000トン流すということで、4,200トンはダムで貯める。これを本当に進めて、安全になるのかというのが、私の大きな疑問です。

だからこそ、その4,000トン、例えば堤防を嵩上げすれば、流れる量は増えるわけです。一切堤防の嵩上げをしようとしなない、人吉地点では。それはなぜなのか、ほかの所では堤防の嵩上げだってやっていると思います。

私はぜひ、市として、ダムができてからではなくて、来年、再来年の安全度をどんどん高めていくためにも、できることは全部やると市長はおっしゃっていますので、ぜひ、堤防の嵩上げ、宅地の嵩上げなども積極的に取り組んでいくように考えていただけないかと思っています。

次に移ります。

次は、中川原公園の問題です。中川原公園の問題は、6月議会でも取り上げました。なぜ、しつこく私がこれを取り上げるかという、まだ言いません。聞いてから言います。中川原公園について改めて聞きます。完全撤去の水位低減効果はどうなっているのでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 中川原公園を2メートル掘り下げた場合、61.6キロメートル地点におきまして、約22センチメートルほどの水位低減効果があると見込まれているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） すいません、もう一度お願いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） はい、お答えをいたします。

中川原公園を元々の地盤から2メートル掘り下げた場合に球磨川の61.6キロメートル地点、左岸側で22センチメートルの低減効果があると見込まれているところでございます。

以上です。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私は、完全撤去をした場合、水位低減効果はどうなるのかとお聞きしました。今、お答えになったのは、完全撤去の場合ですか。完全撤去というのは、平水位——1年を通じて150日程度保たれる水位——そこまで下げたときに、完全撤去だというふうに私は学んでおりますが、どうでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

完全撤去した場合の水位の低減効果につきましては、検証はしておりません。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） なぜ検討されてないんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

中川原公園の復旧につきましては、球磨川の河川管理者でございます国土交通省が複数の掘削案から約2メートルの地盤を掘り下げる場合でも、必要な治水効果があるということを確認し、球磨川水系河川整備計画に位置付け、掘削を実施していただいたところでございます。人吉市としましては、国土交通省が示した掘削による治水効果に加え、観光資源としての役割、中心部に位置する中川原公園の歴史、将来における公園のあり方など、総合的に勘案し、被災前の公園地盤高から約2メートル地盤を掘り下げる形が最良と判断をしているところでございます。

現在、市として令和5年度から令和6年度にかけて、公園復旧に向け、事業を進めているところでございまして、さらなる掘削を行う必要はないと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 最良というのは、治水対策も一定効果があって、中川原公園も維持できるという前提の上での最良ということでしょうか。それとも、治水対策上、最良ということでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） はい、中川原公園を復旧するに当たり、どういう形が一番いいかということを考えての最良でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 公園を復旧するということが前提で、治水対策を考えていらっしゃる認識したらいいんですね。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 市の範囲としましては、中川原公園をどう復旧していくかと

考えております。治水につきましては、また、国のほうが、先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、球磨川水系河川整備計画の中で進めていかれると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私が中川原公園を、完全撤去したほうが私はいいと今思っておりますけれども、これも確かな実験とかそういうもので、完全に効果があると証明されたものではありません。けれども、なぜこんなことを言うかという、皆さん方も、執行部の皆さん方も新聞等で報道されていることは知っていらっしゃると思いますが、あの豪雨災害の後、土木学会が調査に来て、橋があって公園があると、このことで中川原公園の橋の上流では2メートル水位が上がるんだ、危ないという指摘をされたんですね。公園を削って、水位がどれぐらい下がるかっていうのももちろん重要ですが、その前に、あれがあったら2メートル上がるって言われたんです。2メートル上がると言われてるものを、なぜそのままに、まずあるということが前提になるんですか。

公園があったら、あの状態だったら2メートル水位が上がると上流です。そう指摘されていることは無視をされているということなんですか。私は、中川原公園は私にとっても心のふるさとです。最初、これを聞いたとき、中川原公園、やっぱりあったほうがいいよねって思いました。けれども、この異常気象です。どれだけ雨が降るか分からない。しかも、あの公園が、あることで水位が上がって、水害がひどくなるということ、土木学会の人が指摘をした。そうしたら、仕方がないじゃないですか。市民の命あっての公園だ。と、私は思います。けれど、市民の方々は、いやそれでも中川原公園残してほしいっておっしゃるかもしれません。だったら、完全撤去をした場合はどれだけの効果があるのかないのか、はっきり実験もして、確認した上で判断をされた方がいいのではないかと。市民にとっても、後で「あれがあったけんあふれたもんな。」って言われたら困ると思うんですね。やっぱり正確な情報を提供してもらってこそ市民はより正確な選択ができるのではないかと。それを最初から、「公園のためにはこれが最良だ。」、それは完全撤去したら公園はなくなるから、それはそうでしょ。でも、完全撤去をして、どれだけ洪水が防げるのかということ、を明らかにして、いや、ひょっとしたらあんまり防げないということになるかもしれません。それでも、それだけの価値があるんじゃないかと思うんです。なぜなら、大柿地区・中神地区の遊水地で、大柿地区で言えば8メートルも掘って、遊水地を造ろうとしてるでしょ。それで何十センチメートルしか下がらないって。もう10センチメートル20センチメートルの世界ですよ。そしたら、中川原公園を撤去することで、もっと水位が下げられるんだしたら、ましてやあふれることが、可能性が低くなるんだしたら、まずそのために力を尽くすべきではないかって思うんですけれども、いかがでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 先ほども申し上げましたけれども、球磨川の河川管理者でございますが、国土交通省のほうが、複数の削減案から2メートルの地盤を掘り下げる場合でも、必要な治水効果はあるということを確認していただいているということでございますので、私どもといたしましては、その2メートルの削減案で、掘削案を進めていくというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 本当にそれでいいんでしょうか。川の管理者は国かもしれません。だけど、だからと言ってこの自治体の責任を持つ市長をはじめとして執行部の皆さん方が、国がいつて言うんだからいつて、そういうんだったらせめて、国に対して全部撤去した場合の実験もしてくれと、私は言ってほしいと思うんです。だって、住み続けるのは私たちじゃないですか。いかがですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 何度も繰り返しになりますけれども、こちらの2メートル掘り下げる案で十分な効果があるということで、私たちは進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 改めて伺います。中川原公園撤去をする案は、1案から4案まで、国土交通省から示されていると思います。それぞれ、1案だったら何センチメートル、2案だったら何センチメートル、というのをお答えいただけませんか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

第1案、元々の何もしなかった場合ということをしてゼロとした場合で、お答えをさせていただきます。第2案、これちょっとスリム化した場合ということで、施設を廃止し、樹木とかも伐採した場合ということでございますけれども、その場合は何もしなかった場合と比べて4センチメートルの水位低減効果、すいません、これは61.6キロメートル地点の左岸側でございます。第3案では先ほど申しましたとおり22センチメートルでございます。第4案、これは全てを削って元の河原にした場合でございます。ただ、大橋の橋脚がございますので、そちらを保護しておりますけれども、そうした場合に24センチメートルというところになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 3案は、今の状態ですよね。2メートル掘り下げる、盤を下げるって、地盤を下げるって、ということだと思っんですけど、2案は公園のいろんなものを撤去するというので4センチメートル下がってます。それから、2メートル下げた場合、18センチメートル下がってるんですよね。やっぱり盤を下げることで大きく下がってると思

います。その4案は、公園を廃止して、盤の高さは同じということで、2センチメートルしか下がっていません。ということは、盤を切り下げることでもっと効果が出るのではないかと私は思うんですけども、そのようなことを考えて、完全撤去の場合も実験をしてもらえないかということは求められないのでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 反問権を行使させていただきたいんですが。質問の確認をさせていただきたいので、反問権を行使させていただきたいんですが。

○議長（宮原将志君） ただいまの反問の要求については、これを認めます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） ただいまの御質問は、国土交通省にもう一度掘り下げた、4案以上に掘り下げた案を解析するよう、要求できないかという御質問でよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、河川管理者が判断することになるかと思っております。私どもの判断ではなく、河川管理者自ら必要であれば解析されるかと思っておりますので、私どもとしては、そういう要求はしないと考えております。今までの案で進めさせていただきたいと考えているところでございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 市長、私は今いろいろ皆さんに質問して答えていただきました。ダムが出来上るまでに10年以上かかると言われています。人吉市の市街地では、ほとんど効果的なものは何もされない。河道掘削はされてますけれども。それでも、それはダムあつてのものだっていうことをずっと答えていただきました。前回の議会では、私たちは人吉市だけのことを考えちゃいけないんだ、流域全体のことを考えてやるんだとおっしゃいました。私もそれはそうだと思います。ですから、私たちは、私どもの参議院議員を通じて、8月2日に国土交通省とオンラインで交渉することができました。で、そのときに国土交通省にも確認しました。堤防の強化や嵩上げ等々についての予算は全くないと、人吉市については。というふうに確認を取っています。でも、それはあまりにもひどいなと思いました。要求してもそうだったのか、そもそも要求してなかったのか。そこが知りたくて、今日は質問をさせていただきました。流域全体のことを考えるけれど、じゃ、人吉市街地のことは後回しでいいのかということはもちろん考えていらっしゃらないと思います。

市長は、あらゆることを、できることは全部やるとおっしゃってます。じゃあ、ぜひ可能性がある所、水位を下げる可能性がある所、もっと追求してもらい、そして、大柿地区・中神地区の遊水地などは、掘り込み型する必要があるのかと私は思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思うんです。

中川原公園の問題も、市長が自ら市民の皆さんに向かって、公園を維持したらこうなる、全部撤去したらどうなるということを、やっぱり根拠もなく言えないと思うんですよね。だから、最終的には、球磨川の河川管理者である国が決めるということですから、国がどうし

てもやらないと言ったら仕方がないと思います。仕方がないとは私は思いませんけど。悔しいですが、それはどうにもならないかもしれません。でも、その前に当事者の市が、やってほしいということを、ぜひ言ってもらよう、そういうことも考えてもらよう、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

恐らく、川上議員と我々の思いは一緒ではないかと思えます。流域全体の治水に関しましては、国・県及び流域の自治体とともに今おっしゃいましたように、何度も何度も議論を重ねながら、国からも治水対策案が何度も何度も示されながら、その中で決まっていたものと我々は認識をしております。また、人吉市地点におきましても、先ほど部長から、人吉市地点で取り組んでいる治水対策についてはお答えをさせていただいたところです。

中川原公園におきましても、やはり我々も調査研究等依頼し、そして今、瀬上部長からもお答えさせていただきましたように、数パターンのモデルをお示しいただいて、それを議会のほうにも何度も何度もお示しをいたしました中で、結果として2メートル盤下げの形でですね、住民等々の御意見もいただきながら決めてきたところでございます。この議場におきましても、そのような質問を、完全に撤去すべきではないかというような御質問をいただいたことも記憶をしておるところです。

今日を迎えるに当たって、また治水対策を進めるに当たりましては、今、川上議員がおっしゃったようなことを、我々も精一杯行ってきたつもりでございます。まだまだ取り組む事業ですね、流域全体で川だけではなく、流域全体でやはり治水安全度は高めていくべきものだと思っておりますので、引き続き、川のみに関わらず、できることは、田んぼダムとか治山とか、そういうこともございますので、引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今ならまだ間に合うと思って、私は必死で言っています。いろいろ考えて、いろいろ議論しておっしゃいますけど、その第4案まででなく第5案まで出して、検討してこの結果になったのだったら、私はそれはそれで受け止めざるを得ないと思いますが、そもそも全部出されていない、しかも中川原公園については、中途半端なことしかやらないのに、大柿地区の遊水地は8メートルも掘るって、どのくらい下がるかもよく説明してないのに掘ると、やってますよね。どれだけの人たちが、あそこで先祖代々田んぼを守られて農業されてきたか、それを全部手放さなきゃいけない、しかも農業はもうできない、あそこでは。そういう事態も一方では生まれているわけです。できることがまだあるのに、それには手を出さず、中途半端にし、このままいくんだと。中川原公園が原因で、氾濫することは本当にないのかと心から思います。

今、市長からいろいろお話しいただきましたけど、気持ちは一緒だとおっしゃいましたけど、気持ちは一緒かもしれないませんが、このままでは本当に市民の命と財産守れるのかという気がしております。

ぜひ、改めてですね、いろんな情報得てもらって、考え直していただけるように願って、この質問を終わります。

次に入ります。4番目の項目です。

子供を安心安全に産むことができるようにするためにということで、1項目起こしました。これは、先だって、議会の議員集めて、九州南部の中部地区の研修会で、愛甲産婦人科の理事長先生のお話を聞き、人吉市の総合病院に産科がなくなって、一体どういう事態になっているのかというお話などを聞いて、本当に心配になりました。私が今、子供を産む世代だったら、どんな気持ちになるんだろうと想像しました。たとえ正常分娩で、結果としてあったとしても、妊婦の不安はとどまるどころを知りません。ましてや初めてのお産だったらそうです。やっぱり安全な所で、安心して出産をしたいと思うのは当然のことだと思うんです。それが、人吉・球磨圏域だけではなく、お隣にもそのお隣にも頼れる大きな病院がないということは大変なことだなと。そのために、何とかしてそういう体制をつくろうということで、医師会をはじめとして頑張っていらっしゃること、それから、議会としても頑張っていることなども知りました。そんなときに、新聞で見かけたのが、熊本労災病院、八代市にある熊本労災病院の産科が来年3月から廃止される予定だということを見ました。これでもか、これでもかという感じがしました。今は、人吉の医療センターに、産科は廃止されたけど、とにかく八代に運ばばなんとかかなるだろうということで、恐らくたくさんの方が労災病院のお世話になってるんじゃないかなと思っています。本当にこのまま熊本労災病院の産科がなくなったらどうなるんだろうかという思いで、質問をさせていただきます。

まず、人吉・球磨圏域の分娩数と分娩施設の、どういう所で分娩されているのか。お答えください。

○健康福祉部長（**渕上麻美君**） 皆様、こんにちは。お答えをさせていただきます。

人吉・球磨圏域における市内医療機関と市外医療機関での分娩割合につきまして、令和3年と令和4年分をお答えをさせていただきます。令和3年は、市内医療機関は81%、市外医療機関は19%となっており、令和4年は、市内医療機関は76%、市外医療機関は24%となっております。そのうち、人吉市のみの分娩割合につきましては、令和3年は市内医療機関70%、市外医療機関で30%、令和4年は市内医療機関で75%、市外医療機関で25%となっております。圏域全体の傾向としまして、市外医療機関における分娩割合が年々増加している傾向でございます。

次に、分娩施設の実態、分娩の場所につきましては、その多くは、市内2か所の産婦人科医院で分娩されており、市外の医療機関になりますと、八代市内や熊本市内の産婦人科や、

県外医療機関での分娩となっております。

以上、お答えいたします（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉市の熊本労災病院における分娩数について教えてください。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えします。

本市の熊本労災病院における分娩数につきましては、令和3年は1件、令和4年は10件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） リスクのある分娩の現状について、お答えいただきたいんですが、その現状を市としてどのように考えているのかも、併せてお答えください。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

分娩に関し、リスクのある分娩件数は、令和4年度の実績で13件でございます。令和4年2月に、人吉・球磨圏域の地域産科中核病院である人吉医療センターの産科医師が不在となり、分娩の受け入れが停止され、迅速な救急対応が必要とされる産科救急疾患や多胎妊娠等のハイリスク妊婦は八代市や熊本市等の他圏域の地域産科中核病院へ搬送せざるを得ない状況であります。もう一人子供が欲しいが、地元で安心して産むことができる産科がないため、妊娠を躊躇するといった声も聞かれるなど、人口減少の抑制対策としても産婦人科医師の確保は喫緊の課題でございます。本市としましては、人吉・球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師の確保による医療提供体制の充実を目的に、人吉・球磨圏域等の医師会、人吉保健所、人吉・球磨圏域及び隣接する宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市の各自治体を構成メンバーとして、南九州中部地域医療連携協議会を令和4年度に設立しており、産科医師確保に向けた取組を進めているところでございます。

さらに今般、先ほどから議員おっしゃいましたように、熊本労災病院の産科休止による人吉・球磨圏域への影響につきましても危惧されるところでございます。

今後、八代圏域と一体的に、かつ熊本県ともしっかり連携を図りながら、切れ目のない産科医療提供体制の維持・存続に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉医療センターに産科医師を配置してほしいということで、この間ずっといろんな所に働きかけていらっしゃったところに、今度は熊本労災病院の産科を何とか維持してほしいということも大きな要望の一つとなったと思っています。

そこで、市長、なかなか難しい課題だとは思いますが、産科がない地域は疲弊していくとも言われています。何とかしてこの周産期医療体制の拠点病院、この県南に、また人吉に、

ぜひ造っておかなければならないんじゃないかなと思いますが、これから、こういう事態を市長としてはどのように御覧になっているのか、これからどのようなことをしていこうと思っ
ていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

産科医師不足の状況は、住み慣れた地域への出産・育児を妨げるものであり、妊産婦や新生児の安心安全対策や、少子化対策の上でも喫緊の課題であると捉えております。

このようなことから、南九州中部地域医療連携協議会において、令和5年3月に、熊本・宮崎・鹿児島3県の医師会や、各大学病院、各県の医療政策担当部局等に要望書を提出し、現状説明や要望活動を実施したところでございます。

加えて今年度は、同協議会において、熊本大学病院産科・婦人科学教室に対し、産科医師確保のための寄附を行うこととしております。1日も早くこのような状況を解消し、この地域で安心して出産・子育てができるよう、今後も関係自治体や関係機関と連携し、引き続き産科医師確保のための要望活動等を展開するとともに、産科医療提供体制の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番。川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ぜひ、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、質問を行ってまいりたいと思います。

質問の項目といたしまして、1点目に人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）です。これは建設予定地の問題についてです。2点目、宅地の地盤沈下問題です。馬氷川左岸の宅地についてです。なお、災害公営住宅については、住民説明会の中でもいろいろ答弁されたことも多いかと思いますが、議会としてもきっちり押さえておくべきだという思いから質問する面もありますので、答弁のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

では、1点目の、災害公営住宅のほう入ってまいります。公営住宅法の第5条第1項は、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基

準に従い、行わなければならない。」としています。この法律によって、人吉市が平成25年4月1日より施行している人吉市営住宅等の整備基準を定める条例の第7条は、「災害の発生のおそれが多い土地をできる限り避け、選定されたものでなければならない。」となっています。ところが、人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）における事業者選定によって、人吉市が選定した事業者が提案している、大工町と九日町の土地は、3年前の豪雨で1.5メートル浸水しており、また、L2の洪水浸水想定区域内にあります。まさに水害の発生のおそれが多い土地です。この土地に災害公営住宅を建てることを選定したことは、条例第7条に違反するのではないかと、いうことをまず、お伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

今、議員のほうから人吉市営住宅等の整備基準を定める条例第7条について読み上げていただきましたけども、私のほうから全文読み上げさせていただきます。第7条につきましては、「市営住宅等の敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により、居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。」とされており、また、その下の条文ですけども、第8条の第1項において、「敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない」と記されているところでございます。

第7条につきましては、「できる限り避けなさい」というところ、それから、第8条については、その土地が危険な土地であった場合にはということで、「安全上の措置をいなさい」と書いてあるところでございます。

今回の敷地につきましては、想定浸水地域内ではございますけども、ピロティ等の浸水対策を講じておりまして、日常生活の利便性に配慮された立地で、建設計画は行っておりまして、条例違反とは考えていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） まず第8条があるからですね、それでピロティを設けてるんだから、それでいいというような答弁なんですけど、今回の選定地は、洪水浸水想定区域の5から10メートル浸水する可能性があるとなっています。また、人吉市が戸別訪問のときに配った資料でも、L2における最大浸水域は5.17メートルとなっており、これは2階の床も2メートルほど浸水すると思われる深さです。1階をピロティにしても、2階では水害を受ける可能性があるのではないかと、いうことをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これまで住民説明会など、様々な所で御説明をしまいましたが、大工町・九日

町におきましては、最大浸水深L2規模の水害が発生した場合、2階部分まで浸水被害を受ける恐れがあると認識をしております。そのような水害が発生した場合は、垂直避難をしていただくことを考えております。

今後、緑の流域治水の事業が進んでいくことで、最大浸水深は低くなっていくことが見込まれますし、一時避難所としての利用を想定しております集会所につきましては、3階に設けるなどの対策を講じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 緑の流域治水等が入りますように、ダムとか入った先々はですけど、先ほど質問の中にもありましたけど、ダムといっても10年はかかりますし、あるいはダムがあっても、その洪水にぴったし合えば効果があることもあるんでしょうけど、非常にそれにちょうど合ったような洪水じゃない場合は、あんまり役に立たないと、ダムも。そんなことも考えるわけです。

現在、全国でも多くのダムの直下で水害が起こっているような状況もあります。また、内水害などの問題ですね。水害を起こしてる問題もありますので、それを期待するのはいかなものかと思うところで、一番いいのはやっぱり、水害のないような場所に建てることです。そうすると、条例とも合致してると思います。先ほど質問した今回の選定地は、水害を受ける可能性がある土地です。今回の事業者募集にはほかに2社が名乗りを上げています。この2社が提案した土地は、3年前の水害で浸水していない土地ではないでしょうか。そうであれば、ほかの2社のほうが条例を守った提案になります。ほかの2社が提案した土地はどこなのか、お伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 場所については、公開はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 前からそう言われましたけど、しかし、この条例を守っているのかという問題に関してですね、場所がまだ説明できない。それは非常に私は問題だと思うんですよ。しかし、少なくとも、他の2社の提案が、水害が想定される土地なのか。その点については答弁するべきだと思いますので、その点いかがかお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これは、人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）の審査報告書にも記載されておりますけども、こちらのほうは、2社につきましては、浸水が想定されない安全な地域を敷地としているということが記載されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） それだったらですね、そちらに建てるほうが、条例をちゃんと満たしたような場所なんですよ。そこに建てるべきじゃないかと言ったところですね、事業者選定委員会の結果だと言うと思うんですけど、しかしですね、選定委員会の評価を見てみると、事業者選定委員会の評価の視点には、浸水の想定に関する評価が入ってないわけです。なぜその評価の視点に、浸水の想定に関する評価がないのか、お伺いします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時31分 休憩

午後 2 時39分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お時間をいただき、申し訳ございませんでした。では、お答えをさせていただきます。

昨日の大塚議員の質問への答弁と同じになりますけども、お許してください。事業用地につきましては、事業者募集要項の中で事業用地の基本条件として、都市計画区域内、洪水浸水想定区域内である場合には、災害に対する配慮を協議の上提案すること、公共下水道区域内、建設基準法の道路に6メートル以上接すること、地権者は市との売買契約に合意していることを条件として掲げております。

これらを踏まえ、提案される土地が区域内のどこに位置するのか、また土地の形状、周辺の環境等に合わせて建設計画がなされるということになりますので、土地の位置、形状、環境等によって、評価項目にある団地全体の配置計画などに関する配慮、住戸の住まい方など、高齢者を含む多様な世代の入居に関する配慮等、入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮、景観や周辺環境との調和について、などに影響が出てくるものと考えられます。つまり、提案があった土地に応じて建設計画がなされ、先ほど申し上げましたそれぞれの評価項目において、提案の特徴、評価の差が生まれてくることから、土地の選定に対しての評価項目はないというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） そういうふうな理由はおっしゃいましたけど、やっぱり条例にあるような話ですので、やっぱり水害に遭わないような土地が大きな問題だと思うんです。やっぱりそこはですね。そういう面では、それが入っていないのはやっぱり納得いかない。本当に条例を守る気があるのかと言わざるを得ないと、そこだけは申しておきたいと思います。

次にですね、第9条に関わって質問してまいりたいと思います。人吉市営住宅等の整備基準を定める条例の第9条は、日照や通風に関して周辺地域の良好な居住環境を確保するように言っています。事業者募集要項のどこで周辺地域の日照や通風に関して明記してあるのか、

お伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

令和5年1月に策定いたしました人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）事業者募集要領において、「災害公営住宅に求める性能水準については、人吉市災害公営住宅等設計標準（以下、設計標準と申しますが）による」と記載をしております。この設計標準は、事業者選定要領の策定に先立ち、令和4年1月に策定いたしました。災害公営住宅等の設計を行うに当たり、必要な事項を定めたものでございます。設計標準の第2章2の1において、「住宅の良好な日照、通風、採光、入居者のプライバシー、入居者の利便性、有効なオープンスペース、及び屋外の良好な環境等が確保されるよう計画するとともに、多様な世帯の入居や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい計画とする。」と明記しております。

また、設計標準の第1章1の4、適用基準において、「公営住宅法及び同法に基づく政令、省令、告示及び条例を適用して設計する。」と記載をしており、人吉市営住宅等の整備基準を定める条例を適用して設計すると読み取ることになります

本計画につきましては、設計標準及び人吉市営住宅等の整備基準を定める条例に基づき、日照については南北軸に建物を配置することで、周辺への日陰の面積を極力抑えるように計画されております。東向き住居計画で、居室へ自然光が差し込む計画となっております。通風につきましては、敷地境界ギリギリに建物を配置することなく、適切な距離、空間を設けることで、周辺の居住環境を考慮した配置計画としております。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今ですね、設計標準ですね。見てみましたが、三十何ページあるうちの1か所に、特に問題になっているのは、周辺のことに対して配慮すべきということなんですけど、ちょこっとこの中に1行ですね、あと周辺状況を考慮してと入ってるんですけど、それぐらいしかありませんね。今、部長が言った特にですね、住居の内部のことを言われたような気がしたんですけど。ほとんどはその住居そのもの、住まれることに配慮したような造りになってるんですよ。特にいろいろ考慮したと言われてはいるんですが、実際は周りの方々から非常にですね、環境に対して不安の声も上がっているのが実際の状況ですので、本当にこの第9条に関しても、条例を守っていかうと、条例に従っていかうとしているのかというのが非常に疑問に思われているところは申しておきたいと思えます。

次にですね、土地の価格の問題について質問をしてみたいと思います。

第3回近隣住民説明会の資料を見てみると、実際の買取価格は提案があった土地の面積の合計に鑑定士が土地の鑑定額を掛けて、算出するようになっているが、想定価格は幾らかお伺いします。

- 復興建設部長（瀬上雅暁君） すいません、反問権をお願いいたします。
- 議長（宮原将志君） ただいまの反問の要求については、これを認めます。
- 復興建設部長（瀬上雅暁君） 申し訳ございません。想定価格とは、どのような意味でございましょうか。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
- 議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。
- 13番（本村令斗君） そういうふうに、説明会資料に出てますので、土地の面積の合計に鑑定士が土地の鑑定額を掛けて算出するようになってるわけですから、ここを幾らぐらいでそれを基づけばなると計算しているのですかということです。
- 復興建設部長（瀬上雅暁君） 土地の価格につきましては、この全員協議会のほうでも説明申し上げましたが、7,100万円程度ということで説明を申し上げているところでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
- 議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。
- 13番（本村令斗君） そういうことは分かりました。ただ、やっぱりですね、土地の価格は地価公示法に従って公示価格で購入しなければならないはずで。周辺土地の人吉市九日町114番の2の公示価格は、令和4年7月時点で2万4,800円となっております。これに2つの土地の合計2,148.02平米を掛け合わせて、さらに消費税分を加算すると5,861万2,989円となりますが、その程度に地価公示法から考えると、なると考えられますが、そうではないんですか。
- 復興建設部長（瀬上雅暁君） 土地の適正価格につきましては、不動産鑑定士が鑑定しました価格に面積を掛けまして算出しているところでございます。
- 以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
- 議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。
- 13番（本村令斗君） この土地、地価公示法ですね、これは要するに、一番は土地を売買する人がそれに合わせなければならないと、そうなるように、で売買されるようにしていかなければならないという、一番責務は売買者にありますので、鑑定士のこと言われますけど、人吉市もやっぱりこれを基に考えなければならないんじゃないかと私は思うと。そこはもういいですので、そう思うと、私は、それは述べておきたいと思います。そう計算されるべきなんだと思います。

全部ずっと質問をしていくと、いろいろ条例ですね、条例、それといろんな法令、法律ですね、いろんなものを人吉市が最初から守ろうとしてるのかなと非常に疑問になるんですよ。後から後からいろんな議会とか、住民が出してきた説明が後追いになってるんですよ。そういった面では、最初から本当に条例や法律を守るようなやつだったら、きちっとした最初から納得のいくような説明ができるんだと私は思うし、そうやってない以上は、果たしてそれを最初から守るように計画がなされていったのかとちょっと疑問に思うところです。公務員はですね、条例と法律に従って事業を進めるべきであって、非常にそこに疑問が持たれ

る、この災害公営住宅、九日町と大工町に計画されたやつは、やはりそういった面では、市民の理解を得られないであろうし、ここは一度止まって白紙撤回をして見直すべきだと思うということを再度申しておきたいと思います。

では、次の質問に入ってまいりたいと思います。

宅地の地盤沈下についてです。馬氷川左岸の宅地の地盤沈下は大変深刻な状況にあると思います。そこにお住まいの3軒の方に話を伺うと、「地盤がどんどん下がっている。3年前の水害で浸水したので床を張り替えたら、4センチメートル沈んでいることが分かった。西側が沈んでいくので、家の壁にひびが入っている、トイレのドアが最後まで閉まらない、ビー玉はおろか、円筒状のペットボトルも転がっていく。風呂場のドアが閉めても開いてしまう。」などです。そこで、この宅地にお住まいの方々は、2019年10月に連名で蒲島知事宛に宅地の擁壁の崩壊防止のために、馬氷川の護岸整備を求める要望書を提出されました。その後、2020年の5月あたりに熊本県は、これまで護岸下部の補強を行っており、これは今でも確認することができます。また、私の記憶では、地下の水流調査が行われており、水の流れを示した地図を見たような覚えがあります。まだ宅地に住まれている方は、3年前の水害後に、熊本県が馬氷川の護岸の測量を行っていたようだとおっしゃられます。これまで、どのような取組がなされたのかお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。その前に、先ほど本村議員が言われた地価公示法につきましての疑問があられるということでしたので、ここでお答えをさせていただきます。

第8条にありましてですね、不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則というのがございます。第8条、「不動産鑑定士は、公示区域内の土地について鑑定評価を行う場合において、当該土地の正常な価格を求めるときは、第6条の規定により、公示された標準地の価格（以下、公示価格という）を規準としなければならない。」としてありますので、きちんこの公示価格は規準とされて評価を鑑定されているものと思っているところでございます。

では、お答えをいたします。

馬氷川の管理者である熊本県に伺いました内容を基に、御答弁をさせていただきます。馬氷川左岸宅地における地盤沈下の問題につきましては、令和元年9月議会の本村議員の一般質問においても御答弁をさせていただいたところでございますが、その後の熊本県の取組について、答弁をさせていただきます。

令和2年3月、熊本県河川課により馬氷川下流域、今回の対象区域における河川測量並びに現地詳細調査を実施しております。その際の馬氷川の護岸において脆弱な箇所が見受けられたため、令和2年6月に対策工事を実施し、護岸の補強工事が完了しております。

馬氷川につきましては、そのほかに異常等が見られず、河川管理者としての対応は完了しているものと判断しているということでした。

一方、当該宅地は、盛土造成により宅地化された経緯があるということから、熊本県建築課にも本件につきまして、相談をさせていただいておりました。建築課からは、事案の内容を踏まえ、馬氷川の対策メニューとして、宅地耐震化推進事業の一つであります大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の御提案を受けたところでございます。この事業は、大地震等における大規模盛土造成地の滑動や崩落による宅地地盤の被害を防止するため、その対策に要する費用について、国から4分の1から2分の1の範囲で補助が受けられる事業でございます。採択要件等もクリアできる見込みもあったことから、本市としましても本事業を活用することで対策を講じることとして準備を進めておりました。しかしながら、その後すぐに馬氷川下流域も令和2年7月豪雨災害を受け、馬氷川左岸宅地につきましても浸水し、家屋が解体され、更地となる宅地が散見されております。したがって、事業の採択要件にある対象区域内の家屋10戸以上という要件を再確認のためにも、当該地区にお住まいの方に再建に関する意向調査を実施したところ、現地再建の意向がある世帯が7世帯、7軒という結果であり、本事業の採択要件を満たさない結果ということになり、再度、熊本県建築課と協議をした結果、令和3年5月、宅地耐震化推進事業については断念したという次第でございます。

その後、他の対策メニューについても検討いたしましたが、令和2年7月豪雨災害の際、熊本県で創設された球磨川流域復興基金の被災宅地復旧支援事業というメニューが活用できるということでございましたので、現在は熊本県と情報共有を図りながら、対象権利者への事業概要の説明と活用の検討を促しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今の答弁で、これまで取り組んでこられたこと、また市がどう動いたのかも分かってきましたけど、今、とにかく動きが止まっているように思われるんですけど、現在はどのような状況にあるのか、お伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

先ほどの答弁のとおりでございますけれども、馬氷川の護岸工事完了後は、河川管理者としての対策を完了しておりまして、その後の現地等での動きは特にはないというところでございます。

一方、盛土による宅地造成という観点から、その対策等について、熊本県の協議は継続しております。令和2年7月豪雨災害という想定外の事態に直面し、状況が一変したということもあり、当初の予定を大きく変更せざるを得ないという事態には陥りましたが、状況が変化する都度、熊本県と協議を重ね、その時点における最善の対策を共に検討させていただいているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 協議はされているということで、それは非常にいいことだと思います。

しかしですね、地盤沈下は今も続いていて、先ほどの方々はこう、まだ話されました。

「3年前の水害後にリフォームしたのに、襖が下の方で約2センチメートル開いてしまう。水害後リフォームしたのに、戸の開け閉めが困難なものがある。進み具合が早くなっているのではないかと思う。」と言われました。早急に対策を行う必要があると思います。熊本県と協力して、地盤沈下に対して、最後まで対策を行うべきではないかということをお伺いします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

本市といたしましても、本件につきましては、課題解決に向けた対策を講じるべく、河川管理者である熊本県へのアプローチや、事業支援メニューの模索など、様々に働きかけや検討を行ってまいりました。しかしながら、先ほど答弁をいたしました、河川管理者へこれ以上対策を求めることは難しいと判断をしております。

しかしながら、宅地の支援事業といたしまして、球磨川流域復興基金の被災宅地復旧支援事業については、要件を満たしておりますので、対象権利者への活用の検討を促しているところでございます。

本事業の内容でございますが、令和2年7月豪雨からの生活再建を図る被災者に対し、被災した宅地の復旧に要する経費を支援するものでございまして、のり面、擁壁、地盤等の復旧工事に要する費用が対象となるということでございます。

対象事業費から50万円を控除した額に、3分の2を乗じた額が補助金額となります。また、対象事業の上限が、1,000万円となっておりますので、最大633万円の補助が受けられるものでございます。

今後、土地をお持ちの方々は、所有地の活用や生活再建へ向け、様々に御検討されることと思いますので、本市といたしましても、所有者の御意向を尊重し、寄り添った対応に心掛けてまいりたいと考えております。

そして、今後も、国・県・市と連携を図りながら、できる支援をさせていただき所存でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） できる支援をとということで、ぜひお願いしたいんですけど、先ほどありました事業ですね。それは地元の方々が判断されることだと思いますけど、それでどうなるか、条件もいろいろ厳しいところも感じてますけど、それはもうありますけど、とにかく今回は、今の状況、これまでの状況が分かったところですから、今後それをまとめて、また市にお願いしたり、県にもお願いしたりすること、地元の方々と一緒に取り組みたいなと思ってるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時01分 散会

令和5年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月14日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和5年9月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第66号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第67号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議第68号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第69号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第70号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第71号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第72号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第73号 令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第74号 令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議第75号 人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第76号 人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第77号 人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第78号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第79号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第80号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第81号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第82号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第83号 人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて
- 日程第19 議第84号 土地の処分について
- 日程第20 一般質問
1. 田 中 哲 君
 2. 平 田 清 吉 君
 3. 松 村 太 君
- 日程第21 議第85号 財産の取得についての議決内容の一部変更について
- 日程第22 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡	隼人	君
副 市 長	迫田	浩二	君
教 育 長	志波	典明	君
総 務 部 長	永田	勝巳	君
復興政策部長	浦本	雄介	君
復興政策部政策統括監	井福	浩二	君
市 民 部 長	松尾	和弘	君
健康福祉部長	渕上	麻美	君
経 済 部 長	溝口	尚也	君
復興建設部長	瀬上	雅暁	君

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、那須総務課長は欠席されるとの届けがっております。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第85号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。今回は2項目を通告しております。

1項目めがJR九州肥薩線の復旧・運行の問題点、2項目めが市道改良について、通告しております。

では、1項目め、JR九州肥薩線の復旧・運行の課題であります。新聞報道等では、JR九州の試算では肥薩線の復旧費が約235億円と試算し、国と熊本県はその大部分を国の災害復旧事業に組み込むほか、自治体が線路や駅舎といった鉄道施設を保有する上下分離方式を採用することに言及し、JR九州の負担を約25億円まで圧縮する案を提案したとあります。しかし、JR九州は、2019年度収支決算が約9億円の赤字であったことや、復旧後も赤字が増えることを懸念し、復旧後の持続可能性を考え、慎重に検討する必要があるとしております。また、JR九州の古宮社長は、「復旧しても、誰も乗らなければ無駄遣いになる」と述べております。

一方、熊本県は、新聞報道等によりますと、沿線12自治体でつくるJR肥薩線再生協議会の中で、熊本県は地元自治体の復旧費の実質的な負担額を6億3,500万円、維持費を約1億2,000万円と見込み、人吉市が5割、八代市が3割、残りを10町村で負担すると町村の維持費負担は、1自治体当たり、年間140万円から590万円と負担割合を提示したとあります。

そこで、まず、熊本県が示した負担割合案による人吉市を含めた地元自治体に、実質的な復旧費・維持費はどのくらいになるのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

今年4月12日に、熊本県が関係12市町村に示しました復旧費と維持経費に関する件と存じ

ますが、この件に関しましては、非公表・非公開により協議を行ったところでございます。

協議後となる4月14日に、議員が述べられた内容が新聞報道されたわけでございますが、地元負担につきましては、国土交通省の新制度、これは社会資本整備総合交付金を活用するものでございますが、その活用や地方債等をフルに活用する場合などの仮定の条件を付した上で、あくまでもたたき台、イメージとして負担の規模感が示されたものであり、言うまでもなく地元自治体による合意が得られたものではございません。

このことを踏まえてお答えさせていただきますが、報道されたものは、まず、JR九州が復旧費として試算した約235億円のうち、国の事業間連携により約76億円まで負担が圧縮され、これをJR九州と国、地方が3分の1ずつ負担し、さらに地方分を県と地元自治体が半分ずつ出し合うなどして、最終的な市町村負担分を6億3,500万円と試算しております。

また、維持費につきましては、仮に維持費を約7億4,000万円とした場合、国の補助制度の活用等を勘案した上で、市町村負担が約1億1,970万円と算出されているところでございます。

費用負担、また割合等につきましては、協議中の段階であり、今後、熊本県及び地元自治体と協議を重ね、決めていくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 市民が一番知りたい、肥薩線の地元自治体の復旧・運行の維持費については、これは何回も何回も執行部に公開を要求いたしました。しかし、県の意向もあり、あくまでも非公開という答弁でございました。

しかし、新聞報道等によれば、県より復旧費・維持費の市町村負担割合も示されているようでございます。その負担割合は、最大受益地の人吉市が5割、八代市が3割、残りを10市町村で負担するようになっておるようでございます。報道された内容で私なりの試算をしてみますと、人吉市の復旧費の負担額は、なんと6億3,500万円の5割で3億1,750万円、維持費が1億2,000万円の5割で6,000万円が人吉市の負担額になろうかと思えます。これは、あくまでも報道された金額と数字で、私個人の試算ではありますが、今後この負担額が公開されても、余り開きのない金額ではなかろうかなと私は思っております。人吉市も、JR肥薩線の復旧・運行には多額の金額を負担しなければいけないという覚悟と、実質的な復旧費と維持費が決定しましたら、その内容をよく説明し、市民が納得できる説明をお願いしておきます。

次に、JR肥薩線再生協議会の構成メンバーの相良村の吉松村長は、今年6月議会の一般質問の答弁で、復旧費の負担は受け入れるが、肥薩線は非沿線であり、毎年の維持費の負担は困難と表明したとあります。JR肥薩線の毎年の復旧後の維持費の負担は困難という表明、これは沿線自治体の結束と利用拡大が一番の課題であろうかと思えますが、今後、相良村のように総論賛成・各論反対の意見が出てくるのではないかと危惧しております。

そこで、まず、J R肥薩線再生協議会では復旧と復旧後の運営または上下分離方式について、どのような意見が出ているのか、意思の統一はできているのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

第4回J R肥薩線再生協議会で、鉄道復旧に係る費用負担等について議論されたところでございますが、その中の意見としましては、沿線・非沿線の区別は必要、国や県によるさらなる支援を求める、自治体によって様々な考え方もあるが、人吉球磨が一枚岩になって連携する必要がある、といった御意見があったところでございます。

なお、上下分離方式につきましては、鉄道での復旧における1つの手段という認識を、関係自治体間において共有しているところでございます。

再生協議会の設立目的は、肥薩線復旧に関する事項等につきまして、熊本県及び地元市町村の連携を強化し、復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共交通の確保に向けた今後の活用促進策等について協議を行うことであり、地元自治体共通認識のもと、様々な議論を重ねながら、目標達成に向け連携して取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 今後、相良村のような意思表示が、ドミノ理論的に出てくる可能性があるのかなと私は思っております。

そこで、再生協議会の会長である松岡市長に、熊本県と連携も考え、熊本県はどのように相良村に対処しているのか、また、最大の受益者である人吉市の松岡市長は、どのように対処していかれるのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

田嶋熊本県副知事を会長として設立されましたJ R肥薩線再生協議会の、これまで4回にわたる協議におきましては、それぞれの自治体の事情がある中、様々な御意見が交わされたところでございますが、鉄道での肥薩線復旧を前提とする方向性のもとで議論が進められているところであり、田嶋会長には、これからも再生協議会のかじ取り、調整役を担っていただくものと存じます。

今後も、肥薩線の復旧また復旧後の持続可能な運行維持については、様々な御意見が交わされていくことになるとは思われますが、私自身、再生協議会の副会長として様々な御意見をしっかりと受け止め、また、被災区間の中で肥薩線利用者数が最も多い最大の受益地の首長として、鉄道での肥薩線復旧なくして人吉球磨地域の活性化は成し得ないという強い覚悟を持ち、地元自治体が一枚岩となるよう本市の責務を果たしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 吉松相良村長の議会での答弁、すなわち毎年の維持費の負担は困難という表明に対しては、しっかりと受け止めていくという松岡市長の答弁でした。吉松村長の表明が本当にドミノ理論的に広がらないように、人吉市の責任を最大限その責務を果たしてもらいたいと思っております。

では、次に、田嶋徹熊本県副知事は、鉄道の復旧は地域の存続に不可欠だと、鉄道だからこそ期待できる経済効果を訴えていくと、新たな観光列車の導入をするといった利活用案を提示したと報道にあります。再生協議会が秋頃までに示すとした利活用案について、いつ頃までに、どのような利活用案が提案されるのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

鉄道復旧に向けた地元の目指す姿と肥薩線の利活用に係る方針につきましては、まずはJR肥薩線再生協議会ワーキンググループにおいて策定を進めておりまして、これまで9回の議論を重ね、現在、方針の取りまとめに関する最終調整を行っているところでございます。

JR九州から示されております6つの課題に対しまして、それぞれを整理する形で具体的な施策や責任主体、先行事例などをまとめる内容となっております。方針の最終調整が済み次第、遅くとも年度内には、再生協議会での協議を経た後、国・県、JR九州で構成されますJR肥薩線検討会議にお示しできるのではないかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁の中で新しく出た言葉、JR九州から示された6つの課題とは何かということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

6つの課題でございますが、昨年12月6日に開催されました第3回のJR肥薩線検討会議におきまして示されたものでございます。

1つ目が、将来における地域の全体像、2つ目として、地域全体の交通の在り方、3番目、鉄道の位置づけ及び利活用策の検討、4つ目、鉄道がもたらす広域的な便益を定量的に検証、5つ目、鉄道のもたらす便益、4番目の便益と鉄道運行及び利活用策等の総費用とを比較、最期の6つ目でございますが、利活用策の責任主体等の整理、以上の6つが肥薩線について検討すべき課題としてJR九州から示されたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、JR九州の古宮社長は、肥薩線は利用者が減少し、ほかのローカル線と比べても通勤・通学の日常使いが少ない観光路線だとし、ローカル線の役割も変わってきているが、まちづくりと合わせて鉄道として復旧する役目は何か、地元と協議すべきと発言されております。この古宮社長の発言にどのように応えていかれるのかということ

お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

肥薩線には、これまで数多くの観光列車を導入いただいていたこともあり、肥薩線が観光の目的、あるいは移動手段としての利用が多かった反面、日常的な利用については少ない現状でございました。

現在策定中の鉄道復旧に向けた地元の目指す姿と肥薩線の利活用に係る方針におきましても、観光を主軸においた利活用策だけではなく、通勤・通学など日常生活における移動手段の1つとして利用していただけるような施策を具体的に示すこととしております。

JR九州が示しました6つの検討課題は、肥薩線を復旧させた場合、経営的側面から持続的な運行を担保することができるのかを問われていると思われ、地元が掲げます利活用策をいかに地元自治体で連携して取り組み、着実に実行するかが重要であるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 令和2年の豪雨から、早3年を迎えましたが、肥薩線の復旧と復興の運行に対して、蒲島熊本県知事は、4期目の任期中に肥薩線復旧の道筋をつけたいと言われてきましたが、そのタイムリミットは来年4月であります。長引けば長引くほど、沿線住民の関心も薄れてくる、諦めの感情も出てくるのではないかと心配しております。

そこで、人吉市として、どのように熊本県と連携を持っていかれるのか、また、最大受益地の「市長」としてどのようにイニシアチブを取っていかれるのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

最大受益地である本市としましては、再生協議会におきまして、地域全体の復旧・復興、そして将来にわたる地域活性化にはJR肥薩線の鉄道での復旧が必要不可欠であるとお伝えしておりまして、最大受益地として応分の費用負担についても覚悟がある旨を、市長より表明させていただいております。

鉄道による肥薩線復旧に関しましては、様々に御意見がある中ではございますが、最大受益地である本市が強い意志を継続して表すことが、地域の連携につながると認識しておりますし、引き続き熊本県と連携を密にし、最大受益地としての役目を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 質問に入る前に、先ほど「市長」と申しましたが、「人吉市」に訂正方よろしく願います。

では、次に、利用者が減少で経営が厳しいローカル鉄道の再編を、国と沿線自治体、鉄道

事業者で話し合う仕組み、いわゆるローカル鉄道の再構築協議会が、国の主体的関与で再編を促すため、10月1日に、改正地域公共交通活性化再生法に盛り込まれたということでございます。

そこで、まず、ローカル鉄道の再構築協議会の内容と目的、それに、どういう路線が対象路線となるのかについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

議員が述べられたとおり、10月から一部施行されます改正地域公共交通活性化再生法には、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充が盛り込まれたところでございます。これは、自治体または鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聞いて国土交通大臣が組織する再構築協議会を創設し、協議会の開催、調査、実証事業等に対して国が支援するものでございまして、鉄道としての存続、代替手段の確保、そして廃止も含めたあらゆる鉄道路線の方向性について議論することとされております。

この再構築協議会の設置対象でございますが、当面は輸送密度が1,000人未満の区間を中心に、早急な改善が求められる区間を優先すると、運営方針に定められているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次に、JR肥薩線の輸送密度はどのくらいなのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

今月6日に、JR九州より公表されました2022年度JR九州線区別利用状況によりますと、肥薩線の吉松―隼人間が、1日当たりでございますが493人となっております。八代―吉松間は、御存じのとおり、現在不通となっておりますので、被災前の2019年度の数値で申し上げますと、八代―人吉間で414人、人吉―吉松間で106人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきました輸送密度からしますと、JR肥薩線も対象路線に該当するようでございますが、JR九州も民間事業者の立場から、JR肥薩線の復旧、そして復旧後の運行に対し、いろいろな面でハードルを上げ、存続するか、廃止するか、はたまた代替案でいくのか、その問題解決の一環として、再構築協議会設置を国に申し出てくるのではないかと思います。この再構築協議会がJR肥薩線の再生協議会に呼びかけられた場合にどう対応していくのかということで、最期に松岡市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

本市は、肥薩線の最大の受益として、また、沿線地域の豪雨災害からの復旧・復興、地域

活性化にはJR肥薩線の復旧が必要不可欠であるとして、甚大な被害を受けた直後から関係自治体と共に要望活動やアピール集会など、復旧に向けた取組を実施してまいりました。

現在、JR肥薩線再生協議会におきましては、鉄道復旧に向けた地元の目指す姿と、肥薩線の利活用に係る方針を策定し、今後、JR肥薩線検討会議に示すこととしております。両会議体とも、鉄道での復旧を前提とした議論の場であり、被災を受けて設置されたものでございますが、今議論されています内容は、ローカル鉄道が大量輸送機関としての特性が十分に発揮できていない状況が根底にあるところでございまして、今後の方向性次第では、制度にのっとなって、現在の枠組みが再構築協議会へ移行していく場合も考えられるところがございます。

このような状況でございますので、まずは、現在の枠組みの中で最大の受益地としての役割、責務を、JR肥薩線再生協議会の中で果たし、今、再構築協議会へ移行したとしても、肥薩線を存続させるために、その必要性を訴えてまいりたいと存じます。

開業以来100年の歴史を経て、最大の試練を迎えております肥薩線の鉄道での復旧は、相当の覚悟を持って本事業に取り組む必要がございます。長きにわたり地域住民の生活を支え、国内外の観光客を魅了する鉄道として、当地域の活性化に大きな役割を果たしてきた肥薩線の鉄道による復旧を成し遂げるため、地元自治体と共に一丸となって取り組んでまいります。

また、国、熊本県、地方自治体はもとより、観光関係などの関係団体、沿線住民の皆様をはじめ、全国の鉄道ファンの皆様のお力沿いもいただきながら、強い熱意を持って肥薩線の復旧に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、松岡市長の答弁で、JR肥薩線再生協議会がですね、今後、鉄道の廃止か存続か、また代替案を協議する再生協議会、移行していく場合もあるとの答弁でございました。しかし、その場合も、肥薩線を存続させるため、その必要性を強く訴えていくと、力強い松岡市長の答弁がございました。

JR肥薩線の存続のためには、応分の費用負担が求められること、そしてまた、JR九州の古宮社長は、先ほど申しましたように、肥薩線は利用者が減少し、ほかのローカル線と比べても通勤・通学の日常使いが非常に少ない観光路線だとし、ローカル線の役割も変わってきているが、まちづくりと合わせて鉄道として復旧する役目は何かと問いかけておられます。そのことを、市民の皆さんを含め、沿線住民の皆さん方が本当に覚悟を持って、真剣に考える時期が来ているのではないかと私はこのように思っております。

以上で、この項目を終了いたします。

次に、2項目めの、市道改良についてでございます。

1つ目が、市道瓦屋川村線の未改良部分についてでございます。場所は、願成寺町の食品

団地の前の部分でございます。この市道は、人吉市の中心市街地から相良村に最短で抜ける、主要な道路でございます。市道下林願成寺線と交差する、通称願成寺交差点から食品団地の約250メートル手前までは歩道も整備されておりますが、半分ぐらいですか、250メートルぐらいは歩道もなく、道路幅も狭く、そして隣接している食品団地から大型のトラック等の出入りも多いということでございます。また、この区間は道路勾配もきついというので、スピードも出やすく危険であるということでもございます。この区間の道路改良の要望が、付近の住民から出ております。

そこで、この区間の道路改良について、今までなぜ進んでこなかったのか、また道路改良の計画はあるのかということでお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

御質問の、市道瓦屋川村線でございますが、願成寺町の一二三ヶ迫団地付近から相良村との行政界までの区間、約270メートルが未改良区間となっております。

未改良区間の現状でございますが、歩道の整備はなされておらず、車道幅員5.2から6.2メートル、両側に路肩0.5メートルを加え、全幅が約7メートル程度の道路幅員となっております。本路線は、人吉市と球磨郡を結ぶバイパス道路でもあることから、大型車両を含む車両の通行量が多い上、議員御指摘のとおり、食品機械工業団地からの大型車両等の出入りも頻繁に見られる路線でございます。

また、歩行者や自転車の通行につきましては、歩道もなく、急勾配という現状から、改善の必要があることは本市も認識をしているところでございます。

本路線の道路計画につきましては、平成5年度に測量設計業務に着手し、用地取得、建物の移転補償等を経て、ローソンの交差点方面から工事に着手し、平成13年度に一二三ヶ迫団地付近まで竣工をしております。当時の設計段階におきましても、相良村との行政界まで道路改良計画を行う予定としていたところでございますが、未改良区間内にある民有地の中に複雑な相続や、所有者不明の土地、いわゆる取得困難地の存在により用地の取得が困難であったことから改良計画を断念せざるを得ず、現在に至っております。

用地の取得が難しく、公共事業の進捗に影響が生じるという事例は、本市のみならず多くの自治体で抱える課題の1つでございますが、近年、国においては、土地基本法や所有者不明土地法などの改正を行い、本件のような課題を抱える地方自治体に対し、行政運営がより円滑に推進できるよう取組を強化しているようでございますので、今後は、そのような国の制度の活用も視野に入れ、未改良区間について、改めて再評価を行ってまいりたいと考えております。

現在、道路河川課におきまして、復興事業として避難路整備を最優先に取組を進めております。本路線を含め、他の路線の道路改良事業につきましても、実施事業の優先順位を勘案

しながら事業の推進を図ってまいりますので、本格的な事業着手には少しお時間をいただくことにはなろうかと思っております。

道路改良への住民の皆様の強い御要望があるということも理解しておりますので、実現に向け、国・県にも助言をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、用地取得困難地により計画を断念せざるを得なかったという答弁でしたが、最近、国の所有者不明土地法改正も進んでいるようでございますので、当地の道路改良への実現に向け、早急に取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

次に、2点目が、市道戸越草津線でございます。場所は、下戸越町内牧地内の約150メートルの区間です。ここの区間は、県の急傾斜地の崩壊の特別警戒区域に指定されております。崖も、高いところで約20メートルぐらい切り立っております。度々、崖の崩落や木々の崩落もございます。また、交通止めが発生しております。そして、この道路区間は、小学校関係からは、通学路として適当でないというところから危険箇所として指定されております。もともとは通学路でございました。私の記憶も定かではございませんが、小学生らは20数年間、この場所を迂回して通学している状態でございます。数年前には、当該箇所の事前測量も終了したと聞いておりましたが、なかなか進みません。

そこで、どのような計画になっているのか。本当に地元の期待も大きいことから、執行部の答弁をお願いしたいとこのように思っております。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

市道戸越草津線の道路改良事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、令和元年度に測量設計業務、令和2年度に用地測量業務を順次行ってきたところでございます。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害により、復旧・復興に向けた事業を優先せざるを得なかったことや、豪雨災害により当該路線の改良予定区間自体も崩落し、災害復旧工事を余儀なくされるなど、当時の改良計画の進捗が図れない時期が続いておりました。

そのような中ではありますが、令和4年度より事業を再開し、立木等の補償調査を実施したところでございます。本年度におきましては、用地購入費、補償費等の予算について国へ要望しているものの、交付決定に至っておらず、事業に着手できない状況でございます。しかしながら、早期事業完了に向け、追加要望等を行い、予算確保に努めてまいります。

今年度に用地補償費等の予算が確保できましたら、用地取得に向けた交渉に入り、早ければ来年度には工事に着手したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、瀬上部長の答弁で、早ければ来年度には工事着手したいという答弁がございました。もともと通学路でもございますので、早期の着工をお願いしておきます。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の平田清吉でございます。しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は、市民の声からの1項目です。質問の要旨は2項目、一つは、人吉市復興まちづくり計画について、一つは、農地及び農業用施設の整備計画についてを通告しております。

では、通告に従いまして質問をしていきます。

第1項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第1回目、令和2年7月豪雨災害の発生から、既に3年を経過してしまいました。まだついの住みかが定まらないまま、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅、公営住宅に住まわれている方々が、いまだ多くおられます。いつになったら災害復興前の日常生活同様に生活を営むことができるようになるのでしょうか。

発災当初、市長は、人吉方式と言われるようなスピード感を持った復興まちづくりを推進していきたいと言っておられましたが、もう既に3年が経ってしまいました。なかなか、私が描いた人吉方式と言われるスピード感溢れる復興状況が見えてこないんですが、どういうスピード感なのでしょうか。

そこで、大柿地区及び中神地区の遊水地整備事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

中神遊水地につきましては、令和4年度までに用地調査を完了し、去る7月6日に地元説明会を開催いたしました。現在は個別の用地協議に入られていると、事業者である国から伺っております。

今後のスケジュールでございますが、工事の着工時期につきましては、用地協議の状況を見ながら、適切な時期を検討しているところと伺っております。また、市におきまして、中神遊水地が整備された後の利活用についても検討を進めており、既存遊水地の利活用状況を

参考に、ワークショップなどを通じまして住民の皆様の御意見もお伺いしながら計画立案を進めてまいります。

大柿遊水地につきましては、遊水地事業に対して御協力をいただいた方より順次、用地調査に着手されており、用地境界の立会いが済んだところもあると伺っております。

一方で、大柿地区につきましては、遊水地整備事業計画区域に引き続き、当該地区での生活再建、居住を希望されている方がおられるため、市としましては、地域の皆様に御協力いただけるよう、引き続き国と連携して、丁寧に対応してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 農家の立場から、将来を考えますと、遊水地整備事業の協力はなかなか決断ができない状況があります。そのために、より懇切丁寧な説明が必要なのではないでしょうか。

続きまして、第2回目、相良村での遊水地整備事業は、既に工事がスタートし、球磨村渡地区での遊水地整備事業は、本年度末には工事がスタートするとの情報が錯綜しておりますが、中神地区の遊水地整備事業においては、答弁がありましたように、昨年度、用地調査や地盤調査が完了し、現在は、まだ地権者との個別の用地協議が進められている段階と確認しております。

また、大柿地区の遊水地整備事業におきましては、やっとう地調査と地盤調査、並びに用地境界調査が進められている段階であり、大柿地区及び中神地区の遊水地整備事業におきましては、地権者との用地引き渡し協議に少なからず問題があり、まだまだ多くの協議時間が必要となるため、本市における遊水地整備事業の開始時期に遅れが生じるのではないかと考えられます。しかも、この遊水地整備事業では、遊水地整備事業区域内の宅地及び農地の管理は、用地の引き渡しが完了するまで地権者が管理しなければならないといわれています。農業者は1年を通して耕作計画を立て、農地を利活用するとともに、農地が荒れないように、また耕作放棄地にならないように農地の管理をしております。したがって、遊水地整備事業の進展に遅れが生じれば、来年度の営農に向けて、今年度から営農計画を立てる必要があります。特に経営所得安定対策に取り組んでいる農業者は、経営所得安定対策等作業日誌の作成と提出が必須となっているため、今後、どのように農地を管理、営農計画を進めてよいのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

遊水地整備事業につきましても、他の公共事業も同様でございますが、契約を締結され、用地の引き渡しが完了後、補償費の支払いとなるものと存じます。八代河川国道事務所に確認させていただいたところ、引き渡し前までは耕作が可能であるとのことでございます。し

たがいまして、用地協議や契約締結の手続を進められる際に、土地所有者と引き渡しについて時期を調整させていただくことになることとでございます。

来年度も引き続き耕作することが可能であれば、農家の皆様は、今年の11月下旬頃から、葉たばこ、水稻苗注文等の耕作準備に取りかかれることとなりますが、その際の契約内容次第ではございますけれども、仮に令和6年に契約を締結した場合でも、令和6年の作物の作付けや収穫までは、引き渡し時期の調整で可能になるものと存じます。収穫後に農地の引き渡しが完了しましたならば、工事着工までに期間があったとしても、収穫後の裏作の作付け、耕畜連携や令和7年の作付け・収穫といった農地の利用はできなくなるものでございます。

中神地区の計画区域の対象となられる農家の皆様におきましては、今後、国土交通省との用地交渉等の中で詳細な説明があるかと存じますが、市としましては、作物の作付け、収穫、耕畜連携がいつまで可能なのか、注文済の水稻の苗のキャンセルはいつまでにする必要があるのかといった情報につきましては、農業広報紙のみ等で周知を図ってまいりますとともに、対象農地が貸借契約であった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携をして、地権者と耕作者が合意の上で行う合意解約手続を進めていくほか、代替農地が必要な方には、できる限り御意向に沿った農地を探してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 農地の引き渡し時期が決定すれば悩むことはないのですが、国土交通省からの情報の伝達をよろしくお願いいたします。

続きまして、3回目、令和2年7月豪雨災害被災者の下原田地区への移転計画についてお尋ねいたします。現在、市が進めている大柿地区から下原田地区への移転支援策として、市が整備しようとしている下原田地区の宅地造成の進捗状況と、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

大柿地区から移転を希望されている方に向けた宅地整備につきましては、令和6年度中の引き渡しを目指して準備を進めており、現在は9区画の予定で、実施設計及び開発許可申請についての調整を行っているところでございます。宅地の提供方法としまして、分譲・賃貸のいずれも対応できるように検討を行っているところでございます。

現在進めております実施設計が完了しましたら、造成工事の予算を計上させていただき、お認めいただいた後、工事を発注するといった流れとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、4回目、建設型応急住宅の改修についてお尋ねいたしま

す。

現在、将来に残す建設型応急住宅の仮設団地内家屋の改修計画がありますが、その仮設団地を被災後の再建先として希望されている被災者から、早く改修された住宅に入居したい、建設型応急住宅内には既に再建先を求められ空居となっている住戸がみられる。よってすぐにそこを改修して入居することはできないのかという声を多く聞きます。住民の声のように早急な改修を行い、再建先としての入居ができないのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

改修を予定しております建設型応急住宅につきましては、現在設計業務を行っているところでございます。改修につきましては、令和6年4月に、財源の一部となります社会資本整備総合交付金の申請を行い、工事に着手する予定としております。

被災者の再建に向けた協議の中でも同様に、事業の前倒しができないか検討してまいりましたが、建築確認申請と開発行為許可申請や熊本県から建物等の譲渡手続などと社会資本整備総合交付金の要件上、年度当初の申請を得なければ事業に着手できないということがございますので、期間を要しているという状況でございます。引き続き、被災者の再建先となる住戸整備につきましては取り組んでまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、本市公園の整備計画及び維持管理計画についてお尋ねいたします。まずは、今更ながらではございますが本市には公園といわれる公共施設は何箇所あるのか。そして、この夏場だけではありませんが、春先から現在にかけて、公園内及び公園周辺には草が繁茂し、利用しづらい公園も垣間見られます。公園の維持管理計画はどのようになっているのか。そして、現在、令和2年7月豪雨災害以降、建設型応急住宅が建設され、公園事業が停止状態になっている公園もあります。建設型応急住宅の撤去時期はいつ頃になるのか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

都市計画課で所管する公園の維持管理につきましては、市内の造園業者やシルバー人材センターに委託し、年間を通して管理をいただいております。公園規模に応じて、草刈りを年4回から6回程度、またトイレがある公園につきましては清掃も合わせて行っております。

議員御指摘のとおり、今年は特に草の繁茂が著しいため、計画の範囲内で対応はしているところでございますが、市民の皆様から利用しづらいとの苦情をいただいております、大変心苦しく思っているというところでございます。今後、市民の皆様が利用しやすい公園になるよう、草刈りの回数を含めた業務内容の見直しを図り、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設型応急住宅についてですが、現在、村山公園に2団地、人吉城跡公園に1団地、

石野公園に1団地の計4団地がございます。このうち、村山公園の村山あやめ広場仮設団地につきましては、熊本県から木造仮設住宅の譲渡を受け、被災者再建住宅として今後も利用することとしており、撤去の予定はございません。そのほか、村山公園仮設団地、人吉城跡仮設団地、石野公園仮設団地の3団地につきましては、全ての入居者が自宅や災害公営住宅などの住まい再建先に転居され、全室が空室となった時点で熊本県に撤去を要請し、県において撤去いただくこととなります。現時点で、撤去要請の時期は未定となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 本市は多くの公園を抱え、市民の皆様が、また子供たちが利用しやすい公園になるように鋭意環境整備を進められていることは十分に認識しているところではありますが、先ほども言われたように、この夏場の草の繁茂は半端なものではありませんでした。10日も経つと、すぐに足首ほどにも成長をしております。市民が常に利用しやすい、憩いのある安心・安全な公園の提供をお願いしておきます。

続きまして、6回目、中川原公園周辺から万江川合流点にかけての球磨川の河床掘削を10月から再開すると伺っておりますが、どのような整備計画なのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

球磨川における今後の河道掘削につきましては、現在、国において検討中であるとのことでございます。掘削に当たりましては、河川景観や環境、利活用に関しまして、利用者等からも御意見をいただいた上で検討すると伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 皆さんもよく御存じかと思いますが、令和2年7月豪雨災害における激甚災害は、第一に長時間に及ぶ線状降水帯の発生により球磨川本流河川及び支流河川に未曾有の雨量と流木が流れ込んだことに起因すること大なるものがあつたと考えております。また、特に、本市市内及び本市市内下流域に甚大な被害が発生したことは、山田川及び万江川の水が、球磨川河川本流の流れに阻害されて内水氾濫を起こしたため甚大な被害を招いたものと推察しております。よって、いかにして山田川と万江川の水を球磨川河川本流に流下させるかを考慮した河床掘削でなければならないと考えております。よって、球磨川河川本流の河床掘削の再開に当たりましては、二度と令和2年7月豪雨災害同様の被害が起きないように、一部導流堤をも考えた河床掘削をされるようお願いしておきたいと思っております。

続きまして、2項目め、農地及び農業用施設の整備計画についてお尋ねいたします。

第1回目、農業従事者と新規就農者の現状と推移についてお尋ねいたします。特に新規農業者につきましては、10年前と5年前の人数についてもお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

まず、農業従事者の現状と推移につきましては、農林業センサスの総農家数と販売農家数、自給的農家数でお答えをさせていただきます。

直近で行われました2020年農林業センサスによりますと、本市の総農家数は885戸で、販売農家数は530戸、自給的農家数は355戸でございます。さらに、5年前の2015年農林業センサスによりますと、本市の総農家数は1,111戸、販売農家数は676戸、自給的農家数は435戸となっておりますので、農業従事者の高齢化や担い手不足の影響がデータのほうにも如実に表れた結果と受け止めておるところでございます。

次に、新規就農者の現状と推移につきましては、農業振興課で把握しております農業次世代人材投資事業の経営開始型の人数でお答えをさせていただきます。

同事業は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する国事業でございます。もともとは青年就農給付金事業という名称で、平成24年度から開始された事業でございます。本市では、平成20年度以降、これまで合計24人、2夫婦の新規就農者の認定を行っております。

議員御質問の、10年前の平成25年度につきましては3人を認定し、5年前の平成30年度と昨年度の令和4年度につきましては、同事業に関わる認定はなかったところでございます。令和5年度、今年度でございますが、8月現在のところ、新規の認定者はいまだございません。

当事業による交付金の交付期間は、令和3年度までに認定した新規就農者は最長5年間でございましたが、令和4年度以降に認定した新規就農者は最長3年間でございます。交付期間終了後、独立自営で農業を継続していくことが求められておりますが、これまで認定しました24人、2夫婦の新規就農者のうち、1人は転出先で営農を継続し、7人は病気等の理由で営農継続を断念されているところでございます。

当事業では、交付期間中は年2回の就農状況報告の提出、交付期間終了後、5年間は年2回の作業日誌の提出をすることとなっておりますことから、地域の中心的な担い手として定着できるよう、関係機関と連携をして今後も支援・指導を行っていきたく存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 農業の衰退は目に見えておりますので、お尋ねした以上はどうしても回答いただかなければいけないことではあります。3年前と8年前の統計の結果の回答をいただきましたが、総農家数はこの5年間で226戸減少とのこと、現在の総農家数はいかほどになっているかと危惧しております。

労働力に見合わない収入と、新規就農者への交付金の交付期間の短縮が行われている現状では、全国的にも高齢化が進む中、農業に魅力を見いだせず、事業継承がおぼつかないのが現在、日本の農家の現状であり、本市農業形態は将来的にどのようなようになっていくのか、考え

ても回答が見つかりません。

続きまして、2回目、令和2年7月豪雨災害から令和4年度にかけての台風と豪雨災害により被災した農地及び農業用施設の現在までの復旧整備状況についてお尋ねいたします。

○**経済部長（溝口尚也君）** それでは、お答えをいたします。

まず、令和2年度に発生しました7月豪雨災害につきましては、全ての工事が完了しております。また、令和3年度に発生した豪雨災害につきましては、鹿目地区及び古仏頂地区の頭首工2件、東大塚地区の農道1件、古仏頂地区の水路1件の農業用施設4件が被災をし、うち2件は工事が完了しておりますが、鹿目地区及び古仏頂地区の頭首工につきましては、現在施工中でございます。

令和4年度に発生をしました台風14号における災害につきましては、木地屋地区及び七地地区、それと下永野地区2か所の水路施設4件が被災をしまして、うち2件は工事が完了しておりますが、木地屋地区及び七地地区の水路が現在施工中ということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 8番、平田清吉議員。

○**8番（平田清吉君）** 続きまして、3回目、毎年、大雨のたびに家屋や道路等に浸水被害が発生している合ノ原町から瓦屋町地区にかけての御溝川周辺住民の安心・安全を守るための洪水被害対策として、工事進行中の御溝川二次放水路整備事業の今後のスケジュールと進捗状況、そして本年度の工事概要について、また、整備工事により農地の耕作等に影響が出ていないかお尋ねいたします。

○**復興建設部長（瀬上雅暁君）** お答えをいたします。

御溝川の管理者である熊本県に伺いました内容をもとに御答弁をさせていただきます。

熊本県では、御溝川流域全体の治水安全度の向上を図り、浸水被害を軽減することを目的に、山江川合流部付近を起点とし、万江川へ流下させる延長1.3キロメートルの二次放水路整備を実施中でありまして、現在、0.7キロメートル、進捗率といたしまして約54%の整備が完了したところでございます。

整備スケジュールとしましては、令和5年度末の完了を目標に鋭意整備を進めております。二次放水路が整備されますと、市街地をはじめとする御溝川下流域における浸水被害が軽減されるものと考えております。

続きまして、今年度の工事概要でございますが、護岸工事が約600メートル、放水路から万江川に合流する放流施設並びに御溝川本川から放水路に分流する分流施設におけるゲート設備等の工事を予定しているというところでございます。

続きまして、工事により影響が生じている農地はないかという御質問でございますが、二次放水路整備事業につきましては、工事区域周辺のほとんどが農地ということもあり、本来であれば農繁期を避けて工事を実施することが望ましいと認識をしておりますが、一日も早

い治水安全度の向上を目指し、農繁期においても工事を実施させていただいております。改めまして土地所有者、耕作者の皆様、地元町内の皆様、関係者の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。

また、併せまして、工事を安全かつ円滑に進めることができるよう、工事用地として必要となる民有地については、借地の協力をいただいております。借地させていただく土地につきましては、借地料を適切に算定させていただいた上で土地の借地契約を締結させていただき、工事を円滑に進めさせていただいているということでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 念願かなって、やっと合ノ原町から瓦屋町周辺住民に対して、少なからず安心・安全を提供できる時期が見えてきたように思います。1つ、肩の荷が下りるような気がしますが、瓦屋町地区住民のさらなる安心・安全を担保する事業として、まだ三次放水路整備事業の計画が残っています。速やかな計画実行のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、現在、上・下原田地区におきましては、国営川辺川土地改良事業が終結・廃止されたのに伴い、県営事業による整備計画を行っているようではありますが、その進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

上原田地区につきましては、現在、測量及び地質調査、また、一部の実施設計を行っておられまして、令和6年度には残りの実施設計と併せて揚水ポンプの設置工事を2か所、送水管の埋設工事を1,550メートル行う計画でございます。

令和7年度以降につきましては、配水管の埋設工事を行い、8,570メートルを令和9年度までに埋設をし、工事を完了する計画となっております。

下原田地区につきましては、国の審査採択に向けまして、今年度、基礎調査を実施し、併せて地元住民説明会を今年度中に行う計画となっております。

現時点におきましては、事業着手につきましては令和9年度からとし、令和14年度に完了する計画となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番、平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 時間が経過すると人は年を取ってしまうんですね。意欲ある農家や農業従事者が今後どのようになるのか。全国的にも人口減少が進み、特に農林漁業は衰退し、元来の自然に帰る田畑や山林が増えてしまうのではないかと危惧しております。

以上で、私の一般質問を全て終わります。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） こんにちは。2番議員の松村太です。9月定例会一般質問の

最期になります。たっぷりお時間をいただきましたので、しっかりと議論を進めてまいりたいと思います。

今回は、人吉市の児童・生徒の現状とこれから、この1項目に絞って掉尾を飾ってまいりたいと思います。

オレオレ詐欺が世間を騒がすようになり、たくさんの防犯啓発が行われているにもかかわらず、被害に遭われる方が後を絶ちません。最近では、ついに闇バイトと称して強盗殺人まで頻発しています。しかも、逮捕される実行犯が10代であることも珍しくない状況です。

高校を卒業して実家を離れる我が子に、これまではひとり暮らしは何があるか分からないから気をつけてと、我が子が被害者になることを心配していましたが、今や間違っても犯罪で加害者にならんでねと、そんな心配をしなくてはならない時代になっています。

世界に目を向けても、経済課題を引き合いに、大国の覇権争いに日本も巻き込まれております。そんな中、あるエピソードに出会いました。90歳を過ぎる戦争未亡人の方の句に衝撃を受けました。「かくまでも 醜き国になりたれば捧げし人の ただに惜しまる」という句です。今日の日本を見て、御主人が命をかけたこの国の現状を嘆いておられるのだと感じております。未来を担う子供たちが、全員、1人も漏らさず、公平に、平等に希望と夢を持つことを当たり前にする社会の責任を大人は果たしているのか、自問自稱しつつ質問をしてみたいと思います。

まずは、全国の小学校、中学校の児童数、生徒数、そして学校数などの変化についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（小澤洋之君）** 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

全国の児童数、生徒数、学校数の変化につきまして、平成26年から令和5年までの10年間でお答えをさせていただきます。

児童数、生徒数は、小学校が32万6,787人の減、中学校が55万503人の減となっております。また、学校数でございますが、小学校が1,873校の減、中学校は613校の減となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 2番、松村太議員。

○**2番（松村 太君）** 合わせますと80万人以上がこの10年間で減っているということになり、熊本市に匹敵する子供たちが、この10年で減っているということがはっきりと分かっております。この傾向は、当然、本市にも及んでいるかと思っておりますので、本市の児童数、生徒数の変化、また、学校の適正配置計画等についてお尋ねをしたいと思います。

○**教育部長（小澤洋之君）** お答えいたします。

本市の児童数、生徒数、学校数の変化につきまして、同じく平成26年から令和5年までの10年間でお答えをさせていただきます。

児童数、生徒数は、現在、小学校が267人の減で1,527人、それから中学校が122人の減で

836人となっております。また、本市の学校数は、小中学校ともに変わってはおりません。

それから、児童・生徒数は、全国でも本市でも、この10年で減っております。

学校の適正配置計画でございますけれども、児童・生徒のよりよい教育環境、地域における学校の役割、学校施設の老朽化といったことから検討を重ねていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 現在の児童・生徒数、小学校で1,527人、中学校で836人ということでございます。10年前に比べると、小学校で15%、中学校で13%減少しているということになるかと思えます。中学校836人といいますと、私が入吉第二中学校に在籍しているときの全校生徒数よりも少ないのではないかと思っております。その減少傾向は、やはりかなりの速度を持って進んでいるものと感じております。

先般も、同僚議員から質問がっております周産期医療の充実など、少子化対策は本市にとりましても最優先の課題だということがはっきりと、皆様にも共通理解として御確認いただけたかと思えます。

それでは、子供たちの基礎となります義務教育について、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果を通して、本市の現状をお尋ねしていきたいと思えます。

○教育長（志波典明君） こんにちは。それでは、お答えをいたします。

令和5年4月18日、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました全国学力・学習状況調査について御報告をいたします。

まず、この調査の目的を御説明いたしますと、この調査は、児童・生徒の学力と学習状況を把握し、指導方法や学習状況の改善に役立てることを目的としております。教科に関する調査と学習意欲や学習環境などを調査する質問紙調査がございます。ここでは、教科に関する調査についてお答えをいたします。

正答率の結果でございますが、小学校におきましては、国語・算数ともに全国平均を上回り、中学校におきましては、国語・数学及び英語で全国平均を下回る結果となりました。中学校では、熊本県全体でも同様の傾向が見られております。本市の中学校におきましては、教科によっては偏りや二極化傾向が見られた教科もございます。このことにつきましては、校内研修の充実による授業改善と個に応じた対策を中心に、総合的な視点から考察し、対策を取る必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、教育長からも御答弁の中にございましたが、あくまでも、この調査は義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や

学習状況を把握すること、そして、それをしっかり検証して改善につなげていくことのための調査であるということが前提になっておりますので、ここに出てくる結果は、すなわち、そのテストをされているのは教育委員会をはじめとする先生方の指導力と置き換えることができるのではないかと、この数字を改めて見させていただいたところでございます。

今、全国平均を下回るというお話もございましたが、実際、全国平均まではあとわずかと、この数字でございました。いずれも2%以内には収まる正答率の範囲内であり、前回との差の比較で見ても、その差はかなり詰められてきており、あと少しで全国平均を上回るのではないかと、大いにその進捗は期待するところが大きいものでございました。

この調査が、同じ学年での追跡調査ではないことから、その子供たちの成長の度合いを直接比較することは非常に難しい調査となっていて残念でございますが、調査の結果を基にした教科の苦手意識改善などは、しっかりと個々に反映されていくものとお伺いしておりますので、しっかりとそういった対応を、今の生徒さん、児童さんと翌年の児童さん、生徒さんにしっかりと反映させていただくことを改めてお願いして、次回では中学校におかれましても全国平均を上回ることを、期待とお願いをしておきたいと思っております。来年も、また質問したいと思っております。

では、次に、テスト問題とは別に行われた質問紙、ペーパーによる意識調査の結果についてお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

ここでは主に、学習意欲や学習環境などを調査する質問紙調査、学校質問紙調査と児童・生徒質問紙調査によるアンケート結果からお答えをいたします。

本市の小中学校では、毎年、学力調査結果を受けて校内研修を通じて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っております。また、人吉市立教育研究所に設置しております学力向上部会では、人吉型の授業を踏まえ、人吉市の「ひ」一人で考えます、人吉市の「と」友達と考えます、人吉市の「よ」より考えを深めます、人吉市の「し」しっかりと理解します、この4つをキーワードに授業改善に取り組んでおります。

今回の質問紙調査の中の学校質問紙調査、これは学校側が回答するものでございますが、「授業では課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか」との問いに対して、全ての学校が「行っている」と回答しております。この結果は、全国平均を上回る結果でもございました。しかし、児童・生徒質問紙調査の同じ質問につきましては、約7割の児童・生徒が「取り組んだ」、一方で約3割の児童・生徒が「取り組んでいない」と回答しております。この調査結果を受けて見えてくることは、児童・生徒と教師の意識のずれがあるということでございます。このことを受けまして、本市では児童・生徒が課題を解決するために、話し合い、発表をする機会を設定するだけでなく、教師が児童・生徒の気持ちに寄り添いながら、誰もが共に考え、対話し、主体的に発表できる支持的な学級、

学校風土や学習環境をさらに整えていく必要があると考えております。

また、児童・生徒質問紙によりますと、「家庭学習の時間が短い」などの結果が出ております。学習に対する意欲や家庭生活の見直しなど、家庭との連携をさらに強化する必要があると考えております。

今後、本市の小中学校では、授業改善に向けた校内研修の充実とともに、人吉市立教育研究所の学力向上部会等を通じて、各学校の成果と課題を洗い出し、先生方の指導力向上に取り組んでまいります。

また、本年度は、人吉東小学校、東間小学校、第一中学校の一中校区が、熊本県教育委員会指定の熊本の学び研究指定校を受けております。義務教育9年間の学びを見据えて、学びを楽しみ、自らを高め続ける児童・生徒の育成の研究主題のもとに研究を深めております。学習者主体の授業づくり、学習者の目線に立った授業展開はどのようなものなのか、児童・生徒が思う意識調査を基に、授業改善に生かしていきたいと考えております。

研究の成果と課題は、校区はもとより、本市小中学校校区全体で共有し、学校と家庭、地域、行政が連携を図りながら学力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 調査の結果から、目的に向けた学校での取組に対して、学校の意識と児童・生徒の間でずれがあったという明確な問題意識をお持ちであると思っております。その研究の一環として、その成果や課題について、実際に生徒も交えた五者共有、そういった課題に取り組んだけれどもずれがあるということの認識を学校と生徒も、保護者もしっかりと共有することで、そのずれを修正し、速やかに改善のスピードがさらに上がっていくものではないかと思っております。決して学校内での対策にとどめず、保護者にもしっかりとそういった取組に主体的に取り組んでいただく必要があるかと思えます。

一中校区でも新たな取組が行われるということですが、なるべく多くの場面で、保護者も主体的に子供の教育に関わることのできる機会をつくっていただきたいと思えます。

学力調査の中、質問紙調査の中には、SNSなどの利用に関する質問もあり、家庭での学習面での利用の質問がされております。内閣府の子供の生活状況調査の分析報告によれば、授業の理解状況についての質問、「いつも分かる」「大体分かる」を合わせますと44%の子供たちがそういうふうに授業に対する理解を示す一方で、「教科によっては分からないときがある」という生徒も44%となっています。そこでは、やはり先生方の思いと児童・生徒との思いとのギャップが少なからずあるのではないのでしょうか。

また、授業が分からなくなった時期という質問も、その調査にございます。一番多かったのが、「中学校1年生の頃、授業が分からなくなった」という回答が、全体の50%となっております。2番目は「中学校2年生」で21.7%、3番目は「小学校高学年」で17.8%となっ

ております。中学校に上がる時期前後しまして、子供たちが非常に戸惑っている様子が分かるかと思えます。

保護者がテストの点数、上がった、下がったに一喜一憂せず、調査による子供たちの傾向をしっかりと活用いただき、子供たちのみならず、保護者も一体的にこういった情報を共有し、自分は今どうなのか、我が家は今、我が子たちはどうなのか、しっかりと自覚を持って対応いただく意識を持っていただくことも必要ではないでしょうか。子供の目線と家庭での子供の過ごし方、勉強にせよ、SNSの利用についても、なかなか学校が、特にスマホなどは、義務教育期間は学校が依頼して持たせているものではなく家庭内の意識としてお持ちいただいている場合が全てですので、しっかりと家庭内での使い方のルールを確立いただき、学校でのせつかくのいろんな調査研究に当たっての授業改善に当たり、学習環境の改善とリンクした取組を各御家庭でもしっかりと御理解いただき実施していただくことで、学校がやろうとされている改善の道筋が、学校でも家庭でも途切れることなく進んでいくものだと思います。そのためには、しっかりと学習の主体者である生徒そのものが、その取組を理解すること、そして、その生徒の第一の責任者である保護者が、また同じように認識を持つことが必要です。幸いに、今はICT機器を児童・生徒、低学年は持っておりませんが、活用することもできますので、小まめに相互理解を深め、プリントを見ている、見ていないといったことの防止も含めて、研究成果が人吉市の子供たち全員の学習意欲向上に寄与されるように一段の配慮をお願いをしておきたいと思えます。

一方、県でも振興計画で示されております五者連携による学校づくりに向けて、今年の夏休みにおいても積極的にPTAの皆さんや地域の方が手を結び、子供たちの学びの機会と居場所づくりに御貢献いただいております。私も、実際、東間小学校の夏休み学習会を見学させていただきました。地域の方が多く御参加いただき、子供たちの夏休みの宿題をしっかりとフォローいただいている様子を見ることができました。また、校内で子供たちとその保護者、そして地域の方と先生方が輪になってお話しされている様子は、地域連携、そして地域の学校としてのシンボリックな光景だなど一抹の感動を感じながら、私もその輪に加えさせていただいたところでございます。

しかし、これらのパワーアップ教室に類する事業は、ただいま休止中の事業でございます。テストの結果等で図れない子供たちの成長も、しっかりと取り組んでいかれるということで、これからの取組についてお尋ねをしたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

パワーアップ教室につきましては、令和2年7月豪雨災害から復旧・復興に向けた事務事業見直しにより、昨年度から開催しておりません。令和5年度まで、その期間となっておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

このことに関して、現在の状況をお伝えいたしますと、各学校におきましては、先ほど議

員言われましたように、夏休みに独自で学習教室を開いたり、PTA活動として保護者のお力をお借りしながら学習教室を開いたりしております。また、本年度は、校区の公民館事業といたしまして、人吉高校と球磨工業高校の生徒さんを先生として、東西コミセンにおきまして学習教室を開いていただきました。私も教室の様子を拝見しましたが、高校生の皆さんが、小学生に寄り添いながら一生懸命教えている姿には大変感銘を受けました。児童にとっては学習意欲と学力向上の機会になりますし、高校生にとってはキャリア教育の1つとなるよい機会だと思ったところでございます。

数値では図れない子供たちの成長に向けた取組といたしましては、先ほど御説明いたしました児童・生徒質問紙調査の結果を基に少しお伝えをさせていただきますと、本市の児童・生徒は、「学校に行くのは楽しい」「地域や社会をよりよくするために何かしてみたい」と回答した児童・生徒が、全国平均を上回っております。このことは、学校行事等を含めた児童・生徒の学校生活の充実、地域と共にある学校づくりにおいて、地域と連携した交流や活動の充実に支えられているものだと考えることもできます。地域には運動面や文化面など様々な趣味や特技を持った方々がおられます。その方々のお力をお借りして子供たちの学びの場の充実、そして地域の方々との交流促進を図ってまいりたいと考えております。

本市は、コミュニティスクールを含め、松村議員が本部長を務めていただいております地域学校協働活動に力を入れております。今後、パワーアップ教室等の開催につきましては、どのような開催の仕方がよいのか、五者連携を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 学びの場の充実、そして地域の方々との交流促進を、ぜひ、これからも図っていただきたいと思っております。

コロナ禍の中でいろんな学校行事が中止されてきて、今般、秋の運動会等々に向かって招待状や御案内を今いただいているところです。地域の方も心待ちにされている方も多いかと思っておりますので、地域の方との交流をさらに深めていただければと思っておりますし、また、皆さんの御負担を少しでも減らすべく、五者連携の中でもICT機器などを活用して、関係者の皆様の移動時間等々の御負担を少しでも減らす取組が新たに加わっていくことも、併せて願っております。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） では、午前引き続きお昼からの質問をスタートさせていただきます。
本市の不登校児童・生徒の現状と傾向についてお尋ねしてまいります。

初等中等教育分科会、義務教育制度を巡る課題の審議において、家庭、地域社会の変化について、少子化の中で子供は大人に取り囲まれて育つこととなり、人間性を鍛える機会が少なくなる。家庭の教育力や地域共同社会意識が低下している。このために、学校教育への期待が増し、これに応えるための学校現場の過剰負担感が広がっている、と指摘されています。もちろん、こういった事情だけで不登校が増加しているということにはならない、そんなに単純でないものとは理解しております。しかし、背景には核家族化から共働き世代など保護者の生活の多様化など大きな変化があること、多世代同居で培ってきた人間力の成長がなく、それを補い合い、共に生活していく地域社会のつながりも薄く、勢い学校教育への振替が多く、多くの場面で行われ、いつしか教育現場である学校の担う子育ての範疇が今日まで広がり続けてきたものだと考えております。

そういった中での本市の不登校児童・生徒の状況について、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

まず、不登校の定義について御説明いたします。文部科学省は、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義をしております。

令和4年度、その定義に該当すると判断され、30日以上欠席した児童・生徒数は83人です。そのうち、欠席日数が90日を超えている児童・生徒が48人と、半数を超えています。全国的な傾向と同じく、本市におきましても、不登校につきましては増加傾向及び長期化の傾向が続いております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 増加及び長期化傾向ということですが、不登校の要因の判別と、30日経過後、専門機関へとつながった期間など、対応はどういうふうな状況でしょうか。また、県では、不登校への対応として、愛の1・2・3運動＋1（プラスワン）という活動を推奨されていますが、それを含めた対応の現状はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

各学校ではケース会議等を開催して、スクールカウンセラーなどの専門家の意見も踏まえながら、その要因の判別や対策について検討をし、対応を行っております。

しかし、不登校の要因につきましては、無気力、不安、生活リズムの乱れ、遊び・非行、友人関係、親子関係、学業不振、教職員との関係などと多岐にわたっており、それを判別す

ることはなかなか容易ではございません。そうした現状を踏まえ、学校では丁寧なアセスメントを継続していただいておりますが、その結果から見えてくることといたしまして、その子供を取り巻く様々な状況が幾つも絡み合っているケースも多く見られます。

昨年12月に約12年ぶりに改定され、文部科学省から公表されました生徒指導提要がございしますが、そうした現状を踏まえ、このように示されております。なぜ行けなくなったのかと、原因のみを追及したり、どうしたら行けるかという方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意志、本人が持っている強みや興味・関心も含め、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、想いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく、個に応じた具体的な支援を行うことが重要であると述べられております。教育委員会といたしましては、定例の校長会議、または教頭・主管教諭会議、または不登校担当者会議等の機会を捉えまして、こうした生徒指導提要の内容をはじめとした国や県の方向性を踏まえながら指導・助言を行うとともに、各学校及び各関係機関と連携しながら、危機意識を強く持ちながら不登校の未然防止及び解消に向けて取り組んでいるところでございます。

2つ目に、議員が言われました、30日経過後、専門機関につながった最短期間についてお答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、不登校とは30日以上欠席した児童・生徒が該当となりますが、専門機関につないでいくのは欠席日数が30日経過してから行うわけではございません。以前から不登校傾向にあった児童・生徒については、年度当初4月の授業開始直後に数日欠席した状況で申請する場合もございします。このことが、議員が言われました愛の1・2・3運動+1（プラスワン）という取組でございします。

具体的には、欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日以降は組織で対応、さらにプラス1といたしまして、欠席10日目までにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門機関につなぐという県内の共通実践でございします。

この愛の1・2・3運動+1（プラスワン）につきましましては、県教育委員会が提唱を始めてから、既に10年以上経過しており、各学校では定着をしております。しかし、該当の児童・生徒の状況や家庭の状況、保護者のお考えなど様々な事情により専門機関につなぐことが難しいケースもございします。各学校では、児童・生徒一人一人につきまして様々な角度からアプローチをし打開策を模索していただいておりますが、つながっていないケースも数件あるというのが現状でございします。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） いろいろ細かく丁寧に御答弁をいただきました。

国の調査においても、不登校に関する要因については非常に多岐にわたっており、かつ、児童・生徒のアンケート結果の中で、本人もよく分からない、なぜ不登校にならざるを得な

かったのかよく分からない、そして、仮に不登校を解消して学校に通い始めたとしても、その理由は本人にもよく分からないという回答が、4割以上を占めているのが現状である非常に難しい課題だと私も感じております。なので、児童・生徒に寄り添うきめ細かなアセスメントに基づき、個に応じた具体的な支援を行うことが確かに重要であり、関係機関と連携しながら不登校の未然防止と、長期にわたることのないような十分な配慮が必要であると、私も同じように思っております。

同じような質問で、このような課題を抱えている児童・生徒さん、そして御家庭の皆様には大変申し訳ないのですが、もう1点、長期化になっていく御家庭の傾向としてはどのようなものがあるのかを、重ねてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

長期化となる課題の傾向につきましては、先ほど述べましたとおり、その要因が多岐にわたることと同じく、それぞれのケースで課題が違ってまいりますので、課題の傾向を絞り込むことは困難ではございますが、心身の状況から医療的なケアが必要な場合、ほかには家庭生活との関連、学校と保護者との信頼関係などが複合的に関係している場合は長期化することもございます。

そうした現状を踏まえながら、教育委員会といたしましては、今後ともそれぞれのケースに応じて学校と関係機関とが連携を図りながら、解消に向けた取組を進めることができるよう支援してまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、御答弁いただきましたように、仮に長期間にわたっていても、複合的な原因それぞれがどういったものであるのかということが理解できていれば、あとは的確な専門機関につなぐことによって一つ一つの絡み合った課題を解きほぐしていくことができるのではないかと期待するところでございます。現場の皆様は大変かと思いますが、丁寧な御対応をお願いしておきたいと思っております。

また、重ねてでございますが、長期にわたっていく中で、家庭や子供と連絡が途絶えがちになっているケースもあるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

不登校となっている児童・生徒への対応といたしましては、基本的に、担任をはじめとした学校の教職員や相談員、アドバイザー及びスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や電話連絡を継続的に行っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒の状況や家庭の状況、保護者のお考えなど様々な事情により長期間会えていない児童・生徒がいることも事実でございます。

なお、一方で、学校には全く登校できていない児童・生徒であっても、1人1台配付した

タブレットパソコンを活用し学習に取り組み、学校で学習の進捗状況を把握したりメッセージをやりとりしたりしている事例も出てきております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 各児童・生徒、その御家庭の個別の課題に向き合い、国が提唱していただきます不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるそのものの対応をしていただいているものと確信をしているところでございます。

では、実際の相談対応の現状について質問をしております。本市における強みである教育支援センター「かがやき教室」のアドバイザーや、子ども・子育て相談員による教育相談等はどれぐらい行われているのかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

まずは、本年5月に保健センター2階に移転しました教育支援センター、いわゆるかがやき教室についてお答えをいたします。

こちらには学校支援アドバイザーが2人勤務しております。現在、10人ほどの利用申請があっております。かがやき教室への登校は学校への登校日数と見なしておりますので、登校状況や活動状況については学校と共有されております。

令和4年度の実績といたしまして、14人がかがやき教室を利用しました。また、アドバイザーは、かがやき教室の利用以外も含めて13件の教育相談に対応しております。なお、学校支援アドバイザーは、第一中学校に1人、第二中学校に2人配置しております。いずれも、校内に別室登校のための部屋を設置しております。それぞれのアドバイザーは教室に入れない生徒の学習支援を行ったり、登校できていない生徒の家庭訪問を行ったりという対応を行っております。

次に、学校教育課所属の子ども・子育て相談員についてお答えをいたします。

学校教育課には2人の子ども・子育て相談員がおります。こちらも、本年5月に保健センター2階に移転してまいりました。保護者や児童・生徒からの教育相談への対応はもちろん、家庭訪問や登校支援、学習支援、関係機関との連携などに取り組んでおります。粘り強く登校支援に取り組んだ結果、自力で登校できるようになったケースも数件ございます。

令和4年度の相談対応件数は74件で、うち29件が不登校に関する相談でございました。なお、特に不登校者数が多い中学校において、子ども・子育て相談員が定期的に連絡会を主催しており、かがやき教室及び各中学校配置のアドバイザー、教育事務所のスクールソーシャルワーカー、学校教育課の指導主事及び該当校の不登校担当者が参加して、各ケースについての情報共有を図るとともに、アセスメントを行っておる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、御答弁の中に御紹介いただきましたアドバイザーや相談員の先生方、私がPTA時代に御一緒に大変お世話になった先生方が、今そういった現場で頑張っておられる姿を、朝の登校時にお会いして御挨拶をすることもしばしばございます。また、いろいろな活動に子供たちを御案内いただき、生活の活力として子供たちに元気をつけられている活動の内容につきましても聞き及んでいるところでございます。確実に子供たちの意欲を取り戻す活動を、毎日のように取り組んでいただいていることが子供たちのそういった変化へのたまものだと感謝を申し上げる次第でございます。

こういった支援に早期に結びつくために、児童・生徒の意識はどうか、先生や、それに類する大人、学校に相談することへの意識は子供たちはどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

本年4月に行われました全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙にある項目でお答えを申し上げます。

「困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」の問いに対しまして、「当てはまる」と「どちらかといえば当てはまる」を合わせた肯定的な回答の割合が、小学校で56.8%、中学校で63%となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、パーセンテージでお答えいただきました。小学校で56.8%、中学校で63%は、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答をもらっております。思春期でもある世代の子供たちが何か問題を抱えたとき、または何となくうつろしている気分有的时候に、気安く声をかけられる大人に本当に心当たりがあるとしたら、それはそれで大変すばらしいことだと思います。そういう期待を寄せてくれている大人の皆さんが、くれぐれも子供たちのそういった期待を裏切らず、話しかけられたときにしっかりその子と向き合って、丁寧に、真摯に話を聞いていただけることを願うばかりでございます。

ただ、半分弱の子供たちは、行き場のない、届け先のない声を持っているということの裏返しでもございます。文部科学省が配付しているタブレットを通じて活用する健康観察教育相談システムツールを、今般紹介されております。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」の中で推奨されておりますが、本市の導入、活用についてお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

昨年度から不登校担当者会議におきまして、議員御指摘のICT端末を活用したツールを紹介しております。現時点で、市教育委員会として一括で活用はしておりませんが、本市の小中学校の中には、独自に作成したアンケートフォームによって学校生活に関するアンケー

トを行った例が数校ございました。各学校で活用できるツールの整備は整っておりますので、先行実施されている学校の成果を共有し、必要に応じて導入していければと考えております。

なお、県教育委員会から配布されました保護者向けのリーフレットを通じて、熊本県が運営しているLINE相談、こころの悩み相談も紹介をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今、御答弁にありましたように、COCOLOプランの中で紹介されている、それに類似するアンケートフォームを使って先行活用している学校があるという御答弁だったかと思えます。できましたら、このCOCOLOプランの中には、自治体全ての小中学校で同じツールを使って同じ評価の中で共通認識を高め、同じ対応が進められるような環境を整えるようにということも、同時にうたってございます。ぜひ、先行事例が活用しやすいということであれば、それを全ての小中学校で実際に使っていただき、さらに検証を深めていただければと思います。

また、相談窓口がLINEなどいろいろなツールで広がるのは、子供たちにとってはとてもいいことだと思います。ほかの自治体では、実際に相談件数が増えているということも見聞きする昨今でございます。小さなSOSでも決して見落とすことのないよう徹底した受信感度の向上も併せてお願いしておきたいと思えます。

また、受信後の対応においても、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるという意味で、現在、直接運営しているかがやき教室などの居場所以外にも、県の福祉部局で運営している学習支援委託事業などといったところとも連携を図ることが対応の幅を広げることにもなると思えますが、教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員が言われるとおり、地域と連携しながら多様な学びの場の整備や学習機会の確保を行うことができれば、不登校の児童・生徒を持つ御家庭にとっても、もちろん本人にとっても大変有用であると考えております。

今後活用できる施設等につきましては、県や国も含めた関係機関とも連携を図りながら、各学校や家庭向けに情報提供ができるよう情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 県のこども未来課のお話では、本市にも学習委託事業をされているところが3か所あるそうですので、御確認の上、適宜必要な方へ情報が行き届きますように連携強化をお願いしておきたいと思えます。

不登校の状況と支援体制についてお尋ねしてきた上で、改めてお尋ねでございます。ここまでの御答弁で出てくるスクールソーシャルワーカー、SSWは県派遣の職員の方のことだ

と思います。今回、本市独自、自前でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保がこれからは必須だと私は考えております。御存じの方も多いかと思いますが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、簡単にその役割を御説明をしたいと思います。

スクールカウンセラーという職は、児童・生徒の心のケアやストレスへの対処方法など、心に関するケアを行う心理の専門家で、臨床心理士などの資格を持っている方が多い職種でございます。一方、スクールソーシャルワーカーという職は、児童・生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続の補助などをしてくれたりする環境整備の福祉の専門家で、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多い職種でございます。

ちなみに、県にお尋ねしたところ、自前でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを採用されている自治体は、7市2町3村とのことでした。今般、そのうち宇土市、合志市、菊池市、山鹿市の4市の教育委員会に伺いましてお話を聞いてまいりました。御対応いただきました職員の皆様、こと山鹿市におかれましては教育長ともお話しする時間をいただき、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

S S W、S Cの採用人数、勤務体制、学校との連携体制、給与面、予算、活動状況は、各自治体で様々でした。どちらでも相談件数、活動時間がとても多い印象でした。現場では、とにかくきめ細かな対応とスピード感を持ち、各学校の職員室で日常でもダイレクトに先生方とお話しする時間を持つなど、現場との距離感が非常に近く「報・連・相」が密になり、相談内容の進捗と連携がスムーズでとても助けられているというのが、各教育委員会の皆さんの感想でございました。

不登校の増加傾向や多岐にわたる相談内容の選別と関係機関とのコーディネートなど、専門職のスキルがとてもいかされていると、感想をお持ちでした。専門職の持つスキルを自前で持つチーム対応力につながる、とてもいい職員さんの採用ではないかと私は各自治体を巡って思ったのですが、教育委員会のお考えはどうかお尋ねをいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、本市におきましては学校教育課所属といたしまして、子ども・子育て相談員が2人、かがやき教室、学校支援アドバイザーが2人、一中、二中にも学校支援アドバイザーが計3人おります。また、福祉課にも子ども・子育て相談員が配置されており、学校教育課と連携を図って様々なケースに対応しております。なお、学校教育課の子ども・子育て相談員のうち、1人は公認心理士の資格を取得しております。

このように、教育委員会といたしましては、市独自で人員を配置し、対策を進めているところでございます。

また、県の事業といたしまして、スクールカウンセラーが第一中学校を拠点校として、人

吉東小学校と東間小学校に配置されております。第二中学校を拠点として、人吉西小学校と中原小学校に配置されております。各拠点校1人ずつの2名でございます。それぞれ年間300時間ほどのカウンセリングを行っていただいております。スクールカウンセラーが配置されていない学校には、球磨教育事務所に支援申請を行うことで対応していただいております。

さらに、球磨教育事務所配置のSSW、スクールソーシャルワーカーでございますが、支援申請を行い、スクールカウンセラーや本市所属の相談員やアドバイザーと連携を図っていただいております。今年度は、既に50件以上の申請を行っているところでございます。

このような現状を考えれば、県から派遣されたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと本市の相談員やアドバイザーにより、かなり手厚い対応ができていますものと考えてはおります。しかし、議員が言われるとおり、人材確保という課題はございますが、人吉市専属のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置することができれば、より細やかな対応やタイムリーな対応など対応の幅が広がることが予想されます。

今後とも教育事務所との連携をさらに密にするとともに、国や県のスクールソーシャルワーカー等の配置に向けた動向、及び本市における不登校児童・生徒の推移を伺いながら、その導入に向けては検討を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 確かに、人材や予算確保の面からもすぐという結論は出せない案件かと思いますが、現状が増加傾向かつ長期化も増加傾向であるということを見れば、当然、新たな手を打つということは必須の条件ではないかと思っております。

ここでは、単純に不登校が何人、90日以上が何人という統計的な数字として語られておりますが、それぞれにはそれぞれに関係する御家庭の数だけお悩みや御苦勞が、その日数かかっていると。掛け算でその御苦勞や大変さが日に日に増えていっていると私は感じておりますので、ぜひとも自前のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を検討していただきたいと重ねて申し上げておきたいと思っております。

そして、ここに数字で出てきていること以外に、未然に防ぐこと、小さなSOSの時点から、こういった専門職をチームに入れたチームによる対応をCOCOLOプランでは推奨しています。早期に専門性を発揮し、不登校自体になることを防ぐ可能性は広がるはずで、県の早期対応策にもSSWの活用は必ず出てきております。私の知る限りではありますが、県派遣のSSWの方との面談等には1か月程度の期間がどうしても必要になるというお話を聞くことが多いです。速やかな、そして必要なときの対応が、実際にお困りの方の御家庭にとっては重要であることは、現場に近い方ほど実感しているはずでございます。膠着した事態の中で光を感じられなくなる前に手を差し伸べられる一手を、ぜひ準備していただきたい

と思います。

COCOLOプラン関連事業で早期支援事業、チーム学校としてのSC、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の推進には、文部科学省は今年度は82億円、令和6年度には90億円の予算要求額を求出す予定だと文部科学省のホームページで公表してございます。その予算が、地方へ直接なのか、県への配分なのかは分かりませんが、今から予算獲得に向けて、この方策に対して行動を起こしていただく必要が、そして検討を始める必要があると私は思っております。

質問、最後になりますが、COCOLOプランの3番目の柱である学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするという施策に向け、どう取り組んでいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

ただいま議員が言われました、文部科学省が本年3月に公表いたしました新しい施策であります、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランでは、目指す3つの姿が示されておりまして、その3つ目に、学校風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にしますと掲げられております。

先月8月には、文部科学省から、この学校風土を把握するためのツールについてまとめられた通知がございました。ここでいうツールとは、児童・生徒のアンケート調査により学校や学級及び児童・生徒一人一人の実態を分析したデータが提供されるものとなっております。本市におきましては、幾つか紹介されたツールの中の1つであるアイチェックを既に、平成30年度から、人吉市が春に行う学力調査とともに採用しており、それ以来、活用を続けております。

なお、このアイチェックにつきましては、熊本県学力・学習状況調査においても採用されており、毎年12月に実施されておるところでございます。

つまり、人吉市におきましては年度内に把握ツールを2回活用することができ、学校や学級風土の把握をより細かく行うことができる体制となっております。先月、9月1日に行いました定例の校長会議におきまして、この把握ツールの活用について周知を図るとともに、活用と分析を進めるよう指示を行ったところでございます。今後、このツールを積極的に活用し、科学的根拠に基づいた対応方針を立てたり、教育実践を振り返り改善に取り組んだりすることで、不登校の未然防止や解消につなげていければと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） この3つ目の柱の部分でございますが、人吉市ではもう既に平成30年度から導入され活用が進んでいて、その後、県のほうでも同様の施策の中で、たまたま同じツールを採用されたということで、いろんな自治体がある中で人吉市は年2回、このツール

によって状況把握ができていたという御説明だったかと思い、心を強くしているところがございます。

そういった様々なツールにより、関係する誰も見ることのできる学校の雰囲気や取組、連携が数値化でき、お互いのずれを知ることがその点でできる、それに基づいた改善がまた図られる。そういった理想の学校の風土の見える化、この見える化の「化」は進化の化でございます。見えるようになるようにすること、これはぜひ取り組んでいただきたいと思いません。この取組のもとになった調査研究も、文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室にお尋ねして教えていただきました。不登校に関する調査研究協力者会議という審議会において、公益社団法人子どもの発達科学研究所がプレゼンされた資料を基に、この提言がつけられているそうであります。肌で感じることはできなかった各学校それぞれの校風を、データとして色づけし、それを多くの方で共有できるすばらしいツールだと私は思っております。

先ほど、御答弁の中にも、エビデンスに基づいた対応方針を立てたり、教育実践を振り返り改善に取り組むという御答弁がございましたが、このツールによって数値化されたものをぜひ、県が押し進めます五者連携の中でさらに有効活用ができればと思っておりますので、活用の方策をぜひ練っていただきたいと思えます。もし、そういうことができれば、人吉市内であれば一中、二中、三中のよいところを可視化されたデータを基に、どこがどう違うのか、何がいいのか、何が原因でそういう風土、校風に見られるのか、そういうことが全員で共有できるようになっていくのではないかと。そして、今般、一中校区で行われます熊本の学びの研究指定校の実践、成果も、これを使えばより分かりやすく、データとして多くの五者連携の中で共有され、活用され、その深みが浸透していくものだと思っております。

最後になりますが、COCOLOプランでは先生方の働き方改革への効果もうたわっております。また、先般、教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策の提言もなされております。中学校の部活動移行も、これからでございます。それに併せることができれば、学校の先生方の働き方改革に大きな成果が生まれ、子供たちの学びに還元されるものと大いに期待しているところでございます。教育委員会にとっては大変大きな取組を2点、今回質問してまいりましたが、ぜひ、来年以降の実際の現場でその結果が実効性あるものとして成果をお聞きできるようにお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第21 議第85号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、議第85号財産の取得についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑を行います。

議第85号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第85号についての質疑を終了いたします。

日程第22 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第66号から陳第4号までを一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和5年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、一般会計補正予算案の議第66号につきましては、2ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第66号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記]
議第67号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第68号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第69号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第70号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第71号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第72号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	経建
議第73号	令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第74号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について	厚生
議第75号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第76号	人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第77号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第78号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第79号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第80号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第81号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第82号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第83号	人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて	総文
議第84号	土地の処分について	経建
議第85号	財産の取得についての議決内容の一部変更について	経建
陳第4号	九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関しての陳情書	経建

[別記]

議第66号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第3条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費）</p> <p>9款 消防費（1項5目 災害対策費を除く）</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費）</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 債務負担行為の補正</p> <p>2款 総務費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>9款 消防費（1項5目 災害対策費）</p> <p>第2条 債務負担行為の補正</p> <p>3款 民生費</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費）</p> <p>第2条 債務負担行為の補正</p> <p>7款 商工費</p>

[提出陳情件名]

○経済建設委員会

陳第4号 九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第1号 カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分 散会

令和5年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和5年9月26日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和5年9月26日 午前10時 開議

日程第1	議第75号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第76号	人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第77号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第83号	人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて	厚生
日程第5	議第78号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第79号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第7	議第80号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第8	議第81号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第82号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第84号	土地の処分について	
日程第11	議第85号	財産の取得についての議決内容の一部変更について	各委
日程第12	議第66号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
日程第13	議第67号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
日程第14	議第68号	令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第69号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第16	議第70号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第17	議第71号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	

日程第18 議第72号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算
(第2号)

┌ 経建

日程第19 陳第1号 カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情

└ 総文

日程第20 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

日程第21 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第22 人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第23 議員派遣について

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

・ 議事日程のとおり

・ 追加日程

議第86号 令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第10号 令和4年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第11号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・ 追加日程

令和4年度決算特別委員会の設置について

・ 追加日程

意見第1号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書(案)

3. 出席議員(16名)

1番 川上 紗智子 君

2番 松村 太 君

3番 徳川 禎 郁 君

4番 池田 芳 隆 君

5番 牛塚 孝 浩 君

6番 宮崎 保 君

7番 大塚 則 男 君

8番 平田 清 吉 君

9番 井上 光 浩 君

10番 豊永 貞 夫 君

11番 西 信八郎 君

12番 村上 恵 一 君

13番 本村 令 斗 君

14番 田 中 哲 君
15番 福 屋 法 晴 君
16番 宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	浦 本 雄 介 君
復興政策部政策統括監	井 福 浩 二 君
市 民 部 長	松 尾 和 弘 君
健康福祉部長	瀧 上 麻 美 君
経 済 部 長	溝 口 尚 也 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
総 務 部 次 長	立 場 康 宏 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
水 道 局 長	山 本 繁 美 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、若杉復興建設部長は欠席されるとの届出がっております。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第75号から日程第4 議第83号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第75号から日程第4、議第83号までを議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第1、議第75号から日程第4、議第83号までの4件について審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第1、議第75号人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、題名を「人吉市貸与型奨学金条例」へと改めるものです。

次に、第2条の見出しを「（奨学金の申込要件）」に改め、申込者の要件と学校教育法に規定する学校の種類を明確化するものです。また、第2条第1項第3号中「支給され、又は貸与されていないこと」を「貸与される予定がないこと」に改めることで、ほかの給付型奨学金との併給を可能とし、利用しやすい奨学金へと見直すものです。なお、この条例は今年度の募集から適用する予定です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第76号人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定については、題名を「人吉市給付型奨学金条例」へと改めるものです。

次に、第2条の見出しを「（奨学金の申込要件）」に改め、申込者の要件と学校教育法に規定する学校の種類を明確化するものです。また、条文の修正を行い、ほかの奨学金・給付金等との併給を認めることで、利用しやすい奨学金へと見直すものです。第3条については、高等学校、またはこれと同程度の学校へ進学する者への給付額を10万円へと増額し、大学等へと進学する者への給付額を40万円へと増額するものです。この給付型奨学金条例についても、今年度の募集から適用する予定です。

審査の過程において委員から、給付額を倍増した理由はとの質疑に対し、公立高校の入学費用が約20万円かかり、その半額程度の10万円、国公立大学の入学金が約90万円かかり、その半額程度の40万円を給付額とした。倍増した場合でも、基金残高を考えると約30年間は安

定運営できるとの答弁がっております。

また、令和5年度募集分からの適用ということであるが、募集人数に限度はあるのかとの質疑に対し、高等学校、またはこれと同程度の学校は年10人以内、大学等は年5人以内の規定があるとの答弁。これまでに申込みはどれくらいあっているのかとの質疑に対し、令和3年度に制度が発足した。令和3年度が高等学校6人、専修学校1人、大学1人の合計8人。令和4年度が、高等学校6人、大学1人の合計7人の申込みがあったとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第77号人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定については、引用している条例名の変更に伴い、第1条中「人吉市貸与型奨学金条例」、「人吉市給付型奨学金条例」に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第83号人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについては、新たに過疎対策事業に対する財政措置の活用が必要である事業の追加等をするため、昨年度策定した人吉市過疎地域持続的発展計画の変更をする必要が生じたことによるものです。

なお、事業の追加、中止など計画全体に及ぼす影響が大きいものが、議会の議決を必要とする大きな変更となります。

内容といたしましては、地域計画策定事業への事業・事業名の変更、指定文化財保存管理活用事業・史跡人吉城跡保存整備事業の区分修正、農道維持補修事業、カルチャーパレス整備の計画文言を追加し、人吉市カルチャーパレス施設整備事業の追加などです。

審査の過程において委員から、令和4年9月に計画をしており、今回文言修正などの変更があっているが、今後も変更していくことになるのかとの質疑に対し、事業の追加・削除など計画全体に影響を及ぼすような変更が生じる場合は、議会の議決が必要である。文言修正などの軽微な変更は、議会の議決は必要ない。今回は、大きな変更と軽微な変更を併せて議会の議決を求めた。今後も、大きな変更の場合は議会の議決を求めるとの答弁がっております。

また、軽微な変更の場合は、議会に計画書の配付か閲覧はあるのかとの質疑に対し、軽微な変更のみで議会の議決が必要ない場合でも、計画書の改訂版を公表するとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第75号から議第77号まで、及び議第83号の4件について、総務文教委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第75号、議第76号、議第77号、議第83号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第78号及び日程第6 議第79号

○議長（宮原将志君） 次に日程第5、議第78号及び日程第6、議第79号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第5、議第78号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6、議第79号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件の審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第5、議第78号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する国民健康保険被保険者に係る所得割と均等割保険税の減額措置の新設に伴うものです。

委員からの、出産被保険者が世帯に属する場合に国民健康保険税を減額する制度の熊本県内の他市の状況はどうなっているのか。また、この条例の施行日は令和6年1月1日となっているが、いつの出産分から対象となるのかとの質疑に対して、地方税法等の上位法が改正されたことによる全国統一の改正であり、令和6年1月1日の施行日に向けて、各市が同様の条例改正を行うこととなり、財源についても国が措置するものである。また、対象者は令和5年11月の出産分からとなるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第79号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、項番にずれが生じたため改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第78号及び議第79号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第78号、議第79号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第80号から日程第11 議第85号

○議長（宮原将志君） 次に日程第7、議第80号から日程第11、議第85号までを議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第7、議第80号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議第85号財産の取得についての議決内容の一部変更についてまでの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第7、議第80号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提案理由は、本市の誘致企業に対して支給している補助金の交付要件等を緩和するため、条例の一部を改正するもので、文言の整理に伴うものです。

現行の条例では、賃貸の場合の要件、例えば、土地を借用し、新たに建物を建設する場合は、操業開始までに期間的に余裕がないため、現在のような資材高騰や資材の入荷遅延が発生するような状況では、土地借用から1年で操業開始が非常に厳しい状況です。よって、要件を緩和し、土地の購入の場合と同様に、土地借用後1年以内の工事着手であれば工場等建設補助金の対象とするものです。

この条例は公布の日から施行するものです。

委員から、改正前の条例では、1年以内に操業を開始した場合と記載があるが、今回の改正案ではそこが外れている。着手をしても操業が1年から2年後に延びる可能性があると思うが、そこはどうか考えられているかとの質疑に対し、操業開始が1年以内にはなかなかできないというところを改正するための改正となることから、着手をした場合は該当するということになるとの答弁があっています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第81号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、提案理由は、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の指定管理者制度導入に必要な規定の整備その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものです。

現行第5条「ものとする」を削除し、文言の整理と、現行第6条の次に、右側の改正後第

7条を新たに加えるものです。この追加は、指定管理者制度導入に伴い、指定管理者の権限について新たに定めるものです。

別表は第8条関係で、温泉施設や会議室等の使用料金等を改定するもので、「中学生以上350円」を450円に、「3歳以上中学生未満100円」を250円に、現行の料金は旧国民宿舎からのもので、近隣の温泉施設の利用料金等と比較検討し、均衡を考慮して料金の改正を行うものです。また、温泉施設の「回数券15回」を11回に、「中学生以上3,500円」を4,500円に改正するものです。これは、これまでの回数券の発行枚数から、一般的に適正な枚数を考慮し、改正を行うものです。その他の温泉施設についても、基準額に加算し、改正するものです。

次に、7サテライトオフィスの表に、改正後としまして「オフィス5 1部屋1月1法人9万円」を新設してあります。これは、現在入居されているHit-Bizの場所ですが、指定管理となることで、このオフィスも利用料金を設定し、指定管理者に支払う必要が出てくることから、面積等について、現在のサテライトオフィス1とサテライトオフィス2から4の中間の広さであるため、料金についても中間の設定を行ってあります。

この条例は、附則で、規則で定める日からの施行となっているとの説明がっております。

審査の過程において委員から、指定管理をする目的は、指定管理は温泉施設が復旧してからののか。指定管理者の募集方法はプロポーザル方式になるのか、また、球磨川くだりの運営が厳しいという中で、球磨川くだりが運営していくという考えはなかったのかの質疑に対して、効果的、効率的な施設の管理運営をするため、一括した指定管理者制度の導入を目指しているもの。もともと令和2年7月豪雨前から検討をしていたが、今年度認めていただいた温泉施設が復旧中であるため、それらを含めて具体的に指定管理を進めているところである。来年度の4月を目処に、指定管理は考えている。温泉施設の復旧も、予定では今年度中に終わる予定であることから、それを見据えた指定管理となる。指定管理者の募集方法はプロポーザルでの募集を予定している。球磨川くだりでの運営だが、一般公募をした場合に球磨川くだりが手を挙げてくるということであれば、他の業者と平等に扱う必要はある。現在、役員会等では本業の経営再建を優先するという事になっている。

今後、修繕箇所が出てきた場合、市が負担する部分と指定管理者が負担する部分とあると思うが、基準等はあるのか。修繕金額等の基準を設けておかないと、自然災害は全部市が負担する等になってくると思うとの質疑に対して、指定管理者の管理上の責めに帰すべき事由については、指定管理者が行う。また、市の責めに帰すべき事由については、市がするという事になっており、具体的な金額等は定めていない。正式に指定管理を結ぶ場合には、基準を改めて定めていきたいとの答弁がっております。

近隣の温泉施設は、どこと比較しているのか。くまりばの温泉施設は何があるのか。条例改正を行う場合、入浴料は確実に上がるのかの質疑に対して、参考にした温泉施設は、公営の温泉が8か所あるが、その平均が大人で430円、子供料金が240円だった。民間では、600

円以上の温泉施設を除いた市内の温泉施設と比較している。平均が、大人が340円、子供が200円だった。くまりばの温泉施設は原型復旧となるが、空調設備も入れ、トイレや器具等は全て新品となる。指定管理となると、指定管理者が基準額の0.5から1.5の範囲の中で使用料を決めることができることになっているが、本市では近隣の温泉施設との均衡を取ったところでの基準額を定めている。

入浴料は、中学生以上でいきなり100円上がるが、これは段階的に上げることはできなかったのか。70歳以上は50円引きにするなど、よその温泉施設もやっていることからそういう取組も検討してほしいが可能かの質疑に対し、くまりばの温泉はシャンプーやボディソープなど以前から備えている。また、人件費の抑制のため券売機も購入する。今回のリニューアルを機に、近隣の温泉施設との均衡を取った金額とさせていただいた。今後、客層がどうなるか分からないが、以前は70歳以上の方がほとんどだった。また、管理上、簡素化していこうということで券売機も導入することから、管理上のことを考えると一律にさせていただければと考えているとの答弁。

くまりばは、内湯だけでこの価格に持つていくのは厳しいのでは。また、1階から入場できないという部分もあることから、400円というのが妥当ではないかと思うとの意見がありましたので、翌日の20日に引き続き審査することとし、この日の審査は保留としました。

翌日20日の審査では、入浴料及び回数券について、委員会で修正案を提出することを協議し、翌日の21日に引き続き審査することといたしました。

翌日21日の審査前に、牛塚副委員長から、会議規則第67条の規定に基づき、修正案の提出が委員長になされたので、まず、この修正案について審議することについて委員の了承を得て、審査に入りました。

修正案に関する資料はお手元に配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

条例案の修正案は次のとおりです。議第81号人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の一部を、次のように修正する。

別表の1温泉施設の表の改正規定中「450円」を「400円」に、「250円」を「200円」に改め、同表の2温泉施設（回数券）の表の改正規定中「15回」を「11回」に、」を削るものです。

委員会としては、まず提案がありました修正案について委員に諮り、全員異議なく修正案について認めることに決しました。次に、修正箇所を除く原案について諮り、全員異議なく修正部分を除く原案について認めることに決しました。

次に、日程第9、議第82号人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてですが、相良町に建設中の災害公営住宅を、市営住宅として追加することに伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第84号土地の処分については、1件5,000平米以上であって予定価格

が2,000万円以上の土地を処分するときは、地方自治法第96条第1項第8号、並びに人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要となっていることが提案理由です。

去る8月23日、株式会社ランバーやまとと本市との間で、人吉中核工業用地に関する土地売払いの仮契約を締結。処分する土地については、人吉市上漆田町字孫四郎3379番80ほか10筆、地目は雑種地で、面積としまして3万1,897平方メートルです。処分価格につきましては、2億1,370万9,900円です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第85号財産の取得についての議決内容の一部変更についてですが、第3取得予定価格中「24億7,392万7,298円」を「25億7,953万2,208円」に改めるものです。

変更理由は、資材や労務費の高騰インフラスライドに対応するための費用、遠隔地からの労働者確保に対応するための費用、工事の設計変更に関する費用、各種申請手数料に関する費用などに伴うものです。

審査の過程において委員から、遠隔地からの労働者確保は契約書ではどうなっているか。地中埋設物撤去の追加、内部床材仕上げの変更、外構フェンスの仕様変更などあるが、変更となる理由はとの質疑に対し、売買契約書では遠隔地に関する取り決めごとは記載されていない。契約書に定めがない事項については、契約書の第26条に、甲乙協議の上、定めることとすると記載をしているため、この条項により変更している。地中埋設物撤去については、既存のコンクリート構造物が出てきたことによる撤去費用。内部床材仕上げの変更は、内部フローリングを貼った後に塗装をして仕上げるが、その塗料の仕様変更をしたもので、当初は、設計事務所の意向で木質感をさらに出すよう浸水性がある塗料を予定していたが、メンテナンス費用を抑えたいことから、浸水性ではなく撥水性の塗料に変更することによる増額である。外構フェンスの仕様変更は、近隣住宅に面するフェンスを、一律メッシュフェンスで計画していたものを、近隣住民の意向により目隠しフェンスに変えるもの。これは室内を見えなくするために対応するものであり、近隣住民に対しプライバシーを確保するために変更したもののとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

採決は、分割して行います。

まず、議第80号について採決いたします。

お諮りいたします。議第80号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第80号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第81号について採決いたします。採決は、起立採決といたします。

議第81号に対する経済建設委員長報告は一部修正がありますので、まず、その修正に係る部分について議事を進めます。

お諮りいたします。経済建設委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、経済建設委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決されました部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正議決されました部分を除く、そのほかの部分について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立全員。

よって、修正議決されました部分を除く、そのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議第82号、議第84号及び議第85号の3件について採決いたします。

お諮りいたします。議第82号、議第84号及び議第85号の3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号、議第84号、議第85号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第66号

○議長（宮原将志君） 次に日程第12、議第66号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第12、議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款、第3条地方債の補正につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3億5,249万8,000円を増額し、歳入予算の総

額を224億6,302万9,000円とするものです。

主なものとしまして、11款地方交付税1億7,713万3,000円の増額補正、そのほか、15款国庫支出金6,597万5,000円、16款県支出金3,153万9,000円の増額補正となっております。

令和2年7月豪雨による、災害公営住宅等のコミュニティ形成支援事業や、被災者の心身の健康上の課題を調査し、調査結果を踏まえて健康相談や訪問等の必要な支援につなげるため、18才以上の応急仮設住宅入居者を対象に実施します「こころとからだの健康調査」に対する補助金等が含まれております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第12、議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

第2表債務負担行為補正、情報系パソコン等機器リース料は、現在使用の情報系パソコンとプリンター機器を、令和4年度でリース終了した後も継続使用を行っておりますが、機器の故障頻度が増えたことや、機器のスペックが古く、バージョンアップが必要なことからリプレースを行うため、債務負担行為を、貸借の期間を令和5年度から令和10年度までの6年間、及び限度額を設定するものでございます。内部事務システムリース料は、令和6年度でリース期間が満了する人事給与システムを再リースし、単体で運用しています財務会計システムと連携させ、併せて、新たに庶務管理システムや文書管理システム、電子決裁システムを導入し、全てのシステムの連携構築を行うことで業務の効率化を推進するため、債務負担行為を設定するものです。貸借の期間を令和5年度から令和11年度までの7年間、及び限度額を設定するものです。

歳出予算の主なものにつきましては、1款、1項議会費の増額補正は、議会備品等において、議会運営に係るペーパーレス化と利便性の向上を図るための議会用タブレット端末導入に係る経費でございます。議会中継配信システム更新委託料は、システム機器の作動が不安定となっていることから、機器を新しく更新するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、くま川鉄道経営安定化補助金の増額補正は、令和4年度鉄道事業の経営損失額に相当する経費について助成を行うものです。

9款、1項消防費、備品購入費、消防団備品で、歳入の消防団国庫補助金（消防団設備整備費補助金）の内示に伴うもので、チェンソー使用時の安全用防護衣を購入するものです。

10款教育費、1項教育総務費、委託料の増額は、市内の中学生を対象として行う「命を大

切にする教育フォーラム」委託料等でございます。2項小学校費、1目学校管理費では、消耗品費、令和6年度新入学児童祝品の算数セット購入の費用等です。3目学校建設費では、委託料、老朽化が進んでいる東間小学校及び大畑小学校の体育館の屋根を改修するための設計業務委託料。工事請負費、大畑小学校体育館トイレの洋式化に伴う改修工事費です。3項中学校費、1目学校管理費、備品購入費は、第二中学校の給食準備室の牛乳保冷庫が古くなっており、これらの更新費用等です。4項社会教育費、2目公民館費は、東間コミセン玄関前ひさしの改修と、同コミセン敷地出入口の舗装の不具合を修復するための費用です。

なお、東間コミセンについては現地視察を行っております。

5目文化財保護費の増額は、人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託料、九日町のえびす神社保存修理事業に対する市の助成金などです。5項保健体育費の主なものは、12月に実施を予定しております人吉駅伝大会に係る経費等です。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費は、人吉城歴史館の復旧に係る費用等です。

13款諸支出金、2項基金費、人吉市学校教育振興基金費の増額補正は、同基金に対する寄附金を基金へ積み立てるものです。

審査の過程において委員から、令和6年度新入学児童祝品として算数セットを購入されるが、新入学児童の見込み人数はどれくらいかとの質疑に対し、令和6年度新入学児童数は240名を見込んでいるとの答弁。東間小学校と大畑小学校の体育館の屋根の改修は、いつ着工するのかとの質疑に対し、令和6年度に着工の予定である。大畑小学校の体育館トイレ改修は、令和5年度に着工の予定であるとの答弁。九日町のえびす神社を移転することだが、移転先が減災となる理由は何かとの質疑に対し、移転先は現在地よりも高くなり、減災になるとの答弁。人吉駅伝大会の開催日時はいつかとの質疑に対し、今のところ、12月第2週の日曜日に実施を予定しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第12、議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の外灯設備電気料補助金について、委員から、被災町内会への外灯設備電気料補助金はいつまで継続されるのかとの質疑があり、令和5年度末までである。ただし、球磨川流域復興基金交付金を原資として行っている補助金であるため、この交付金が継続される場合は継続することもあるとの答弁がっております。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金の増額補正は、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金で、小規模介護老人保健施設の非常用自家発電設備整備に伴うものです。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童支援費の18節負担金、補助及び交付金の子ども食堂運営支援補助金について、委員から、どのような内容か、各団体に配食数等が異なるが、補助金額はどのようになるのかとの質疑に対して、これまでは熊本県が補助を行っていたが、市が代わって補助することになったもので、申請式の補助金である。市内には対象となる団体が13団体あり、それぞれに案内を行い、申請を促すこととしている。補助対象となるのは光熱水費や配送に係る燃料費であり、配食数に関わりなく開催回数に応じての補助となるとの答弁がっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料は、新型コロナウイルスワクチン秋接種に伴うシステム改修費用及び、個別接種に係る費用、受託医療機関へのワクチン配送に係る委託料等の増です。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、12節委託料の増額補正は、災害時に指定避難所において、聴覚や視覚障害者の方が防災用スカーフを身に付けていただくことにより、支援が必要な方に対しスタッフが配慮し、障害がある方が安心して避難所で過ごすことができるよう、障害者用防災スカーフを製作するものです。

委員から、障害者用防災スカーフの製作をされるが、障害の内容に合わせて色を変えたりするのかとの質疑があり、スカーフの4隅に「目が不自由です」、「耳が不自由です」、「配慮をお願いします」という文字があり、必要な面を表にして背中にはおって使用する。文字が分からない方でも判断できるように、色を3色にして色で判別できるようにしているとの答弁がっております。

債務負担行為の補正につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、第3期人吉市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、その業務委託について債務負担行為を設定するもので、委託の期間及び限度額を定めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第12、議第66号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を1,564万3,000円増額し、補正後の額を4億1,659万1,000円とするもの

です。1項農業費、1目農業委員会費、17節備品購入費は、農業委員の改選に伴い、3年に1回購入しています農業委員、農地利用最適化推進委員計25人分の作業服購入費です。3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金の耕作放棄地解消事業交付金は、耕作放棄地の解消による農業生産力を向上させるため、耕作放棄地の解消及び発生防止に向けた取組を行い、併せて担い手への集積を推進する事業で、農地の再生に対し、10アール当たり3万円、営農定着に対し、10アール当たり1万円を交付するもので、対象者は1人です。

委員から、耕作放棄地解消事業交付金の場所と面積はとの質疑に対し、場所は瓦屋町字鳥越となり、遥拝神社の下あたりに位置する。面積が4筆で、合計が6,178平方メートルと答弁がっております。

5目農地費、18節負担金、補助及び交付金の負担金の、農業農村整備調査計画費負担金は、鬼木地区の老朽化した農業用水施設パイプラインの改修に伴う調査計画作成費、及び北人吉地区の区画整理等の調査・検討に係る事業に対する負担金で、委員から、鬼木地区の老朽化した農業用水施設パイプラインの改修とのことだが、具体的にどのあたりになるのかの質疑に対し、現在、石綿管が埋まっているが、それを塩ビ管にやり替えるという作業になるが、その調査設計になる。場所としては、梢山の山際から九州電力あたりとなるとの答弁がっております。

2項林業費、2目林業振興費、18節負担金、補助及び交付金は、くまもと間伐材利活用推進事業補助金で、民有林の間伐材利活用拡大を図るため、くま中央森林組合へ流通経費等の一部を県費と合わせて補助するものです。

7款商工費を4,203万円増額し、補正後の額を11億2,041万3,000円とするものです。1項商工費、1目商工総務費、11節役務費の広告料は、ふるさと納税事務に係るシティープロモーション広告費です。

委員から、広告料は具体的にどういったものかの質疑に対し、ふるさと納税を増やすためのシティープロモーション費となる。インターネットで楽天ふるさと納税サイトという大手のサイトがあるが、そちらを利用して本市の魅力発信等を行っていきたくて考えており、期間は、寄附が多い10月から12月を重点的に行い、引き続き3月までを予定しているとの答弁がっております。

2目商工業振興費、12節委託料のシステム構築委託料は、令和5年度過疎地域持続的発展支援交付金事業を活用し、中小企業、小規模事業者及び企業創業予定者の経営支援を目的としたシステム、デジタルプラットフォームを構築するものです。5目まち・ひと・しごと総合交流館管理費の17節備品購入費は、先ほども述べましたように温泉施設再開に伴う備品を購入するもので、券売機の購入費等です。

8款土木費に7,190万1,000円増額し、補正後の額を50億9,899万1,000円とするものです。2項道路橋梁費、2目道路維持費、14節工事請負費は、市内一円の道路維持補修に係る工事

請負費です。3目道路新設改良費、14節工事請負費は、単独事業で実施します大塚桑木津留線石積補修工事で、去る9月1日に、当該工事予定箇所におきまして路肩が崩壊し、緊急的に対応する必要が出てきたので、国・県と協議をし災害復旧事業として実施する可能性が出てきたので、今後、災害査定を受け災害復旧事業として実施することになった場合は、補正予算の組替えにより対応することになるとのことです。6目交通安全対策費、14節工事請負費は、市内一円の防護柵、反射鏡等の交通安全対策関係工事の増によるものです。

委員から、交通安全対策関係工事では年間何箇所ほどできるのか。また、優先順位はどういったところで判断しているかの質疑に対して、去年は5か所ほどの整備を行っている。今年度も、町内会から要望があっている箇所、また安全点検等で対策として上がっている箇所について対応したい。優先度としては、交通量が多い場所から対応していきたいと考えている。今年予定しているところとして主なところで、下林南願成寺線の区画線の設置などを行う予定としているとの答弁がっております。

4項都市計画費、3目公園整備費、14節工事請負費は、球磨川堤防道路沿いの緑地舗装工事です。

委員から、堤防道路舗装工事の場所はどこになるか、なぜ公園整備になるのかの質疑に対し、あゆの里裏の堤防道路から鍋屋終わりくらいまでの区間になり、全長が105メートル、幅が2メートルで計画をしている。堤防の残地として残っている緑地帯で、市で管理することになっており、現在は国から依頼されて管理している。現在、ここは樹木が植わっていないところになるため、こちらを今回、舗装をしておいて国に返す計画をしているとの答弁がっております。

5項河川費、2目河川改良費、12節委託料は、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施します椿谷川橋梁詳細設計業務委託料です。

なお、こちらについては、現地視察を行っております。

次に、債務負担行為補正の追加ですが、まち・ひと・しごと総合交流館指定管理料は、まち・ひと・しごと総合交流館の温泉施設の再開に合わせ、令和6年度から同施設を指定管理による運営とするために債務負担行為を設定するもので、委託の期間及び限度額を定めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第66号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第13 議第67号及び日程第17 議第71号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第13、議第67号から日程第17、議第71号までを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第13、議第67号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第17、議第71号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの5件につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第13、議第67号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,723万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,586万8,000円とするものです。

歳入の、5款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）の減額は、雑入の第三者納付金を増額したことから、その相当額を普通交付金から減額するものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）の増額は、産前産後の国民健康保険税免除に対応するためのシステム改修に充てる分です。

9款諸収入、4項雑入、2目、1節一般被保険者第三者納付金の増額は、第三者納付金は、交通事故などの加害者に対し、被害者の医療費の保険者負担分を求償するもので、今回は第三者納付金の額が大きい案件があったことによる増額補正です。

次に、歳出の、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の増額補正は、第三者納付金の増額補正の5.1%を求償事務委託料として、国民健康保険団体連合会に支出するためのものです。2項徴税費、1目賦課徴収費、12節委託料の増額補正は、令和6年1月に施行予定の、産前産後の国民健康保険税免除に対応するためのシステム改修委託料です。

委員からの、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の特定財源を、国・県支出金からその他に組み替える理由はとの質疑に対して、歳入で計上している一般被

保険者第三者納付金、これは交通事故などの加害者に対し、被害者の医療費の保険者負担分を求償するものであるが、今回金額が大きな案件があったため、これを財源として組み替えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第68号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,452万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,785万8,000円とするものです。

歳入の、4款、1項、1目繰越金の増額補正は、前年度繰越金です。

歳出の、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金の増額補正は、令和4年度被保険者保険料負担金を精算するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第69号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,425万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,884万1,000円とするものです。

歳入の、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金の減額補正は、交付率の減によるものです。

次に、歳出の、5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の減額補正は、成年後見制度利用促進事業の市町村計画策定に係る費用に関し、地方交付税措置となることから、その部分を介護保険特別会計から減額し、同額を一般会計で組み直すものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第70号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴う人件費の補正です。

収益的収入及び支出の支出、1款、1項、1目原水及び浄水費の増額補正は、対象職員1名分の共済組合負担金の増額です。続いて、4目総係費の増額補正は、対象職員5名分の人事異動に伴う給与、手当等の補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第71号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人事異動に伴う人件費の補正です。

収益的収入及び支出のうち、支出を補正するもので、主なものとして、1款、1項営業費用、4目総係費、給料等の減額です。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の予定額を補正するもので、1款資本的支出の増額補正は、人事異動に伴う人件費の補正です。主なものとして、2目ポンプ場事業費の、給料、手当、法定福利費の増額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第67号から議第71号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第67号、議第68号、議第69号、議第70号、議第71号は、原案可決確定いたしました。

日程第18 議第72号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、議第72号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第18、議第72号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,637万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,155万9,000円とするものです。

まず、歳入ですが、1款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入を2億1,370万8,000円増額し、補正後の額を2億1,370万9,000円としております。これは株式会社ランバーやまとへの土地売払収入の増によるものです。

次に、3款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を266万7,000円増額し、補正後の額を466万7,000円としています。これは、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出ですが、4款、1項、1目予備費を2億1,637万5,000円増額し、補正後の額を2億1,749万1,000円としております。1節予備費2億1,637万5,000円増額は、不動産売払収入と前年度繰越金の補正額を、予備費として増額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第72号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

日程第19 陳第1号

○議長（宮原将志君） 次に日程第19、陳第1号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第19、陳第1号カルチャーパレス大ホール改修に関する陳情につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和5年6月9日に、カルチャーパレスを支える会、共同代表、多田喜一郎氏ほか4名から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容としましては、大ホールは、3年間も本来の芸術文化の発表や鑑賞の場として使用できておらず、大ホールの補修をせず休館を続けることは、貴重な市有財産の管理を放棄することになる。優れた演劇や音楽、子供たちの発表などの鑑賞や創造の機会が失われ、地域全体の文化の衰退を招くことを危惧する。早急にカルチャーパレス大ホールの改修に着手することを求めるものです。

陳情受理後、カルチャーパレスホール棟の改修状況や利用状況、稼働率、個別施設計画についてなど様々な調査を経ながら、委員会において慎重に審査を行なってきました。

また、カルチャーパレスを支える会の皆様と意見交換会を行い、様々な御意見をいただきました。

委員から、いつ頃までに市の方針を出すのかとの質疑に対し、今年度中に個別施設計画の見直しを行う。来年度には更新後の計画を示す予定であるとの答弁。今回、人吉市過疎地域持続的発展計画にカルチャーパレスの文言が追加されたが、どのような理由から追加されたのかとの質疑に対し、今後予想される大規模改修に備えて、財源を確保するために追加したとの答弁。用途はいつ頃までに立てようとされているのかとの質疑に対し、少なくとも今後5年間はきびしいと考えているとの答弁。大ホール改修に係るネットや電気設備の費用はどの質疑に対し、大ホールのネット改修の工事費は、令和2年に試算した際は6,000万円。それから3年経過し、二、三割増しの金額を考えたときに8,000万円はかかると思われるとの答弁。カルチャーパレスのホール棟に関するランニングコストで委託料が減っていたが、大ホールを再開することで委託料は増えるのかとの質疑に対し、大きく変わってくるのは、清掃に関する委託料が上がってくるとの答弁。カルチャーパレスの稼働率はどれくらいかとの

質疑に対し、使用していたときの大ホールの稼働率は11から16%を推移していた。現在の小ホールの稼働率は22から23%であるとの答弁がありました。

意見としては委員から、人吉市が球磨圏域全部のために急いでというのは、現実的にどうなのか。市の方針が決まってない中で、どうするか悩ましいところだが、建て替えたほうがいいと思う。5年・10年・15年と、このままでいくのであれば、ネット改修はいいと思う。趣旨採択でいいと思う。

県南で八代市の厚生会館もなくなるという状態もあるので、県に設置いただくような強い要望を議会からやって、県南の文化振興のためにやっていったほうがいいと思う。5年・10年というのは、今の小学校1年生が中学校まで終わることになる。その期間に、人吉市には発表する場がない、芸術を味わう場所もない、それでいいのかと思う。可能な限り使える状態にして、市民の皆さまに文化芸術を提供する場をつくらないといけないと思うので採択に賛成する。

建て替えるのが最善の策ではないかと思うが、予算的にも厳しいので、早く使えるように、20年耐用年数も残っているので、20年を有効活用するためにネット改修を行い、使えるようにしたほうがいい。趣旨採択で進めていただきたい。

陳情の内容も改修ということで、ネットも含めて言われていると思うが、意見交換会を行って意見をお聴きし、ネット改修は必要だと思う。ただ、予算的にも約1億円はかかる。陳情に対して気持ちは非常に分かるので趣旨採択でいいと思う。できるだけ早く市の方針を示していただきたい、などの意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。陳第1号について、総務文教委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、陳第1号は、趣旨採択とすることに決しました。

日程第20 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第20、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、令和5年6月定例会中の6月28日に発足し、同日に第1回特別委員会を開催して正副委員長選出し、閉会中の7月21日に第2回目を、9月5日に第3回目を開催しておりますので、実質審議となった2回目以降から、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

第2回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和5年7月21日金曜日に開催いたしました。この特別委員会では、復興まちづくり及び球磨川水系の治水・防災対策に関する諸問題の調査を目的とすることとし、審議事項の1点目、調査事項については、1、復興まちづくりについて、2、球磨川水系流域治水プロジェクトについて、3、各種自然災害の防災対策についてを行うこととし、その他に、市民との意見交換会を実施し、得られた意見をもとに、政策提言及び要望を積極的に実施することとしております。

2点目は、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について、執行部より進捗及び変更点などについて説明があり、審議。

委員から、相良町に建設される災害公営住宅の入居が来年7月になるという話を聞いたが、本当かとの質疑に対し、スケジュールどおり進んでおり、延びるということはないと答弁がっております。

また、中神遊水地及び大柿遊水地の現況について追加説明があり、初めて中神遊水地についてのイメージ図が提示されております。

3点目の、人吉市復興まちづくり計画の進捗については、青井地区、中心市街地地区の都市再生整備計画事業におけるイメージなどについて、執行部より説明があり、審議。

委員から、住民への事業説明会を開くということだが、中途半端な情報提供があると誤解を招き、事業自体がずれ込んでしまう。そのことを念頭にしたスケジュール管理かとの質疑に対し、比較的無理のない形でお示ししている。住民に誤解を招かないような形で、適切な時期でお示しすると答弁がっております。

また、国道445号の拡幅によって郵便局前の商店などは全部立ち退きになるのかとの質疑に対し、現時点で、県からの具体的な案は聞いていない。道路の重要性、緊急輸送道路としての位置づけや観光的にも重要であるので、道路の目的や役割をしっかりと説明しながら御理解いただくように説明をしていただくよう、県に伝えていくとの答弁がっております。

また、計画に対する受け止め方には市民とのギャップがあるなどの意見がありました。

次に、第3回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和5年9月5日火曜日に開催いたしました。審議事項は、1、中川原公園災害復旧事業の進捗について、2、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区、中心市街地地区について審議いたしました。

まず、中川原公園災害復旧事業の進捗について、執行部から説明があり、委員から、仮設トイレは移動式か、固定式か。流れを阻害するものは設置しない計画ではなかったのかとの質疑に対し、トイレは移動式だが、しっかりとしたものを設置し、出水期にはどうするかも含めて検討しているとの答弁。

また、公園としての利用対象者は、人吉市民なのか、観光客なのか。4WD車などの進入による芝などの自然破壊をどう防ぐのかとの質疑に対しては、車止めや看板を設置し、注意喚起する。また、今後実施する住民説明会やワークショップでの意見を踏まえ、変更の可能性も含め、整備には川まちづくり支援制度なども活用し検討していくとの答弁がっております。

そのほか、公園駐車場での事故や災害などが発生した場合の責任問題も念頭に、今後も都市公園として管理していくのか。できる、できないを含め、別途条例の制定が必要ではないか検討いただくよう要望がっております。

引き続き、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、まず、青井地区で8月23日に開催された第7回青井復興まちづくり推進委員会の資料を用いて説明があり、都市再生整備計画案については、範囲を、被災市街地復興推進地域に人吉駅周辺を含めた面積約22.9ヘクタールとしていること、土地区画整理事業や避難路整備などの基盤事業に加え、都市再生整備計画や関連事業、社会実験などによるソフト事業などが連携しながら進めていくこと、下青井復興まちづくり座談会を通して寄せられた町の風景や町並みの形成方針、公園の整備方針などについて、意見の分析と所見の整理を行い、方向性を整える予定であると執行部より説明がありました。

委員から、都市再生整備計画区域はどのように決めたのかとの質疑に対し、まずは被災市街地復興推進地域をメインに決めた。さらにエリアを拡大していく予定である。これは、5か年間で第1期の計画であり、エリアの見直しも可能であるとの答弁がっております。

次に、中心市街地地区について、8月25日開催の中心市街地復興まちづくり推進委員会の資料を基に、青井地区同様に都市再生整備計画の活用を考えており、被災市街地復興推進地域を核とし、プラスして球磨川沿いのエリアを含めた約9.7ヘクタールを範囲としていること、実施予定の事業では、都市再生整備計画事業による整備、土地区画整理事業、避難路整備事業などの関連事業、にぎわい創出を図るために公共空間の有効利活用を探る社会実験を計画していること、また、土地区画整理事業区域外では、交流・文化の場として位置づけているうぐいす温泉周辺の整備や、戸別訪問による調査結果などについて報告があり、泉田川の整備方針や一体的となる公園の災害時の考え方について詳しく説明がっております。また、山田川河川整備については、現況の形状と新たに整備される堤防や護岸などの形状について、また、今後のスケジュールについて説明がありました。

委員から、うぐいす温泉の周辺整備計画では、建設するものを先に決めるのか、土地の協

力が先なのかとの質疑に対し、まずは住民説明会などで住民の皆様の意見を聞き、どれだけの面積が確保できるかを見極めた上で、上物のしつらえや建物を検討し、平場の確保ができた段階で、再度、住民の皆様から御意見をいただく必要があるとの答弁。

また、山田川整備事業の住民説明会の対象者はとの質疑では、沿線沿いの御町内の方に呼びかけをされている。出町橋から五十鈴橋までの区間の町内であると答弁。

さらに、山田川河川整備は県の管轄で、大事業になると思うが、何年ほどの計画なのかとの質疑に対し、今のところ把握していないとの答弁があり、委員から、県に確認していただくよう要望が出ております。

以上、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第21 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和5年8月25日金曜日午後2時から開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、10番、椎葉弘樹議員（湯前町）、11番、西靖邦議員（湯前町）が指名されました。日程第2、会期の決定では、議会運営委員会委員長報告の後、会期は本日8月25日、1日限りと決定されました。日程第3、行政報告では、令和5年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、議案第10号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、認定第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この2件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第10号について、執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。日程第5、認定第1号では、会計管理者から決算書の補足説明及び代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、追加日程第1、令和4年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、委員8名を選出した後、令和4年度決算特別委員会が設置され、決算の認定について、同委員会に付託されました。同委員会委員には、川上紗智子議員（人吉市）、宮崎保議員（人吉市）、源嶋たまみ議員（多良木町）、椎葉弘樹議員（湯前町）、杉野久志議員（水上

村)、田山淳士議員(五木村)、中村龍喜議員(山江村)、永椎樹一郎議員(球磨村)が指名されました。第1回決算特別委員会が開催され、委員長に田山淳士議員(五木村)、副委員長に川上紗智子議員(人吉市)が互選されました。日程第6、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会委員長及び令和4年度決算特別委員会委員長から申出書が出されまして、申出のとおり了承されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することが決定されました。

閉会前に、10月改選の五木村、木下丈二村長から挨拶がありました。

以上をもって、議会を閉会いたしました。

以上、令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告を終わります。

日程第22 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長(宮原将志君) 次に、日程第22、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

8番。平田清吉議員。

○8番(平田清吉君)(登壇) 日程第22、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和5年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、令和5年8月21日月曜日午後2時から、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第1、会期の決定では、令和5年8月21日、1日間のみとし、日程第2、会議録署名議員の指名を行いました。

日程第3、議案第1号令和5年度人吉下球磨消防組一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,834万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,328万円とするものです。歳入の主なものは、消防本部中央消防署庁舎移転に伴う地方債、緊急防災・減災事業債の補正及び財政調整基金繰入金の補正、並びに前年度繰越金に伴う補正です。歳出の主なものは、消防本部中央消防署庁舎移転に伴う事業委託料及び予備費に計上するものです。議案第1号につきましては、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

日程第23 議員派遣について

○議長(宮原将志君) 次に、日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付してありますよう福屋法晴議員を派遣

することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、福屋法晴議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第10号令和4年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、報第11号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第86号及び報第10号、報第11号

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（徳澄賢次君）（登壇） 皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。A4縦の冊子で、厚いほうは令和4年度歳入歳出決算書、薄いほうは令和4年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA4横の冊子が令和4年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、それから、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額259億4,209万8,909円、調定額247億1,842万7,677円、収入済額228億4,064万1,727

円、不納欠損額2,615万3,800円、収入未済額18億5,169万8,544円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は88.04%、調定額に対する収入済額の割合は92.40%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款市税、1項市民税の収入済額には、未還付額5万9,194円、3項軽自動車税の収入済額には、未還付額7,200円が含まれております。

続いて、歳出でございます。5ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄を御覧ください。予算現額259億4,209万8,909円、支出済額217億340万1,913円、翌年度繰越額24億4,754万3,748円、不用額17億9,115万3,248円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は83.66%でございます。なお、右下の括弧内に、支出済額についての補足説明を記載しております。3款民生費、2項児童福祉費の支出済額には、返納を要する額85万9,170円が含まれております。3款民生費、3項生活保護費の支出済額には、返納を要する額2万1,000円が含まれております。

1ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。下から2段目、歳入歳出差引額は11億3,723万9,814円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

では、6ページをお開きください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額42億390万1,000円、調定額44億7,489万807円、収入済額42億1,602万2,147円、不納欠損額3,403万9,315円、収入未済額2億2,489万9,045円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.29%、調定額に対する収入済額の割合は94.22%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款、1項国民健康保険税の収入済額には、未還付額6万9,700円が含まれております。

続いて、7ページをお開きください。歳出合計の予算現額42億390万1,000円、支出済額38億7,847万6,229円、一列飛ばして不用額3億2,542万4,771円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は92.26%でございます。

6ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は3億3,754万5,918円となっております。

次に、8ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入合計の予算現額8,000円、調定額と収入済額は同額の3,584円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は44.80%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、9ページをお開きください。歳出合計の予算現額8,000円、支出済額3,584円、一列飛ばして不用額4,416円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は44.80%でございます。

8 ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額6,339万7,000円、調定額と収入済額は同額の6,568万8,254円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は103.61%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出合計の予算現額6,339万7,000円、支出済額6,102万577円、一列飛ばして不用額237万6,423円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は96.25%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は466万7,677円となっております。

次に、12ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額45億9,751万4,000円、調定額46億1,499万4,762円、収入済額46億119万4,754円、不納欠損額411万2,583円、収入未済額1,004万1,425円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.08%、調定額に対する収入済額の割合は99.70%でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、1款保険料、1項介護保険料の収入済額には、未還付額35万4,000円が含まれております。

続いて、13ページをお開きください。歳出合計の予算現額45億9,751万4,000円、支出済額42億1,257万1,596円、一列飛ばして不用額3億8,494万2,404円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は91.63%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は3億8,862万3,158円となっております。

次に、14ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額5億9,609万円、調定額5億9,496万2,761円、収入済額5億9,144万6,900円、不納欠損額33万4,500円、収入未済額350万4,761円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.22%、調定額に対する収入済額の割合は99.41%でございます。なお、右下の括弧内に記載をしてしておりますが、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額32万3,400円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出合計の予算現額5億9,609万円、支出済額5億7,691万9,626円、一列飛ばして不用額1,917万374円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は96.78%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,452万7,274円となっております。

次に、16ページをお開きください。公共用地先行取得事業特別会計でございます。歳入合

計の予算現額7,700万2,000円、調定額と収入済額は同額の7,700万円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.00%、調定額に対する収入済額の割合は同じく100.00%でございます。

続いて、17ページをお開きください。歳出合計の予算現額7,700万2,000円、支出済額7,691万1,124円、一列飛ばして不用額9万876円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.88%でございます。

16ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は8万8,876円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の18ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の235ページから、基金運用状況調書は、同じく255ページからとなっております。併せまして、別冊で、令和4年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、及び令和4年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。私のほうから、報第10号令和4年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告と報第11号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして御説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

継続費の精算報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費に係る事業年度が終了しましたので、その会計年度における決算の関係書類、主要な施策の成果報告などと併せて市議会に報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらが報告書になります。報告をします事業は、平成29年度から令和4年度までの6か年の継続事業として実施してまいりました市庁舎建設事業（建設工事監理業務委託、本体工事、附帯工事、水路付替え、西間別館改修等）でございます。事業費の各年度の予定額は、全体計画の年割額の欄で、平成29年度が2億1,800万円、平成30年度が20億9,646万2,000円、令和元年度が1億円、令和2年度が9億5,686万円、令和3年度が15億885万円、令和4年度が1,500万円の合計48億9,517万2,000円と定めております。これにつきまして事業を実施しました結果、中ほどの実績の支出済額の欄になりますけれども、平成29年度が1,309万円、平成30年度が2億5,581万3,565円、令和元年度が17億9,184万7,462円、令和2年度が821万8,605円、令和3年度が25億8,379万4,438円、令和4年度が1億9,191万9,447円の合計48億4,468万3,517円と確定をしたところでございます。なお、

その財源につきましては、支出済額の右のほうに地方債と一般財源の額を記載しております。

市庁舎建設事業の主な財源であります一般単独災害復旧事業債につきましては、後年度の公債償還額の最大85.5%が普通交付税の基準財政需要額に算入される見込みとなっております。その額を考慮しました、いわゆる一般財源で償還する額につきましては、庁舎建設等基金、こちらは令和3年度末で約6億7,677万円ございますけれども、この基金を活用しながら償還を行ってまいりたいと考えております。

以上が、継続精算報告の概要でございます。

続きまして、報第11号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして御説明を申し上げます。

お手元の議案書の4ページをお願いいたします。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められました健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。1、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、令和4年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値はなしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の比率でございます実質公債費比率は6.9%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は15.9%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の2、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、5ページから12ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（宮原将志君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまの議第86号令和4年度入吉市歳入歳出決算認定についての提出に伴いまして、令和4年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 令和4年度決算特別委員会の設置について

○議長（宮原将志君） お諮りをいたします。名称は、令和4年度決算特別委員会、委員数は8名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、令和4年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

令和4年度決算特別委員会委員に、松村太議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、大塚則男議員、平田清吉議員、井上光浩議員、本村令斗議員、田中哲議員、以上8名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました令和4年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第86号は、令和4年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、令和4年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま令和4年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に平田清吉議員、副委員長に本村令斗議員が選任されました。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び令和4年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があつております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和5年9月第5回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第73号	令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第74号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため

	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第4号	九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	インフラ整備（道路等）の維持に関すること	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○令和4年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第86号	令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第1号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第1号

○議長（宮原将志君） 提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によって代えさせていただきます。

（意見書（案） 朗読）

意見第1号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどに伴う免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。また、带状疱疹による神経の損傷によって、発疹が消えた後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。

この带状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、接種費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチン接種に係る助成制度の創設及び予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
厚生労働大臣	武見 敬三 様

意見第1号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定により意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月26日

人吉市議会議長 宮原 将志 様

提出者 人吉市議会議員

川 上 紗智子	徳 川 禎 郁
平 田 清 吉	大 塚 則 男
福 屋 法 晴	井 上 光 浩
村 上 恵 一	牛 塚 孝 浩
豊 永 貞 夫	松 村 太
池 田 芳 隆	宮 崎 保
西 信八郎	本 村 令 斗
田 中 哲	

以上でございます。

○議長（宮原将志君） これより質疑を行います。本件について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

意見第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮 原 将 志

人吉市議会議員 牛 塚 孝 浩

人吉市議会議員 宮 崎 保